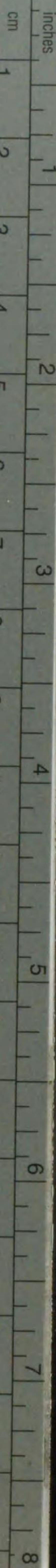


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

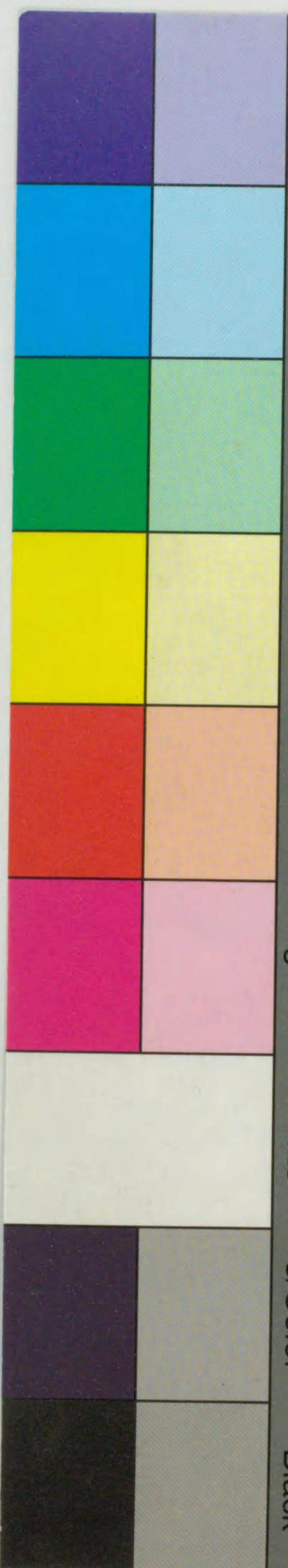
Red

Magenta

White

3/Color

Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak

577

8

〇 複写

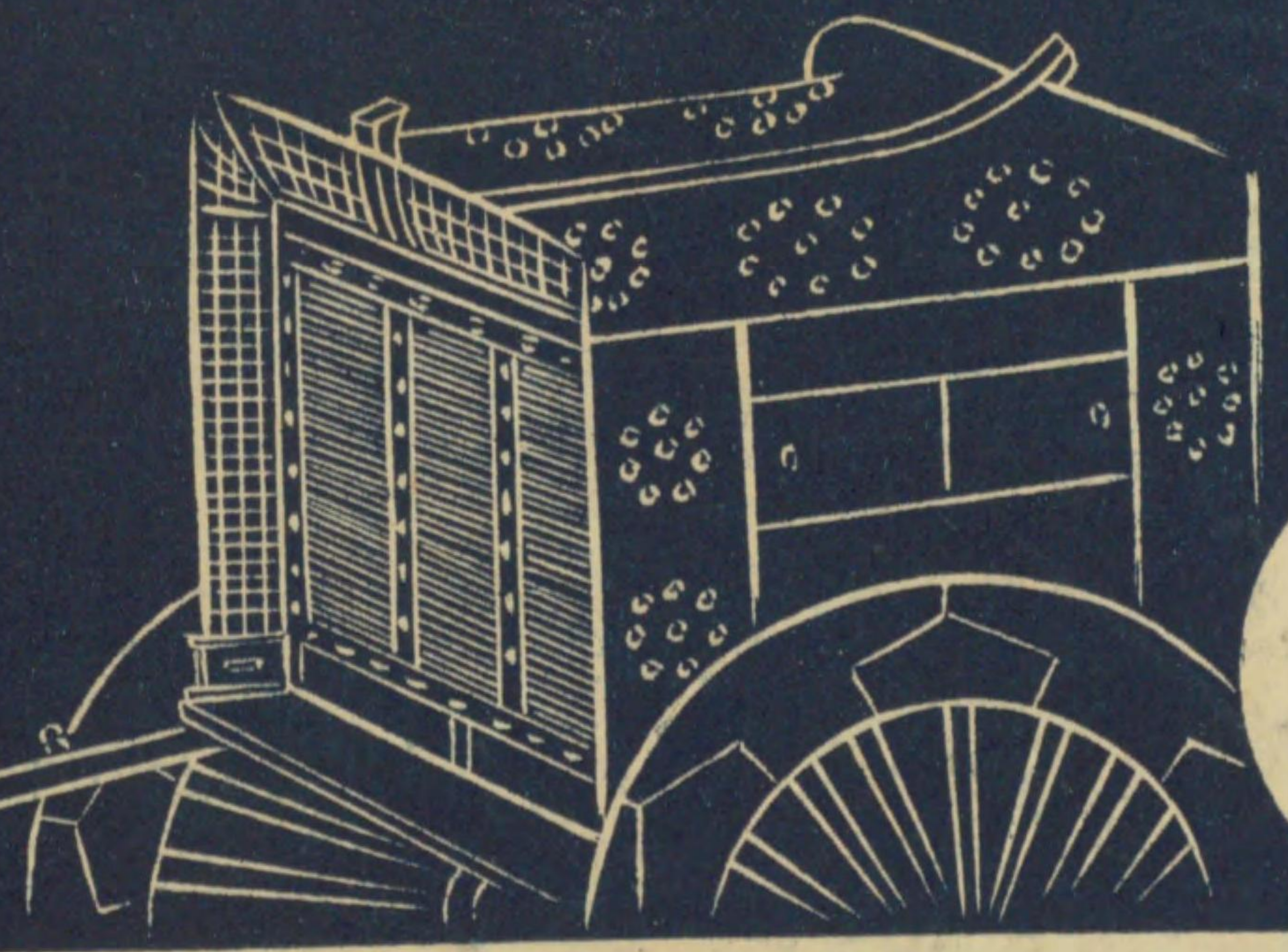
577-8




1200501520290



HP 77









エトP97



國史大辭典

増補  
表





# 國史大辭典増補

## 凡例

- 一、増補訂正は、本文に於て之を施すべきものなれども、意の如くならざる事情ありて、姑く別冊に收むる事となしたり。
- 一、増補訂正すべき項目は、かゝる小數に留らざると雖も、短日月の間に、之を了ること困難なるを以て、専ら重要な事項のみを撰擇せり、編者は近き將來に於て、根抵より大改訂を加へ、全く面目を一新せん事を期す。
- 一、増補の項目中單に「何々」を見よ、或は參看とあるは、本文の欄に掲載したるその項目を見よ、或は參看すべしとの意なり。
- 一、増補訂正に際し、澤田章、岩橋小彌太、入田整三、谷川磐雄、曾根研三、宮良當壯の諸氏は、或は資料を供給せられ、或は注意と助力とを與へられたり、謹みて謝意を表す。

大正十四年九月

編者識す

國史大辭典増補



# 國史大辭典増補

アヲホフシ 青法師 力者(リキシヤ)

を見よ、

アヲヤ 青屋 同義江戸時代における

賤民の、藍を以て物を染めることを職業とするものにて、藍染屋ともいふ、即ち染物業者にて、紺屋、紺屋と同じ。藍染屋なる稱呼は早く三好記に見ゆ、即ち「あをやと申す者はばけものにて候を、年寄より外不存候、人間は生れぬ先の事は、正しく不存候故に、化けて人交り仕り候」といひ、「えつた皮毛物に成して、青物染と申事仕り候」など見えて、穢多と同一視されたども、同書にはまた青屋四郎兵衛の子大太夫といへる者は三好長者の小姓となり、又長者の家臣山井圖書が青屋を待に取立てし事あるを見れば、當時一般に青屋を嫌悪せしにあらざると知るべし、然れども戦國時代之を賤むの風が、或一部に行はれしは、三好記によりて明かなり、江戸時代に至り京都地方にありては特に之を賤み、穢多頭下村勝助統率の下に、穢多と共に二條城の

アヲホーアヲヤ

掃除人足を勤めたりしが、後之を免し、京都町奉行に屬して牢屋外番、死刑囚の取片付、處刑者の看視等の任に當らしむ、是を青屋役といふ、京都御役所向大概覺書によれば、此青屋役を勤むるは洛中洛外及び江州の青屋なりき、雍州府志に「青屋、元穢多之種類也」といひ、藝苑日抄に「如浴肆藍染屋、亦之屠戸」とあるにて、世に賤しめられしを知るべし、然れども彼等は、穢多が特殊部落を爲せるに反して、町家に散在したれば、賤民とはいへ、穢多非人の如くにはあらざりしを窺ふに足らん、かく青屋が世人から賤められしにつきては、倭訓栞に「藍屋を賤むは大方等陀羅尼經に、不得藍染屋往來といふ制度あるによれりといへり、青を染むるには多く蟲を殺すといふ事、薩婆多論に見えたり」とあり、此説は谷響集に基けるものにして、多く蟲を殺すことが、佛教の殺生戒に背くとすにありしが如し、いまだ其是非を知らず、然れども彼等が京都附近において、穢多と同視せられし賤民たりしことは事實なりき(民族

アヲヤ

と歴史) アカモノノツカサ 贓贖司 「ザウソクシ」を見よ、

アサマノジンジャ 淺間神社 「セ

ンゲンジンジャ」を見よ、

アシウラ 葦占 葦を用ひて吉凶を判

する占法をいふ、新撰姓氏錄に、「和泉國皇別葦占連、大春日同祖、天足彦押人命之後也、和泉國神別巫部連」とあり、葦占連は、石占忌寸が足占のとなを掌れるが如く、葦占を世職として朝廷に奉仕するものなるべければ、當時かゝる占法の行はれしとは明かなり、其方法は今にして之を知るべからずといへども此遺風なりと思はる、後世の民間信仰によりて之を推測するを得べし、甲子夜話續編を按ずるに、享保三年東南洋の無人島に漂着せる遠州の船頭甚八郎口上書を載せたり、之によれば甚八郎等が漂着後二十二年目に十八人乗の大坂船一艘もまた此島に漂着せるより、其船に乗じ歸國せんことを議したる條に「大坂船頭申出し候は、此島にて斯様に無益に月日を送り申共日本

アカモアアシウラ



アシカ

へ歸る念も有之間敷、然る上は是にて朽果んこと去りとは無念至極なり、是より何方へなりとも、海上へ乗出し、死するならば共々に海上にて死すべし、萬一仕合にて能鳥へ着間敷者にてはなし、各如何と申に皆々同心して、然らば各垢離を取、伊勢大神宮を初奉り、三鳥秋葉山、伊豆箱根其外の諸神諸佛を拜し、大願をかけ、よしの葉に朝日より晦日までの日を書付、御祓を以是を摩候處に、葎の葉一枚上り候に付見候へば九日と申候付有り、然れば九日出船の日と定め、船頭磁石を以て日本の方を考へ候得ば、戌亥の方と心ざし、(中略)晝夜八日風並よく帆を下げ不申走り候事、矢より早き様に覺へ候、然るに晝夜八日八つ時分の頃、少し鳥のかけ見え候に付、皆々悦びはしらせ候へば八丈島に着候」と見ゆ、時に古今の相違あり、文化の程度亦同じからざれば、同一視すべきにあらざるは勿論ながら、ほど古への葎占といふものを想像するを得べし、

アシカガボン 足利本 江戸時代の

中期に好事家が便宜上活字版の經書を總稱す、これ古來下野國足利學校に於て、經書を印行せしと傳説によりて誤り稱したるものにして、享保十六年山井鼎著七經孟子考文によりて、始めて唱へられたり、近藤正齋は 籀考に、世に足利本と稱せるは、慶長前後の開版なることを考證して其の誤を

アナホーアファミ

糺したり、印刷(インセツ)活版(クワツバシ) 參看(活版經籍考、日本古刻書史)

アナホベ 穴穂部

御名代なり(國書)安楽天皇の眉輪玉の爲に獄せられ給ふや、皇子なきを以て皇弟雄略天皇御即位あり、其十九年三月詔して先帝の御名代として穴穂部を定め給ふ、穴穂部は安楽天皇の御名なり、然れども其所在詳かならず(日本書紀、日本書紀通釋)

アハノキン 阿波院

土御門天皇をいふ、「ツチミカドテンワウ」を見よ、

アヒノシユク 間の宿

街道の中、里數に過不及ありて、旅客の宿するに不便なる宿驛をいふ、駿國雜誌に、「間の宿とは巡路の里數不便にして、茲に泊り難きの宿驛を云也、凡近歳の旅行宇治御茶壺及大番頭諸役の交代泊する所を以て本宿とし、(貴賤皆泊るべし)其泊らざる所を間の宿とす、(下賤泊をなす、本宿の如し、河支等ある時は高貴の人も又泊るべし)いふ心は、其間(或云丁場)泊るに近く過るに遠き成べし」と見ゆ、

アファミゲンジ 近江源氏

近江に住したる源氏の一族をいふ、後の佐々木氏なり、源平盛衰記に「十一月(治承四年)十一日、先近江源氏追討の爲に(中略)右京の軍兵七千餘騎、路次の者共駆具して、一萬餘騎に及べり」とあるを初見とす、宇多源氏たる參議扶義の子成頼、近江國佐々木庄に

アヤメーアラミ

住し、其子孫佐々木氏を稱す、後分れて、野木、隱岐、萬木、葛岡、鏡、大原、馬淵、佐保、伊佐、山中、六角、西條、京極、黒田、尼子等の諸族となる、「ササキウザ」參看(源平盛衰記、系圖綱要)

アヤメノカフト 菖蒲巾

端午の節に菖蒲にて作れる巾、端午の節に供す、後には小供の玩具となれり、増鏡内野の雪の段に「五月五日所々より御兜の花、薬玉などいろいろに多く進れり」とあるは、後深草院の建長三年の事なり、兜の花とあるをおもふに、菖蒲の葉と花とを以て兜の形を作れるものなるべし、後室町時代に至りては、園太曆文和四年五月五日の條に「今日賀茂祭、競馬如例、(中略)童等結三構菖蒲巾一即學合戰」と見えたるが如く、専ら小兒の弄ぶものとなりしが、江戸時代にも兒童等が、菖蒲にて鉢巻を爲し、菖蒲刀といへる木刀を佩ひて戯れしは、蓋し此遺風なるべし(風俗畫報「タンゴ」參看、)

アラミカハノハラヒ 荒見川祓

大嘗會の折檢校行事以下内外祭儀に預る職員等が、京都の紙屋川に於て行ふ祓をいふ、荒見川は即ち紙屋川なり、地名辭書に「荒見川、紙屋川に同じ新祓所なれば此名起るか」と見ゆ、「ダイジヤウエ」參看、

アラミタマ 荒魂

剛健の性を具有せるものとして、古代人の信じたる神靈をいふ、これに對して、和穆の徳を保持せるも

アラミ

のとして、信じたる神靈を和魂といへり、書紀仲哀天皇九年の條に、「九月己卯神有レ誨曰、和魂服三玉身一而守三壽命一、荒魂爲二先鋒一而導二師船一」とあるを初見とす、蓋し一箇の神靈をば其作用によつて特殊の名稱を附するものに係り、分ちて二つと爲すべく、合して一と爲すべし、要するに神なるもの、靈能を抽象して考へたるなり、古事記傳に、「神の御靈を此二に對言は、たゞ其徳用を云名にこそあれ、全體の御靈は御靈にして、必ずしも此二に分れたる外無きにはあらず、禊に或人此二御魂のことを問へりしに、己火に譬へて答たりしとあり其はまづ一の火あらんに、其を分取て燭と薪とに著れば、燭にも薪にも移りて燃れども、本の火も亦減ることなく減ることもなくして有し、なるが如く全體の御靈は本の火にして、和御魂荒御魂は燭と薪とに移し取たる火の如し、然るを世人此義を知らず全體の御魂を此二に分て其片つ方荒魂なれば今片つ方をばおして必和魂と心得るは非なり、たとへば、伊勢の荒祭宮は大御神の荒魂に坐せども、然りとて本宮は和魂と申すものにはあらず、全體の御魂に坐せり、又津國の廣田神社も、天照大御神の荒魂なり、如此同神の荒魂の一に限らざるも、彼火をいくつも薪に分取たらんが如し、又大和の大三輪は、大國主神の和魂なるに、狹井神社は其大三輪神の荒魂なるは、和魂神に又

イガバカマ 伊賀袴

輕衫をいふ、守貞漫稿に「裨衫、カルサントカナヲ付タリ、本名伊賀袴と云也」と見ゆ、「カルサン」の條を見よ、

イシウラ 石占

占の一種、石に祈誓を込めて吉凶を判斷する方法をいふ、萬葉集卷三、石田王卒時、丹生王作歌一首並短歌の中に「夕衢占問、石ト以而」云々とあるものそれなり、種類甚だ多し、(一)石を踏んで占ふ方法、景行紀十二年の條に「天皇初將レ討レ賊、次ニ于柏峽大野、其野有レ石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈レ之曰、朕得レ減ニ土蜘蛛一者、將下賊ニ茲石一如ニ柏葉一而舉上焉、因厥レ之、則如レ柏上ニ於大虛、故號ニ其石一曰ニ踏石一也」と見ゆ、(二)石の輕重を測定して占ふ方法、石を抱へて若し持上げること出来れば吉、出来ねば凶とするものにて、信濃東筑摩郡里山邊村にては、病人などある時、他人が病人に代りて之を抱ふるに、病氣全快の見込あれば容易に舉り、不治のものなれば、如何に大力あるも

イガバールイシウ

イシウ

のにも舉らずと傳へらる、概ね目方二三貫目の石なり、今も各地に力石(辨慶の力石など)と稱するものあるは、此名殘なり、(三)石の大きさを測定して占ふ方法、陸前地方にては願事ある者背後にて二本の稻藁を切り之を二つの石と比較して石の高さと一致すれば吉なりとせるが如し、(四)石の方向轉換に由つて占ふ方法、越後古志郡上組村大字豊詰にては、村の中央なる一大老杉樹の下に大神宮の三字を彫附けたる重量十貫目ばかりの丸石あり、願事ある者、此石を境内の或地點に移し、文字を正面にして据置置き、翌朝再び往て見るに、志願成就せぬ場合に限り、文字の方向必ず變更せりと云ふ(温故之槩)(五)石の位置の移動に由つて占ふ方法、伊勢度會郡二見村大字三津字南浦の山腹に、退石(スザリイシ)と稱する大なる圓石あり、豊年には前に進み、凶年には後に退くといふ、(伊勢名勝誌)(六)或目的に對して石を投じ、其適中すると否とに由りて占ふ方法、適中すれば吉、然らざれば凶とするものにて、目的物は多く石なれども、大樹の股、鳥居などを用ひたるもあり、今も郷村などに、路傍の岩石、鳥居、石燈籠等の上に小石の乗れるものあるは此名殘なり、上野公園の西郷隆盛の銅像などに、紙を打付けるがときも、石占の變形なるべし、(七)眼を閉ぢて歩み、或石に突當るか否やに由りて占ふ方法、京都清



イシダバイガン

本地主権現の盲目石は、目を閉じて左右一方の石より、他の石の方に歩むに、決して行當ることなしといひ、又筑前靈門山藥師堂の愛敬石は、眼を閉じて此石に行當り得るものは、人の愛敬を受くると信ぜらる、(八)石の音響に由りて占ふ方法、攝津西成郡北中島村の總社に、星石若くは乙石と稱する神石あり、耳を當て、聞くに、音響開ゆる時は吉、なき時は凶なりとす、又同武庫郡及阿波東海岸等にも此種の神石ありといへり、此外にもなほ此種多かるべし、これらは概ね江戸時代に行はれしものなれども、蓋し古代の面かげを傳ふるものにして古への石占を推測すべき資料なりとす、

イセマキリ 伊勢參

宮に參拜するをいふ、參宮また伊勢詣とも稱す、御蔭參ともいふ、(伊勢參)日本書紀景行天皇四十年日本武尊東征の條に「冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午枉道拜三伊勢神宮」とあるを文獻上初見とす、延暦廿三年の皇太神宮儀式帳及び延喜式には、私幣禁斷の文あれば、參宮をも禁じたるなり、然れども三后皇太子は奏開を経て奉幣すると許さる、僧尼は殊に禁遏する所にして、後世に至るまで、第三鳥居の内に入るを止めたりき、平安朝時代の末に至りて其製漸く崩れ、台記には、藤原頼

イセマ

長が寶物を太神宮に獻じたるを載せ、更に鎌倉幕府の如きは屢々神馬幣帛を獻じたることあり、又庶人の參詣の如きも早くより行はれ、太神宮諸雜事記には、「參宮人十萬」と見え、神宮雜例集所載永久四年豊受太神宮神主の注進にも多數の參宮人ありしこと見え、鎌倉時代以後にありては、其例枚舉に遺あらず、遂に室町時代に及びては伊勢講を組織し、參詣の便を圖れること永祿年中古文書に見えたり、伊勢講の起原亦古しといふべし、かくて徳川時代には、天下泰平なると共に交通の便著しく開けたれば士農工商の徒の參宮するもの尠からず、神宮の御師も、また配札して民衆と結びたれば其風漸く盛んなり、嬉笑遊覽に「今人多くは鹿島詣はせて、まづ京大坂大和めぐりをすめり、神佛に參るは傍らにて遊樂をむねとす、伊勢は順路なれば、かならず參宮す、望一千句、何方も治る御世のいせ參、太々神樂、數の小かぐら」とあり、伊勢參宮名所圖會に「中川原、諸國の參詣人を、御師より人を出し爰に迎ふ、其御師の名、講の名、組頭の姓名を書して、此所の家毎に招牌を出しと竹葦の如し」とあるにて、當年の有様を想ふべし、かくて遂に御蔭參拔參の風を生ずるに至る(本文「オカゲマキリ」參看)蓋し江戸時代の參宮は信仰と遊覽とを兼ねたること、なほ古の熊野詣の如くなりき、明治維新の後、其五年六月十二日

イソソ

の布告を以て「伊勢神宮を始め諸神社自今以後祭典之節たりとも、僧尼の參詣不レ苦候事」と達し、初めて僧尼の參詣を許したりしに、現在の制度に於て判任官以上は正式參拜と稱し、外玉垣御門の内にて資格の所定の位置より參拜するを得、一般民衆は外玉垣御門の外より參拜することゝなれり(古事類苑神祇部)

イソソ 異損

の總管田數の十分三以上損田となりたる時之を異損といふ、(異損)王朝時代國內の田を通じて、十分の三は例損として田租を免ず、若此數を過ぐる時は、官に申して裁許を仰がしむ、所謂官奏の一なり、延長四年の格に據れば、異損ある時は、國司十月三十日以前に、坪付帳を進り、十一月一日大辨に申し、五日に左大臣に申し、七日に之を奏上す、其奏上の儀は不堪田に同じ、而して其目錄帳に所載の損戸の數は之を三分して七分以上の損戸を一分、五分以上の損戸を二分となす、若し此法に過ぐれば、其帳を勘返せしむ、又其勘定の法は、使を遣はして之を實檢せしむることあり、或は使を遣はすを停めて、諸卿をして之を定めしむることあり、この場合には、その上申の損田數の二分の一、若くは三分の一、或は例損三分以外に、二分及び一分大半(一分四分の三)を免せしむる定あり、又異損の歲には、使を遣はして損田を勘定し、その數に

應じて出舉の義務を免れしむ、即ち一段につき一東五把(田租と同率)の利稻を免除せり、又異損の爲に節會内宴等を停めしことあり、日本紀略延喜八年九月九日及び九年正月二十一日、延長七年九月九日等の條に見えたり、増補の「ソソデン」「ソソデンサダメ」を見よ(延喜式、北山抄、扶桑略紀、日本紀略)

イチネンカンヌシ 一年神主

神子の氏子の中より一年交代にて奉仕する神職をいふ、京都府下の八瀬村の記録(正徳六年)に「申年神主也、左右兩座より、一人づゝ神役を勤、日參、皆潔齋」とあり、又「申年承仕也、當村惣役者一年勤」とあるは、同村天神社の一年神主の事をいへるなり、河内國北河内郡百濟王神社にても、氏子を四組に分ち之を各座と唱へ、座中の最年長者即ち一老が、一年交代にて神職を勤仕す、假令今年甲の座の一老神職となれば、次年には乙座の一老、其次年には丙座の長老といふ如き順序にて、五年目に再び甲座より神職を勤むることなれども、此時前年勤仕せる一老若し生存すれば重任するを例とすといふ、かゝる風俗各地に多し、蓋し古き習慣なるべしといへども、いまだ十分なる解説を見るに至らず(郷土研究所載柳田國男氏「鬼の子孫」、同梅原末治氏「百濟王遺蹟」)

イツサンコクシ 一山國師

イチネーイツサ

の勅謄號、「イチネイ」を見よ、  
イツシリウ 一指流 松本理左衛門定好が創めたる槍術○定好は、始め最上義光に、後ち鳥居忠政に、晩年松平直政に仕ふ、槍術を牧野久兵衛に學び、奥旨を究む、土岐頼行に客たりし際、僧澤庵と相知り、一指と號す、竟に一派を開く、萬治三年松江に卒す、年七十五、松江清光院に葬る(一指墓碑、武術流祖錄)  
イバミツアキ 伊庭光明 心形刀流の創者、「シンカタウリウ」を見よ、  
イマキフネ 今井船 江戸時代伏見と大坂との間に、定期航路を開ける船をいふ、今井道伴といへるもの、發起なるが故に名づく、和漢船用集に「今井船、本名手操舟なり、是又浪花より伏見に往來す、禁裏へたてまつる生魚を積、此故に早働の船なり、今井道伴と云ふもの取立はじめし故、今井船といふ」とあれば、禁裏御用の生魚を輸送する特別任務を有したるなり、されど普通旅客をも乗せたること、芙蓉亭蟻乗の富士日記に見えたり、  
イミヒノゴハン 忌火御飯 神事の折、鐵火にて爨きたる飯をいふ、公事根源に「忌火とは、火をいむ心なり、神事などの時は不淨の火をうちかふる事にや」とあるにて其意を知るべし、朝廷にては月次祭、神今食等の時之を主に供し奉る、六月一日十二月一日にこのことあるは、兩神事共

イツシーイミヒ

に其月十一日に行はるゝがゆゑなり、内膳司にて調理せる大床子の御座にて開食す(西宮記、江家次第、年中行事秘抄)  
キントコロアテ 院所充 増補の「トコロアテ」を見よ、  
イモヒ 齋 齋戒(サイカイ)を見よ、  
ウクワイキ 宇槐記 台記の一名「ウアイキ」を見よ、  
ウケシヨ 請所 後室町時代に於ける庄園の職名、地頭下司が一定の年貢を領家に納めて、其の庄園の支配權を申請するを云ふ、其の年貢を請料と稱し、其の地を請地といひ、其の人を請人と云ふ、(後室町)初め詳かならず、鎌倉幕府より盛に行はる、蓋し源頼朝天下の權を得るに及びて、御家人の武勇を賞し、之を優遇せんが爲め、院宮權門勢家の庄園を申請うて、請所となして、一定の年貢を納めて其の地を支配せしめたるより、多くなりしものゝ如し、吾妻鏡建久三年十二月廿日の條に「澁谷輩者、備備勇敢、尤相御意之間、爲レ慰公事勤役、以レ彼等領所相模國吉田庄地頭、被レ申請領家圖院爲レ請所、御倉納物所被レ贖其乃貢也」と見えたるにて、優遇の一方たりしことを知るべし、而して請所の名の見えたるは、文治二年とす、吾妻鏡に「七月廿八日帥中納言奉書到來、新日吉領武藏國河肥庄地頭對、桿去々年乃貢事、略中河肥庄事者請所也、但

キソウケト



ウケト

領主幼少の間、如く請料一事、殊有不法事一歟、差別奉行人可令致嚴密辨之旨、被遣御書於武藏守之許云々とあるものこれなり、而して八月五日の條頼朝請文に「新日吉社御領武藏國河肥庄事、本自爲請所、令進御年貢候之所也云々」と見えたるより考ふれば、頼朝以前より、元來請所若しくは、請所の如き性質のものありしが、頼朝に至りて、御家人優遇の方法に利用したるものなるべし、これより幕府口入によりて請所多くなりしが、二三の寺領を除く外は多くは皇室御領にして、領主が永く其地に住したる地頭に限定せられたるが如し、前に挙げたる河肥庄も後白河院御領にして永祿元年新日吉社を造立するに及て此庄を以て同社領としたるものにして、河越氏は河越二郎重隆以來四代領主たりし地なり、此の外下總千葉庄、下野足利庄、但馬水谷庄、紀伊阿立川庄、同南部庄、伊豫新居庄の請所の如き皆この例なり、蓋し皇室御領は勅院事以下大小國役等の課役免除の地なるを以て、幕府が請所とするには尤も便利の土地なるが爲めなるべし、請所は地頭に取りて収入多く、本家領家は地頭より一定の年貢を安全に收むるを以て、便利と爲し、幕府口入以外に私に契約して請所とするもの多くなるは自然の勢なり、これら私請所は若し地頭に不法あらば、領家より自由に解除するを得れども、地頭等は武

ウケト

力によりて敢へて領家の下知に従はざるものありて、争ひ絶えず、幕府に訴ふるもの多くなりしかば、幕府は文永五年四月廿五日令して、請所となりて廿ヶ年を経過せしものは、容易に解除するを得ざる制としたり、これ幕府が武士保護の政策によりたるなり、この頃より弘安頃に至りては武士漸く奢侈に流れ、殊に文永弘安の兩度蒙古入寇の大軍を破りてよりは、功の賞として、武士は恩賞の土地を賜はりしことも多く、従て一層奢を極めて、其結果は却て貧困に陥り、其の土地を非御家人、亦衆庶に賣買譲與するに至れり、隨て關東御領の如きも、請所と號し、沽券質券を帶して、衆庶等其の地を領作するもの多くなり、御家人たる武士は窮境に陥るに至れり、是に於て永仁五年三月幕府は徳政を行ひて、廿ヶ年以内の賣買、貸借は皆悉く本主に復するを得る法令を布きて武士を救ひたり、この時請所は沽却地と同じき性質のものとし、一種の權利株の如きものと見做したり、七月に至り寛元以前の請所は、顛倒することなからしめしが、永仁七年二月に至り、幕府口入外の地は、承久以後の請所は悉く止めて本所の進止としたり、南北朝より室町時代に至りては、地頭のみならず、守護人等も領家と約して請所とし、公文下司等も請所として一定の年貢を納めて其土地を司配したり、加之年貢の中に種類を限りて、公文下

ウケト

司各別に請ることゝなれる庄園もあるに至る、文安三年十月十五日の高野山文書に見えたる、頼朝庄の年貢雜納は公文請所とし、亭上綿は下司請所としたるが如し、而してこの頃に至りて地頭下司等いづれも代官を置きて其地を司配せしめたり、之を稱して請所代官と云ふ、室町時代の中葉以後に至りて、いづれも請人は豊凶其の他の故障を名として、年貢を押領して納めざるもの多く、殆ど有名無實となりぬ、請所の制度は庄の熟不熟によらず、豊凶にかゝはらず、請料の年貢は一定して増減することなく、領家に納むる定なり、隨て其の庄園には雜掌預所を置かず、地頭が専ら司配するを以て、其の収入は莫大なりき、故を以て地頭等は幕府口入の庄園を、請所と稱して、預所郷司を追放し、押領狼藉するもの多し、依りて幕府は貞應元年四月令して、指したる請所にあらずして、自由に預所郷司を追放することを禁断せり、南北朝の頃に至りて、守護の權盛にして地頭を兼併し、本所、寺社領を請所と號して、知行するもの多くなりしかば、足利尊氏は康永二年四月令して、向後堅く停止せしめ、且つ六月中に本所を避渡すべきを以てしたり、然れども猶止まざりしを以て、屢々令して之を禁じたれども、室町時代の中葉以後は有名無實に歸せり（吾妻鏡、新編追加、建武以來式目追加、高野山文書、東寺百合文書、

ウケムケ

皇室御領史) 有卦無卦 又有暇無暇、有氣無氣とも書く、陰陽家の説にして、胎、養、長、沐、冠、服、帝の七を有卦とし、衰、病、死、墓、絶の五を無卦とす、木性の人を酉年酉月(八月)酉日酉時より七年の間有卦に入、辰年辰月(三月)辰日辰時より五年の間無卦に入る、有卦の七ヶ年間は萬事吉なるを以て之を祝し、無卦の五年間は凶なるを以て之を忌む、百一録元祿三年五月四日の條に「主上(東山)本院御所(明正)御有氣入、當年(庚午)水土兩性入有氣也」及び實久卿記文化十年八月十六日庚戌の條に、今日内裏御有卦、御祝儀有之、諸家獻物有之又舞御覽有之」とあり、之を表示すれば左の如し(孝經樓漫筆、古今要覽稿、百一録、實久卿記)

Table with 2 columns: 有卦, 無卦. Rows include 木性 (酉戌亥子丑寅卯), 火性 (子丑寅卯辰巳午), 水性 (午未申酉戌亥子), 土性 (辰巳午未申酉), 金性 (卯辰巳午未申酉), 宇左記 (台記の一名「タイキ」)

ウシアハセ

牛合 牛をして相闘はしめ、勝負を争ふ地方的遊戯、牛の角突ともいふ、八犬傳に越後古志郡の牛合を記して「東西より牛主各一頭を牽もて出して、牛と牛と相距しむること、その間若干丈、力士

ウケムーウシア

ウシロ

ウシロゾナへ 後備 行軍の際、軍隊の後尾にありて、敵の背撃に備ふる隊伍をいふ、跡備又は殿備とも稱す、退軍敗走の際には殊に此任を重んじ、勇將を以て之に宛つるを例とす、甲陽軍鑑に、「永祿四辛酉年に河中島にて合戦、巳刻の末に終、同年の刻に輝虎後備廿數近江守と申者、千ばかりの人数を謙信流の丸備に作り、少も噪がず、如何にも静にのくを、いくづかれたる越後勢、又直江がこにだ奉行の人数、信玄方のさき乗にうち餘されたる者も、大略此甘數に付、越後の方へのく」と見えたり、ウシロゾメ 後詰 戦陣に於て敵軍の背後を突く隊伍をいふ、「ゴゾメ」とも訓す、

又後攻とも稱す、梅松論に「建武二年十二月廿日(中略)勢田は正月三日より矢合とぞ開えし(中略)去元弘三年御一統の時、北畠顯相禪門、准后腹の三の宮を懐き奉て、出羽陸奥兩國の守として管領ありしほどに、五十四郡の軍勢を率して、後詰の爲に不破の關を越てむかふよし聞えけり」と見えたり、ウシロマキ 後巻 敵軍の後方より攻圍するをいふ、細川兩家記に「高國は丹波、山城、攝津、國相觸させられて、同十一月廿一日都を立せ給ひ、同十二月二日池田城へ著給ふ、越水の城の後巻のために、小屋、野間、九十九町、高木、河原林、武庫、寺部、水堂、濱田、大島、新田、武庫川のかた、上から下迄陣を取つゞけ、折々合戦させられたり」と見えたり、ウタマロハ 歌麿派 喜多川歌麿の創めたる浮世繪の一派、其系統は左の如し、「キタガハウタマロ」參看(浮世畫人傳) 歌麿—菊麿(後月麿)—雪麿—式麿—二世歌麿—ウチサフキ 宇治左府記 台記の一名「タイキ」を見よ、ウツシウマ 移馬 乗替の馬をいふ、平家物語嚴島行幸の條に「同じき十七日上皇嚴島御幸の御門出とて、入道相國の北の方二位殿の宿所八條大宮へ行幸なる其夜や

ウシローウツシ



ウトク

がて殿島の御事始めらる、殿下より唐の御車、うつしの馬など参らせらる」とあり、安多武久路に「うつしむま」と云は乗替の馬の事にて、今は此馬にのり、後は外の馬にのりうつりてと云こゝろにて、乗移馬と云義也、さるによつて平家物語のいつくしま御幸の條、其外の書記を、其こゝろにて見ざれば、文段合點ゆくまじき也」と見えた

ウトクセン

有徳錢 名義神社佛閣にて事あるの際民衆に附課せる臨時税をいふ、又徳義とも稱す、大乘院寺社雜記文明三年壬八月十一日の條に「如先例、諸山寺有徳錢等、一段大儀之時は仰付之者也」とあるにて、其性質を知るべし 起原詳かならず、室町時代の記録文書に見えれば、専ら其時代に行はれしものなるべし、永享三年に富士淺間宮に於いて造營の爲に、駿河國を初め他の諸國に之を課したること、永享年中文書に見え、長祿三年七月大乘院において、奈良の市中に之を課したること、大乘院寺社雜記に見ゆ、なほ雜事記によれば、同寺の僧に有徳錢を課したるをいへる條に「此事後ニハ郷錢ト號シテ一郷宛ニ懸之也」とあれば、郷錢といへるともありしなるべし、要するに戰國混亂の際に行はれたる悪税なれば、奈良の如きは、延徳四年六月三十日遂に之を禁止せる事、同書「奈良中雜務問事、可停止條

ウハサーウマン

々」の中に「近來號ニ郷錢、號ニ相撲錢、號ニ有徳錢、號ニ袈裟錢、非分新儀有之云々、並落ニ取憑支錢ニ等事、條々惡行、奈良中迷惑不測之歟、自今以後、堅以可ニ停止之事」とあるにて明かなり、

ウハザシ

上差 男女の装束に、平組緒又は丸組緒にて現はしたる縫型をいふ、三口中傳に「裳ハ衣ノ後方、同層可ニ并懸、腰ヲバ、上差ヲ上ニテ取重テ、スツヲ下ニテ裳ノ上ニ重懸也」とあり、なほ狩衣、直垂等の袖及び表袴の腰などにも之を施したり(三口中傳)

ウマゾロヘ

馬揃 名義武家に於いて、馬上の士を檢するをいふ、後には練兵の義に用ゐたり 兼見卿記に「天正九年正月廿五日庚寅、入夜惟任日向守書狀到來、今度信長有御上洛而御馬揃也」とあるを初見とす、蓋し戰國時代講武の精神より出づるものなり、兼見卿記に見えたる天正九年の馬揃は、之を天覽に供したるものとして、詳に信長公記、立入隆佐記等に出づ、即ち近畿内國の大名御家人は勿論、信長の扶持を受けたる公家も参加せり、信長公記に「ひろき御馬場に、三與四組づ、一手に成、入違、無透間、馬に行當候はぬ様に、持を右より左へ乗廻し、辰刻より未刻までめさせられ駿馬の集、是又一々難記」と見えたれば、其目的は馬上の武者振を閱するにありしが如し、然れども武裝

ウマン

せしにあらざ、同書に「爰を専と思々の頭巾出立は我不劣とあらゆる程の御結構、生便敷各手を盡し、面々の衣装、下には過半紅梅紅筋、上著は薄繪唐織物、金襴唐綾、狂文之小袖、側次袴同前、各腰袋付られ候、或きんへい、或紅の絲織物を切さきにして被付たるも有、馬具押懸、鞆、三尺繩、各上品の紅の糸を以て、犬房にくませられ、又金襴段子を以て、つゝませて犬房にきんへい紅の糸を付たるも有、又五色の糸にてくませたる鞆もあり、踏皮草鞋に至まで、皆五色の糸にて作らせ、大刀は過半のし付也、生便敷仕出、結構と申は中々愚也」とあるにて其一斑を知るべし、されば孰れも駿馬に跨りて其美を競へるものとして、かの山内一豊が、東國第一と稱する名馬を、其妻の心添えにて購ひ、信長の見参に入りたりと傳へらるは此時の事なりき、以來諸豪族の間に行はれ、江戸幕府にても之を行へる事、奥羽永慶軍記、家忠日記、元寛日記等に見えたり、然るに幕末に際し文久三年七月孝明天皇が、會津、備前、因州、阿州、米澤等の諸藩を建春門外に召されて、馬揃を行はしめ給ひし時には、諸藩皆武裝し、大砲をはじめ各種の兵器を携ふ、會津松平家譜に「士卒皆甲を着け、鉦鼓螺及び五方旗を設くる等、皆藩の舊制に仍る、兵隊御所の西北を繞りて、練場に出づ、容保隊間に在りて之を指揮す、操練一周して日に

ウマツリ

暮る、場傍篝を焼く云々」とあるによれば、純然たる行軍練兵の狀を天覽に供せるなり、他の四藩亦同じ、

ウマツリ

能登國の一ノ宮氣多神社に於て毎年十一月巳の日に行ふ、鶴を供するによりて名づく、起原詳かならず、江戸時代には重き神事として知らる、能登國名跡志に「毎歲十一月中の巳の日は鶴祭とて、昔は代々の帝より勅使有て、四方にかくれなき御祭禮なり、同國鹿島郡中山の郷鶴浦村より鶴を取てき、一ノ宮まで十一里道の程あり、道すがら勸進す、所に本宮にて卯の日新鍋の祭禮とてあり、また良川村の宮にて一宿し、巳午の日一ノ宮にて清めの祓有、丑の刻に神前に鶴をはなつ、鶴おのづから本社を登る、戸帳の前にて羽ばたきして、跪く所を捕へ海に放つ、此鶴きはめて越後國中山の神社、能生権現の磯に寄る、其時能生権現の祭禮なり、此謂は、近き浦もあるべきに遠き鶴浦より鶴を捧ること、或時此島の女神、此鶴の浦の磯へ寄給ひて、一の宮の御神と夫婦になり給ふ、其後御仲悪敷なり給て、女神亦越後の能生へ飛び給ひて或社地をかり跡をたれ給ふ、能生権現も中山の郷中山の神社、また鶴浦も中山の口也、いまも鶴田とて御神田ありて、當座の者此田を作て鶴をとりてさゝぐる也、則利家公の御墨付あり」といひ、又加越能名勝記に「毎年鹿島郡鶴の浦

ウマツリ

村の内鹿渡島と云所より、十一月初午の日、鶴をとりて一ノ宮へ献じ、鶴祭りある(中略)鹿渡島に磯の事あれば、鶴を捕事不叶により、眞の黒駒一疋索ける由昔よりの傳也」と見えたり、

ウマツリ

雲匠 僧妙超の勅諭號、「メウテウ」を見よ、  
梅若流 樂の一流派、總持法成寺の修正會の咒師に勤仕せし丹波猿樂より出づ、室町時代大和近江の猿樂に亞いて世に行はれ、江戸時代に觀世座の脇衆として幕府に仕へし、近時實、六郎共に妙技ありて大いに世に迎へられ、遂に獨立して一流を稱するに至れり、  
○景久 清久 直久 家久  
廣長 初家 氏盛 氏久 氏重  
氏好 氏興 氏知 氏教  
氏喜 氏頼 氏好 氏且  
氏陽 六郎 氏實 氏演 六郎 六郎  
ウラベカネトモ ト部兼俱 吉田兼俱(ヨシダカネトモ)を見よ、  
エイザン 叡山 延曆寺(エンリヤクジ)を見よ、  
エイロクジ 永祿寺 南登寺(ナンバ)

エカ

垣下 「エンカ」を見よ、  
エカノザ 垣下座 「エンカノザ」を見よ、  
ヤクシン 益信 俗姓紀氏、行教和尚の弟、僧徒後の人なり、少時宗叡の室に入りて難髮し、又南都大安寺の隆光に就き法相宗を學び、尋て密灌を東寺の源仁に稟く、仁和二年傳法阿闍梨位に叙せられ、寛平二年東寺長者と爲り、同六年法務を司る、宇多上皇深く益信に歸依し、昌泰二年召して祝髮受戒あらせられしが、同三年擢て、僧正となし、延喜元年更に傳法灌頂を益信に稟け給へり、是より先、尙侍藤原淑子病あり、益信を請して持念せしめ給ふ所、憫立に愈ゆ、尙侍大に悦び洛東椿峰を捨て、伽藍と爲し、圓城寺と名く、益信これに開山たり、同六年三月七日寂す、年八十(本朝高僧傳)

エカイ

慧蔵 名義鄂隱と號す、勅諭して佛慧正續國師といふ、筑後の人なり、弱冠より絶海に就きて學業を承く、天生聰警にして楷書を善くし、辭藻富む、至徳年中支那に遊びて諸山の名師に歴參す、歸國するに及びて土佐の吸江菴に逸居し、風雅を以て歲月を送る、細川頼之特に請して阿波の寶冠寺に居らしむ、尋て相國寺南禪寺天龍寺に移し、更に萬年の長徳院に歸休す、應永三十二年二月十八日寂す壽

エカイ







オホトモ

衡奉

オホトモシ 大歳 大晦日をいふ、民間年中故事要言に「俗ニ晦日ヲ大歳ト云、盧照隣ガ元且ノ詩ニ曰ク、人歌小歳酒、花舞大唐春、トイフトキハ、元日ヲ小歳ト謂ナリ、シカレバ大晦日ヲ大歳トイフベキ事ナリ、大小ハ猶言老若也」と見え、俳諧歳事記にも「元日を小歳といふに對して、晦日を大歳といふ、耶邪代醉編」と見え、改正月令博物筌には、「大年、(大晦日、年のはてゆへ大の字をそゆるなるべし)といへり、なほ除夜の事をも大歳といへるは、書言字考節用集に「除歳(臘月盡夜)終年」藝苑日抄に「除夜、謂之大歳」とあるにて明かなり、蓋し大歳は節用集にいへるが如く、除歳、終年の義なるべきか、

オホトモベ 大伴部 上古大伴氏に屬したる部曲の民をいふ、「オホトモウサ」(「キヨク」伴造(トモノミヤツコ)の條を見よ、

オホヤシロ 大社 出雲大社(イヅモノオホヤシロ)を見よ、

オマキ 御薪 「ミカマキ」と訓ず、増補の其條を見よ、

オンヤウダウ 陰陽道 又オンニヤウダウとも云ふ、陰陽五行の説に本づける方術を謂ふ、支那より三韓を経て傳來せしものにして、我國に於ては、推

オンヤ

古天皇の十年十月百濟の僧觀勒來りて、曆本及天文地理書并に遁甲方術の書を貢せしに始まる、是時書生三四人をして觀勒に就いて學習せしむ、陽胡史祖玉陳は曆法を習ひ、大友村主高聰は天文遁甲を學び、山背臣日並は方術を學び、皆以て業となす、而して陰陽の文字の始て書に見えたるは、書紀天智天皇十年正月の條に、「是月以小山上一授(中略)角福牟、開於陰陽」とあるものなり、朝廷に於ては夙に陰陽寮を置きて其法を採用し、大寶の制に於て、陰陽寮には頭、助、允、屬の外に、陰陽師、陰陽博士等の職員を置きて、卜筮、占星、漏刻等の事を掌らしめたり、中世以降、安部晴明の後裔土御門家は、代々斯道の長として、陰陽頭に任ぜられ、又陰陽博士となり、殆ど他家を交へず、而して徳川幕府に及びて、更に諸國の陰陽師を管轄せしめ、之を以て業とするものは、皆同家の免許を受けしめたり

赤舌日、没日、滅日、天恩日、天赦日、歸忌日、往亡日、血忌日、厭日、厭對日、坎日、重日、復日、日遊、凶會日、伐日、忌遠行日、忌夜行日、下食日、大禍日、狼藉日、滅門日、四不出日、道虛日、五墓日、四廢日、空亡日、八龍日、七鳥日、九虎日、六蛇日、十惡日、大收日、八專、土用、神吉日、三寶吉日、大明日、天老日、十死一生日、萬死一生日、十方晴、不成就日、黑日、五離日、五合日、陽將日、陰將日、羅刹日、天綱四張日、甘露日、嘉辰縁會日、布瀧星合日、庚申日等あり、時にも夫々吉凶あり、方位の吉凶には、鬼門、八將神方、五相方、大白方、天一方、歳德方、金神方、土公方、生氣方、死氣方、月殺方、暗劍殺方、友引方等あり、方忌には方違及び土忌あり、又一身の吉凶を判ずるには、各其屬星あり、祿命、有卦、無卦、厄年、厄月、衰日、本命日等の禁忌あり、又此等の吉凶を祈禱する爲に、陰陽家に於て祭を行ふ、其重なるものに、玄宮北極祭、屬星祭、本命祭、太一式祭、太陽祭、太陰祭、燮惑星祭、太白星祭、歳星祭、水曜祭、老人星祭、討都星祭、七十二星祭、西衆真人祭、三萬六千神祭、天地災變祭、地震祭、雷公祭、風伯祭、北遊祭、四角四境祭、五龍祭、土公祭、天曹地府祭、泰山府君祭、拜謝祭、大鎮祭、井靈祭、水神祭、火災祭、玉相祭、代厄祭、代病身祭、大藏八神祭、大將軍祭、

オンヤ

鬼氣祭、靈氣祭、道斷祭、解返呪咀祭、百怪祭、招魂續魂祭、宅鎮祭、厩鎮祭、石鎮祭、白鷺祭、等あり、又社としては七瀬社及び河臨社等を行ふ、

ヲロカム 拜 「ヲガム」を見よ、

オロシモノツツカサ 下物職 中務省の職員たる盛物の別稱、續日本紀大寶元年二月の條に「詔始任下物職」と見ゆ、然れども持統紀七年の條に盛物とありて、之に「オロシモノ、ツツカサ」と訓したれば、たゞ文字を異にせるのみなるを知るべし、「ナカツツカサシヤウ」參看、

オロシヤ 俄羅斯 魯西亞(ロシア)を見よ、

ヲロチノカラスキ 蛇韓鋤 素蓋鳴尊の帶きし劍の名、「ヲロチノアラマサ」を見よ、

カイトフ 戒牒 僧侶受戒の公驗を云ふ、貞觀以後延喜頃の制は、受戒者は先づ度縁を受くるの後、寺に入りて、年分度者は二年、臨時の度者は三年の間、沙彌の行を練業したる後にあらざれば戒を受くるを得ず、而して戒を受くるには、毎年三月以前に僧綱より諸寺に牒して、受戒すべき者の名を進せしめ、三月上旬に僧綱所に會集して、治部省玄蕃寮共に名籍を勘へ、兼ねて法華、最勝、威儀三部經を試験す、即ち年六十已下二十五以上の合格者を簡定し、更に本寺に牒して三箇七日悔過を修せし

ヲロガールカイト

カイト

カイト

カイト

め、四月十五日以前に受戒日を定めて、近畿は東大寺戒壇院及び延暦寺、坂東十國は下野藥師寺、九州は筑紫觀世音寺に於て登壇受戒せしむるなり、受戒の當日には、治部省の丞録、寮の允屬各一人史生各一人を率ひて、威儀師と共に戒壇院に向ひ、子細に官符の度縁を勘會したる後、受戒者より差出せる戒牒を受取り、具に其後紙に本籍姓名を註し、省寮共に押署し、省印を捺す、而して五月以前に僧綱に下し、更に六月一日僧綱より受戒者に頒給する定めなり、故に若し白紙の戒牒を持つものあらば違勅罪に科す、而して戒牒を授けたる場合には、治部省の度縁の末に、其受戒年月日を註し、官人署名し、省印を捺して記驗となすなり、今左に東大寺戒壇院に於て授けし小乘戒牒の様式を示す、  
○様式中「印」を施したるは各自署の符號なり  
(端裏書)

- 東大寺 大德智律師「許」
- 元興寺 大德仁增律師「許」
- 東大寺 大德勝濟律師「許」
- 東大寺 大德春能律師「許」
- 大安寺 大德永譽律師「許」
- 招提寺 大德賴增律師「許」
- 沙彌「慶清」稽首和南大德主等、竊以、三學殊途、必會通於涉盡、五乘廣運、資戒足以爲先、是知、表無表戒務業行、津梁、頭無頭心祈七支之勝、但「慶清」宿因多幸、得選法門、未登清禁、夙夜剋悚、全契康治二年十一月卅日、於東大寺戒壇院、受具足戒、伏願大德慈悲裁濟少識、謹和南疏、  
康治二年十一月卅日 沙彌「慶清」和上
- 傳燈大法師位「壹賢」
- 戒壇堂達
- 傳燈法師位「永嚴」
- 傳燈法師位「良覺」
- 綱所
- 從儀師傳燈法師位「澤嚴」
- 從儀師傳燈法師位「兼」
- 威儀師傳燈法師位「覺」



カイト

支蕃寮 治部省

(田文中書)

又別に延曆寺の戒壇に於て戒牒を授く、之を大乘戒牒と云ふ、而して大乘戒牒の小乗戒牒と異なる所は、小乗戒牒にありては、證誠皆人師なるに、大乘戒牒は皆佛菩薩なること、其の尤著しき點なり、今左に様式を云す、

比叡山延曆寺戒壇院

奉請靈山淨土

釋迦牟尼如來爲 和尙

奉請金色世界

文殊師利菩薩爲 羯磨阿闍梨

奉請觀世音菩薩

彌勒菩薩爲 教授阿闍梨

奉請十方一切世界

一切諸佛爲 尊證

奉請十方一切世界

一切菩薩爲 同學尊侶

奉請當寺

大德律師爲 傳授戒師

沙彌成典稽首和南 大德足下

竊以、無明長夜戒光爲炬、滅役軌範木又爲師、所以賊縛比丘脫草繫於王遊、乞食沙門

顯驚珠於死後、故能三觀佛乘結三身於究竟、

三種淨戒開三因於初發、但成典宿因多幸得

遇勝緣、棄妄專真精祈戒品、庶使無上佛種

籍此敷榮、塵勞稠林因茲彌滅、今契天延二

年閏十月廿一日、於比叡山延曆寺大乘戒壇、

カウゴ

受菩薩別解脱戒、伏願慈悲拔濟謹和南疏、  
天延二年閏十月廿一日 沙彌盛典謹疏  
比丘盛典今蒙悲濟、乘授淨戒、納法在心、  
福河流注、伏乞 現前傳戒、和上幸垂示名、  
永爲戒驗、  
現前傳戒和上座主小僧都法眼和向位「良源」  
都維那傳燈大法師位「賀運」  
上座傳燈大法師位「禪妙」  
寺主傳燈大法師位「玄熾」 (青蓮院文書)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴイシ 神籠石 (神護石)

カウゴ

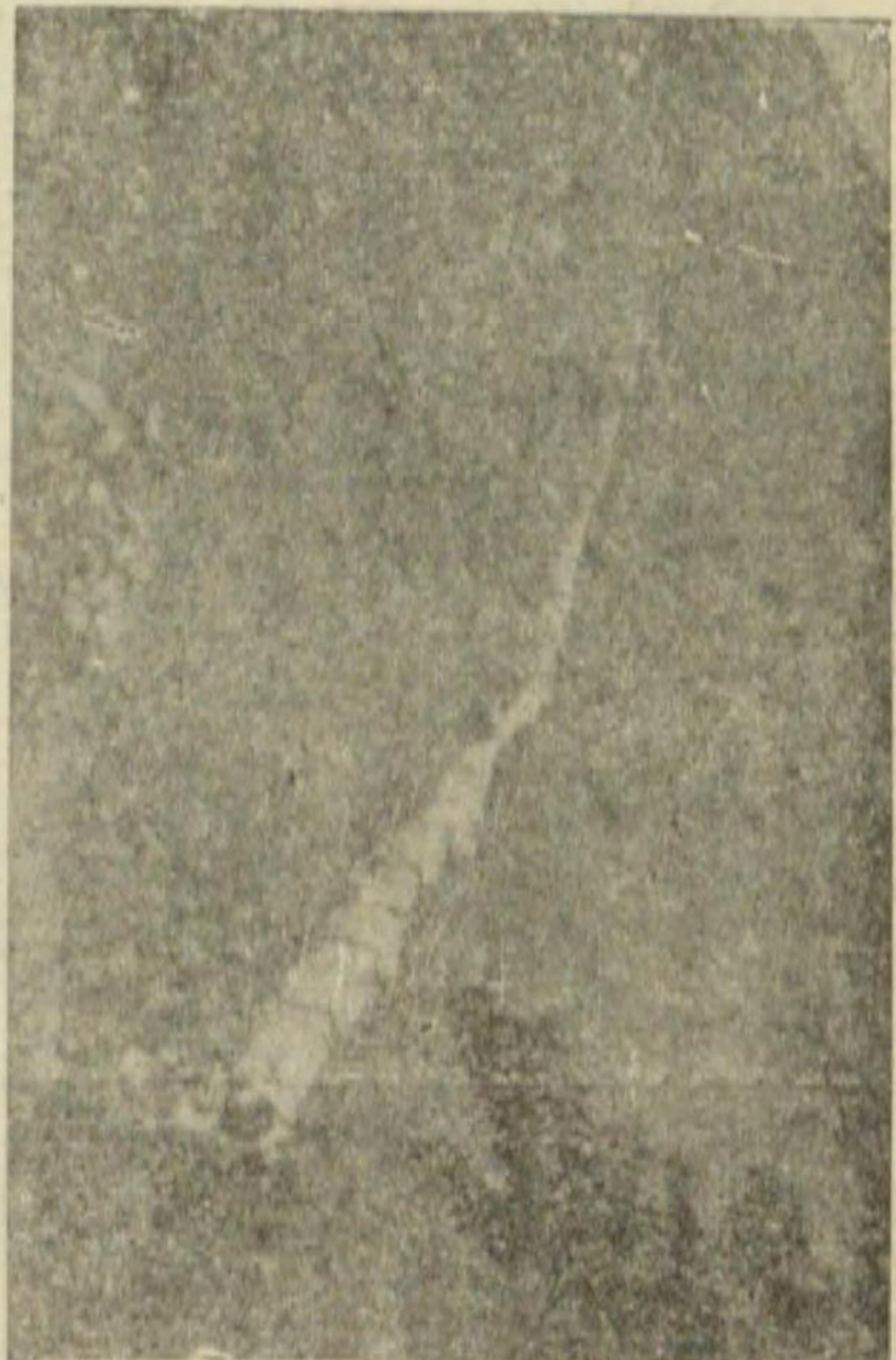
位置及形骸概ね前面に平野を有せる丘陵の中腹、又は頂上にありて要害と眺望とに富む、多くは方形若しくは長方形に近き切石の、其一個の高二尺四五寸乃至三尺前後、厚さ略二三尺、長二三尺乃至五六尺のものを一列に密接して或る一定の區域を圍めり、何れも列石蜿蜒として連続し、これを一周すれば二十町乃至五十町に及び、其間溪谷に於ては石を疊み、又は自然石を利用して水門を作り、以て内部よりの排水を圖れり、  
明治三十一年小林氏の報告あるや坪井正五郎博士は豪族の墳か、然らざれば神聖なる靈地としての區劃を設けしなるべしとの假定説を提出せしが、同三十三年八木英三郎氏實地踏査の結果「城廓説」を主張し、尋て同四十三年歴史地理の神籠石號に於て喜田、久米兩博士は「靈域説」を、大正二三年の頃考古學雜誌に於て關野博士、谷井氏等「山城址説」を提出するに及び論争漸く盛んなり、かくて大類博士の結論尙早説となり、柴田常惠氏の佛寺廢地説となり、いまだ定説を見ず、左に諸説の要點を紹介すべし、  
【靈域説】わが上代に神奈備と稱する神靈を鎮めまつる場所の存在せりと、並にかくの如き神靈なる地域を圍むに、特殊の設備をなし、神籠を樹て、玉壘を築ける事あるより考ふれば、靈域を區劃せんが爲めに土石を以て圍繞するはあり得べき事なり、書紀に磐境、磯城神籠など見

カウゴ

筑後高良山城址列石



筑前雷山(雨中所見)



カウゴ

山城址(神籠石)研究參考圖集所載



筑後女山城址



筑前鹿毛馬城址(雨中所見)

カウゴ



カウゴ

えたるはこの種の設備を指せるならん、而して神籠石が、高良山石城山の如き由緒ある神社の所在地にあり、又其附近に古墳の存するによりて豪族の居住せる事明かなれば、彼等が祖先の神靈を鎮める神奈備として設けたるものなるべし、若し城廓ならんには、敵兵の襲來に不適當なる山頂に設けられしのみならず、列石の非常に巨大なる、防備よりは寧ろ形式的のものを見るを可とす、或は列石の上に木柵土壘等を建てしとの想像あるべきも、實際に木柵又は土壘を置きし形跡なければ信じ難し、古代城をば單に「キ」と呼び、構造によりて高城、葛城、稻城、石城など稱すれども、同時に牧、垣、籬、神籬等も「キ」の一種にして、或地域を區劃占有するものなるが故に、或意味に於て城と同様の用途もありしならんも、敵の襲來を防禦する程堅固なるものにあらず、況んや支那朝鮮の城廓は、異民族に對する必要上、村落を圍みて築造したれども、我國にはかゝる風習を伴はず、大陸の山城を以て日本を律せんとするは不可なりといへり、(一)城廓説、専ら朝鮮の山城との比較研究に基き、遺跡が、平野に接せる丘陵若くは山頂等、最も險要の地に存在せるは豪族の城廓なるべしとて、出雲風土紀に大穴持命が八十神を退治する爲に城を築き、伊勢の古風土紀逸文には伊勢都彦命が、石を以て城を築ける事を引證して、かゝる事蹟

カウゴ

の古代にも存せし事を述べ、更に進みて朝鮮の山城と比較し、その地形及び構造が神籠石と殆んど一致し、附近に古墳の存する事亦同様なり、廓内に谷を取り圍めるは、城廓として飲料水の必要あればなり、朝鮮の山城には廻らずに石又は土を以て壘壁を築けるが、神籠石に之なきは地質及び氣候の關係によるものなるべく、且一列に並立せしみにては防備の價値なければ、單に基底を固むる礎石に過ぎずして、何等かの設備ありたりとし、或は土壘を置き或は木柵を配せしならん、且靈域論者が谷間に石壘を築けるは、水力に抵抗する爲めなりといふも、單に或地域を區劃するには不必要なれば、寧ろ城廓と見るべく、入口に特殊の設備をなせる門の存在も、明かに城廓の意味せりといひ、且其築造時代を、靈域論者が漠然古代なりと稱せるに反し、所謂倭人女王の隆盛時代より、磐井の占據時代にかけての頃なるべしといへり(三)白鳥博士説、博士は神籠石の所在地が日本と大陸との最初の接觸點なる九州北部なるよりして城廓論に左袒すると共に、從來の城廓論者が女王卑彌呼時代に成れりといふを非とし、倭人の文化はかゝる大事業を爲し得るものにあらず、況んや女王國と相争へるは狗奴(熊襲)あるのみ、故に當然南方に對して築造せらるべきはずなるに、其然らざる所以は何ぞや、且女王の勢力は周防附近に

カウゴ

及びしことなければ尙更の事なり、蓋し大和朝廷が國家事業として經營せるものにして、防禦の目的は朝鮮にあるべし、史を按ずるに、高句麗が勃興して、廣開大王の絶大なる勢力、其南方を併呑せんとせるは仁德天皇の御代なれば、其頃彼に對する必要上、築造せられしものなるべし、また神籠石のプランは、大體に於て朝鮮式山城に類似するも、實用としては不適當なる巨石を故意に並立せしめたるは、我國の古代に存したる巖石崇拜の思想に基けるものに似たりといへり(四)柴田常恵氏説、氏は日本考古學中に、城廓非城廓の二編を比較考査し、共になほ論據不確實なるを述べ、朝鮮の山城と、日本の神籠石間に存する明かなる相違(壘柵設立の如き)につきての根本的研究を必要とし、かつその内部に神籠石によりて圍繞せられたる地域内に古墳の存在せるに注目し、之を以て神籠石築造以前に成れるものなるを推定し、併せて列石中にある門戸の設備が、後世筑後國分寺の地に存するものと趣を同じうせる事、雷山の域内より布目瓦の出土せる事、女山の域内は全く山林なれども坊舎の名を存し、朝鮮式青磁類の發見ありし事、石城山にも同様の遺物出土し、百濟の濟聖太子開山の傳説を有する事等によりて、この地方に佛寺の建築ありしと思はるれば、其界を定むる爲めにかゝる設備をなせしものならんかとの説

を提唱せり、神籠石に關する諸學者の説概ねかくのごとくにして、いまだ定論を見るに至らざるものとなす(柴田氏「日本考古學」歴史地理、考古學雜誌、史學雜誌、人類學雜誌)

カウシ

考 試 王朝時代大學及び國學に於いて行ふ試験をいふ、一句に一回行ふを句試、一年に一回行ふを年終試といふ、即ち學生にはまづ經文を讀ましめ、これに通ずるの後其義を講ず、句毎に一日の休暇を與へ、假前一日博士、學生を試験す、即ち句試なり、讀者を試みるには、千言内毎に三言を問ひ、又其文字を覆ひて暗讀せしめ、講者を試みるには、二千言内毎に大義一條を問ひ、總て三條を試む、二に通ずるを及第とし、一に通じ又は全く通ぜざるものは狀に従ひて決罰す、一年一回の年終試は毎年七月を以て年終とし、大學頭助又は國司の藝業優良なるもの其任に當り、一年受くる所の業を通計して大義八條を問ふ、六以上を得るを上とし、四以上を得るを中とし、三以下を得るを下とす、かくて學生の二經以上に通ずるものは、更に貢舉の試によりて官吏に登庸せらる、然れども下たる事三年に及び、若しくは在學九年に及びてなほ貢舉に堪へざるものは退學を命じたり(令義解)「コウコ」「ダイカク」「コクガク」參看、

カウシヨクボン

好色本

男色又は

カウシ

カウセウタイジコクシ

高野版

江戸時代好事

高野版

高野版

高野版

高野版

高野版

カウス

香水

佛敎にて修法の時に用ゐる自性清淨の水をいふ、印度において清香ある香水海の水をいへるを踏襲せるなり、瓊漿抄に、後七日御修法のことなひへる條に、「八日に開白シテ、十四日ノ結願ニ當テ、大師請來ノ納衣ヲ著、曩祖附屬ノ五結ヲ持シテ御殿ニ參入シテ、玉體ニ近付テ、二器ノ香水ヲ加持シ、一人諸臣ニ灌奉ル也」といへるにて、其一班を知るべし、

カガミ

鏡

家が、便宜上鎌倉時代高野山金剛峰寺にて梓行せし古版本を云ふ、この版の尤も盛なりしは弘安年間にして、其の内容は殆ど密教に關するものなり、裝潢の多くは粘葉の制採り、鳥子の如き厚紙に表裏共に印刷す、この版本は永正十八年二月の大火に悉く焼失せしと云ふ、印刷(インセツ)參看(高野山焼失記、日本古刻書史)

支那より輸入せしものなれば、その起原は支那に求むべし、支那における鏡の記事は莊子周禮等に濫及び鑿の字あるも、何れも後世の鏡と同一ならず、殷の頃までは主として水鏡なりたるが如し、又春秋左氏傳には「鑿鑑」の文字あり、これを以て鑑鏡と認むる人あれど、それは後世の如きものならざるべし、故に戰國時代においてもなほ古書に確實なる物を發見せざるも、莊子到陽篇に「生而美者、人與之鑑云々」とあるを見れば、既に當時には一部にその製作が行はれしを窺ふに足る、尋て秦時代には所謂秦鏡の存在あれども、疑ふべき點あり、蓋し鏡製作の完備せるは前漢の初なるべし、淮南子修務訓にその製作法を記せり、爾來次第に精巧なるものを製するに至り、王莽時代において完全なる鏡を見らるゝ事となり、日本においては、神代に八咫鏡あり、傳説によれば石凝姥の製作にかゝるといひ、その後鏡作部の存在せる故、古く日本

カウヤパン

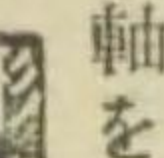
高野版

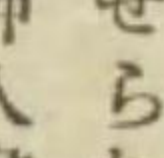
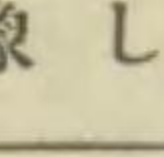
高野版

高野版

高野版

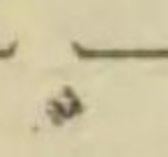


カガミ  
 において製作せられし事は事實ならんも、種々の事情よりそれが大陸(支那)輸入の模倣なる事は明かなり、その後記紀を見るに垂仁紀の三年天日槍の將來せし寶物中に日鏡一面あり、神功紀に百濟王より七子鏡一面を獻じ、魏志には魏の明帝が倭王卑彌呼に銅鏡百枚を贈與せる記事あり、古事記應神天皇卷には百濟王昭古王が阿知吉師に附して大鏡を獻せし事等見え、支那古鏡の多くが大陸より輸入せられしを知るを得、これを事實に徴するに、我國古代の墳丘より發見せらるる古鏡には、支那直輸入の品頗る多く、年代を逐ふて種々の型式を見るとき、これを模倣せし本仿製鏡も多數あり、主として、前漢時代より王莽時代六朝に至る時代のもの多く、又奈良朝頃には唐代の海獸葡萄鏡等の輸入あり、爾來唐代鑑鏡の影響を受けて、手法形状に變化を來し、從來圓形に限られしもの、漸く八稜形のものを出すに至る、今なほ正倉院御物中之之を見るを得べし、然るに支那に於いても唐以後は、鑑鏡の製作頗る拙劣となりしが、日本も亦平安朝以來日本風の所謂和鏡の製作盛んなると共に、前代の如き雄大莊麗なるものなく、次第に退歩の傾向を生じ鎌倉室町江戸の各時代を經過するに従ひ、たゞ前代の様式を維持するのみ、何等新機軸を出すことなくして、以て今日に及べり、上古の鏡は何れも圓形なるも、奈良朝頃よ

カガミ  
 り稜形出で、尋て和鏡の製あるに及び角形、長方形等を生じ、下つては柄を附せる柄鏡あり、今その背面の構造に就きて大體の名稱を擧ぐれば、支那鏡にありては次の諸部より成る、(一)鈕(中央の突起、或は鼻ともいふ)、(二)鈕座(鈕を圍む一段高き所、種々の形状あり)、(三)内區(最も重要な個所にて種々の文様を現はす)、(四)銘帶(銘を刻す)、(五)外區(縁の部をいふ、こゝに種々の文帶あり、葡萄文帶、鋸齒文帶等あり)この外縁に平縁と三角縁とあり、又鏡背全體の反りに緩急種々あり、和鏡にありては形状頗る相違し、鈕は何れも存すれども、内區外區文帶等は簡略され、或は連續されて、同一面に鈕をめぐりて種々の文様を表現せるもののみなるあり、大ききは支那鏡にありては種々あり、小なるは直径二三寸なるより、大なるは二尺に近きものを見る、奈良朝以後には餘り大形のものなし、日本存在の古鏡を分てば、支那にて製作せられしもの(支那鏡)、日本にて支那鏡を模して作りしもの(仿製鏡)、日本獨特の意匠よりなりしもの(和鏡)の三種となすを得べし、而してその中何れも時代と形状とによりて種々の名稱を附す、今この重なるものに就きて略述すべし、支那鏡に於ては支那製の本邦より發見せられしものは四神鏡、盤龍鏡、獸形鏡、神人畫像鏡、神獸鏡、精白鏡、花乳鏡、長宜子孫鏡、

カガミ  
 變鳳鏡、位至三公鏡、四乳花紋鏡、葡萄鏡の十二類となすべし、四神鏡最も多し、四神鏡は、内區の文様に四神(玄武、白虎、青龍、朱雀)を配するものにして、銘文には「尙方作鏡」「漢有善同」「新有善同」「上秦山見仙人」等の句あり、王莽時代より魏時代に盛行せるものなり、今四種を數ふ、流雲紋尙方四神鏡、銅梁四神鏡、尙方四神鏡、獸紋四神鏡これなり、(王莽鏡參照)、盤龍鏡は、本邦出土品尠なれども、大和近江の兩國より發見せり、内區に盤龍禽獸を配し、銘に「青蓋作竟四夷服云々」の句あり、又往々五銖錢形を文様中に使用せるによりて、晋代に流行せるを知るべし、獸形鏡の發見も亦多からず、内區に四獸或は六獸が四個或は六個の圓座乳を廻りて配置され、銘には「吾作明竟自有己云々」とあり、手法を按ずるに、蓋し六朝末期、隋唐の初期に製作されしものなるべし、神人畫像鏡は内區に漢代に流行せる畫象石に類する人物車馬を配して頗る精巧を極め、銘文には「公氏作鏡四夷云々」「尙方作竟佳且好」「王氏作竟佳且好」「尙方作竟自有己」等の句あり、これ等の銘文中には東王父、西王母の名を刻せり、その神仙談が盛に行はれしは魏以後なれば、この種の鏡は三國より以上に遡らざるものなるべし、神獸鏡は最も多數に發見せらるる、今それを大別すれば外區

カガミ  
 に飛翔せる異禽と疾驅せる怪獸、並に六飛龍の輿を引ける圖あり、銘帶が内行半圓形(或は無地、花紋)と四劃せる正方形とよりなれるものを第一種とし、外縁が二條の鋸齒文帶と、その中間に一條の復線文帶より成れるものを第二種とす、銘は第一種には「吾作明竟云々」とあり、第二種には「新作明竟云々」「吾作明竟真大好云々」等の句あり、これ等の鏡は後漢の中葉より製作せられしと覺しく、中には年號の微すべきものあり、かくて西晋に入りて神仙怪獸談の盛行と共に、其製作益々多きを加へしが如し、故に第二種の多くは晋宋時代の製作なりとおもはる、精白鏡も、亦二種あり、一は筑前より銅銚と共に伴出せるもの、破片なれども、他の支那出土品と比較して大體を知るを得、鈕を繞りて三個の圓座あり、縁に至る間に二重に斜行葡萄文を有する素帶あり、「繁精白而事君云々」の銘を刻す、二は筑前、讃岐、大和等より發見せられしものにして、大體前記と同様なれども、素帶を距て、内行の八花あり、その間に一種の唐草文を連接し、外側に銘帶あり、文は前と同様なれど文字をゴシック形にて表はせり、これ等は他の古鏡とやゝ趣を異にせるが、就中その異體文字は吳の天發神識碑等に類するを見れば、恐らく漢末三國頃の作なるべし、花乳鏡は前記精白鏡と同じく筑前より其破片を發見せり、鈕は九個の乳の

カガミ  
 連續して振形をなせる形をなし、次の素帶に至る間に一種の唐草文あり、外側に二重の内行花紋帶を附す、その中間に九曜星の如き乳と、唐草文より成れる内區あり、手法等精白鏡と同じ、年代も之に準ずべきか、長宜子孫鏡は質黒色、四葉座鈕の間に長宜子孫の銘あり、葡萄文素帶に次ぎて内行花紋あり、更に「壽如金石佳且好」と刻す、手法銘文によりて考ふるに魏晋の間に製作されしものなるべし、變鳳鏡は文様平面的にして、鈕座は四葉文より變形し、銘に「長宜高官」或は「位至三公」等あり、内外區の區別なく、四葉文に四分してその各々相向へる二鳥文を表はし、内行花紋を以て終る、手法圖様より見て三國若くはその以後の作たるを知る、位至三公鏡は小形のものにして、三公の銘を刻す、その兩側に紋様化する獸首の如きを表はし、斜行葡萄文につぎて素縁となる、四乳花紋鏡は紀伊國發見のもの一個あり、圓座鈕を繞りて素帶あり、内區圓座四乳の間に一種の唐草文を配し、その外側に斜行葡萄文と廣き素縁とを以て終る、葡萄鏡につぎては先單間に諸説あり、下文にいふべし、以上を見るに本邦出土の支那古鏡は上は王莽時代より下は六朝末期に至る間の各時代のものを有せるものにして、古代の日支關係を窺ふと共に、古墳年代の推定に資する所多し、仿製鏡、支那鏡を其まゝ模倣せるものと形式は彼れを

カガミ  
 模したれども、手法文様に日本の特徴を表はせるものとの二種あり、前者は殊に多し、今形式によりて之を分類せば、(一)方格渦紋鏡、(二)方格四神鏡、(三)細線式獸帶鏡、(四)内行花紋鏡、(五)盤龍鏡、(六)畫象鏡、(七)神獸鏡、(八)神人鏡、(九)牛内刻式獸形鏡の九種あり、方格渦紋鏡は筑前より彌生式土器と伴出せるもの、大體の構圖は四神鏡と同じく、内區は鈕座を周りて方格を有し、その外側にTLV字形を表はす、銘帶にはゴシック式書體にて「日有暈月有富……憂患樂己未」とあり、形式は王莽鏡に屬するも手法や拙劣なり、方格四神鏡は形状の大小によりて二種に分つべし、大形のもの主として畿内殊に山城大和に多く、小形のもの九州地方に多し、形式は王莽鏡に屬するTLV式なり、細線式獸帶鏡は大和國佐味田古墳より發見す、内區四個の内行花紋座乳の間に著しく紋様化する獸形を配し、銘帶に代ふるには紋帶を以てす、前述方格四神鏡の大形のものと同年代その他大體に於て一致するものなるべし、内行花紋鏡は、支那製の鈕座の周圍に長宜子孫の銘あるを常とする内行花紋鏡の模造にして、大形品のもの、その簡單化する小形品のものとの二種あり、大形品は全體に亘り、支那出土の同式鏡と同様なるも、銘文に於て無意味なる文様を代用せり、手法また齊整鋭利ならず、小形品は出土品頗



カガミ

る多し、その内區の孤紋の數より、五孤、六孤、七孤、八孤、稀には十一孤鏡に分つ、龍鏡は支那鏡盤龍鏡の系統を襲へるもの、文様の相違より三種に分つ、第一は内區の龍は精巧に牛肉彫を以て現はされ、口に一種の棒を銜へたり、第二は前者のやゝ文様化せるものにして中には原形の認め難きものあり、第三者は大形の龍鏡を配せる青蓋盤龍鏡を模造せるものなり、右の第一に屬するものには周防國茶臼山發見の如き徑一尺五寸に近き大形あり、以て上代鏡作部の造詣窺ふに足る、龍鏡は最も有名なる紀伊國岡田八幡宮所藏品なり、本鏡は古く紀伊名所圖會に載せ、近く高橋健自氏山田孝雄氏の研究あり、(考古學雜誌)内區は大なる鈕を回して十人の人物を配し、方形半圓形帶あり、鋸齒紋帶商紋帶について銘帶あり、銘は癸未年八月十六日、壬午□弟王、在意紫沙加宮時、斯麻念長、奉遣開中費直、穢人今州利二人等、取白土同二百早作此竟」とあり、癸未の年を高橋氏は應神仁徳に比定し、三宅米吉氏は雄略帝もしくはその以後となし、内藤湖南氏は雄略帝以後、恐らくは欽明帝頃の作ならんといへり、又「意紫沙加宮」は押坂彦人大兄皇子の居所なるべく、「斯麻念長」「開中費直」の人名は徵すべきものなけれど、穢人は當時朝鮮に住せる民族なるを以て、この鏡がある點迄朝鮮風となれるも勿論なり、神歌

カガミ

鏡は手法上より半圓方形帶神獸鏡、大形半肉刻神獸鏡、小形半肉刻神獸鏡、繪文様式神獸鏡とし、更に小別して二神二獸、三神三獸、一神四獸、二神四獸、八神四獸、四神二獸、四神四獸の各種となす、神人鏡は神獸鏡に似て内區の文様が神象のみより成るものなり、四神、六神、八神の三種あり、半肉刻式獸形鏡は最も多く出土するものにして、獸形の數より四獸、五獸、六獸、七獸、十獸等に分つ、以上の各種は何れも支那鏡を模倣して製作せるものなるが、眞物と倣製とは何を以て鑑別するやといふに、その大體の標準を示せば、  
 (一)鏡背の文様表現の手法が、支那鏡の銳利鮮明なるに反して、倣製は模糊となり、畫像も大に便化され、時には全く無意義となれるものあり、  
 (二)支那鏡にては内區文様の分子各々或る意味を有して配列せらるゝに、倣製は文様化して本來の意義を失ふ、  
 (三)支那製の主要部たる銘文は、倣製にありては殆んど缺き、又之を存すれども章句をなさず、文字に似て文字ならざるもの、その他幾何學的な文様を現はす、  
 等なり、次に後者即ち日本における特殊の形式文様を表はしたる鏡を見るに、第一は鈴鏡なり、圓形の周圍に五、六、七、十二等の鈴を附せるものにして、大陸方面には嘗て出土せず、(最近梅原末治氏によれば朝

カガミ

鮮にて類似のものを發見せりといふ)悉く日本に於て發見せらる、發見地は東國に多く近畿中國には僅少なり、紋様は殆んど獸形紋にて、多く簡單なるものなり、又稀には櫛齒文のみなるもの、及び櫛齒文と擬銘帶より成るもの、乳紋のみなるもの等あり、狩獵文鏡は、上野國群馬郡八幡原の古墳より出づ、背面を内外區に別ちて、兩者に盾を持ち劍を把れる人物、兩手を舉げたる人物、埒をもてる人物等を配し、併せて一種の渦紋と若干の獸手紋を以てし、内區には鹿の圖様ありて、圖様頗る趣を異にし頗るわが銅鐸(増補の「ドウタク」參看)の文様と類似せり、細線鋸齒文鏡は大和國吐田郷にて銅鐸と共に出土せるもの、類似品は長門國豊浦郡東濱の古墳より出土し、最近朝鮮慶州入室里の古墳より銅鐸銅劍(増補の「ドウケン」參看)銅鐸と共に出土す、鏡背に二個或は三個の鈕あり、縁は蒲鋒狀をなし、その間に細線の鋸齒文を埋むる精良の白銅鏡なり、喜田貞吉氏は之を以て秦頃の作とし、梅原末治氏はその文様が未開人共通の編物文なるより、本邦古代に製作せられしものとなせり(歴史地理銅鐸號參照)直孤文鏡は大和北葛城郡新山より出土せり、文様は中央の大形四葉座紐を周りに内行八孤紋あり、それより縁迄の間に内外二區の直孤文帯を置く、質は精良なる白銅よりなる、直孤紋は濱田耕作氏が九州にお

カガミ

ける古墳の裝飾文様の研究に於て名づけしもの(詳しくは京都大學考古學報告第一を見よ)、上代各種の遺物(埴輪、刀装具等)に表現せらるゝ特殊の文様にして、當時の日本人の愛好せるものなるべし、年代は伴出の遺物より見て三國時代頃なるべし、細線式變形唐草紋鏡は、日向國兒湯郡西都原舟塚より出土せり、鈕を繞りて太き凸起帶あり、周縁に向つて四條の突出帶あり、ほゞ十字形をなして内區を四分す、かゝる意匠は支那鏡に見るべからず、以上の各種仿製鏡は何時頃の作品なるやといふに、その典型となりし支那鏡が、早きは王莽時代より後漢に亘れる四神鏡の類にして、その他は概ね六朝時代のものなり、又特殊鏡に於ても細線鋸齒文鏡と狩獵文鏡はやゝ古きが如きも、直孤文鏡は三國時代若くは六朝初期にして、細線式十字形鏡は六朝中朝以後と見るべし、故に支那漢宋三國時代のわが文化の中心は大和にあり、支那文化の直接の影響をうけて或文化を形成し、六朝時代に入りて地方に傳播せるもの、如し、模造鏡が畿内より東國その他に多きはその結果なり、又これによりて當時の鏡作部の技能を窺ひ得ると同時に、形式文様が眞物と相隔る所あるは、當時人民の智的生活の進歩を疑ふべく、充分の理解なく漫然大陸文化を輸入模倣せる状を知るべし(和鏡)平安朝時代以後本邦に於て製せられし鏡は、前代

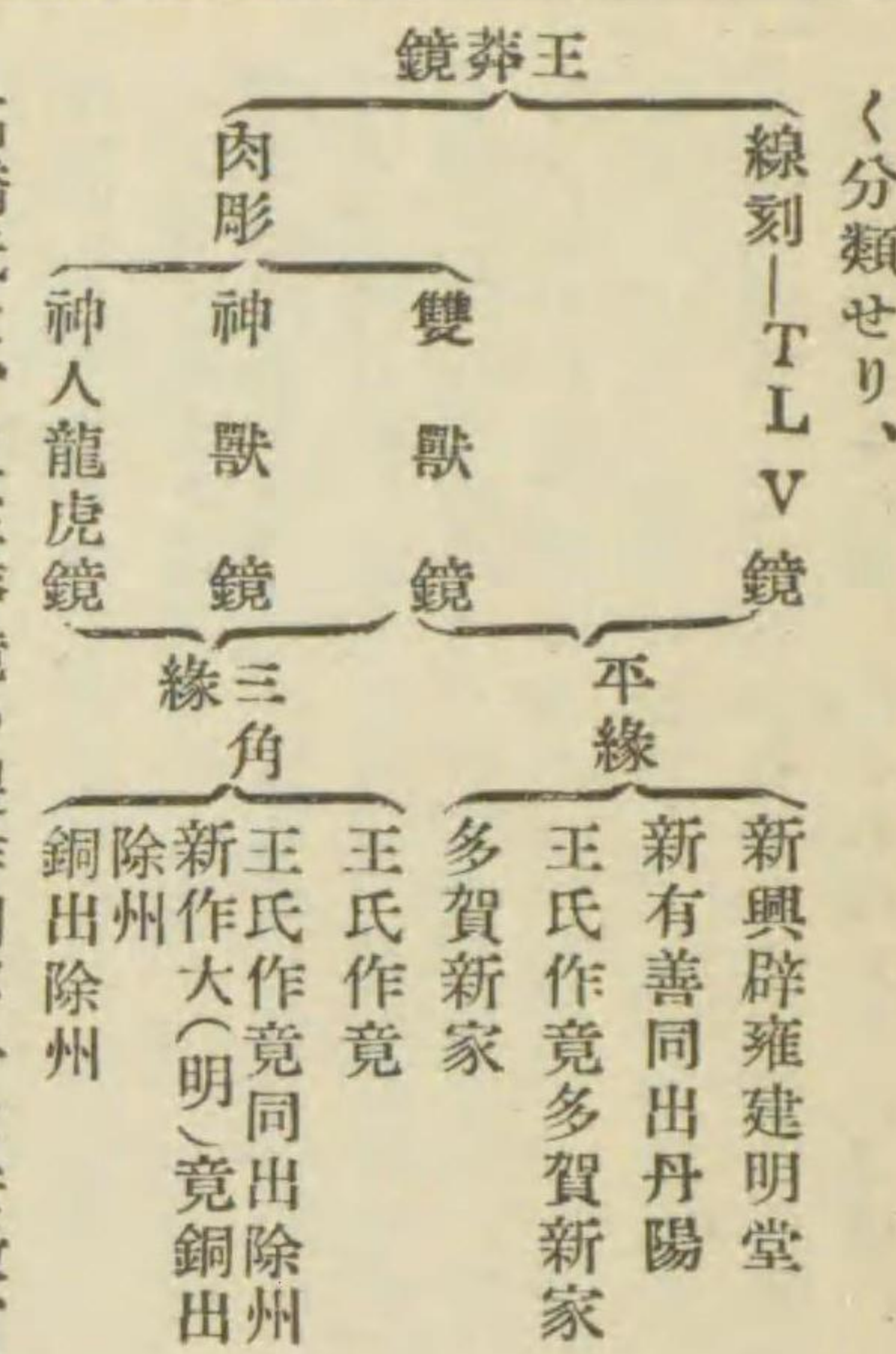
カガミ

支那模造のそれに比して頗る趣を異にせり即ち全體薄手にして簡單なる紋様多く、鈕を固りて内區外區の二區のみとなり、鈕は圓形、法相華形、龜形等を表し、形狀は圓形の外に稜形(八稜、四稜、五稜等)角形、長方形等あり、今各時代を通じて代表的なるものを列記せば左の如し、  
 平安朝時代 瑞花鴛鴦鏡、山吹双鳥鏡、飛雲唐草鏡、鴛鴦八稜鏡、双鸞八稜鏡、梅樹双雀長方鏡、秋草松喰鶴鏡、片輪車鏡、釣魚千鳥鏡、  
 鎌倉時代 松喰鶴鏡、牡丹双鳳鏡、菊花双雀鏡、蓬萊鏡、  
 南北朝時代 蓬萊鏡、龜甲紋双鶴鏡、牡丹双鳳鏡、扇面秋草双雀鏡、牡丹唐草双鳳鏡、櫛齒雙鶴鏡、  
 室町時代 蓬萊鏡、桐樹双鶴鏡、桐竹鳳鏡、丸龜甲紋双鶴鏡、花菱紋双鶴鏡、桐樹双鶴鏡、巴紋双鶴鏡、菊紋双鶴鏡、鐵線文双鶴鏡、松橋双鶴鏡、  
 江戸時代 前期とほゞ同じ、柄鏡出づ、拙劣なるもの多し、  
 次に古鏡中特殊の地位を占むる重要なもの二三につきて少しく詳述すべし、(王莽鏡)支那に於て最も完備せる鏡の出現せるは、實に前漢末王莽の時代なりとす、王莽の治世は僅か十七年なれども、其間多數の鏡を鑄造し、銘に自己の時代を明記したれば、その鏡を中心として研究せば、鏡の年

カガミ

代及び型式の變遷は自然明瞭となるべし、實に古鏡研究の標準たり骨子たるなり、この點に着目せるは故富岡謙藏氏にして、大正六年考古學雜誌に其所説を發表せり、氏はまづ漢熹平二年、始建國二年の王莽時代の年號ある二鏡の研究より、同係に屬すべきものに、波紋四神鏡、流雲紋四神鏡、連續唐草紋鳥獸鏡、八乳唐草紋鏡、連續唐草紋四神鏡、流雲紋獸帶鏡の六種あり、又日本出土のものにも存在し、仿製鏡にも存する事を述べ、而してその共通特徴として次の三點を挙げたり、(一)銘文には「新興辟雍建明堂」「王氏作竟……多賀新家」「新有善同出丹陽」の三種あり、(二)斷面は外區と内區との二段より成り、文様の表現は平面的にして銳利なる線より成る、(三)鏡背の文様として主要なるは内區におけるT字形と多數はこの外にLVの如き兩字形を並存し、主要圖形に渦卷的唐草を配し、TLVのごとき字形の存するものには唐草間に四神もしくは類似の獸形を配置す、これに對して高橋健自氏は、この外なほ同系統に屬すべきものありとて、氏が前に漢魏式鏡鑑の特徴として記せる、鏡背内區の肉刻より成る神像獸形の類を表はしたるもの、及び縁が著しき斜面を有し、斷面三角形に近く、鏡面の著しく凸面をなせるものはそれなりとて、九面の日本出土支那鏡、一面の支那鏡を以て實例を示し、最後に左表の如





く分類せり、

亦考古學雜誌上に疑問を提出し、主として銘文上よりこれを否定せり、即ち「王氏作竟」の句あるを以て、直ちに王莽とするは早計にして、「王氏」なる人物の製作せりといふ意とするが當然なりとし、次に「新王大竟」の新を以て王莽の國號とするも不自然なるべく、他の用法より「新たに」と讀むべきなりとし、且高橋氏推定の王莽鏡は何れも整美均齊の完美せる型式なるを以て、これを直ちに王莽時代なりとするは疑問なりと述べたり、その後王莽鏡に關する研究現はれざる故、以上の状態より推察して王莽鏡として、確實なるものは富岡氏所述のものといふべく、他はなほ保留すべきなり、從つて日本出土の確實なる王莽鏡は殆んどなく、その模倣と認むるもの、存在するを知るのみなり、【海獸葡萄鏡】正倉院所藏の古鏡にして、一種の型式を有するものなり、鈕は獸形、内區及外區に多數の葡萄と、獸類との連鎖配列せる文様あり、名稱は博古圖に海馬葡萄鏡といひ、西清古鑑には海獸葡萄鏡と稱す、此種の鏡の製作年代については、種々の異説あり、一は即ち漢時代説、二は即ち唐時代説なり、支那に於ても清朝以前は漢代説行はれしが、獨人ヒルト氏は、その文様たる海馬がイラン地方に存せる植物ハオマの轉訛せるものにして動物ならずとし、漢武帝の時張騫が始めて西域より葡萄を將來せるより、この鏡を以て前漢武帝頃

の作なりとし、喜田博士亦熱心に漢鏡説を主張せり、然るに高橋健自、原田淑人、中山半次郎、富岡謙藏の諸氏は何れも唐代説を主張し、その型式が漢代の頃ならず、その手法が漢時代の古拙なる點なきを論ぜり、原田氏の如きは一層深く絶體年代を推定し、該式鏡は六朝末より唐玄宗頃迄の間に發達せりとし、玄宗頃がその極致なるべく、正倉院所藏の物は恐らくその時代のものなるべしと斷じたり、なほ本文「カガミ」「ヤタノカガミ」「サンシユノシンキ」參看(富岡謙藏氏「古鏡の研究」)「梅仙居古鏡圖集」考古學雜誌、史學雜誌、八木契三郎氏「考古精説」

カキノモト 柿本 連歌の席にて、作者によりて優劣を分ちて著座する際、其優れたる側の人々をいふ、之に反し劣れる人々の側を栗本と稱す、筑波問答に「後鳥羽院建保の比より、しろくろ又色々ふし物のひじり連歌を、定家家隆卿などにめされ侍りしより、百韻などにも侍るにや、又さまざまの懸物などいだされて、おびたゞしき御會とも侍りき、よき連歌をば柿本のしゆと名付られ、わるきをば栗本の衆とて、別座につきてぞし侍りし」と見えたり、

カキノモト 柿本 連歌の席にて、作者によりて優劣を分ちて著座する際、其優れたる側の人々をいふ、之に反し劣れる人々の側を栗本と稱す、筑波問答に「後鳥羽院建保の比より、しろくろ又色々ふし物のひじり連歌を、定家家隆卿などにめされ侍りしより、百韻などにも侍るにや、又さまざまの懸物などいだされて、おびたゞしき御會とも侍りき、よき連歌をば柿本のしゆと名付られ、わるきをば栗本の衆とて、別座につきてぞし侍りし」と見えたり、

カキノモト 柿本 連歌の席にて、作者によりて優劣を分ちて著座する際、其優れたる側の人々をいふ、之に反し劣れる人々の側を栗本と稱す、筑波問答に「後鳥羽院建保の比より、しろくろ又色々ふし物のひじり連歌を、定家家隆卿などにめされ侍りしより、百韻などにも侍るにや、又さまざまの懸物などいだされて、おびたゞしき御會とも侍りき、よき連歌をば柿本のしゆと名付られ、わるきをば栗本の衆とて、別座につきてぞし侍りし」と見えたり、

カクジユツ 角術 和算の一種、正多角形の角中徑、平中徑及び積を求むるの法なり、寛文三年松村茂清の算組中之を論じてより、其の法漸く精密を加へたりといふ、(日本數學史)

カケモノ オシガキ 懸物押書 鎌倉室町兩時代における訴訟文書の一、單に押書ともいふ、また懸物狀に同じ、「カケモノジャウ」參看、

カケヤ 懸矢 矢の保存に便せんが爲、幾本かを編みておけるものをいふ、武器考證に「かけ矢は征矢を、紙捻にて編て、壁などに懸るを云、今云數矢なり」と見え、又愚得隨筆に「懸矢、愚按、近世云フ射捨ノ數矢也、羽ノ損ゼンコトヲイトヒテ、數矢ヲバ、十筋十五筋程ツツ、編テカケ置ハカケ矢ト云歟」と見えたり、古今著聞集に、「此むつるの兵衛尉、懸矢をはがすとてとうの羽を求めける」とあるを初見とす

カケヤ 掛屋 増補の藏屋敷(クラヤシキ)を見よ、

カザヒノミノミヤ 風日祈宮 伊勢神宮の別宮にして、内宮と外宮とにあり、内宮なるを五十鈴川の南、外宮なるは本宮の南、土宮の南に鎮座す、また風宮、風神社とも稱す、神名祕書に外宮のことはいへる條に「風神社、伴神社、内宮風神與同體也」と見ゆ、(起原詳なら戸邊命即ち風神なり)

カサガバン 春日版 維新以後、好事家が便宜上、鎌倉時代以後春日社僧等の開版せし古版本を云ふ、其の起原範圍に就て廣狹の二説あり、廣義は好事家が古刻書研究の餘、南都諸寺にて開版せる處の古刻經文に、刊行年月を記さざるもの多きを見て、便宜上これを總稱して名付しものなり、この春日版と印刷せし古版本は、南都興福寺を始め諸大寺に現存せるもの多し、是等古版本は、多く每版の右面に年代、寺名、施主、彫刻手の姓名を隱文に刻し、本文と齊しき陽文の奥書あるもの稀なり、故に印刷の際

ず、延暦二十三年所撰の皇太神宮儀式帳に、風神社とあるを初見とす、正應六年社號を改めて宮號を授けられ、官幣に預ることとなり、風雨早霖を守ります神として歴代の尊崇淺からず、通海參詣記に「毎年七月ニ風日祈ノ祭ニアツカリテ、年ノ風雨ヲ祈ル赴キ、式條ニ載スル所燦然トシテ眼ニアリ」とあり、享徳三年六月皇太神宮神主の注進に、「別宮風宮者、宮中隨一神居之處云々」とあるにて其一斑を知るべし、通海參詣記に見えたる七月の祭は、所謂柏流神事にして、七月四日に之を行ふ、別に四月十四日の御笠神事あり、共に風雨靜にして秋穀の豊ならんことを祈るものにして、内外宮共に同じ(皇太神宮儀式帳、神名祕書、元祿九年神宮勘文、類聚神祇本源、皇太神宮年中行事、神宮編年記)

カチドキ 勝閑 軍陣に於て戰勝を祝する閑の聲をいふ、軍陽記に「勝どきの事、敵を退治して、床机にこしかけ、祝の着に向て勝栗を右の手にとり、左にて扇を不殘ひらき持て、大將ふひふいといふ時、三度目に諸軍勢ときをついで、ふいふわうとあぐるなり」といへるによりて其作法を知るべし、

カネ 鐘 佛寺に於て用うる宗教的樂器、梵鐘又は釣鐘とも稱す、此内朝鮮より傳來して特殊の形式を備ふるものを朝鮮鐘といふ(増補の「テウセンガネ」參看)又



カネ

我國における耶蘇教の寺院にて使用せる洋式の鐘あり、南蠻鐘と稱す(増補の「ナンバシガネ」參看)形大體に於て(一)古形、(二)寶鐸形、(三)新形の三種に分つべし、古形は鎌倉時代以前の製作に係り最大徑の鐘口を有するものをいひ、寶鐸形は平安朝時代より鎌倉時代にかけて行はれ、輪割は直線的なるものをいひ、新形は室町時代より江戸時代末にかけて行はれ、輪割曲線を呈し、最大徑は鐘口よりも中帯に於て最大徑を有するものをいふ、更に鐘の各部につきて、龍頭、袈裟形、撞座、乳、銘、紋様の稱あり、龍頭は鐘の最上部にありて懸垂の用に供するものをいふ、一般に龍の子蒲牢を置く、一角前頭に出て、上唇長く突出し、上顎に牙あり、鬣は長く巻き、頸部に於て左右接する所に頸環あり、環上には連座、寶珠、水煙等を附す、俗に釣手とも稱す、時代に應じて變化あり、奈良朝時代のものは一種の氣韻あり、平安朝の時代に至りて形式漸く整備し、鎌倉時代に於ても亦此風を傳へしが、室町時代以後に及びて形相粗野となり、且つ往々蒲牢ならざるものを用ゐたり、龍頭の下なる、笠蓋に似たる部分を笠形と稱す、袈裟形は鐘の表面に附したる縦横の帯をいふ、縦帯は四條にして、更に之れと直角に上中下の帯あり、以て乳廓と池廓とを別つ、帯の中央には必ず一條或は三條の紐あり、紐は古代のもの細く、近

カネ

代のもの太し、帯も古代は狭く近代は廣し、下帯の下には口邊に近く唐草紋様を鑄出す、故にこれを草の町とも稱す、撞座は中帯と縦帯とが交叉せる點に正しく相對して附す、開敷の蓮華にして中央の子房は撞木の當る所なり、形狀も時代に應じて八瓣十六瓣等の差あり、大きさは一定せざれども、縦帯の幅と等しきを常とす、乳は乳廓に存する突起なり、乳廓とは一に乳の間とも稱し、笠形の下部に存す、又縦帯の上部に一對の乳を見る事もあり、形狀は饅頭形、椎實形、鐘形、圓柱形、寶珠形等あり、寶珠形を普通とす、大きき時代に應じて相違あり、古代のものは小にして配置に餘裕あり、近代のものは大にして個々相密接す、九列を極とし、巨鐘には九列四重のものあり、七列四重のもの最も多く、稀に五重、三重あり、紋様は上帯及び下帯に存し、又往々中帯縦帯にも存す、唐草紋最も多し、其變化の狀はその時代の他の遺物に表現せらるゝものと一致する故、以て年代を推定し得べし、その他雲形、三結、鳥獸、鱗介、幾何學的紋様等あり、時代の降るに従ひ、繁雜粗劣に陥る、銘は池廓に存す、池廓は又池の開ともいふ、中帯と下帯との間にあり、又縦帯の中、若くは鐘の裏面にも存する事あり、陰刻(毛彫)、陽刻の二種に分れ、鑄造の由來、銘文、年月日、號名等を記せり、高さ十尺を越ゆる大形なるもあれど五六尺を普

カネ

通とす、高さ徑その他一定の法則あり、厚きは徑の十分の一を規定す、これを越ゆるは厚鐘にして不足なるは薄鐘と稱す、此寸法に關しては古來鑄物師間に家傳として重んじたり、之を規矩割(又單に割)といふ、その割合は鐘の高さ(龍頭を除く)一尺四寸に付て口徑一尺、笠一寸三分、乳廓三寸四分、池廓四寸四分、口邊四寸九分なり、香取秀真氏の研究によれば、笠一割、乳二割五分、池三割、口三割五分なりといふ、なほ工學博士伊藤忠太氏の測定する所によれば、和銅より寛永に至る間の二十二口の平均割合は、口徑一に對する龍頭までの高さ、一四一、龍頭下までの高さに對する鐘座中心の高さ、二九、口徑一に對する鐘口の厚さ一〇、口徑一〇にしてほゞ現今と同様なりといへり、**龍頭鐘**梵鐘の起原は印度にあり、日本には三韓より傳來し、奈良朝以前より佛寺に使用せり、今各時代を通じて其の重なるものを擧ぐれば「奈良朝時代」法隆寺鐘、無銘なれども上帯下帯に頗る奇古の文様を表はす、連座は推古式瓦當文様と一致す、蓋し和銅以前のものなるべし、當麻寺鐘、同じく無銘なり、龍頭に變化ありてその頭に寶珠を冠す、製作簡にして雄壯、氣韻あり、蓋し白鳳年間のものならん、妙心寺鐘、山城國妙心寺の法金剛院に存す、銘に「戊戌年四月十三日壬寅收轉屋評造春米連廣國鑄鐘」とあり、その干支によつて文

カネ

武天皇の二年なる事を認む、龍頭の上に寶珠を附す、紐細く丈高く、撞座精巧にして上下帯に曲線文様を附し、古形の代表的作品なり、觀世音寺鐘、筑前國筑紫郡水城村に存す、文様は上帯の一部に對向せる下向の忽冬文様を存し、これより兩側に向ひて交互に彎曲せる唐草文を派す、これ奈良朝時代文様の特色なり、菅原道眞が筑紫に於て「觀音寺唯聽鐘聲」と賦したるもの、蓋しこれなるべし、その外大和國奈良興福寺の鐘には、神龜四年の銘あり、形狀簡にして美、又越前國織田村劍御子寺の鐘は神護慶雲四年九月十一日の銘ありて何れも同時代の古鐘なり【平安朝時代】延曆寺鐘、近江國延曆寺寶幢院の鐘にして、今愛宕郡岩倉村に藏す、形狀頗る異なり、高逸にして輪割直線的なる風鐸風をなす、龍頭奇形、笠形も他と異なり、乳は小にして單純なり、寶鐸形の代表品たり、神護寺鐘、山城國高雄神護寺に存す、銘に「貞觀十七年八月二十三日」とあり、榮山寺鐘、大和國宇智郡にあり、製作頗る精巧にして、書は小野道風、文は菅原道眞の撰なり、銘文によつてこの鐘がもと道澄寺に存せしを知る、平等院鐘、山城國宇治に存するもの、無銘なれども平安朝時代の作品たるを認むべし、龍頭に特徴あり、鬣を立つ文様頗る秀麗、この外南都薬師寺、京都西本願寺、南都唐招提寺、吉野大峯山、安藝嚴島水精寺の鐘は何れも

カネ

當代の逸品たり、(鎌倉時代乃至室町時代)此の兩時代の鐘は豪放雄大の風あると共に粗造のもの多し、鎌倉建長寺の鐘は、銘に「建長七年鑄」とあり、文様雄健、撞座磊落、同じく長谷寺の鐘は文永元年の製作、圓覺寺鐘は正安三年の製作なり、來迎寺鐘、山城國愛宕郡大原にあり、銘に永享七年とあり、この鐘の他に異なる點は、最大徑の鐘口より上部に存し、下端は前方突出するにあり、即ち、新形の形式を示せり、金澤龍華寺の鐘は天文十年の銘あり、紀伊國高野山のもの、天文十六年の銘あり、何れも當代の作品たり【安土桃山時代乃至江戸時代】本期の遺品は頗る多し、而して製作一概に拙劣、文様繁雜にして野卑の觀あり、大徳寺鐘、京都大徳寺總見院にあり、天正十一年の鑄造に係る、大原來迎寺のものと同様に中帯に最大徑あり、方廣寺鐘、秀吉の記念事業として作りし東山方廣寺のものにして、後火災にあひ江戸時代に改鑄せり、高さ十尺九寸五分、口徑九尺一寸、大形なるも、紐形贅肉ありて卑賤、製作最も劣れり、智恩院鐘、京都知恩院にあり、寛永十三年の製作に係る、高さ十一尺、口徑九尺五分、形狀豊滿、蓋し方廣寺の鐘に擬したるものなり、殊に興味あるは龍頭が鬼面となれる事なり、一體に當代のもの、は厩大にして手法拙劣、紐は繁雜にして肉あり、最大徑は鐘口にあらず中帯にあり、最下端

カハセ

の農口著しく前方に突出す、要するに奈良朝時代においては形狀文様共に雄健簡單にして、律呂にも協ひ、氣韻高き製作なれども、時代を経るに従ひて拙劣となり、形狀のみ大となるも音樂的價值乏しく、往らに外觀を飾りて反つて野卑の狀を呈するに至れり(伊東忠太氏説、考古學雜誌)

**カハセ 爲替** **金銀錢**を送附する手数を省くが爲に、手形に替へて代金支拂をなす信用制度の表現なり、**國幣**我國に於ける爲替の起源は詳ならず、沙汰未練書に「雜務沙汰、利錢出舉、替替米」とあり、新編式目追加に「一替替事、可レ有ニ沙汰、但可レ加ニ利分ニ之由、雖ニ載ニ證文ニ不レ足ニ許容、以ニ本物ニ可ニ辨償、又替替事利分者任ニ證文、可ニ其沙汰ニ永仁五年評定」とある替替は、即ち爲替の事なれば、既に鎌倉時代に行はれたること明かなり、當時支那との交通往反ありしかば、自然彼地の法を傳へしものならん、支那にては古く唐の世に起り爲替、飛錢、兌便、直便等と稱しこの頃盛に行はれたるは何人も知る所の如し、其後足利時代に至りて益々替替の行はれたることは、東寺百合文書、尾張妙興寺古文書、親俊日記等に散見する所に依つて之を知るべし、江戸時代に至りては、慶長年中大坂の天王寺五兵衛金銀兩替を行ふと共に、爲替手形の振出を開始せるより、之に倣ふもの漸く多く、京江戸等にも之を



カハセ

業とするもの益々増加し、遂に金融取引上  
 欠くべからざる者となれり、殊に大坂に於  
 いては、寛文の初年時の町奉行石丸石見守  
 定次、鋭意市政に力を用ひ、兩替商の中より  
 十人を選抜して所謂十人兩替を定め、之に  
 特權を附して兩替商統轄の任に當らしむる  
 に至りしが、元祿四年幕府に於いては、此  
 十人兩替に命じて御爲替御用を行はしむる  
 に及んで、御爲替十人組とも稱するに至れ  
 り、同時に三井次郎右衛門も御爲替御用を  
 命ぜられ、御爲替三井組と稱したり、後  
 は小野組、島田組等も御爲替御用を勤め  
 たり、**御爲替手形**に爲替手形、振出手形、預  
 り手形、振差紙、大手形、約束手形、藏預  
 り切手の七種あり、(一)爲替手形は、甲兩  
 替屋より振出しこれを遠隔の地にある乙兩  
 替屋にて仕拂ふものにて、其雛形は左の如  
 し

**割印** 請取申爲替金之事  
 右ハ當地何某ヨリ下シ金爲替致憶ニ  
 請取申候此代リ金於江戸何月幾日限  
 (或ハ參着)右同人差圖ノ方ヘ日限無  
 相違御渡可被成候爲後日爲替手形仍  
 テ如件  
 年月日 何屋 某殿  
 何屋 某殿

この手形取組には、取組の日より十日間程  
 延して拂渡日限を記載するを例とす、是れ

カハセ

途中手形の紛失盜難等不慮の事を慮るに出  
 づ、又至急を要する場合は、參着爲替を作  
 り、手形の到着と同時に現金引渡をなす、  
 其他無代爲替と稱し、例へば江戸兩替屋と  
 大坂兩替屋との間に豫じめ約する所あり、  
 何千兩迄は代り金なくとも互に爲替手形に  
 て支拂ふこととし、萬一方に於いて貸越  
 となるも、利息は一切申請せざる定めなり  
 き、爲替に對しては一分乃至二分の手數料  
 を徴したり、(一)振出手形は、今日の小切  
 手にして、通例用紙は生紙若くは仙花四ツ  
 切なり、その雛形は左の如し、

**割印** 一金何兩也 何某殿江  
 右之通憶ニ請取此手形ヲ以テ御渡  
 可被成候以上  
 年月日 何屋 某殿  
 何屋 某殿

右の手形の中に「何某殿江」とあるは妻書  
 と稱し、素人の印元より渡し先の人を記入  
 せしものなり、此手形を兩替屋へ持參する  
 とき、印元より兩替屋へ預込金あれば異議  
 なく拂渡すといへども、若し預込金なき時  
 は不渡となし落印と唱ふ、但し印元と其兩  
 替屋との間に特別の約ありて、貸越負擔の  
 任にあるものは、過振と稱して拂渡をなす  
 習なりき、此手形は取引上、流通高頗る巨  
 額に上りしものにて、甲より乙に渡り、  
 乙より丙丁に渡り、後に不渡となる場合は

カハセ

丁は丙に返し、丙は乙に返し、乙は甲に返  
 し、甲は印元との關係となる事あり、され  
 ど印元より確に入金あるに拘はらず、兩替  
 屋にて之を拂渡すこと能はざる時は、其手  
 形の所有者の損失に歸す、又印元より振出  
 たる手形を以て、日限内に取付けたるも尙  
 ほ不渡とならば、其責印元にあり、若し日  
 限を過て取付不渡とならば、其日限を遷延  
 したる意によつて、其所有者の損失となる  
 なり(三)預り手形は、預込金をなせるもの  
 に對して兩替屋より振出すものなり其雛形  
 左の如し、

**割印** 一金何兩也  
 右之通憶ニ請取申候此手形ヲ以テ  
 相渡可申候以上  
 年月日 何屋 某殿  
 何屋 某殿

當時兩替屋へ預金を爲すも一切無利息な  
 り、預込む者よりも預る方に非常の權勢を  
 有したるは、今日より見れば奇怪の事なれ  
 ど、この時代には相當の理由を存したり、  
 この手形は名宛人は勿論、其他誰人にも  
 持參人に拂渡せり、但し甲乙丙と流通中、  
 其兩替屋破産する等の事ありて不渡の場合  
 は、其手形所有者の損失に歸す、(四)振差  
 紙は兩替屋仲間のみに通用するものなり、  
 その雛形左の如し、

カハセ

**切押** 一銀(見止印)何貫目也  
 右此何某殿へ御渡(兩替屋印)可被下  
 候以上  
 年月日 何屋 某殿  
 何屋 某殿

この手形は振出人、宛名共に兩替屋の番頭  
 の名を記し、兩替屋の本名を用ひず、又振  
 出人は無印なり、只「御渡」の文句の處へ兩  
 替屋の大印を押すのみ、而してこの手形は  
 其日限り夜九ツ時迄に双方差引決算をな  
 す、故に差引紙といひ之を略して差紙とも  
 稱す、若し此手形を以て正金を請取らんと  
 するものありとも振出印元に立戻らざれば  
 正金を得ること能はざるが、仲間一般の規  
 定なりしかば、第三者がこの手形を持つて  
 他の兩替屋へ赴くも、正金引換は斷じて行  
 はれず、從つて遺失紛失、拐帶盜難等の憂  
 を免るゝを得たり、(五)大手形は、別にか  
 らる名稱の手形あるにあらず、節季に際し、  
 甲商人乙商人より請取るべき勘定あるも、  
 未だ之を請取らざる間に、丙商人に仕拂を  
 要する時は、即ち甲商人は乙商人の人名を  
 目的として、自己の取引關係ある兩替店宛  
 の手形を作り、之を丙商人への勘定に渡す、  
 丙商人又之を自身取引せる兩替屋に振込め  
 ば異議なく之を收む、この手形融通を稱し  
 て大手形といふ、(六)約束手形は二種あり、  
 其一は貨物を買ひ、其の代價を此月三十日

拂と約束せる時、その當日に拂渡すべき手  
 形を兩替屋宛に認め、之を貨物主に渡すも  
 のなり、他の一は貨物を買ひ、其代價は來  
 何月何日此手形引替相渡すべしと記載して  
 貨物主に與ふるものなり、此二種の手形甲  
 より乙に渡りし時、乙は振先又は印元に到  
 り、其期日に拂渡すや否やを照會するを習  
 慣としたり、(七)藏預り切手は、各種の貨  
 物に對して振出したるものなれども、其最  
 も多く流通したるは、米砂糖なりしといふ、  
 其雛形は左の如し、

**覺** 何千何十株 何組  
 一 大島黒砂糖 十挺  
 右代銀請取相濟定日限過キ候ハハ反  
 古可爲水火之難ハ不存候也  
 年月日 薩摩藏元所印

**覺** 高何千何俵之内 何月何日落札  
 一何年米何俵 何某買  
 右可相渡候尤水火難ハ不存候也  
 年月日 河州藏印

右の砂糖預り切手の定日限とは、三年三月  
 を云ふ、而して切手の裏面には藩邸の見分

カハセ

カハナ

役藏方の吏員二員調印す、米預り切手は入  
 札賣に掛け、落札の上は即日手附金を置き、  
 十日又は六十日を期して皆金し、其預り期  
 限は一ケ年なりき、當時幕府に於いては是  
 等の手形流通に就き其權利者には特別の保  
 護を與へ手形の訴訟は町奉行の裁判日とい  
 へども、若し其訴訟人あらば速かに吟味を  
 遂げたり、就中兩替屋にして不渡をなす等  
 の事あらば忽ち手錠入空等の嚴科に處した  
 るを以つて、自から其濟方も遲滞すること  
 なく、手形の信用上に非常の好影響を及ぼ  
 したりと云ふ、また兩替屋は自店より取引  
 の大なるものを親兩替として有する慣習あ  
 り、親兩替の如何は其店の信用に大なる關  
 係を有したり、即ち商人は先づ其店の親兩  
 替を質して取引す、從つて兩替屋にても親  
 兩替の面目の爲めにも、他に對して信用を  
 破らざる道理なり、是等の子兩替は自店に  
 入りたる預金を親兩替に持行き、又資金の  
 取付けられたる場合は、親兩替に宛て、手  
 形を振出す、その間の關係は全く德義上の  
 制裁に由れり(兩替商沿革史、芸窓雜載、大  
 阪府誌、商事慣習問目並報答書案、大阪昔  
 時の信用制度、大阪市史)

**カハナリ** 川成 荒田の一種、洪水等の  
 爲に崩埋して川と成りたる田地を云ふ、又  
 成川とも書く、川成の語は古く東大寺小櫃  
 文書所收景雲元年の越中國諸郡庄園總券に  
 見え、又延喜民部式には、「其常荒成川、不



用等地各造別簿、並俱申上不得隠没、若有違犯者、隨狀科罪」とあり、江戸時代に至りても、川成は同じく免租地としたり、川成引(カハナリビキ)参看(東大寺小櫃文書、延喜式、日本後紀)

カハラ 瓦

カハラの轉化なりとするものにして、秋齋閑語の説なり、二は上代に鎧を「カハラ」といひし如く、鱗甲に類するより出でたりといふ新井白石等の説なり。棟瓦、牡瓦(鼓瓦、丸瓦、鏡瓦)牝瓦、詰瓦、壁瓦、搏瓦等あり(一)棟瓦は屋根の棟上端に置く、彎曲せる沓状の大形の瓦にして、鷄尾瓦、鬼瓦、鯨瓦、水字瓦等の別あり、鷄尾は和名抄に「宮殿皆四阿、施鷄尾、辨色立成云久都賀太」と見え、和漢三才圖會に「鳥衾瓦、即鷄尾也、牡瓦之長彎之者、似杵形、在棟頭、鷄尾每休于此、故有鷄尾、鳥衾等之名」と見ゆ、早く推古朝時代より使用せられしもの、如く、法隆寺の玉虫厨子には明かに鷄尾を附せり、なほ奈良朝頃の著名なる寺地より往々發見せられ、又美作國勝間田に於ては古墳より副葬品として出土せることあり、鬼瓦も亦棟の兩端に置く、表に鬼面を附したるが故に名く、三才圖會に「方形向裾兩端卷如、厥拳、而作鬼頭、或以木板亦作之、故名鬼板、未知其據、蓋此鷄吻之略乎」と見ゆ、遺物によれば奈良朝頃より存せしが如し、鯨瓦は鯨の形を模した

カハラ

カハラ

カハラ

るものにして、鱧瓦、虫吻ともいふ、用途、鬼瓦と同じ、三才圖會に「虫吻、顔面如、龍、身尾似、魚、而有鱗、蓋此龍子也、俗以爲鱧者甚非也、唯稱虫吻可也、廣博物志云、龍生九子、其一曰蟲吻、好吞爲殿脊之獸、其一曰嘲風、好爲殿角之獸」と見ゆ、土製と金製との二種あり、名古屋城主開の命鯨は最も著名なり、起原詳ならずれども、戦國時代に新しき城制の起る際より使用せられしなるべし、水字瓦は、水形又は雲形を現はせるものにして、其の上部に升形を置き表には家紋等を附せり、獅子口ともいふ、三才圖會に「獅子口、方形而載三鷄尾、表作波文、而安棟端、以代鬼瓦、未知名義、當時禁裏及門跡堂殿用之、其他不用」と見ゆ、主として江戸時代に行はる、以上各種の棟瓦は、其最初に於ては、一種の呪物として用ゐられしに似たり、事物起原によれば、鷄は海中の靈魚にして、火災を厭ふ力を有す、故に瓦に象りて屋上に載すとあるは、鷄尾瓦の起原を語るものにして、三才圖會に「瓦鯨のこ」とを述べて「好吞爲殿脊之獸」云々、好爲殿角之獸」とある、亦此意に異ならず、然れども鯨瓦は主として城郭に使用せられしを見れば、壯嚴、威赫等の意を寓せるならん、又水字瓦も其の水を表現せるは火災の禁厭なるべし、要するに棟瓦は禁厭呪物の意を寓するを起原とし、後には専ら裝飾として用ゐらるゝに至りしなり(二)牡瓦は、丸瓦をいひ、牝瓦は平瓦をいふ、丸瓦は半圓形を爲せるものにして、支那にては筒瓦又は甍と稱す、丸瓦の一端に圓形の面を附して紋様を表はせるものを鼓瓦と稱す、或は疏瓦又は巴瓦といひ、支那にては瓦當といふ、和名抄に「疏瓦、辨色立成云、疏瓦都々美加波良」と見え、三才圖會に「巴瓦、即疏瓦也、牡瓦甍有底、略似鼓面、而作巴文、故有鼓巴等之名」と見ゆ、又平瓦の一端を幅廣く彎曲して、唐草等を表はすものを鏡瓦と稱し、或は唐草瓦、花瓦とも稱す、和名抄に「花瓦、辨色立成云、花瓦(鏡瓦也、阿布美加波良)」と見え、三才圖會に「唐草瓦、即花瓦也、牝瓦甍作水草文、故名唐草、略似鏡形、中古以來甚扁不似鏡蓋見古瓦、窄而不如今」と見ゆ、支那にては階瓦又は甍と稱せり、用途は丸瓦は棟及び降棟に用ゐる、鼓瓦はその末端に置き、鏡瓦は廂に配す(三)牝瓦は所謂平瓦なり、支那にては版瓦といふ、平瓦は屋上の兩全面に被ふ、三才圖會に「平瓦、丸瓦、法陰陽、而平瓦稍偏而仰、丸瓦圓而覆、故有牝牡、平丸版筒等之名」と見ゆ(四)詰瓦は鼓瓦の小なるものにして、棟又は廂に附す、この外に敷瓦あり、古くは稱す、今日の煉瓦と同様なる長方形無文のものなり、建物の下部に敷く、以上は家屋に用ゐる瓦の主要なるものなり、この外

地中通水の爲めに作る土竇瓦あり、井戸に用ゐる井竇あり、又や意味を異にせるものには遺址舊跡を記念し、未來を豫想して瓦面に刻し埋むる記念瓦あり、又墓中に銘を刻して埋葬せる墓瓦あり、これと類するものに經瓦あり、増補の「キヤウツカ」参看。原瓦が支那より輸入せられ、次第に廣く行はるゝに至りし一斑は、本文瓦葺の條に述べたれば(カハラアキ)参看。茲には瓦其物の變遷を述べし、推古朝時代より奈良朝時代にかけては、瓦の種類を焼成、色澤等によりて、白色、碧色、褐色、灰色等に分つ、此中碧瓦は最も高貴の殿宇に用ゐたるものにして、奈良宮殿址、恭仁宮址等にその遺物を存せり、藤井貞幹の好古小録には、恭仁宮址にて碧瓦を得たる事を載す、又書紀稱徳天皇の條に「葺以瑠璃之瓦」とあるも碧瓦を指すものなるべし、普通は褐色灰色を多しとなす、其實物は當時の建造物の廢址たる東大寺及び諸國々分寺に於て求むるを得べし、次に紋様は種々あれども共通せる特色は裏面に布目を附することなり、故に當時の瓦を一名布目瓦と俗稱す、蓋し磨落を防ぐ實用的手法より生ぜしものなるべし、此の外鼓瓦に蓮華文、鏡瓦に唐草文(忍冬文様その他)あり、それと併用して波形文(ダイグザツグ)、重圍文、渦文、珠文等を見る、蓮華は普通八個なれど、五個、十二個、四個等のものなきにあらず、

カハラ

カハラ

カハラ

其の形状の如きも卵頭形或は劍形あり、又重瓣、單瓣あり、中央の子房(蓮實)もその數個より十數個に至る、概して製作の拙く雄健なるは古く、優美巧麗なるは新らし、なほ當時のものには往々文字を印す、棟瓦には多く鷄尾と鬼瓦とを使用せり、かくて平安朝時代に及びては製作漸く劣り形状小となる、色澤は褐色、黒色を普通とし、稀に碧瓦あり、然れども平城宮の如き特殊の建物にのみ使用せらる、一語一言に「大内裏の時、紫宸殿の瓦は青くすりをかけてきたるなり云々」と見ゆ、鎌倉時代に至り碧瓦廢れて之に代れるを金塗りとす、頼朝の屋敷跡より發掘せることあり、紋様においても前代と異なり、次第に日本風となり、蓮華は變じて菊花、巴紋等用ゐられ、又家紋を附する風起れり、文字を刻する事も益々盛行し右字左字種々あり、かつ頗る美麗なる書風を示すもの多し、棟瓦には主として鬼瓦を用ゐたり、尋で安土桃山時代に至りて製作様式更に一變す、織田信長の安土城を築くや、明の瓦工一觀をして、新式の瓦を製せしめりと云ふ、石瓦の使用せられしも亦此時にはじまる、色澤に於ては金塗りの流行を來し、安土城の鼓瓦、華瓦等は皆金にて塗りしが、秀吉また此風を踏襲せり、然れども形式手法は敢て進歩せるにあらずりき、紋様に於ては家紋を附する風次第に多く行はれ、秀吉の如きは聚樂邸及び伏見桃山城には何れも菊桐の紋を用ゐたり、そ

の外前田家の梅針、渡邊家の三星に一つ引、伊達家の丸に二引等その例最も多し、文字を刻する事も引つゞき行はれたり、棟瓦には鯨を用ゐる、丸の内なる加藤清正邸宅の棟に、金の鯨を載せられたれば、附近の海に映じて魚類棲息せざるを以て、漁師より除去を迫れる如きはその一例なり。古瓦の研究は古くより行はる、今其著名なるものを挙げれば、藤井貞幹の古瓦譜あり(安政五年刊)、百數十の古瓦の拓本を記載せるものなれど、贋物を混交せりと云ふ、その他播州極樂寺瓦經拓本、鎌倉舊跡古瓦譜、古瓦圖、古瓦集、古瓦帳(何れも作者不明)等あり、又本朝陶器攷證、武藏志料、下野國志、梅園奇賞その他諸國の地誌、名所圖會類に各地發見の古瓦を載せ、又當時好事家の隨筆も亦之につきて記せり、又唐招提寺の鷄尾につきては集古十種にその圖を載す、明治に至りて、京都の堀川式胤、奈良の橋爪某氏等採集及び研究をなせるも、未だ好古玩弄の域を脱せず、その後考古學の進歩につれて古瓦の研究漸く起り、關野貞、中山平次郎、沼田頼輔、高橋健自等諸氏の研究あり、日本金石文の重要な部分を占めて、種々貴重なる資料を發見するに至れり、かくて、古瓦の發見によりて殿舎佛閣の遺物を確定し得たるもの多きのみならず又諸國分寺の研究、又古瓦を基礎となし、且その文様に依りて、大陸文化輸入の跡を探り、



カハラ

その文字によりて、佛寺信仰の状態、製作者、郡郷名等の所在を明らかにせる等、學界に貢獻せる所甚だ多し、就中文様と文字とはその重要な部分にして、奈良時代の古瓦文様の要素には、印度或は西歐諸國の佛を忍ぶを得、(詳くは考古學雜誌關野博士「古瓦模様沿革考」伊藤清造氏「京畿地方に於ける古瓦文様の研究」等を参照すべし)文字には、鼓瓦に刻せる瓦當文と、平瓦及び丸瓦等に記されたる銘文との二種あり、更に其の内容を按ずるに瓦當文には、(一)所屬名、(二)所屬名及年紀、(三)年紀、(四)造營文、(五)略歴、銘文には、(一)所屬名、(二)地名、(三)人名、(四)造營文の別あり、表現の方法としては瓦當文は型により、銘文は形或は範書極印等により、之を概観するに、型には型押、極印あり、型押には右文左文陰文あり、極印には陽文陰文あり、範書には直接刻せるものなり、而して瓦當文中所屬名を附するものには、(一)蓮華紋の中房にあるもの、(二)珠紋帯を有するもの、(三)唐草内部にあるもの、(四)圈中に存するもの、(五)文字のみなるもの等あり、就中珠紋帯を有するもの最も多し、所屬及年紀を附するものには、(一)主紋を繞りて帶狀に記すもの、(二)兩端より中央に向つて書き下せるもの、(三)斷片的に配記するもの、(四)文字を圈中に表はすもの等あり、年紀のみを附するもの、年紀及び

カハラ

人名を示すもの等は、前記のものとほぼ同様の位置に配す、略語其他も配置は前記と同様なり、略語は、左は左兵衛、右は右兵衛、九は九品淨刹又は九重塔、本は本覺又は本願、栗は栗栖又は栗原なるが如し、又所屬名を附せる銘文に、型押と極印と範書とあり、型押とは瓦質を堅からしむる爲め、瓦面を壓するに用ゐたる木型にして範書等を普通とす、文字はその間に刻せらる、極印は長方形又は楕圓形の輪廓を有する小形のものなり、範書は例少なし、地名を附せるものにも同じく型押、極印、範書等あり、其今日に存するは武藏國分寺のもの尤も多し、今その重なるものを掲ぐれば、左の如し、

(武藏國) 都築郡、橘樹郡、荏原郡、加美郡、大井郷、玉(多摩郡)、豊島郡、入間郡、旗羅郡、比企郡、埼玉郡、横見郡、男衾郡、榛澤郡、大里郡、秩父郡、中(那珂郡)、兒玉郡、川口郷、足立郡、高麗郡、小高郷、久良岐郡、等

(下野國) 都都郡、寒川郡、安字郡、(羽後國) 秋田郡、高泉郷、(陸前國) 井上郷、伊具郡、行方郡、日理郡、丸子郷、

(上野國) 山田郡、井出郷、(下總國) 埴生郡、(筑前國) 賀茂、平井、佐田、(大和國) 池上郷、玉井、

カヒツ

人名を附せるものは多く範書なれど、往々型押あり、陽文を普通とす、一例をあぐれば大伴(山城)六人(山城)片野連足島(和泉)百濟郡刀身古(和泉)調大魚(和泉)戸主宇遲部(武藏)荒人(下總)馬(上野)等あり、これ等の人名はその寺院に關係深き人々なり、次に造營文を附せるものには、年紀及瓦製造者名を刻するを常とすれど、簡單なるは年紀のみなるあり、概ね範書なれど稀に型押、極印あり、此種の文字瓦は奈良朝時代には未だ多からず、平安朝時代に至りて、瓦當に文字を附する風漸く流行し、其書體頗る整ひたるもの出づるに至り、鎌倉時代以後其盛を極めたり、これ等古瓦製造地は諸國各地に往々國分寺瓦と同様の古瓦、及びそれを焼きし範と思はるゝもの存在せり、即ち武藏國比企郡泉井、大里郡末野、阿波國名東郡矢野村、大和國奈良公園淺茅ヶ原の南徑等はその例なり、泉井末野は武藏國分寺の瓦、矢野村は阿波國分寺の古瓦を製造せる所にして、奈良淺茅ヶ原は、興福寺文書に、「先日、古老云、傳聞、春日野南岸有舊瓦窯跡、是則造東大寺講堂時、官行事於此處令造燒瓦云々」と見えたり、なほ諸國にこの類多し(八木契三郎氏「考古特説」考古學雜誌、三K會古瓦集)

**カヒツカ 貝塚(介墟)** **日本石器時代遺跡の一、食料品を遺棄せる場所に於て、多数の貝殻を存せるによつて名づく、**

カヒツ

なほ本文の「カヒツカ」の條にも述べたれば對照すべし **石器時代住民の居住地** 附近にあり、多くは洪積層の臺地、前面に灣入せる沖積地を望み、日向日よく、水利交通の便多き個所に築成す、主として臺地の頂上より斜面に多し、然れども武藏國北豊島郡中里貝塚の如きは、沖積層上に存し、又三河國渥美郡泉村貝塚の如きは汀線に接して存す、何れも時代、土地、嗜好の如何によるものなり、その状態は何れも上部に一乃至三尺の腐蝕土を以て蔽はれ、その下部に一尺前後より、一丈以上に及ぶ貝層を有せり **日本全土を通じて存すれども、東北にては松島灣、關東にては霞ヶ浦及び東京灣、九州にては有明灣等に密なり、日本海沿岸、伊豆方面には稀なり、詳しくは日本石器時代遺物發見地名表を見よ** 然れども一括すれば南は臺灣、琉球、九州より、四國、中國北は北海道より千島、樺太に存在す、されどその間地方的差異あるを免れず **産土及び時代の差より、鹹水産貝塚と淡水産貝塚との二種に分つべし、往時海岸線に近き場所は前者を作り、海岸線の距離遠く、或は早く海水去りて淡水(川)の混入する附近に於ては後者を作る、これによつては當時の海岸線の状態を知り得べし、東京灣、霞ヶ浦附近の貝塚は多く鹹水産にして、江戸川、利根川の上流に至るに従ひ兩者を混じり、遂には淡水産のみとなる、信濃國諏訪湖附近に於ても純淡**

カマクラーカンシ

水産貝塚存在す **貝塚は當時住民が其食料に供せる貝類を遺棄せるものなれば、その中に包含せらるる食料品及び石器、土器、骨角器等によつて、當年の生活状態を窺ふべし、又往々内部より完全なる遺物を出土し、時には埋没の方法に注意せりと思はるる迹あり、且つ近來夥しく人骨の發見せられしによりても當時住民の宗教思想を明かにすべし、又貝塚内の貝の調査は、貝類學上の資料を提供し、當時と現今との貝類分布の状態を知り、その分布、位置の状態より、當時の地形を察し、古代と現代との相異を見るを得、又その内部に窟跡、或は調理場と思はるる個所あり、何れも當時住民の生活状態を知る好資料たり(人類學雜誌、考古學雜誌「考古學辭彙」、日本考古學、教育畫報)**

**カマクラノダイブツ 鎌倉大佛** 清淨泉寺(セウジヤウセンジ)を見よ、

**カミイツミヒデツナ 上泉秀綱** 神陰流の創者、「シンカゲリウ」を見よ、

**カミガタグンダイ 上方郡代 美濃郡代(ミノグンダイ)を見よ、**

**カミナガ 髪長 齋宮忌詞の一、僧侶をいふ、尼僧なれば女髪長といふ、「サイグウ」參看(皇太后宮儀式帳、延喜式)**

**カンジヤウミヤウエンコクシ 鑑** 常明圓國師 僧妙超の勅諡號、「メウテ

カンチーカンロ

ウ」を見よ、

**カンチコクシ 鑑知國師 僧證空の勅諡號、「シヨウクウ」を見よ、**

**カンバウ 看坊 禪宗の寺院に於ける留守僧及び後見の僧をいふ、續叢抄に「常ニ禪院ノ留守ノ僧ヲカンバウト云ハ、文字如何、看坊ト書也、強留守ニ限ラ、只尋常ノ後見也、寮ノ時看寮ト云、世諦ヲミサバクル也」と見えたり、**

**カンロ 甘露 美露をいふ、倭名抄に「露(中略)白虎通云、甘露美露也、降則物無不美盛矣」と見え、延喜式に「甘露美露也」神靈之精也、凝如脂、其甘如飴、一名膏露」と見ゆ、天武紀に「七年十月甲申朔、有物如綿、零於難波、長五六寸、廣七八寸、則隨風以飄、于松林及葦原、時人曰、甘露也」とあるを初見とす、甘露は瑞兆なりとは、支那の傳説なれば、日本にても之を踏襲せるものにして、天武紀の記事また此信仰によりて録せるものにかゝる、延喜式には甘露の條に、祥瑞と記したり、爾來國史に見ゆる所尠ならず、又屢々之を朝廷に獻じたり、此信仰は、江戸時代まで衰へず、幕府にても甘露下れりとて、群臣をして詩歌を詠せしめたることありき、(六國史、徳川實記)然れども其實質は詳かならず、延喜式には「凝如脂、其甘如飴」とあり、塵袋また同説を掲げ「甘露ノスガタハ口瓜ニゾ似タリケル」とあるのみなら**



カンワーキウチ

ず、書紀にも「長五六寸、廣七八寸」とあるを、所謂今日の甘露の類にはあらざるがごとし、

カンワレンク 漢和連句 増補の和漢連句(ワカンレンク)を見よ、

カリンサイ 河臨祭 誕生(タンジヤウ)を見よ、

キウチリウゴラウ 木内宗五郎

世に佐倉宗吾と稱す。千葉氏の族、木内源左衛門より出づ、一説に肥後の浪人とし、或は京都浪人といへども誤なり。下總國印旛郡公津村の人、長じて名主となる、人となり沈着にして寛浩なり、部民の服する所となる、宗五郎又百餘ヶ村四萬石の割元名主を勤めて資産豊なり、元和十九年正月堀田正盛佐倉城に封ぜられて、公津村外百餘ヶ村其の領内にあり、是より先き幕府は新田開墾を奨励せしに因り、印旛沼附近一帯に新田を増加したるを以て、堀田氏入國と共に、新に新田の檢地を行ひ、増米徴收をなしたり、然るに寛永十八十九年凶稔にして、人民納税の困難なるに、増米の徴收ありしを以て愈苦み、之れが取消を願はんとしたるも、意納は國法の禁ずる所なるを以て、寛永二十年の分は一旦納税し事を行はんとし、割元内人民の意納分、村内の割付は名のみにして、宗五郎自ら辨償して少なからず家産を失ひたり、是に於て民心歸向し、割元内の人民は

キウチ

宗五郎を尊ぶこと神佛の如くなりき、されども資産に限りあることなれば、他の割元名主より相談あるに及びて、共に議して願書を名主支配の代官に出せり、然るに其許否の沙汰なき中に、再び年貢納入の期となりしかば、人民周章せり、宗五郎は人民に割付るに忍びずとなし、自ら又辨償せしかば、財産を悉く失ひしも、百餘村の人民を救ひしを以て、憂ふることなく、願書の裁定を待ちたり、然るに他村の割元名主は村内に割付けしを以て、人民一同怒み憤りて、名主の許に押寄せたり、宗五郎之を開き大いに驚き、高野村名主の許に赴きしに、多数の人民の騷擾に逢ひしかば、宗五郎之を制して一旦は静謐に歸したれども、死活に關する問題なるを以て、再び蠶々として蜂起せしに因り、名主等も止むを得ず一同辨償割付と、増米免除の儀を領主に願ふべしと決して、佐倉に赴きたり、農民訴訟のこと支配代官の許に開えしを以て、代官多人數にて採用せざるのみならず、頭立つものを嚴科に處すべきを以て、總代にて願出べきことを諭したり、依て公津村宗五郎、高野村三郎兵衛、千葉町忠藏、瀧澤村六郎兵衛、下勝田村重右衛門、小泉村半十郎六人の名主を選びて佐倉に用し、一同は静かに歸村せり、六人は即ち役所に赴きて訴へしに、却て百姓を取静めずとなし、郷宿久右衛門預りとなる、是實に正保元年十二月なり、

キウチ

世に承應元年となすは誤なり、時に領主正盛は勤役中にて江戸にあり、佐倉は城代家老のみなれば、容易に決定せず、明年二月に至りても命令なきを以て、宗五郎獨り密かに郷宿を逃れ出で、江戸に赴き直訴を企てんとして出府す、正保二年三月四日將軍家光鷹狩の歸途、正盛の下郎淺草諏訪町に立寄らんとす、正盛接待の爲め下郎に赴く、宗五郎途に待ちて、願書を手に捧げ訴せり、正盛上郎に歸りて後宗五郎を尋問す、宗五郎事の仔細を訴へて、願意採用せられんことを歎き、回書に願書を添へて正盛の許に出す、正盛精細に披見し追て沙汰に及ぶべし、宗五郎は強訴に組みし、越訴を企てしものなれば佐倉に送るべしと命じ、又家老に命じて郷村百姓の仔細を申告せしめたり、家老村内の事情を精細に認め正盛の許に送る、正盛百姓の困苦を憐み新田檢地を除く外増米徴收等を免除す、宗五郎の目的始めて達せり、然るに宗五郎は、越訴の罪大なりとし、死罪に處し、男子は父の咎によりて同じく死罪とし、妻并に女子は親族に預け、所預は闕所として、家財は女子に與へたり、又五人の名主は追放に處し、妻子を親族に預け、田畑を闕所として事落着したり、時に正保二年六月なり、然れども宗五郎が大罪を犯したるは、一身一家の爲めにあらざるを以て、死後七ヶ年を過ぎて正信の時に至り、父正盛の小祥忌を過ぎて

キウチ

赦を行ひ、遺骸を葬祭する事を免るされ、尋て更に其の親族のものに家名再興を許されたりき、後菩提寺東勝寺にて靈屋を建て宗五郎の追善を行ひしが、佐倉城主堀田相模守の時より崇敬の念を起され、百回忌以來戒名を贈りて徳満院涼風道閑居士といふ、文政十三年守堂を建立してより諸人の參詣するもの、漸く多きを以て、守堂を改築し、明治十年田中照心東勝寺住職となりしより、四方に義捐を募り、二十一年七間四面の大殿堂成り、壯嚴美麗を極む、之を宗吾靈堂と稱す、惜いかな明治四十三年火災に逢ふて、靈堂以下諸堂宇悉く烏有に歸す、其後再興して効成る○世に堀田三盛の嫡男上野介正信幼にして、下情に通ぜず、家臣權柄を弄し、年貢を増收し慶安四年以來加徴を行ひしを以て、民苦痛に堪へず、訴へしも聞かれざるを以て、宗五郎は承應二年十二月二十日將軍東叡山寛永寺に御成の時、三枚橋の下に忍び入り、將軍の輿至るを待ちて、青竹へ願書を添へて訴へしを以て、將軍家綱願書を御覽ありて、正信に命じて、人民の苦を救はしめたり、正信百姓の願の如くし、宗五郎を磔刑に處したり、かくて後正信は幕府の首尾を失ひて、閑老職を免黜せられ、奥方妖怪にて死し、正信發狂して所領を沒收せられたりと傳へたり、然れども承應二年に將軍の參詣なく、又正信の所領を沒收せられしは萬治三年な

キンカ

れば、世説は稍々信を置き難し(古今史譚、宗吾靈堂記録)
**キンユゼンジ** 記主禪師 良忠(リヤウチユウ)を見よ、
**キタガハハ** 喜多川派 増補の「ウタマロハ」を見よ、
**キタリウ** 喜多流 能樂の一流派 元祖七太夫は、泉州堺の人に於て、父は醫を業とす、幼にして勤太夫に舞戯を習ひて、踏舞の妙を得、後金剛氏正につきて藝道を修業して上手となれり、大坂の役夏の陣に、金春太夫と共に大坂城に籠りしが、徳川家康能樂を好みしを以て、召出されて幕府に仕へ、遂に一派を爲し、觀世、寶生、金春、金剛の四座に次ぐ家として待遇せられ、御扶持方廿六人、配當米二百俵を賜はれり(能樂全史)
○七太夫 榮林 十太夫 宗本 七太夫 幽山
一七太夫 十太夫 七太夫
一十太夫 十太夫 七太夫
一十太夫 七太夫 六平太
一勝 吉 六平太
**キンカ** 禁河 王朝時代、天皇の御遊獵あるべき爲め特定したる河を云ふ、一般國民の遊獵を禁ぜし故に名づく、山城の埴河、葛野河等これなり、埴河は即ち上桂川にて

キンピ

左衛門尉檢知し、葛野河は即ち下桂川にて右衛門尉檢知したり(拾芥抄)
**キンピセウ** 禁秘抄 慶安の刊本及び階梯本は三卷とし、本朝書籍目録は二卷とし、群書類従本同じく二卷なり、然れども原本果して何卷なりしが、明ならず
**禁中抄**とも、順徳院御抄とも、或は建曆御記とも稱す、藤貞幹の好古小録には、「禁秘抄は即ち建曆御記にして、眞名假名相まじりたり、近古多く眞名に書き改めて、名づくるに禁秘抄を以てし、建曆御記の舊文亡びたり」といへり、然れ共河海抄に引ける建曆御記と、今の禁秘抄と比較するに、假名ものは見當らざれば、今の禁秘抄は全く舊の建曆御記なるべし(藤原賢所、清涼殿、紫宸殿の様、毎月毎日の御行事は勿論、神墓以下臨時の大事、藏人殿上人女房等の事に至るまで、精細に天皇の知るべし給ふべき故實、慣例を書かせ給ひしものなり、宇多、醍醐、村上三代の御記、寛平遺誠、寛平の式、延喜式、清涼殿記、宗忠公記、江記、清少納言記以下数多の舊記等を引證して、之を古今に徴し、詳に其の得失を論じたり、柳原紀光は、後三條院の禁秘記抄につづきて撰び給ひしにやといへども、恐くは御子仲恭天皇に禁中の作法故實慣例等を傳へ給はんとし撰び給ひしものならん(順徳天皇の御撰なり、御撰の年に就ては、荷田春滿は本文中の内大臣を實宗と



キヤウ

して、建保三年の御撰とし在満は其の子御風の説に従ひて、建保六年の御撰とし、平胤煥、大塚嘉樹は慶安刊本に去々年、普通本に去年としたれば、建保五年の御撰としたり、然れども本書を通覧するに、建保六年より以後、承久三年三月迄の事實見えたれば、建保六年より以後、承久三年四月まで、御撰位までの間に書き給へるものなるべし。

禁秘抄考註六卷幸田橋泉著、禁秘抄註下一卷、(上中缺)速水房常著、禁秘抄啓蒙一卷平胤煥著、禁秘抄階梯三卷滋野井公麗著、禁秘抄開書一卷大塚嘉樹著、禁秘抄集註一卷河村秀根著等あり(史學雜誌、禁秘抄考)

キヤウカ 狂歌

の上に滑稽諧謔を主とし、専ら俗語を以て綴りたる短歌の一種にして、夷曲、夷歌、狂歌、狂言歌、たわれ歌、ざれ歌等の名稱あり、その名目の古書に見えたるは、俊成卿の和歌肝要に「誹諧といふは狂歌也」とあり頓阿法師の井蛙抄には「栗の下は狂歌是を無心といふ」とあれど其作は今云ふ狂歌とは撰を異にするもの如し、後撰夷曲集には「狂歌はもと夷曲の曲をまぐる」と訓みて狂字に誤り、それを字體の相似たるより亦狂字に誤り傳へ、夷字を略して狂歌と唱ふるに至れり」と論ぜしは僻説にして、興歌考には之を駁したる後、「狂歌はたはぶれ歌と心得るぞよき」と云へり

キヤウ

其の起原詳ならず、萬葉集の戯歌、古今集以下の俳諧歌を以て、狂歌の父母なりと爲す者あれど、之等は歌人が時に臨み吟詠して興を造りたるもの、内、偶々諧謔の意を含みたるものを、撰者が類別の便宜上戯歌、俳諧等の名目を附せしに過ぎざれば、最初より狂歌として想を構へて詠み出たるものとは自ら差別あり、而して狂歌といふもの、始めて起りしは、鎌倉時代に在るもの、如く、當時清水寺の僧曉月房(俗名藤原爲守、定家の孫、嘉暦三年に寂す)と呼ぶ人狂歌を嗜みて酒百首の詠あり、又藤六左近が將門の死を詠せしもの保元物語に見えたるれば、是等を以て狂歌の鼻祖とすべき歟、次に室町時代には七十一番職人歌合あり、これには狂歌といふ名稱は見えざれど、其の作調は概して今云ふ狂歌と相似たり、其後永正五年に至りて永正狂歌合出で、次で十二類歌合、調度歌合の類みな狂歌に屬するものなれど、其の作者の名を逸せるを憾みとす、なほ此時代の末期に至り、京都に山崎宗鑑出で、狂歌を唱へ、や、後れて松永貞徳ありて貞徳百首を詠ぜり、江戸時代の始め元和年間には、建仁寺の長老永雄頗る狂歌を好みて新撰狂歌集の著あり、寛文の頃に至りては江戸に石田未得、中井卜養あり、未得の如きは狂歌の名人と稱せられ、少しく後れて山城八幡に豊藏坊信海、浪花に生白堂行風あり、行風は

キヤウ

狂歌を詠むことは巧みならずし、古今夷曲、後撰夷曲の二集を撰みて窺覽に供し、之を刊行して後世に傳へたるの功あり、以上の諸氏は概ね連歌俳諧の餘技として狂歌を詠するに過ぎざりし、元祿の末浪花に鯛屋貞柳の起つに及び、狂歌は全然専門的となり、其の門人木端、紫笛等も亦狂歌を以て専業とせり、浪花の狂歌稍や衰運に傾きし明和安永の頃、江戸にて四方赤良(蜀山人)唐衣橋洲、朱樂菅江等の主唱せる狂歌一時に勃興し、天明寛政年間には最も隆盛を極め、世人は之を天明調と稱して歓迎し、狂歌の主權は終に浪花を去りて江戸に移る事となれり、その作者の名ある者には前記の三大家以外元木綱、宿屋飯盛(六樹園)鹿津部眞顔(狂歌堂)つぶり光、馬場金坪、大屋裏住、濱邊黒人等あり、戯作者たる山東京傳、曲亭馬琴、鳥亭焉馬、式亭三馬等も亦應援して氣勢を揚げしが、其の流行すること約四十年、文政年間に至り芍藥亭長根の一派が、文政調を唱へて人心を新にせんと試みしに拘はらず、斯道漸く衰へ行きて、明治維新と共に殆ど其の聲を消むる事とはなれり○狂歌集には、前に挙げたるもの、外、卜養の卜養狂歌集、未得の吾吟我集、池田正式の堀川百首題狂歌集、藤本由己の春駒狂歌集、信海の鳩杖集、貞柳の家土産、續家土産、拾遺家土産、橋洲の若葉集、赤良の萬載集、後萬載集、才藏集、

キヤウ

菅江の故混馬鹿集、木網の新古今狂歌集等最も名高く、其他徳川時代中狂歌集の刊行せられしもの、實に一千五百部の多きに及び(嬉遊笑覽、狂歌大體、狂歌初心抄、興歌考、狂歌一夕話)

キヤウクワンノチモク 京官除目  
司召除目(ツカサメシノザモク)を見よ、

キヤウツカ 經塚 追善又は結縁の爲に寫經を埋没せる塚をいふ、主として平安朝時代より室町時代にかけて行はれたり(2)殆んど日本全國に亘りて存在し、南は大隅肥後豊後より、北は羽前陸奥岩代等に及ぶ(詳しくは考古學雜誌二卷八號を見よ)當時靈域と認められたる神社佛閣の境内、及びそれに關係深き地點に營まれ、多くは山頂に存在せるも、往々山腹の豁谷中、又は丘陵上、又は古墳上に存置するものあり、なほ同一箇所に群集せるものあり、これ長年月間に同一場所相次いで營まれし爲めなり、次にその構造は、古代の墳丘に比すれば小形なるも、時には鳥取縣東伯郡舍人村の經塚の如く、高さ一丈、直徑約十間に至る大形のものあり、形式は圓形古墳に似たるもの、方形なるもの、圓錐形をなすもの、稀には石垣を周らして上に板石を敷けるもの、或は平地に單に埋藏せるもの等あり、室町時代以後に至りては上に石碑を建つ事あり、内部の構造は外形に准じて多く規模小なる石室

キヤウ

を設く、地下數尺に穴を穿ち、經筒を安置し、周圍に木炭の細末を積み、更に石を以て繞らし上に平石を架して蓋となすを普通とす、然れども稀には雄大なる構造を有するものあり、前記鳥取縣のものは、約四尺立方の石室を作り、底部に平石を敷き、その上に砂を置き、蓋石は約六尺四方の板石を用ひたり、然れども一面には唯土中にそのまゝ埋藏せしめたる簡單なる構造のものも存せり(3)發見の遺物としては、主要なる物は經筒なり、その外鏡(和鏡)、刀(短刀)陶器、佛像等を伴ふ、稀に鉢、箸、貨幣等をも出土す(經筒)手寫の經卷を收藏する容器にして、質料よりすれば青銅製のもの最も多く、鐵製、陶製、土製、石製等あり、而して銅製には金銀を鍍せる莊麗なるものあり、形状は一般に圓筒状をなし、平安朝時代、鎌倉時代のものは大約一尺内外なるが、室町時代に於ては、四寸以下を普通とす、陶製には往々胴張りのものあり、蓋は特に變化に富み、一文字蓋、盛蓋、段蓋等を有し、往々寶珠形の鈕を有す、梅雜なるものに至つては、鈕の九輪形をなせるもの、又は四方に水溜を施せるもの等を見る、次に注目すべきは、その筒の外面に鑄出、刻出、墨書、針書等にて施されし銘の存在なり、これによつてその由來年月を知り得ると共に、歴史の補助ともなるべき金石文たるなり、一例を示せば、最古の銘文

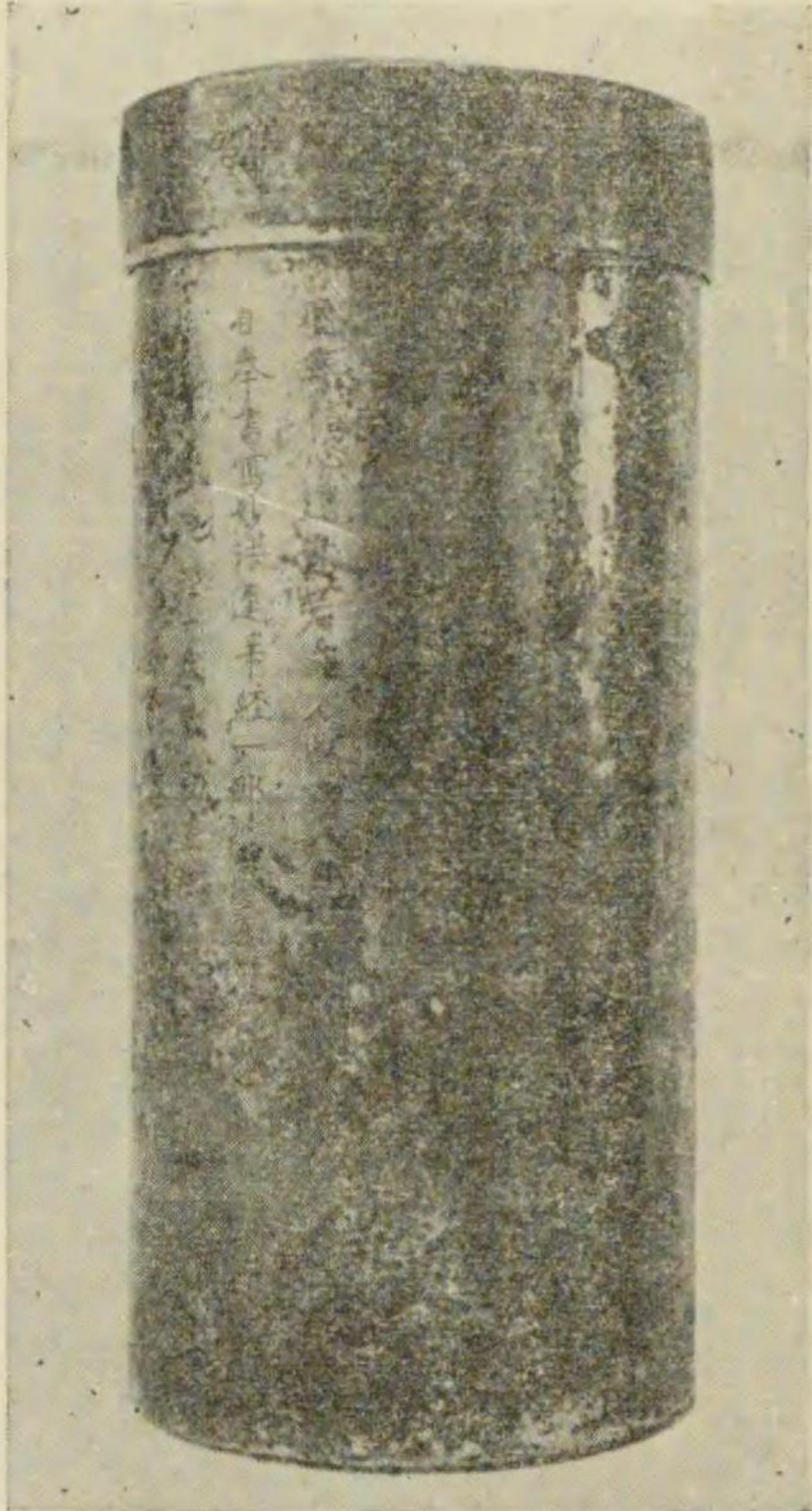
キヤウ

たる、寛弘四年藤原道長が大和金峰山に埋納せる金色燦爛たる經筒の刻書は、頗る長文にて、初めに「南瞻郡州大日本左大臣正二位藤原朝臣道長百日照齋道俗若干人云々」と書し、金峰山に登りて妙法蓮華經一部八卷、无量義經、觀普賢經各一卷等合計五卷を納めし次第を記し、最後に「願法界衆生依此津梁皆結見佛聞法之緣弟子道長敬白」とせり(今國寶に指定さる)なほ室町時代經筒の一例として、加賀國石川郡笈岳出土の銘文を見るに「武州太田庄光福寺住僧、十羅刹女、本願實業、奉納大乘妙典六十六部内一部所、三十番神、爲且那正朝逆修、永正十五年今日日十覺坊」とあり、十羅刹女及三十番神は共に法華經の守護神なり、なほ經筒中に納めし經文は必ず法華經にして、他は從屬的の物なり、こは經筒埋納と如法經書寫供養との間に密接なる關係ありしを知るべし、又筒内に收むる寫經卷は、紙の爲め多く朽腐して、現存せざれども、時には前述金峰山に於ける道長埋納の如き紺紙金泥のものは今なほ讀み得るものも存せり、序に述べべきは、經筒以外に經文を埋むる方法の存在なり、それに數種あり、一は經瓦、二は經石、三は經銅、四は經貝なり、(經瓦)は主として平安朝時代末期に行はれしものにて、黒色白色の一尺四方に近き稍々縦長の瓦に經文を刻して埋めたるもの、主として伊勢國に多く、就中宇



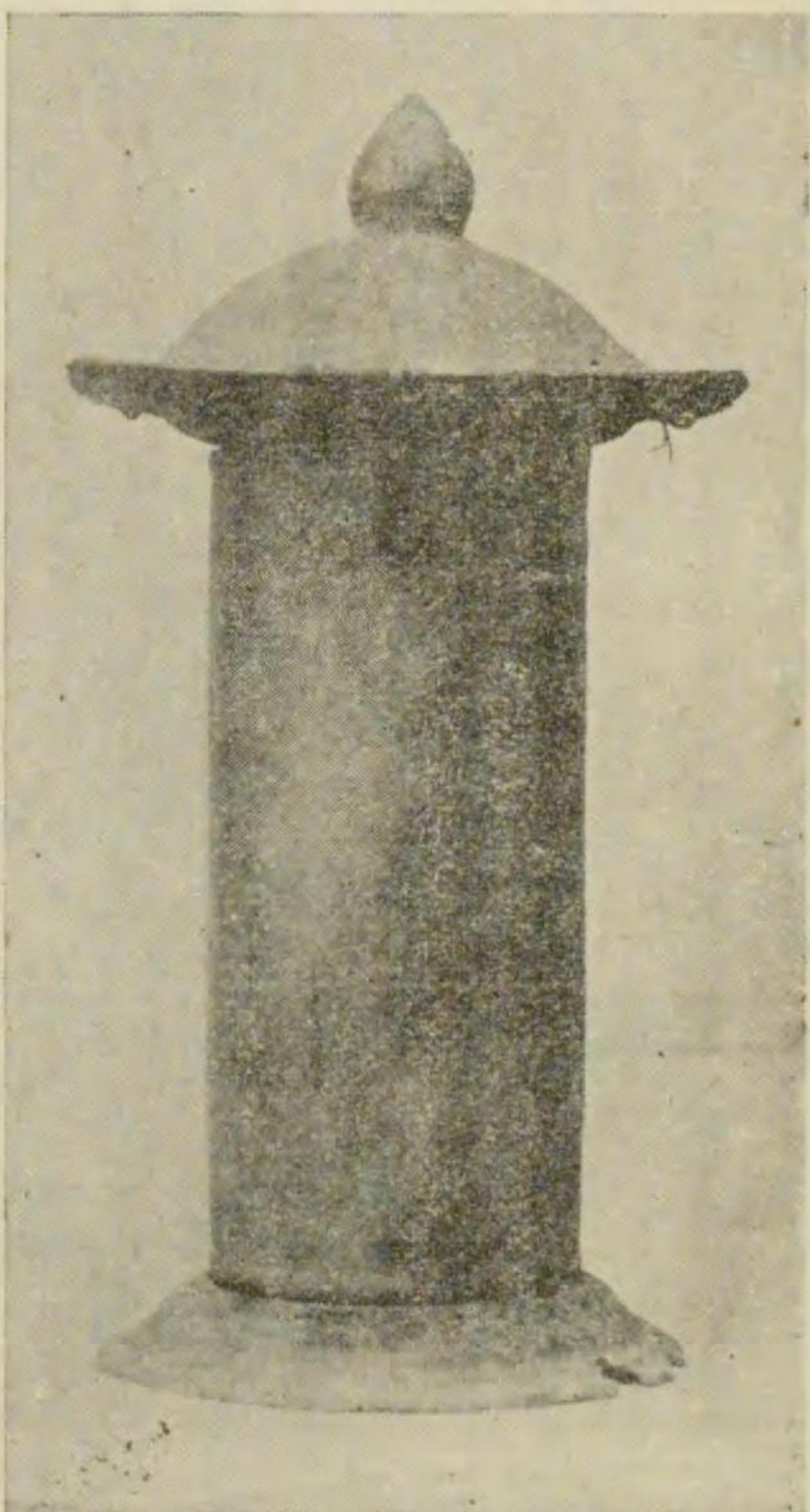
キヤウ

寛弘四年在銘金銅經筒(國寶)  
高一尺二寸、徑五寸二分  
大和國吉野郡吉野村金峯神社藏

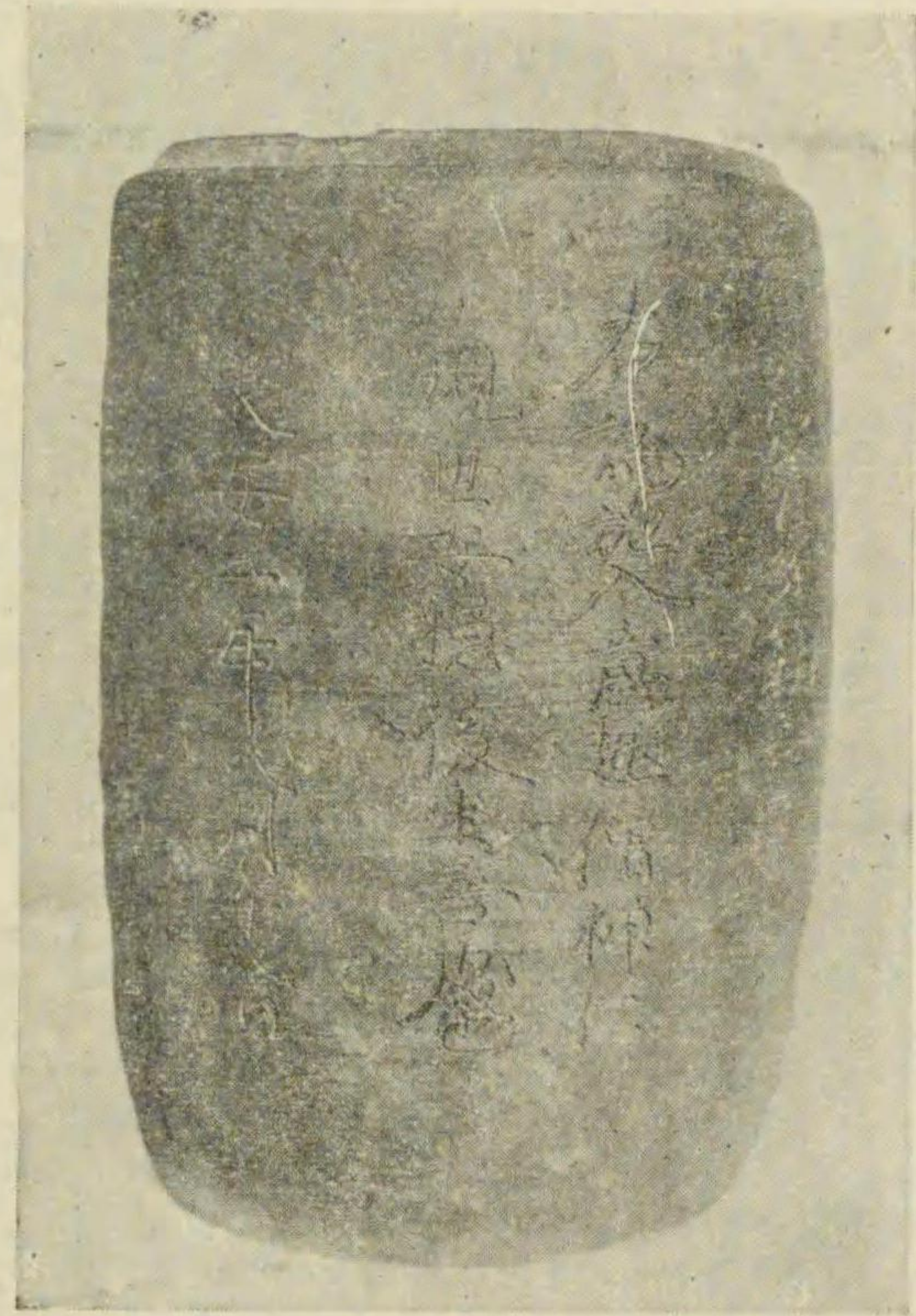


キヤウ

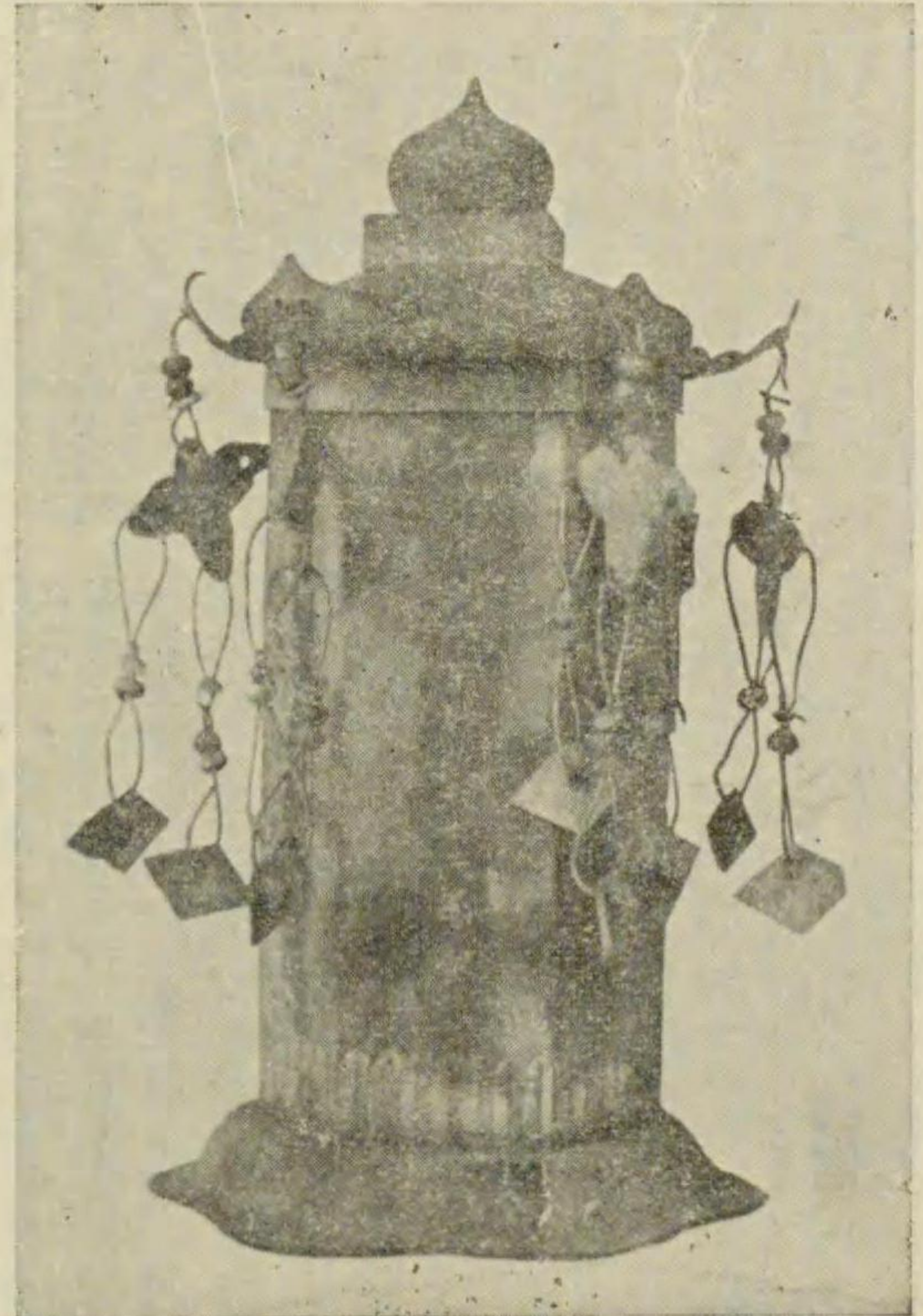
康和五年存銘金銅經筒(國寶)  
高一尺三寸九分、徑四寸  
伯耆國東伯郡舍人村倭文神社藏



キヤウ



承安二年在銘陶製經筒  
高九寸、徑五寸  
伊勢國多氣郡丹生村神宮寺藏



越前國今立郡舟津村長泉寺發掘金銅經筒  
高四寸八分、徑一寸五分  
東京帝室博物館藏

キヤウ

治山田發見の承安在銘のもの著名なり、その出土數少なし、〔經石〕は小石に一字或は數字を寫して埋藏せるもの、主として近代に行はる〔經銅〕は銅板に經文を刻せるものにて九州に一例あり〔經貝〕は貝殼に經文を墨書せしものにて關東のみ(下總附近)に存し、何れも特殊なるものなり、  
〔鏡〕その他の遺物に就きては重要ならざるを以て略す、經塚は日本中世の遺跡として重要な地位を占むるもの、今その大體の製作年代を見るに、平安朝時代最も多く、鎌倉時代室町時代につぐ、これを遺跡遺物の状態より見るも、平安朝時代はすべて大形雄大優美なるもの多く、室町時代に至るや小形拙劣となり、その銘文の如きも前者は長文のもの多く、後者は頗る簡單なり、故に學者はこれを以て前期後期に分てり、又經筒の製作伴出の遺物によりて、當時の人々の信仰状態、又は文化の一端を知るを得、鏡の存在は、これによつて和鏡の年代を確かめ、錢、管、貨幣、發火器の存在は文獻に知られざる當時の風俗の一斑を察するに足る、なほ又最古の經筒たる道長の埋納品が、當時の記録なる御堂關白記の記事に確證を與へ、その銘より金銅の燈樓が建てられたる事實を知り、最近發見の比叡山横川の經塚(歴史と地理十三卷参照)によつて、如法經堂址も壇上における建造物の存在を徵するを得たり、かく一面に歴史の

キヤウ

缺を補ひ、一面に當時の文化の考察に資する點少なからざるなり(孝古學雜誌「考古學辭集」、土中の日本、歴史と地理)、  
キヤウツツ 經筒 増補の經塚(キヤウツツカ)を見よ、  
キヤウニキ 卿二位 卿局(キヤウノツツボネ)を見よ、  
キヤウノツツボネ 卿之局 本名を藤原兼子と云ふ、刑部卿範兼の女なるを以て、卿局と號す、後從二位に敘せられたるより卿二位と稱す、後鳥羽天皇の乳母となり、宮中にありて、最も權力を握ひたる女傑なり、局は聰明機敏にして、よく後鳥羽天皇の意中を察して、其の意を迎へしを以て、最も其の信任を受く、局の父の弟範季の女重子(修明門院)が、天皇の宮に入りしは、丹後局源通親の政略によりしものなれども、重子の最も寵愛を受けて順德天皇以下を生み給ひしは、局が、重子を養女として、宮中にありてよく計ひしによるなり、局は獨り重子のみならず、猶坊門信清の女西方を子として宮仕せしめたり、信清は後鳥羽天皇の御母七條院の弟なり、天皇孝心深きを以て、局は之を察し、七條院の意を迎へてこの事を敢てせしなり、これ又局のとりなしによりて、西方は天皇の寵を蒙りて、冷泉宮賴仁親王を生みしが、局は之を子として養育したり、正治元年正月典侍となる、この年權中納言藤原

キヤウ

宗頼の妻となり、後鳥羽院に勤めて土佐國を宗頼に給ひ、尋て院の執事となし、二年四月太宰帥となし、又順德天皇が土御門天皇の皇太弟とならせ給ふに及びて春宮權大夫たらしめ、終に正二位權大納言に昇り、建仁三年自ら從三位に敘せられ、益々權勢を振はんとせり、然るに不幸三年正月宗頼病を以て薨せしかば、更に太政大臣頼實に通じて其の妻となる、この時頼實失意の地位にありしかども、局を妻とするに及び、後鳥羽院の親任を得て院の別當となり、元久二年其の女麗子を土御門天皇の中宮となし、院中宮中共に大に勢力を振へり、この時藤原良經も其の女を入内せしめんと謀りしが、局は之を調停して、順德天皇踐祚の時に良經の女を入内せしむる旨を以て麗子を入れたり、既にして局は更に院の申次となりて、後鳥羽院の御沙汰は局を以て出で、又兼子の女房奉書として出づることとなれり、隨て臣下より院へ上奏の時にも、一々局の手を経ることとなりぬ、承久元年七月從二位に敘せられ、時人尊稱して卿二位とも、二品とも稱したり、これより其權勢院中を傾け終に世務に容喙するに至れり、任官敘位除目始ど局の吻唇によりて決す、建曆二年六月九條道家内大臣に任ぜられしも、實は局に賄賂を行ひて、内奏によりて目的を達したりしなり、局は又丹後局の故智に倣ひて、延曆寺及び關東に對して手腕



を振はんとしたる事もありき、建仁三年の頃、延暦寺堂衆學侶は入浴順より争論を起し、終に互に城郭を構へて相争ふに至る、局の愛せし果云又堂衆に與したりき、後鳥羽上皇は官軍を遣して追討せしめ、終に堂衆を處分して其所領を沒收し、果云等を流し給ひ事治まりしが、程なく果云は兼子の力にて赦され、建暦元年に至りては堂衆土御門天皇を奉じて亂を爲さんとす風説を基にして、兼子は上皇にすゝめて、堂衆の勅勅を免し、所領を復せんとす、大衆之を開きて大に憤り、局及び其女房の夫藤原光親の姓名を書き、金毘羅大將の脚下に踏ませて呪咀す、兼子驚き起請文を大衆に遣し、堂衆の勅勅を中止して事治まりぬ、幕府に對しては、京都守護平賀朝雅を以て畫策したりき、元久元年の頃なりき、將軍實朝の夫人を選ぶの議起る、政子は北條義時と共に、足利義兼の女を入れんとす、北條時政の後妻牧方は、自らの勢力を張らんとす之を拒み、朝雅を以て兼子に謀り坊門信清の女を入れんとす、兼子大に之を賛し京都出立の際には兼子の中山第より出て、上皇は御機敷にて御見物あらせたりき、かくて兼子は大に畫策する所ありしが、元久二年七月牧方黨亡び、朝雅又殺さるゝに及びて水池に歸しぬ、承久元年將軍實朝害せらるゝに及びて、後鳥羽院は、政權を回復し給はんとす、討幕の謀を廻らし給ひぬ、謀

議に與りし近臣は權中納言藤原光親、同宗行、北面藤原秀康、尊長法印等のみにして、いづれも兼子の婿若しくは親近の者のみなりしを見れば、兼子も又討幕の議に與りしが如し、僧日蓮は、承久之の役は後鳥羽院が、卿二位に峻かされて輕擧事を誤り給へりといへり、同三年七月後鳥羽院の計畫破れ、尋で隱岐に遷幸し給ふに及び、局は富有なる財産を擁して寛悠に月日を樂みしが、嘉祿元年夫頼實を失ひ、寛喜元年八月十六日中山の第に病を以て薨す、時に年七十五歳、兼子は政治的怪胎を振へる間に、經濟の方面にも力を注ぎ、大に自己の財産増殖に務めたり、八條院の所領播磨細川庄、河内讃良庄を九條西尼より譲り受け、仲資王より坊門堀川を、實任より近江伊部仲野二郷を受け、其他後鳥羽院よりの賜領、又は諸人より受けて其所領莫大なりき、隨て京都に於ける第宅の如きも、二條町、京橋通冷泉町に設けて榮華を極めたり、殊に白河の中山を山莊とし、持佛堂を建立し、元久元年十月造營成りて供養を行ひ安樂心院と號す、後鳥羽上皇の御祈禱座となし、上皇七條院等臨幸あらせらる、最も壯麗を極めたり、これら多くの所領は其薨去前處分して、修明門院、陰明門院、綾小路宮、坊門局、大宮殿、權中納言實基等に分ちたり、就中修明門院は嫡子として中山堂以下の總所領を受けて中山堂に住し、兼子の後を弔ひた

りき(明月記、玉葉、仲資王記、吾妻鏡、愚管抄、尊卑分派、大日本史料、藝文)

**ケヨウ 希膺** 名滿雲居と號す、勅して慈光不昧禪師の號を賜ひ、尋でまた大悲圓滿國師の號を賜ふ、**源**源姓にして土佐國畑の人なり、**源**源に禪を慕ひ、上洛して大徳寺に入りて剃髮し、尋で妙心寺に掛塔して一寅和尚に蟬桃院に侍す、偶々塙圓右衛門直之亂を避けて院にあり、膺の實踐を察て飯錢を給與し以て編參せしむ、元和元年大坂の役起り直之の大坂城に入るや、膺潜に之を訪ひて共に死せんとして果さず、徳川氏の兵膺を捕へんとするに、編歴して外にあり、即ち一寅を捕ふ、膺之を開きて速に歸り尹廳に自首す、徳川家康、義の存する所は沙門と雖亦當るべしと稱し、其罪を問はず、後ち寅の印記を承けて法山に分坐す、又若州に遊化し寺を創め禪を唱ふ、尋で京に歸り妙心寺に出世し、幾もなく去りて攝の勝尾山に隱る、後水尾上皇膺を召して法を問ひ恩遇頗る渥し、既にして仙台城主伊達忠宗の請により、同國瑞巖寺に住侍たり、後西院天皇特に慈光不昧禪師の號を賜ふ、萬治二年八月八日寂す、壽七十七(本朝高僧傳)

**キリガミデンジュ 切紙傳授** 神道(シタウ)を見よ、

**クエニチ 凶會日** **陰陽道**にて、大歳の前夜、對位にはづれたる孤陰孤陽の

日をいふ、萬事に凶なりとする日なり、即ち、正月は辛卯、庚戌、甲寅の日、二月は己卯、乙卯、辛酉の日、三月は甲子、乙丑、丙寅、丁卯、戊辰、壬申、庚辰、甲申、丙申、甲辰、戊申、癸亥の日、四月は戊辰、己巳、辛未、癸未、乙未、己亥、丙申、丁巳、戊午、己未、丁未、癸亥の日、五月は丙午、壬子、戊午の日、六月は己巳、丁未、癸丑、丁巳、戊午、己未、丙午の日、七月は乙酉、甲辰、庚申の日、八月は己酉、乙卯、辛酉の日、九月は丙寅、甲辰、戊寅、庚寅、辛卯、壬辰、癸巳、甲午、乙未、丙申、丁酉、戊戌、壬寅、庚戌の日、十月は乙丑、己巳、丁丑、戊戌、丁巳、己丑、己亥、辛丑、壬子、癸丑の日、十一月は戊子、丙午、壬子の日、十二月は戊子、丁未、癸丑、壬子、癸亥等の日なり、是等凶會日に當るの日は更に、三陰、陰錯、陽錯、陰道、衝陽、絶陰、絶陽、單陰、單陽、陰位、孤辰、歲博、了辰、遂陳、行狼、陰陽交破、陽陰衝擊、陰陽俱錯、陰陽衝破、陰陽了辰、陰錯絶陽、孤辰了辰、陽破陰衝、陰錯孤辰等の廿四稱を配當し、それらの特質を備ふ、例へば六月己未の凶會日は、陽錯に當るを以て病人を訪ふべからずといふが如し

**起原** 北山抄に「應和三年七月六日令勘可被行祈雨事之日、陰陽寮申云、連日凶會」とあるを初見とす、以後諸書に見えられたれども、枕草子に「ことに人にしられぬもの(中

略)くふにち」とあれば、世人は之を重んぜざりしが如し(曆林問答集、拾芥抄、篋裏内傳、頭書長曆)

**クキヤウブンバイ 公卿分配** **名** 明年度の公事即ち四時の諸祭、二季の大祓、及び東西寺の國忌等の度敷を計りて公卿に分配することを云ふ、又單に略して分配ともいふ、十二月下旬に行はるゝ例なり、**名** 陣座にて行はる、上卿以下著陣、大外記をして公卿分配の例文を持參せしむ、外記例文宮を持ちて上卿の前に置く、又硯を參議の座の上頭に置く、上卿例文を披見し、執筆の參議をして大問書に之を記入せしむ、畢つて之を上卿に進む、上卿更に執筆をして目次を記入せしめ、次で宮に入れて、藏人をして奏覽せしむ、藏人歸來りて宮を返給し、上卿、大外記に定文を諸卿に告げ廻るべき由を仰す、畢つて上卿以下退座す、分卿分配を奏上するや否に就て兩説あり、委はしき事は、玉葉安元二年十二月二十七日の條に見えたり

**起原** 祭祀國忌等は朝章の重んずる所にして、式日には公卿たるもの必らず精勤すべき恒規なりしが、朝憲弛み來りて、故障を申し立つるもの多く、爲めに四時の諸祭等國忌するに至りしかば、一條天皇寛和二年十二月五日始めて分配の制を設けて、卿相各其處を守りて事を勤めしめ若故障明かならず、當役空闕の事あらば、一季の封戸半分を停止

することせり、但し神今食祭の小忌の職掌は、卜筮の合否知り難きに由り、又釋奠、追儺は諸卿共同にて之を行ふこととして、之を分配より除きたり、古くは大抵十二月二十六七日に行はれしが、八月十七日に行はれし例は、玉葉文治三年の條に見えたり(類聚符宣抄、玉葉、三長記)

**クシロ 銅** **名** 古代人が腕部に纏へる環状形の裝飾品、なほ本文の「クシロ」の條にも述べたれば參看すべし、**名** 銅、銅、銅、石、銅、玻璃、王、銅等の別あり、銅、銅は正圓形、徑約三寸内外の金屬製環にして、概ね外側面に細き刻線を施す、切斷面は菱形、半圓形等多し、稀に小銅環を連ぬるものあり、鈴、銅は銅の外側に鈴を附著せるものにして、其の数は五六箇又は八箇に及ぶ、日本紀履中天皇の條に、住吉仲皇子が手鈴を黒媛の家に置き忘れし事見えたるは、蓋し鈴なるべし、又古事記天孫降臨の條に「此二柱神者拜祭佐久斯侶伊須受能宮」とあるは鈴を以て冠辭とせしものならん、石、銅は概ね碧玉を以て製し、形細く、表面に多くの放射線狀彫刻を附す、玻璃、銅は形狀銅と同様なれども極めて稀なり、玉、銅は玉を緒に貫きて手に纏へるものにて、古事記仁徳天皇の條にあり、山部大楯連が女鳥玉の御手に纏きし玉、銅を撈取せること見えたり、他の銅が自ら環狀形を爲せるものとは、其製を異にし、多數



クニヤ

の玉を連ねてはじめて用を爲すものなれば、互に相違あるを知るべし。古墳發掘の埴輪に徴するに、武藏國比企郡發見のものには銅劍を手頸に巻く、その他玉劍を纏きし例往々あり、又之を文獻に徴するに、萬葉集には「劍着く手節の崎」と詠じれば、其の用途が手節の著裝なるを知るべく、なほ同書に「吾妹兒は久志呂にあらなむ左手のおく手に巻きて我ゆかましを」とあるは、明かに左手に纏へるを示せるなり、なほ前記所引の紀記の文も亦同様なりといふべし、然るに平安朝以後漸く衰頽せるものごとし。紀記、萬葉に其の記載多きは、上文にいへるがごとく、埴輪にも又之を模したるによりて、太古貴族間に廣く使用せられしこと明かなり、然るに銅劍はもと支那のそれを模せしなるべきも、石劍に至りてはその形状及び周圍の放射線より推して、これが貝輪より變化せることを認む、日本石器時代住民は腕輪として貝輪を用ゐたり、又古墳中より往々の貝輪發見せらるゝあり、恐らくはその模倣が石に表はされしものなるべし、(考古學雜誌「劍の研究」考古學、中央文壇「原始時代」)

クニヤクキン 國役金

江戸時代に諸國の河川普請の爲め、幕府の直轄地は勿論大名の領地寺社旗本の領地に至るまで、賦課せる金をいふ、土木國役金とも稱す、

クビジ

概ね高百石に付き銀二十九匁餘なれども、時としては五十二匁七分を出さしめたることもありき、吹塵録、雜件録、徳川禁令考、川筋御手覺、嘉永明治年間録所載、慶應二年九月の達に、「諸國川々國役普請全國役割の儀、是迄高百石に付銀三十兩を限り取立來り候處云々」とあるは不審なり、なほ考ふべし、蓋し此國役金は其河川所在地附近の諸國に課するものにして、東海道筋天龍川、大井川、安倍川、富士川、相模川、信州の千曲川、犀川等の普請には伊勢、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、信濃并に甲州郡内領に課し、關東筋利根川、江戸川、鬼怒川、荒川、烏川、神流川等の普請には、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野に、越後の保倉川、阿賀野川、魚野川、飯田川、信濃川の普請には、越後出羽に課したるがごとし、同時に全國に課したるにはあらず、

クビジツケン 首實檢

戰場にて打ち取りたる敵の首級を檢閱するをいふ、其身分によりて檢知、對面、見知、配見等特殊の名稱あり、檢知は大将の一族、幌武者、再拜探、對面は大将、貴人、高位の人、見知とは歩卒雜兵に對する時の稱なり、見知又配見ともいふ。陸奥語記康平六年二月の條に、「獻貞任、重任、經清首三級、京都爲壯觀」とあれども實験の記事なし、其これあるは保元物語に「源爲義最後のことを首實験の後義朝に賜

クボトクマノ

て孝養すべき由仰下されければ云々」とあるを初見とす、爾來引つゞきて行はれ、明治十年の役にも、西郷隆盛の首級を、官軍の將山縣有朋が實見せることあり、蓋し首實験は、果して其人に相違なきや否を檢知する必要より起りたれども、後には其の人の身分により、又は其數によりて、將卒の勳功を定むるの用にも供したり、是に於て將士等は之によりて主將の恩賞に與からんことを希ひ、争うて本營に持參するに及び、遂に名もなき葉武者をも實験するの風を生ずるに至れるなり、なほ實験に付きては古くは別に一定の規則なかりしも、戰國時代に至りて、くだき作法を生じたり、高忠軍聞書、今川大雙紙首檢知之次第等に見ゆ、就きて見るべし、

クボトコロ 窪所

又侍所とも云ふ、軍政及び京都の刑獄等を掌る、後醍醐天皇建武中興の新政を布き給ふや、元弘三年十月の頃之を置きたり、建武三年二月窪所の番を四番となし、中原道光以下十一人を以て所員に補す(建武年間記、梅松論)

クマノマウデ 熊野詣

紀伊國熊野權現に參詣するをいふ、熊野權現は即ち熊野三所權現にして、熊野座神社、熊野牛王神社、那知神社の總稱なり、「クマノニマツジンジャ」「ナチノジンジャ」參看。源平盛衰記に「昔平城法皇ノ御幸有ケル由那智山日記ニトママリ、近クハ

クマノ

花山法皇御參詣、瀧本ニ三年、千日ノ行ヲ始置セ給ヘリ」とあり、此事また寺社元要記にも見ゆ、然れども信ずべき記録として、扶桑略記延喜七年十月二日の條に宇多法皇の御幸ありしことを載せるを以て初見とすべし、濫觴抄にもこれを御幸の始めとなしたり、爾來朝廷の御崇敬厚く、花山、白河、鳥羽、崇徳、後白河、後鳥羽、後嵯峨、龜山の諸上皇いづれも御幸あり、就中後白河法皇は三十四度、後鳥羽上皇は二十八度、鳥羽上皇は二十一度の御幸あらせらる、而して院の御幸には縉紳以下の駕に従ふもの、多き時は數百人より尠きも數十人に及びたり、されば公卿堂上等の熊野に詣づること之と相前後して起り、其の風武家にも移りて、平清盛をはじめ平家一族の參詣するもの多し、鎌倉時代には平政子、室町時代には足利義持の夫人等の熊野詣せること、吾妻鏡、花營三代記等に見えたり、且婦人の參詣せることは早く中右記天永二年十月一日の條及び袋草紙等あれば、其盛んなりしを知るべし、かくて室町時代には「蟻の熊野詣」といふ語さへ生ずるに至る、蓋し貴賤の參詣、絡繹絶えざること、蟻の群を爲して歩むがごとくなりしより起れるなり、江戸時代には交通機關の發達と共に、一般民衆の參詣次第に多きを加へたること、當時の日記紀行等によりて之を伺ふべし(中右記、帝王編年記、扶桑略記、

クミカシラ 組頭

村役人(ムラヤクニ)を見よ、

クモマヒ 蜘蛛舞

輕業の一種。源平盛衰記、百練抄、吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記、勸仲記、大間記、南紀名勝志、紀伊國名所(圖會)

クミカークモマ

クモマ

ども、クギヨをすこしも損せず、身のかるきこと限りなし、力は三人ばかりのほどありと見えたり、小法師なり云々、爲見物一毎日五千人、六千人宛ほど相寄り云々、彼法師の所作、常途の人の分にはあらず不思議也、昔も後もかやうのことは不可在之由風聞候、或時彼法師を、天狗つかみて年久しくみえず、今又かへり畢、其時天狗かやうのことを教へたりとぞ日記せしむ、何人も人の口傳習などの分には、なるべからざる所作なり云々、奇特也云々、又其後來て語畢、たかき十丈ばかり、よこ一丁ばかりに繩を一筋はりて、その上をかたあしまりをして行と云々、又或時は灯呂木を二本上へつきて、其頂上にはらをおしあて、うつつしにゐてくるり、と身をまわすこと、かさぐるまのごとし、見物の人々あやしく思ひ、手にあせをにぎり、心よはきものは、そばにて目をまわし畢云々と見えたるにて、網渡りを主とせる輕業の類なりしを知るべし、其様蜘蛛のごとくなるより、蜘蛛舞と名付けしなり、此ことは奈良にて興行せし時の有様を述べしものなれど、其起原なほ早きにあるべきこといふを待たず、蓋し室町時代の中葉より上方地方に起りしものなるべし、なほ慶長見聞集に元吉原のこをいへる條に、蜘蛛舞獅子舞の芝居ありしことを載せ、雍州府志に、京師四條河原のことを述べ、この條にも、雲舞の見世物



クモン

ありしをいへり、江戸時代には京都江戸の各地にも其技を爲すものありしを伺ふべし、此頃の有様は、諸國遊里好色由來揃に、「蜘蛛集を掛けて、心やすく軒より軒につたふ如く軽きわざをなす故に、蜘蛛舞と名づけしなり、それよりして竹の獅子、れんとび、籠ぬけなんども、其品をわけて飛鳥のごとく自由をなしけり、此の道の名人早雲長吉、政之助、速之助、やくわうくわん、次郎兵衛なりとかや」と見えて、網渡り、木昇り、籠ぬけなどの早業曲藝を爲したるにて、早雲長吉といへるは、京都御役所向大概覺書所載「京四條芝居間敷并名代之事」によれば、其の後長大夫と改稱し、四條河原に芝居小屋を營みて、代々之を繼承せるなり、又寛永四年六月には、其徒禁中に召されしこと資勝卿記に見ゆ、岩橋小彌太氏は、之を以て王朝時代支那より傳來せる散樂の中なる高紐より出でしものならんといへり、高紐は杜氏通典に「梁有<sub>二</sub>高紐之技<sub>一</sub>、即今之走索也」と見えて、綱渡りのごときものなれば、蓋し古代の散樂の遺風なるべし（風俗研究「蜘蛛舞に就て」）

クモン

公文 諸社寺庄園等にて、文案を掌る所職をいふ、寺の公文は、所司の内、故實を明めし者を以て補す、また俗人にて之を勤む、河内金剛寺文書承久二年下文に、公文前大藏丞中原と見えたり、又公文の上を總ぶるものを總公文と云ふ、所司系

クラウークラヤ

圖に、行親房良宗始めて總公文に補すと云へり、庄園の公文は、庄園内にて、文筆に明かなるものを以て補す、保延五年河内國小松寺縁起に、公文、公文代と見えたり、これは文書に見えし古きものなり、鎌倉時代以後に至りては、多くの庄園に之を置く、常に給田島を興へ、加徴米等を給したりしこと、高野山文書、東寺百合文書等に見えたり、

クラウド

藏人 藏人所（クラウドドコロ）を見よ、

クラモト

藏元 増補の藏屋敷（クラヤシキ）を見よ、

クラヤシキ

藏屋敷 江戸時代に大名旗本等が、販賣の目的を以て大坂に輸送せる領地の物産を蓄藏し、併せて其事務を取扱へる屋敷をいふ、（見よ）天正年中大坂の商人淀屋與右衛門、同源右衛門といふもの米穀の賣買をなし豊臣氏の糧食輸送の任に當りしが、爾來大坂の繁榮と共に戸口増加して米穀漸く不足を告げ、價格騰貴し、庶民困難に及びしかば、秀吉は加賀の前田氏に依頼し毎年米十萬石を大坂に輸入せしめたり、前田氏即ち大坂の邸内に於て之を取扱へるもの、蓋し藏屋敷の起原なるべし、江戸時代に及びては、寛永前後の頃に松山藩が之を設けたるをはじめとし、大名旗本等の之に倣ふもの多し、蓋し當年における公家武家の財政經濟は、米穀

クラヤ

を以て基礎となしたれば、米穀を賣却して金に代ふるの必要あり、此時に際し大坂は東西樞要の商業地として運輸の便開け、日に月に繁盛に向ひしかば、特に此地を選べるなり、かくて大坂は之が爲に更に盛大を來し、日本唯一の商業都市として全國の死命を制するに至る、加之諸大名は、概ね藩内の物産を獎勵して、其財政を補はん事を希ひ、又之を大坂に輸送せるを以て、藏屋敷は益々其必要を見たり、延享四年の調査に據れば、藏屋敷の總數百八箇所、この外藏屋敷を置かずして、用開を定めし大名旗本等百十一家あり、公卿社寺等の用開も亦少からず、其後なほ増加變遷ありしが、維新の後明治四年十二月に至り、大藏省は大坂府廳に令達して、諸藩邸及び藏屋敷は悉く之を官に收めしめ、藏屋敷は茲に亡びたり、（見よ）藏屋敷には藏役人、名代、藏元、掛屋、用開等あり、藏役人は其藩々等より之を置き、留守居役一名乃至二名を設け、之をして監視の任に當らしめたり、名代藏元は藏役人これを兼ねしが、寛文中の頃、出入商人に託すに至りぬ、即ち名代は藏屋敷の代表者として公用を掌る、藏元は荷受及び保管出納の事に任じたり、掛屋は銀掛屋の略にして、藏物を賣却したる銀を掛け置くの義なりと云ふ、されど其實諸藩の需に應じて豫じめ資金を融通し、年三朱乃至四五朱の利を收め、毎年秋に於て藏米賣上

クラヤ

金を以つて、之を相殺する有様となり、諸大名唯一の金融機關なりき、而してこの名代、藏元、掛屋は多く同一商人之を兼ね、終身扶持を給せられ、或は用人格、留守居格等となり、數藩に出入せしを以つて、その収入も夥しく、堂々たる大名を凌ぐの生活をなせり、例へば十人兩替商の中鴻池善右衛門は加賀、廣島、岡山、福岡等の藏元掛屋を兼ね、天王寺屋五兵衛は福岡、久留米の名代に高松、徳山の藏元掛屋を兼ねたるが如き例頗る多く、名代、藏元、掛屋を同一人にて兼ねたるものとしては、京屋久兵衛の宇和島に於ける、明石屋久兵衛の福山に於ける、近江屋平兵衛の柏原に於ける類亦少からず、後にはこの風最も盛なりしが如し、用開は一に用達と云ふ、藏屋敷に出入して資金融通の事に預る總稱なり、藩によりては掛屋の名稱なく、單に用達と稱したり、尾州紀州の如き是れなり、（藏米賣拂法）入札拂にして、何月何日入札と云ふ、表札を藏屋敷門前に掲げ、同時に堂島米市場へも同様の張紙をなして廣告す、期日に至り入札終れば、留守居役始め關係役人、藏元、掛屋立會の上開札し、落札人の氏名、俵數、代金を門前に張出す、仲買人之を見て、數銀及び印形を持參し、藏屋敷の帳簿へ判書し敷金を掛屋へ渡す、而して落札後十日間或は三十日間代金を掛屋へ拂込む規約なり、藩によりて期日に異同あり、この代金拂

クリノークラウ

込終れば、即時掛屋より受取證を出す、之を銀切手と云ふ、銀切手を藏屋敷へ持參すれば、之と引換に米預り證を渡す之を米切手といふ、米預り期間は一ケ年にして、その期間を過ぎれば藏敷料を仕拂はしめたり、（大阪府誌、大阪市史、大阪昔時の信用制度、芸窓雜載、公私要覽、商事慣習問目並報告書案）

クリノモト

栗木 増補の柿本（カキノモト）を見よ、

クワイキ

槐記 合記の一名、「タイキ」を見よ、

クワウカクゼンジ

廣覺禪師 僧（見よ）雲の勅諡號「ギウン」を見よ、

クワウサイゼンジ

廣濟禪師 僧（見よ）照の勅諡號「ジセウ」を見よ、

クワウタイジングウ

皇大神宮 （見よ）三重縣宇治山田市五十鈴河上〇古へ度會宮、磯宮、宇治宮など、稱す、また拆削五十鈴宮とも號し、また天照皇太神宮、天照太神宮とも、單に大神宮ともいふ、又古くより其の宮殿を内裏に比べて、内宮と唱へ、其の在地を内郷とも云へり、豊受大神宮と併せて二所大神宮と稱す、（見よ）天照坐皇大神（御靈代八咫鏡）相殿神二座、左方、天手力雄神（御靈代弓）右方、萬幡豊秋津姫命（御靈代劍）

クラウ

（見よ）皇孫瓊々杵尊降臨の時、大神親ら八咫鏡を皇大神の御靈として、授け給ひしより後、世々同牀共殿に奉安せしめ給ひしを、崇神天皇の六年に至りて神勅あり且つ神威を恐み給ひて、始めて倭磐縫邑なる別殿に移し奉り、皇女豊鍬入姫命をして、大御手代として齋き奉らしめ、別に鏡劍を模造して、永く皇居に留めしめ給ふ、尋て豊鍬入姫命、大宮の地を覓めんが爲に、皇大神を奉戴して、丹波の國吉佐宮、倭國伊豆加志本宮、木乃國の奈久佐濱宮、吉備國の各方濱宮に遷し奉り、更に倭國の彌和乃御室嶺上宮に齋き奉りしが、是時豊鍬入姫命年老ひ給ひたれば、倭比賣命替りて御杖代とならせ給ひ、皇大神を奉戴して國々處々を経歴して、竟に垂仁天皇二十六年九月に至りて、此地に大宮を經營して鎮め祭り給ふ、是を神宮の創始とす、初め定めらるる時、八尋機殿を建て、大神の神衣を織奉り、又有耐島葛村に神序を造り神政を行はしむ、孝徳天皇の御宇、神序を改めて御厨とし、神那を置きて、度會山田原と竹村に屯倉を置く、天智天皇の御宇、たま屯倉を置く、凡神界の四至、東は石井朝熊尾垂衆寺を山界とし、北は比奈多島、志婆崎、阿婆良岐島、都久毛島小島等を海界とし、南は志摩の鶴棕嵩、錦山坂を界とし、西は飯高下樋小河を神の遠界とし、飯野郡磯部河を神の近界とす、文武天皇の大寶八年神戶



クワウ

の調を大神宮服料に充しめ、元正天皇養老五年九月、天皇内安殿に御して使を遣はし幣帛を奉らしむ、九月奉幣に始る、此後十一日を例日とす、是を例幣と稱す、(一)シヤウサイ(參看)光仁天皇寶龜十一年五月、神封千二十三戸を舊に復し、桓武天皇延暦十年八月、神宮正殿及び財殿等盜の爲めに燒かるるを以て、奉幣して其事を謝せしめ、神宮を修造せしむ、十八年五月、正殿を改作す、平城天皇大同元年大和伊賀等の地、一千百三十戸を神封に充つ、仁明天皇嘉祥二年、二十年一度の神寶を奉る、即ち定例なり、光孝天皇和元年大神宮を造らしめ、醍醐天皇延喜の制、大神宮及び相殿神二座并に大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預り、度會多氣飯野を神三郡とし、其他諸國に於て神封三百五十餘戸、神田四十餘町を充奉り、其後朝廷屢々神封奉幣等のことを絶えず、凡歴世天皇大神宮を齋み祭り給ふ時は、敬誠を盡し給ひ、踐祚、大嘗、即位及び國の大事、潦旱疾疫ある毎に必ず大極殿に御して幣使を發遣し、其神宮に至るまで日毎に御拜を行ひ給ふ、奉幣には宣命あり、天皇の御書に係れるものを宸筆の宣命と云ひ、一條天皇の朝に始まる、宸筆の宣命は、勅使讀み奉りたる後禰宜之を執り、裂きて火に投ずる例なり、幣物として神宮には錦綾、豊受宮には緋縹黃皂帛を用う、延暦儀式帳及び延喜式に、私幣禁斷

クワウ

の文ありて、王臣以下は輒く幣を供ふる事を得ず、三后皇太子と雖も朝廷に奏して後ち之を獻る、往時は皇女を以て齋宮(サイグウ)參看)と爲し祭祀に奉祀せしむ、而して古來品位の階なく、一宮の稱なく、各神の祭に預り給はず、是尊くして加ふべきなく、諸神と伍し給はざるが故なり、凡神宮に入るもの、兵仗を帶ぶる事を許さず、また僧徒は神境に入る事を得ず(遷宮)豫め宮地二所を定め置き、二十年毎に正殿、寶殿及び外幣殿等皆新材を以て造替し、更に之を遷し奉る、之を式年と云ふ、九月十五日を以て正遷宮の式日と定む、臨時遷宮は、火災等の變に由り、式年の制に従ふこと能はざるものなれども、其次の遷宮は、或は前式年より算へ、或は其年より算へて、古來の例二様あり、猶ほ委しくは古事類苑神祇部を見るべし(祭祀)二月十二日を祈年といひ、四月九月の十四日を神衣といひ、六月十二月の十七日を月次といひ、九月十七日を神嘗といひ之を行ふ、特に月次祭と神嘗祭とを大神宮三時祭と稱す、其他正月元日、十五日、三月三日、五月五日にもまた祭を行ふ(神官)祭主、大少宮司、禰宜、内人、物忌等あり、各條に就て見るべし(參看)私幣禁斷の制と共に古くは士民參宮のこと見えざれど、鎌倉時代には僧徒すら參宮するもの往々あれば、士庶の別なく參拜せしもの多かりしなるべく、足利

クワウ

時代將軍は屢參宮せり、徳川時代に至りては、御蔭參と稱して、臣庶多く參拜せり、私幣の禁も、中世より大に弛み、鎌倉幕府にては屢々神馬幣帛を獻じ、終には庶人も之を進獻するに至れり(別宮)荒祭宮、月讀宮、月讀荒御魂宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈彌宮、瀧原宮、瀧原竝宮、伊雜宮、風日祈宮の九所あり、攝社末社は四十箇所ありて、官帳に記されし社を攝社と稱し、未だ官帳に載せられざるを末社と稱す、(神宮雜例)集、神祇志料、古事類苑神祇部、神宮大綱)遷宮一覽表  
白鳳十三年九月十六日(式年遷宮の始)  
和銅二年九月十六日  
天平元年九月十六日  
同十九年九月十六日  
天平神護二年九月十六日  
延暦四年九月十六日  
同十一年(臨時遷宮)  
弘仁元年九月十六日  
天長六年九月十六日  
嘉祥二年九月十六日  
貞觀十年九月十六日  
仁和二年九月十六日  
延喜五年九月十六日  
延長二年九月十六日  
天慶六年九月十六日  
應和二年九月十六日  
天元四年九月十七日

クワウ

長保二年	九月	十六日
寬仁三年	九月	十六日
長曆二年	九月	十六日
天喜五年	九月	十六日
承保三年	九月	十六日
嘉保二年	九月	十六日
永久二年	九月	十六日
嘉應元年	九月	十六日
承安元年	九月	十六日
建久元年	九月	十六日
承元三年	九月	十六日
安貞二年	九月	十六日
寶治元年	九月	十六日
文永三年	九月	十六日
弘安八年	九月	十六日
嘉元二年	九月	十六日
元亨三年	九月	十六日
興國四年	九月	十六日
正平九年	九月	十六日
元中八年	九月	十六日
應永十八年	九月	十六日
永享三年	九月	十八日
寶徳三年	九月	廿七日
天正十三年	九月	十三日
慶長十四年	九月	廿一日
寬永六年	九月	廿一日
慶安二年	九月	廿五日
寬文九年	九月	廿六日
天和三年	九月	廿六日

(臨時遷宮)

クワウクワウ

元祿二年	九月	十日
寶永六年	九月	二日
享保十四年	九月	三日
寬延二年	九月	朔日
明和六年	九月	三日
寬政元年	九月	朔日
文化六年	九月	朔日
文政十二年	九月	朔日
嘉永二年	九月	朔日
明治二年	九月	四日
同二十二年	九月	二日
同三十三年	九月	二日
同四十二年	九月	二日
大正十一年	九月	二日

(臨時遷宮)

クワウトクシヨウメウコクシ  
光徳勝妙國師 僧慧玄の勅説號「エゲ」を見よ、

クワウク 櫛(室) 古墳の内部に石或は木を以て、遺骸を安置すべき爲めに用意せる造付の設備をいふ、櫛中には往々にして棺を伴ふ場合あり、木櫛は今存するものなし、故に石櫛につきて記述すべし、石櫛(或は單に石室とも呼ぶ)に竪穴式と横穴式とあり、前者は四方を石にて塞ぎ、上に天井石を蓋とせるもの、後者は三方を塞ぎて天井石を蔽ひ、一方を開放せるものをいふ、(一)竪穴式石櫛 構造簡單にして長方形の箱形をなす、主として割石をもつて壁面を構成し、上に數枚の板石を置く、時

クワウ

に數枚の板石を以て内部を形成せる例あり、箱式石棺(組合石棺)と混同するを以て、調査に注意すべきなり、多く墳丘内の地平線上に位す、こは遺骸を上部より降下する爲に自然と行はれしものなるべし、然れども時には地平線下に存せる事なきにあらず、大ききは丹波國本莊の前方後圓墳に存する長さ二十尺廣さ八尺深さ七尺の大なるものより、上總國內裏塚に存する長さ二十五尺、廣さ三尺三寸深さ三尺九寸の長さも種々あれど、通常は長さ七尺内外、廣さ二尺五六寸以内、深さ三尺未満なり、遺骸はその中に直接或は木棺石棺に入れて安置せられ副葬品を配置す(二)横穴式石櫛 竪穴式よりや、複雑なる形状にして、中には入口より奥迄何等區劃なきものも存すれども、多くは入口に到る間は細く低く、奥は廣く高く作られて、兩者に判然せる區劃あるものを常とす、その入口の細道を羨道といひ、その口郭を羨門と稱し、奥室を玄室と呼ぶ、羨門郭は破壊せられたる場所多けれども、横穴の如く厚き板石或は石材を以て閉塞せし事明かなり、羨道の長さは僅か一尺八寸位の短距離のものあり、又四三三三を越ゆる長さのものあり、通例は長さ一三二間位、高さ六尺程なり、玄室の大きさは普通縦長のものなれども、希には反對なる例も存す、平面圖は長方形最も多く、羽子板形、三味線胴形、圓形等の變型も存せり、



玄室は一般に一室なれども、往々二室以上三室を有するものなきにあらざり、この場合には前室中室後室と稱すべく、最奥室を主要なる部分とし、中室、前室は順次粗製の傾向あり、大ききは伊勢國高倉山所在の圓墳なる長さ三十二尺、廣さ十尺、中央部高さ十三尺の大形なるあり、紀伊國岩橋所在中の長さ十三尺廣さ八尺高さ十八尺の如き高きものもあり、然れども普通は長さ十尺以内、廣さ六尺程なり、なほ古墳における位置は、普通水平面上に存せるも、時として以下に置かる、事堅穴式石槨と同じ、次に横穴式石槨内には種々の設備あり、床、隔障、棚等これなり、床は主として遺骸を安置すべき箇所にして、何れも奥壁に接して一段高く築かれ、板石を横に立て、隔障とす、又時には側壁に接して築成せる例もあり、隔障とは前述の床と同様なる設備なれども、床の代用として板石を以て一定の區域を圍める箇所をいふ、位置も床と同じく多く奥壁に接し、時には側壁に接して設けらる、棚は奥壁に接して若干の高きに突出せる石をいふ、こは遺骸を安置せし場合もありしならんも、主として副葬品を配置せしものなるべし、次にこの石槨が如何なる方向に羨門を有するやといふに、何れも南面もしくは東西面に寄るものにて、北面せるもの殆んどなし、之れ一は墳丘築造地の地形の如何にもよる事なれども、主として

クワク

クワク

クワク

て當時人民の宗教思想に基きしものなるべし、各地方に傳へらるる「朝日さし夕日かゞやく云々」の長者傳説が、主として古墳を指示するも、その間の消息を傳へしものならん、次に石槨内の遺骸は、普通一墳内一槨なれども、時には一墳内二槨或は三槨を有する事あり、又一石槨内に二體以上を收容せる例ありこれ等は古く殉死説を稱へられ、その中一人を主人とし、他を殉死者とせしが、現在に於てはこれ一家族の合葬にして、共同墳たる事明かとなり、聖徳太子墓の如きは、御生母穴穗部間人皇后の石槨内に妃膳臣の女善岐々美郎女と共に合葬し奉りし事、史實によりて證明さる、現今行はるる「先祖代々墓」は、遠く古墳築造當時よりの繼續なるを知るべし、**石槨** 横穴式石槨には、往々種々の裝飾を施したる事横穴におけるが如し、主として九州北部(筑後及び肥後)に多く、常陸にもこの例あり、これ等の裝飾は繪畫と文様との二種あり、前者には、扇、楯、刀、劍、弓、鏡、舟等を象徴せるもの、後者には、圓、三角、對角線、蕨手、直弧文等にして、頗る精密を極めしものあり、色彩も赤色の外に白、綠を用ふる、詳しくは京都大學考古學報告第一冊及び第三冊に就きて知るべし、**石槨** 徳天皇大化二年發布せられし墳墓制限令に「夫王以上之墓者、其内長九尺濶五尺、其外城方九尋、高五尋、役一千人七日使訖(中略)上臣之墓者、其内長濶及高皆准於上、其外城方七尋高三尋、役五百人五日使訖(中略)下臣之墓者、其内長濶及高皆准於上、其外城方五尋高二尋半、役三百五十人三日使訖(中略)大仁小仁之墓者、其外長九尺高濶各四尺、不封使平役一百人一日使訖、大禮以下小智以上之墓者、皆准於大仁、役五十人一日使訖、凡王以下小智以上之墓者宜用二小石(中略)庶人亡時收埋於地ことあり、その中長さ何尺、濶さ何尺、高さ何尺とあるは、石槨の内法を限定されしもの、即ち横穴式石槨の玄室の規定なり、尋で天智天皇紀に「不起石槨之役」とあるは、薄葬の結果遂に勅令を以て廢止せらるるに至りしものなるべし、然れどもこの詔勅が如何なる程度まで實現せられしかば詳かならず、故に此記事のみによりて、古墳の年代を推定せんとするは危険なり、次に堅穴式石槨と横穴式石槨とは、何れが舊きかにつきては猶確定せず、嘗て考古學雜誌その他において喜田博士と高橋健自氏とは、この兩者新舊の如何につきて激しき論争を行ひし事あり(大正三年頃)、喜田博士は堅穴式を以て前期、横穴式を以て後期とし、前期は上代より安閑天皇頃迄を指し、後期は聖徳太子以後を指せり、然るに高橋氏は横穴式の相當古き時代に存せる例と、堅穴式の新しき例とを擧げて、必ずしもその境界を設けること能はずと稱したりしが、最近に

至りて更に其研究を發表し、本邦に於ては、石器時代の當時より特殊の埋葬法を行ひたるも、なほ石槨石棺の設備なし、然るに大陸文化(支那朝鮮)の影響を受くるに及び、遂に簡單なる設備を施す事となり、是に於てまづ堅穴式石槨を發生せり、現今朝鮮の各地に堅穴式石槨を見るはその理由に基くものといふべし、一方横穴式石槨は堅穴式に比して頗る進歩發達せるもの、到底原始時代よりあり得べき型式ならず、然るに支那にてこの例を求むれば、周代既に横穴式あり、秦漢相ついで行はる、旅順地方における漢代古墳はその一例なり、又滿洲においても同例を見る、故にこは古く支那より本邦に東漸せるものなる事明かなり、故に兩者は型式に重複の差ありと雖も、共に後世大陸文化の影響によりて生じたるもの故、その時期は殆んど等しかるべく、これを實例に徴するも、歴代陵墓に於いて、用明天皇以後に見る能はざる前方後圓墳に於て、兩式の共存せる例あり、又その他の古墳にも、邊陲の地には、前方後圓墳に、横穴式の存するもの多し、然らば兩式の終末に就きては、何れが早きかにつきて觀るに、これ亦佛敎式葬法の行はるるまで並存せり、天武天皇の陵は、皇室に於て火葬を採用せられし頃の最後のものなれども、横穴式なり、又天武朝前後の瓦當文様と、同型式の蓮華文を浮彫せる陶棺が、備前國邑久

クワク

クワク

クワコークワン

郡本坊山より發見され、こは堅穴式なりき、これ等より考察すれば、横穴式も堅穴式も、兩者は併存して行はれ、共に終末まで存在せしことを知るべし、次にその名稱につきて、學者間に異議あり、喜田博士は「皇陵」に於て、今日各地に存する石棺は木棺を入るる石櫃にして、支那の槨に當り、考古學者のいふ槨は墳なりと述べ、その間に判然たる區別を設くるを必要とし、天智天皇の詔勅中にある「不起石槨之役」の石槨は石棺に該當すべしといひ、高橋健自氏は考古學雜誌上にて之を駁し、石槨は寧ろ石室と稱すべきが可なりとし、魏志倭人傳に槨はあれども槨なき事を記載せる故、本邦には支那の所謂槨はなかりしならんといひ、石棺中に石枕を備付けたるものあるは、明かに屍體を直接にこゝに埋葬せるものなりと述べ、喜田博士又之に對して反對を稱へ、倭人傳の記事は九州の一地方における異風習なりとし、石枕を造付けしは屍體を一時木棺に入れて安置しおき、古墳を築造して後改葬せる洗骨式葬法の可能を説きたり、然れども現在槨、槨の名稱は喜田博士の説の如く改稱せらるるに至らず、舊來の如く使用し居れり、中には柴田常惠氏の如く槨を石室と呼ぶ事の穩當なるをのべて、石室と呼べる人あり、なほ増補の「クワン」に「ヨコアナ」本文の「ハカ」ミササギ及び附圖參看(高橋氏「古墳と上代文化」、柴田氏「日

本考古學、考古學雜誌、歴史地理、人類學雜誌)

**クワコチャウ 過去帳** 佛寺にて、死亡したる檀家の法名、死亡の年月日等を記載せる帳簿を云ふ、鬼簿とも靈簿とも云ふ、(類聚名物考)西山上人傳に「昔南都の西大寺には、過去帳現在帳として二つあり、過去帳には死したる人の名を書付け廻向し、現在帳には生れたる人の名を付くるとなり、和泉式部存生の時、現在帳にはつかず、過去帳に名をつけしかば、皆人之を聞て、生たる人の、過去帳に付事、いぶかしと云ひし時、式部が答へし歌に、あづき弓はつるべきとは思はねどかねてなき身の數に入るかな、とよみしとぞ」と見えたり、

**クワサイノマツリ 火災祭** 火災を防ぐを祈禱する陰陽道の祭、毎月公家にて行はる、又消防火災祭ともいふ、元仁二年十二月十七日幕府の新御所に於て行ひしこと、吾妻鏡に見えたり(公事根源、吾妻鏡)

**クワザンノソウジャウ 花山僧正** 僧遍昭を云ふ、「ヘンゼウ」を見よ、

**クワテウサン 華頂山** 智恩院の山號、「チオンケン」を見よ、

**クワン 棺** 名義屍體を收容する器具、此處には考古學上所謂古墳に伴ふ棺に就きて記述す、**種** 古墳の内部に存する棺には、製作の材料より石棺、木棺、陶棺及び



クワン

これと類似せる甕棺の四種あり、形状より區別すれば、まづ刳拔式と組合式との二別あり、更に刳竹形、家形、箱形、船形等の各種に細分さる、(一)「石棺」古墳内部の棺中、最も多数を占むるもの、型式より左の如く分類す、

刳拔式 刳竹形、舟形 組合式 箱形、家形 長持形、家形 長持形

刳拔式とは蓋、身共に一石より成るものをいひ、組合式とは各々別個の石より成れるものをいふ、刳拔式中刳竹形は最も原始的なる型式にして、前後面は垂直に近く、且各々棒状の突起あり、繩を掛くる爲の装置なり、舟形は前者の進歩せるものにして、中央部最も廣く、身の左右前後側面等は下部に至るに従つて狭く、多少の鑄を有して斜面をなし、恰も舟の如く、かつ蓋身共四方に棒状突起を有す、長持形は組合式の一轉化せしものと見るを得べし、家形は身が舟形の如く傾斜せずして殆んど垂直となり、蓋は屋根形を呈す、蓋の形状には切妻あり四注あり、入母屋あり、就中四注最も多し、以て古代家根の構造の一斑を知るを得べし次に組合式中の箱形とは、笠井新也氏の所謂阿波式石棺にして、阿波國に分布多し、多く結晶片岩質の板状岩を以て組合せたる略式のものなり、主として側右長き長方形にして、蓋底何れも別個の石を用ひたり、粗製なるものには底石なく、又蓋石も二三枚並べたる例あり、長持形は石棺中最も壯嚴なるものにて、前方後圓墳に伴ふ、前記箱形石棺と同じく、前後側石が左右兩側石の兩端より少しく内に入つて組立てられ、蓋と底とは側面よりもやゝ突出し蓋は長持と同く蒲鉾形を呈し其前後四方若くは左右に顯著なる棒状突起を附す、家形は組合式にはその例少なし、前記刳拔式とほぼ形状一致す、以上の諸石棺を通観するに、刳拔式に於ては刳竹形最も原始的にして、舟形之れに次ぎ、組合式にては箱式最も古く、長持形之に次ぎ、家形は最後に發達せる新らしきものなるべし、其埋没状態たる刳竹形及び舟形は何れも直接に土中に埋没され、箱形は稀に石槨内にも存在すれども、多くは同様なり、長持形石棺に至りては、竪穴式石槨中に存在す、石槨が何れも外來文化の影響によりて生ぜざる事を考察すれば、その間に新古の差を認むるを得べし(二)「木棺」木棺が上古存在せし事は、日本紀神代卷一書に「奥津乘戸將臥之具」は即ちこれを意味し、又古事記重仁天皇の條に「又其大后比婆須比賣命之時定石祝作」とあるは、この時石棺の製作せし事を意味するもの故、以前に木棺が存在せる例を豫想するを得べし、これに三種あり、刳竹形、舟形、箱形にして、刳竹形は一本の樹幹を二分し、兩者を刳抜きて印籠蓋とせるもの、これによつて石棺の刳竹形の起原を窺ふべし、舟形

クワン

は前記より一步進めるものにして、舟形石棺の先驅と見るべきも、完形のものなし、然るに我國古代において「フネ」なる語は水上を行く器具のみならず、酒槽水槽の如く物を容るゝ器にも用ひ、神社に於ては神體を安んずる御舟代あり、入棺の事を舟入といふなど、何れもその意を現はす、現在大和國石上神宮等に存する御舟代を見るに、この形状頗る舟形石棺に似たり、北史倭國傳に「及葬置屍船上陸地索之或小輿」とある記事も參考に供すべきなり、箱形のものも左右前後底各々一枚より成れる組合式のものなり、一方太く一方細し、恐らく長持形石棺の原始形たるべし、以上の見地より觀れば、木棺は何れも石棺の前驅にしてその原始型なるべく、それを支那のそれと比較するに、長持形のもののはこれを發見するも、舟形のもののは存せず、即ち舟形は日本固有の型式なるべし(三)「異型石棺」以上の外異形の石棺として横口式石棺と、石屋形と、横穴造付石棺とあり、横口式石棺は、その前面或は側面に長方形を穿てる家形石棺の一種なり、横穴式石棺に伴ふ、石屋形は、横口式石棺に類して底石を有せざるものなり、然れどもこは石棺を蔽ふ設備なるを以て、石棺と稱するは妥當ならざるが如し、肥後筑後に多し、横穴造付石棺は、横穴の條に述べたれば参照すべし、なほ石棺内の装置として、石製枕を置き又それを造

クワン

は陶棺と連絡あるものなるやも知れず、なほ今後の研究を俟つ(四)「石棺及び陶棺の裝飾には、種々の彫刻を附したるもの往々あり、河内國安福寺の刳竹形石棺身には、直孤文帶(孤と直線とを交互に用ひたる文様)あり、越前國小山谷發見の舟形石棺蓋には、鏡背の浮彫八個を表はし、肥後國維和村の組合式石棺内側は、全面に朱を塗り大小刀を浮彫せり、陶棺にては佛前國須惠發見のものには、正面に蓮花文の浮彫を現はし、美作國平福發見のものは、妻入正面に興味ある浮彫をなす、即ち中央に一人の人物立ち左右に家畜らしき動物二匹を配し、共に中央の人物が差出せる手の邊に頸部を置く、こは原始的繪畫として美術史上興味深きのみならず、當時の人々の生活様式の一端を窺ふに足るべし、又棺に准ずべき石屋形にも、同様の彫刻をなせるものあり、肥後國千金甲のそれには、舟、人物、弓矢、太刀等を刻し、かつ表面に赤緑の色彩を塗り、同國石貫には、屋根の斜面に鋸齒文帶を刻し、右方の框には刀子を浮彫せり、増補の「コファン」「ヨコアナ」「クワク」及び附圖參看(高橋氏「古墳と上代文化」考古學雜誌「考古學辭彙」、人類學雜誌、柴田氏「日本考古學」、京都大學考古學研究報告)

クワン

付にせる例往々あり、蓋し直接に屍體を石棺内に横たへし證といふべし、(四)「陶棺」素焼の土器を以て棺を作りしもの、主として中國地方に多し、大形のもの蓋も身も前後に二分して製作す、これ焼成上の手法なり、形状は龜甲形をなせる蓋と、有脚の箱形をなせる身とより成り、表面の縦に堤狀隆起帯を有す、大石棺の如く六七尺を普通とすれども、稀に嬰兒を入るゝが如き小形のものも存す、その中無文のものほ舊く、蓮華文浮彫の如きものは新らし、なほ詳しくは考古學雜誌後藤守一氏「甕棺陶棺について」を見よ(五)「甕棺」陶棺とやゝ趣を異にせる特殊の棺に甕棺あり、一部は日本石器時代遺蹟より發見せらる、備中國津雲貝塚に於ては乳兒の骨を收容せる粗製壺形土器(高さ一尺二寸五分)あり、又九州各地に於て彌生式土器の大形なるもの二個を、口部を合せて横に埋没し中より遺骨及び銅鏃、劍を發見せる例あり、これ等は石器とも伴出するを見れば、彌生式系石器時代の末期、金石併用時代に行はれし特殊の棺なりしなるべし、しかるにこれと同様なる例朝鮮にもありて、冠、杵、環頭太刀、鐵鏃及び陶器などを伴出し、日本にても筑後國發見の如きは、金環、馬具、陶器を伴出せるが故に、必ずしも金石併用時代のみならずが如く、又讚岐國發見の一例は、多少陶棺とも類似する點あるを以て、或は甕棺

クワン

は陶棺と連絡あるものなるやも知れず、なほ今後の研究を俟つ(四)「石棺及び陶棺の裝飾には、種々の彫刻を附したるもの往々あり、河内國安福寺の刳竹形石棺身には、直孤文帶(孤と直線とを交互に用ひたる文様)あり、越前國小山谷發見の舟形石棺蓋には、鏡背の浮彫八個を表はし、肥後國維和村の組合式石棺内側は、全面に朱を塗り大小刀を浮彫せり、陶棺にては佛前國須惠發見のものには、正面に蓮花文の浮彫を現はし、美作國平福發見のものは、妻入正面に興味ある浮彫をなす、即ち中央に一人の人物立ち左右に家畜らしき動物二匹を配し、共に中央の人物が差出せる手の邊に頸部を置く、こは原始的繪畫として美術史上興味深きのみならず、當時の人々の生活様式の一端を窺ふに足るべし、又棺に准ずべき石屋形にも、同様の彫刻をなせるものあり、肥後國千金甲のそれには、舟、人物、弓矢、太刀等を刻し、かつ表面に赤緑の色彩を塗り、同國石貫には、屋根の斜面に鋸齒文帶を刻し、右方の框には刀子を浮彫せり、増補の「コファン」「ヨコアナ」「クワク」及び附圖參看(高橋氏「古墳と上代文化」考古學雜誌「考古學辭彙」、人類學雜誌、柴田氏「日本考古學」、京都大學考古學研究報告)

クワン

侶等が、四方の信徒檀那に勸めて、錢財を淨捨せしむることにのみ云へり、之を勸進する僧を勸進上人と云ひ、勸進の趣旨を詞書にしたるものを勸進帳と云ふ、又勸化帳とも募縁疏とも云へり、鎌倉時代の初めに當りて、高野山の僧饒阿は、高野山建立に力を盡し、東大寺の重源は東大寺以下諸寺の建立に力を盡して、四方に勸進せしより、世に勸進上人又は大勸進上人と云へり、後には泉涌寺の歴代、又勸進上人として、諸寺佛像を建立したりき、源平盛衰記文覺高僧勸進の條に「此に文覺思ひけるは、宿因多幸にして出家入道の身故、破壊の堂舎を修補し、無縁の道場を相訪て、二親の菩提を助け、平等の濟度を垂れんこと、剃髮染衣の思出たるべし、但自力造營の事は、いかでか叶ふべきなれば、智識奉加の勸進にて、自他の利益を通ぜんと思ひつゝ、十方上下の助成を申行ひける程に、(中略)大慈大悲の君、十善萬乘の主として、なかれ御奉加開召入らず口惜き御事こそ大願の意趣御聽聞あるべしとて勸進帳をさつとひるげ調子もしらず大音聲を放上て是を讀み云々」と見えたり、

クワンジヤウセキリ 環狀石籬

日本先住民族遺蹟の一、後志國忍路郡忍路村と、石狩國空知郡音江村字オキリカブとに於て發見せられしのみ、前者は忍路村の東南にある山麓の傾斜地を平坦



クワン

とし、稍々楕圓形に石を建並し、東西十四間餘、南北十二間餘あり、使用の石は長さ約四尺徑約一尺の長き川石を以てし、その間隙周邊に大小の石を置き、現在甚しく破損せらる、後者は稻見山上にありて十五六個の石を並列布せり、大なるものは徑三間、小なるものは約一間にて、その中一二個は互に接近して境界分明ならず、石は安山岩を天然のままに使用し、扁平長大なるものを周圍に埋め、その隙に小なる石を配置せり、石の大なるは縦横四尺に達するあり又徑二尺位長さ六七尺のものもあり、之等は互に接近し約六十間の間不規則ながら長く並立せり、**環状石籬**の内部よりは何物も出土せず、又石籬の立石には何等の彫刻も施さず、唯々その附近に石器時代の遺蹟を存する所あり、忍路村の附近よりは繩文土器石器等を出し、吾江村附近には竅穴が存し、又この石籬の約五尺の地下より、徑七八寸の扁平なる瓶一個発見せりといふ、然れども兩者の關係は詳ならず、**環状石籬**は歐洲方面には多く存在する遺蹟にて、新石器時代における巨石文化の一なり、英國アムブリーの石籬は最も著名にして約千二百呎の直徑よりなる土壘中に、約百個の石を建つ、なほ丁抹、伊太利にも分布し、東洋にては印度に発見され、日本に接近する地方にては、西比利亞バイカル湖の南方エニセイ河上流の地に、甚だ多く分布す、

クワン

形状も圓形、方形、長方形、方圓形多種あり、且其石籬の或のものには、古代土耳其文字又は人面を彫刻するあり、又蒙古興安嶺朝鮮咸鏡南道に於ても二三個を發見せり、之に依りて考ふるに、北海道存在のもの、亞細亞大陸の影響によりて生ぜしものなるべく、日本の如き孤島に於ては、既に先史時代より大陸方面との交渉ありし事を否定すべからず、況んや、この外手宮洞穴における**縄語彫刻**の存在、或は後志國鹽谷村における巨石に明様の文字の彫刻ある例は、共にそれ等を立證する考古學的資料にして、古くツングース民族の渡來を物語るといふべし、日本書紀齊明天皇六年三月、阿部比羅夫肅慎征伐の條に、「遣阿部臣率船師二百艘一伐肅慎國、阿部臣以陸奥蝦夷令乘己船、到大河側於渡島、蝦夷一千餘屯聚、海畔向河而營、々々二人進而急叫曰、肅慎船師多來將殺我、我等之故願欲濟河而仕官矣、阿部臣遣船喚至、兩個蝦夷問、賊隱所其船數、兩個蝦夷便指隱所曰、船二十餘艘、即遣使喚而不肯來、阿部臣乃積兵鐵等放海畔、而令食嗜、肅慎乃陳船擊羽於木、舉而爲旗、齊棹近來停於淺處、從一船裏出二老翁、廻行熟視、所積綵帛等物便換著衫、各提布一端、乘船退去、俄而老翁更來脫置換衫、拜置提布、乘船而退、阿部臣遣數船喚不肯來、復於弊路辨

クワン

鳥食頃乞和遂不肯聽、據已柵戰、于時能登臣馬身龍鳥敵被殺、猶戰未倦云々」と見えたる記事によるも、北海道内に當時肅慎族(ツングース民族)の移住せる事を物語るものといふべし、即ち日本先史時代において、北海道の一部には西比利亞より渡來せる一派の民族が住居せる事は、考古學上及び文獻上より明かなる事實なり、次に環状石籬の用途に就き、坪井博士は北海道存在のものは歐洲のものと比して頗る小規模なるより、用途も相異なるものなるべしとて、これが一種の家屋即ちテントを張りし遺蹟ならんとし、中央に高き石を立てたるは、その中心の柱ならむとの假説を立てたり、然れども其後の研究によりて前述の如く、大陸方面遠くは歐洲地方との連絡も認められ、等しく巨石文化の遺蹟なりとさるゝに至りし故、日本のものも外國のものと同意義の下に建造されしならむ、歐洲方面の環状石籬に關しても種々の説あり、古くは堂宇の迹なりと稱せられしが、ゴランド氏によつてその建造の目的が、太陽崇拜の爲めなりと説かれ、一面大酋長の墳墓として營まれたるものならんとせらるゝに至り、故にわが北海道所在のものも、恐らく古代における大陸移住のツングース民族が、建造せし墳墓の一形式にして、一面何等かの宗教的意味を含みしものなるべし(日本考古學、人類學雜誌、歴史と地理、

クワン

普通人類學、文化人類學)  
**クワンセイノカイカク 寛政の改革**  
 天明寛政年間に將軍の輔佐役老中松平定信が行ひたる政治上の改革をいふ、主として寛政年間の事に係るを以て名く**老中松平定信**初め八代將軍徳川吉宗が、銳意治を圖り、元祿以來の宿弊を一新するや、百廢皆興り、人その風采を思ふ、然るに九代將軍家重の時に至り、政綱漸弛み、田沼意次御側衆を以て内寵を専らにしたりしが、十代將軍家治の立つに及び、擡られて老中となり、その子意知は若年寄となる、是に於て大小の政意父子の手中に歸し、權勢朝野を傾け、倭幸の徒競ひ進みて、群僚その私黨にあらざるはなく、賄賂公行して與馬その門に輻湊し、享保の政悉く廢類せり、加ふるに人心漸く泰平に狎れて士氣地を掃ひ、奢侈淫靡の風天下に瀰る、況んや天災地異相繼で起りしをや、即ち明和九年には、南は麻布より北は千住まで延燒せる大火あり、關東地方數萬の家屋を破壊せる大風雨あり、安永元年には、東海道諸國に蔓延せる疫病あり、天明元年には上州絹運上の亂あり、同三年には淺間山の大噴火あり、同二年より七年にかけては大淫雨より引つゞきて未曾有の大飢饉ありて、殆ど日本全國に渉る、かくて遂に同七年に至り、大坂に始まつて江戸に畢りたる打毀しといへる暴動あり、かくのごとくにして幕府そ

クワン

の政を誤り、風雨その時を失ひ、士氣大に衰ふ、これ天下將に危機に傾せるの秋なり、會々徳川家齊一橋家より入りて家治の後を承け、まづ田沼意次を却け、奥州白河城主松平定信を擧げて老中首座となしたりしが、尋て輔佐と爲す、定信實は田安宗武の三子にして、吉宗の孫に當れり、定信既に幕府の鑑親として、内外の重望を負ひ、大政を綜理することとなりたれば、身を以て天下を率ゐ、家齊を輔けて政治の衰頽を救ひ、大政を挽回する所あらんとす、天明寛政の大改革はに於て起る、**天明七年七月朔日**、將軍徳川家齊布衣以上の有司を城中に召見し、今日以後政治凡て享保の例に復すべき旨命あり、畢りて松平定信も亦、諸有司等一致協同して精勵治を圖り、以て台慮を安んじ奉るべしと訓戒せり、之を所謂寛政改革の發端と爲す、かくて定信は享保の治蹟を學び、文武を勵し風俗を匡すなど、革新の政頗る多岐に亘れり、今便宜上項目に分ちて述べんとす、定信が最初に令したるは**儉約令**なりき、即ち同年八月八日、萬石以上以下には儉に儉約を守り、衣服調度饗宴等皆悉く節減すべきを諭し、其後もまた屢々布達して其制を嚴にし、公に用ゐる文書の料紙封筒なども、廉惡なるを選ばしめ、また下々へは農商などの婦女子の衣服に、織物縫物を禁じ、能裝束の華美を戒め、更に高價の菓子相成らず、破魔弓羽

クワン

子板菖蒲刀の類に、金銀及び箔を禁ず、雛人形は八寸を超ゆべからず、其道具も梨子地はいふまでもなく、蒔繪も紋所に限るべし、櫛鏡等の類は金を用ゐるべからず、烟管烟草入等には金銀共に用ゐるべからざることを以てしたり、かくて定信はまた幕府の大奥にも儉約の令を布きたりしが、之が爲いたく大奥女中の感情を害し、他日定信をして其職を退かしむるの一原因を爲したりき、文武の奨勵も改革の主要なる一事項なりしかば、前後令を發して之を戒諭したり、當時旗下の士人はいづれも遊惰に耽りし結果、多大の借財に苦まざるはなく、就中御家人といへるは別に領地を有せず、廩米を幕府より受けて生活したりしが、御家人等の財政に苦しむの餘り、廩米を抵當として金を札差(廩米受取方より賣買まで請負たる商人)より借り、負債年に累りて、武門の體面を損ずるもの尠からず、かくては假令文武を奨勵するも、其甲斐あらざるが故に、之を救済するは當時の急務なりしより、定信は寛政元年九月初めて**棄捐令**を發し、御家人の札差に對する六年以前の負債は、其權利義務共に之を放棄せしむると共に、旗下御家人を戒め、其品行を慎み、文武を勵むべきを達したれば、面日頓に一新するを得たり、(キエン「參看」次に風俗の匡正を擧ぐれば、天明七年には旗下の士の俳諧揚弓演劇その他の遊興に耽るを誡め、寛政



クワン

元年七月には通ねく諸國に令して新に遊女屋を營むことを禁じ、在來のものは出來る限り之を減少せしむる方針を取ると共に、また隠賣女の取締をも厳にし、同三年に府内の錢湯に命じ、男女の混浴を停め、各々浴槽を分たしめ、同七年には諸藩の留守居の交際を託して豪奢に耽るを慨してその集會を禁じたりき、其他幾多の奢侈品に對して干渉を試みたるは、儉約の條に述べたるが如し、次に儲蓄米のこと又注意を要す、儲蓄米といふ、當時交通運輸の便いまだ開けざる時代には、米穀を儲蓄しおくことは、軍用としても、飢饉の虞に備ふる上よりいふも、並に必要にして、且つ經濟の原則よりいへば、豊稔打ちつきて米價低廉なる際に之を儲蓄せば、市場の在高を減ずるが故に、其價は常に復すると共に、農民及び士人の困窮を救ふを得べく、また飢饉年に之を發かば、以て米價の騰貴を制すると共に、多數の飢民を救ふを得べし、定信之に鑑み、寛政元年九月、諸大名及旗下の采邑あるものに令し、五箇年の間收穫一萬石に五十石の割合を以て穀圃せしめ、以て凶年の備へと爲さしめ、幕府もまた向柳原に倉を築きて穀を儲へたり、明治五年之を賣拂ひしに、七十五萬圓を得たりといふ、尋で同二年には人足寄場を石川島に設けて、囚徒の引取人なき者を押收し、授くるに業を以てし(「ニンソクヨセバ」參看)同三

クワン

年には町法を改正し、町會所を設置して、七分積金の制を定む(「マチクワイシヨ」參看)その他湯島の聖堂を林家の手より收めて官學となし、昌平坂學問所と稱し(「シヤウヘイサカガクモンジョ」參看)朱學を奨励して其他の學派を抑へ、目するに異學を以てし(「イガク」參看)醫學館を多紀氏の手より收めて、また純然たる官學となしたるなど、學制の上にも其心を用ひたること多し(「イガククワン」參看)定信また深く目を海外の事情に注ぎ、寛政四年十一月には海防御用掛となり、翌五年三月自ら豆相房總の沿岸を巡視せることあり、外國に對して幕府の江戸灣の防禦に注意せること、實に茲に始めてより、前後七年の間改革の政を布きて、銳意治を圖りし爲め、綱紀再び張り、庶民其徳を仰ぐ、世に寛政の治といへり(憲法類聚、徳川禁令考、後見草、續徳川實紀、徳川太平記、徳川十五代史、「樂翁公と徳川時代」)

クワン

て猿樂を革新し、多數の自作能なほ今日舞臺に演ぜらる、これより猿樂大いに世に行はれ、殊に觀世座の名特に顯はるゝに至れり、其の子世阿彌元清父に劣らぬ非凡の才あり、且つ將軍足利義滿の寵を受け、これより觀世座は京都の權門の間に其勢力を植うる事となる、其の子元雅天歿し、甥の音阿彌元重相續して亦將軍義教、義政の寵を得、其の族與四郎の如きは足利氏の同族として待遇せらるゝに至れり、此の時を以て同座の最盛時代と稱する事を得べし、徳川時代に於ても十代重成出で、名聲一時に高く、幕府に重用せられ、爾來同座は諸座の中に於ても重きをなし、江戸に於ける勸進猿樂の如きも、殆ど同座の特權の如くなり來り、現時にあつても、能樂諸流の中觀世流を以て最も盛大なるものとす、(「能樂全史」の如し)

- 清次 觀阿彌 元清 世阿彌 元重 音阿彌 元雅
- 政盛 盛四郎 之重 十郎 元廣 又三郎
- 元忠 左近宗節 元盛 十郎 忠親
- 重成 左近 重清 十郎 後左近 重賢 左門
- 重記 織部 清親 織部 元章 左近
- 章學 三十郎 清尙 織部 清充 左近
- 清興 織部 清陽 左衛門 清長 左近
- 清孝 三十郎 清康 元滋

クワンチコクシ 觀智國師 僧源馨

の勅諭號、増補の「ゲンヨ」を見よ、クワンノトコロアテ 官所充 増補の「トコロアテ」を見よ、

ゲ 夏 臘(ラフ)を見よ、

ケイ 磬 佛家にて用ふる法具の一、板様山形の樂器にて、多くは銅製にて、架に懸けて導師の打ち鳴らすものなり、  
支那より傳來せるものにして、奈良朝頃には既に存在せり、即ち法隆寺伽藍緣起並流記資財帳には「合磬二口(一口銅徑一尺七寸一口鐵)」と見え、大安寺伽藍緣起資財帳には「合磬參枚法物」とあり、和名抄には「磬、字知奈良之」と訓ず、又高山二十五菩薩來迎圖に圓形の磬らしきものを描き、嚴島平家納經中卷子の表紙裏にも同様のものあり、平安朝時代には磬の製作漸く多く行はれ、現存の遺物も數個存在すれども、裏面素文にて縁なく、片面のみものあり、蓋し銅の産出少量なりし爲なるべし、鎌倉時代に入りては、時代の氣風に應じて雄大豪放の様式を表はし、粗大のもの多く現はれたり、當時の佛寺に磬を屢々用ひし事は、伏見上皇御中陰記に「文保元年九月十七日御佛寺(中略)洪鐘不鳴、打磬如先」と見え、又古今著聞集にも磬に關する物語を載す、遺物上より見るも鎌倉時代のもの頗る多し、室町時代以後のもの

クワンケイ

ケイ

在來の形狀以外に異形のものを生じ、紋様にも種々複雑なるものを作れども、優雅なる趣を失ふ、普通は板狀にて中曲り兩端を垂れたるものなれど、平安朝以前には圓形のものもありし如し、又江戸時代には蓮華形のものをも存す、大さは普通通銚間(左右先端の尖れる間)五六寸より七八寸巾三四寸程なれども大形なるものは銚間一尺七寸に及ぶものあり(法隆寺資財帳所載)、實物の存するものにては、東大寺所藏の鎌倉時代のものに一尺五寸二分巾六寸六分に達せるあり、小形なるは京都市下京區小杉町發見の平安末期のものに長約四寸、巾一寸七分なるあり、紋様は全然なきものと、片面のみものと、両面に存するものとあり、普通は中央に撞座あり、その左右に種々の紋様を配し、裏面に銘あり、銘は奉納の年月日氏名等を記す、一例を擧ぐれば、中禪寺所藏の銅磬には「建保五年六月日奉施入男體權現金剛佛淨智坊獻宣大工藤原兼則生年六十三」とあり、材料に石、玉、銅、鐵、白銅等の種々あり、然れども銅最も多し、紋様は時代によりて相異なれるも、中央撞座は蓮華を現はし、左右に孔雀を配せるもの最も多し、古今著聞集にも「或所に佛事有けるに、唐人二人來て聽聞しけるに、磬に八葉の蓮を中にて孔雀の左右に立たるを文に鑄つたりけるを見て、一人の唐人「捨身惜花思」と云ひけるを、今

一人聞てうちうなづきて「打不立有鳥」と云ひけり、聞く人その心を知らず、或人のどかに案じつらねければ蓮花にて侍りけり、身を捨てて花ををしとや思ふらんうてども立たぬ鳥もありけり」とあり、この外國寶となれる南禪寺の磬は、金銅製にて全面に蓮華唐草紋を鑄出し、頗る高雅の趣あり、又正木直彦氏所藏の平安朝時代の磬には、背面花喰鳥相對して飛び、隅に一定の胡蝶を配せり、又三井法輪寺の多寶塔文、竹生鳥寶嚴寺の雙蝶文は共に珍とすべく、山城峯定のものには撞座の左右に草花あり、又關係之助氏所藏のものには牡丹紋のものあり、大和平群村全勝寺のものは表面花喰尾長鳥ありて裏面に蓬唐草あり、概して平安朝時代のもの優麗にして鎌倉時代は粗大、徳川時代に入りて頗る俗臭を帯ぶるに至る、(「眞俗佛事編」に「佛前法用の時、先づ磬を鳴らす事本尊諸天を警覺する爲めなり」とある如く、磬の使用は佛教修法に際して重要缺くべからざる樂器なり、されば大法の時特に磬役を設く、その響は一種神秘的なる感動を與ふるもの故、續經の聲、梵唄と相俟つて拜者を肅然たらしむ、又儒家にもあり、釋奠に際して使用せらる(「考古學雜誌」津田敬武氏「磬の研究」香取秀眞氏「磬の研究」)

ケイコクセンジ

桂谷山寺 修善寺



ケイザークイチ

ケイザンシユシツコクシ 徑山  
首出國師 僧應元の勅謚號「インケン」  
を見よ、

ケイシンキ 經信記 帥記の一名「ソ  
ツキ」を見よ、

ケイゼイ 輕稅 王朝時代京都  
及び諸國の官人の月俸として、田租に課せ  
し附加税をいふ、(續日本紀) 養老五年六月  
に、諸國の官人に事力を給して輕稅を禁止  
せしこと、續日本紀に見えれば、古くよ  
り徵收せしものなるべし、是れより以後徵  
收せしとも見え、天平二年の倭國大稅帳及  
び紀伊國正稅帳に輕稅錢直のこと見え  
り、而して輕稅は何れも錢を以て納收せし  
もの、如し(續日本紀、正倉院文書)

ケイチャウバン 慶長版 後陽成天  
皇の勅によりて、活字を以て印刷したる版  
本を云ふ、又慶長勅版とも稱す、後陽成天  
皇天養英明にして、殊に文學に御意を注ぎ  
給ひ、典籍の少きを慨して梓行の愾慮あり  
しが、會々文祿役により、朝鮮より活字を  
傳へて、活字印刷の傳來せしを機とし、其  
法に倣ひて、木の活字を製せしめ、侍臣及  
び僧侶に命じて「古文孝經」「錦繡段」「勸學  
文」「日本神代卷」「職原鈔」「四書」「五妃  
曲」「陰虛本病」等を梓行せしめ給へり、こ  
れらの書は開版部數僅に二百部に過ぎざる  
を以て、今傳はるもの極めて稀なり、活版

ケツキ

ケツキヨ 穴居 (石器時代) 石器時代  
の穴居に二種あり、一は自然の洞穴を利用  
せるものにして、二は人工に成る、後者は  
之を堅穴と稱す、便宜上別項に掲げたれば  
(増補の「タテアナ」參看) 茲には前者のみを  
記すべし、洞穴を利用せるものは極めて稀  
なり、越中國水見郡宇波村大境白山社内、阿  
波國徳島市外城山に於て僅に之を知るの  
み、大境の方は、富山海岸の一岬角東方に  
突出する凝灰岩の龜裂を、海水侵入して大  
小の洞穴を作れる中に、白山社を安置する  
一洞穴内より多數の遺物を發見せり、大體  
六層より成り、上層よりは現代の釉藥ある  
陶磁器、竹細工の小刀、金屬器等を出し、  
二層よりは祝部土器及び金屬器を出し、三  
層よりは祝部、埴部、人骨等を出し、四層  
に至つて祝部と彌生式土器とを混出し、又  
骨器をも出す、五層は頗る厚くして石棒、  
石鏃、石斧、石錐、獸骨、魚骨を出し、か  
つ貝塚を積成す、六層よりはアイヌ式土器  
多く、石器獸骨も混出す、各層間皆多少の  
落盤を以て境界とし、厚は不定なれども二  
尺乃至五尺位なり、これ等遺物の示す所  
よりて、第六層はアイヌ式石器時代遺物、  
第五層は彌生式石器時代遺物、第四乃至二  
層は古代日本人の遺物、第一層は近世日本  
人の遺物にして、この洞穴内に住居せる住

ケツキ

民が、時代を追うて變遷せる狀を察知する  
を得、阿波國徳島市外城山の洞穴は、孤立  
する結晶片岩系の丘陵の麓に當て波浪の侵  
蝕によつて穿たれたるものにして、内部は  
横断面三角形を呈し、その底部左方に高く  
床をつくり、右方は陥落してこゝに貝塚を  
積成せり、附近よりは、石器、土器(アイ  
ヌ式と彌生式)を出す、故に此處も兩氏  
族の交互に住居せる事明かなり、然るに最  
近に於て二三の發見あり、一は相模國浦賀  
町鴨居島ヶ崎の海岸に存せり、洞窟は海中  
に突出せる丘陵の端、海面より約三間の高  
さにありて、海蝕によつて穿たれしものな  
り、幅十五六尺、奥行十五六尺、高さ約七  
尺にて内部に至る程狭く、断面三角形をな  
せり、内部には奥に貝塚あり、遺物として  
は彌生式土器、人骨、骨鏃、銅劍、鏡、乳  
紋鏡、曲玉、鐵鏃等にして、下部は彌生式  
土器使用者の住居せるものなるべく、上部  
は後世の横穴となれるもの、如し、二は上  
總國守谷洞窟に於ける洞窟住居にて、理學  
博士山崎直方氏の研究によれば、窟は第三  
紀の凝灰岩より成り、同じく海蝕洞窟にし  
て、入口はほぼ三角形を示し、奥行三米、  
高さ中央にて一・五六米なり、内部は數層  
に分れ、下層よりは獸骨と共に彌生式土器  
を出し、上層よりは獸骨等を出す、氏は  
この數層の位置より附近海面の昇降を研究  
し、四回の隆起と、二回の降下を繰返せる

ケツリーケンシ

ものなるべしと考へたるが、こゝが前記と  
等しく彌生式民族の穴居地たりし事は明か  
なり、なほ附近の辨天崎にも同様の洞窟を  
存せしもの、如く、今崩壞して僅にその一  
部を残せるものなれども、その床の邊より  
は貝殻層及び彌生式土器の破片を發見せり  
といふ、第三は安房國安房郡神戶村に存す  
る洞窟と思はる、遺跡にして、地は房總半  
島の突端、布良崎と洲崎との間に位する沖  
積層の水田に望む箇所にして、上表より約  
六米の下部なる第三紀層凝灰岩中より人骨  
及び貝製裝飾品、玳瑁石製品を出し、  
調査の末人骨埋没地が幾分層を抉出せる  
より、蓋し洞窟住居の一例なるべしと思考  
せらるゝに至れり、しかしてその遺物の狀  
況より、日本石器時代住民の居住せる事  
を推測し得らるゝ故、石器時代に於ける洞窟  
住居の一例を増せるものといふべし、○横  
穴も一時穴居の跡として考へられたる時代  
あれども、其の葬穴なることは近時漸く明  
かとなれり、増補の「タテアナ」「ヨコアナ」  
參看(日本考古學、地質學雜誌、人類學雜  
誌、考古學雜誌)

ケツリンタイシ 月輪大師 僧俊仍  
の勅謚號「シユンジョウ」を見よ、

ケンシヤウ 玄祥 雲谷と號  
す、勅して佛智廣照禪師と謚す、(續詳か  
ならず) 首として洞下の尊宿に參して  
五位の秘訣、寶鏡三昧を究む、後ち日峰の

ケンセ

輪下に依りて機語投契す、美濃豪族齋藤利  
永其徳を慕ひ、乾徳山汾陽寺を武藝郡に建  
て、請じて開山と爲す、是に於て四方の雲  
衲千里を遠しとせずして來り集る、二年七  
月八日寂す、壽詳かならず、勅して禪師號  
を賜ふ(本朝高僧傳)

ケンゼイシ 檢稅使 王朝時代  
諸國の正稅を檢す爲めに、臨時に發遣する  
使をいふ、(續日本紀) 天平六年に始めて、  
七道の檢稅使の算計法を定められたること  
交替式に見ゆ、而してこの算計法は寶龜七  
年に改定せられたり、檢稅使の發遣せられ  
し實例は、古く萬葉集に、檢稅使大伴卿の  
筑波山に登りしこと見え、尋て寶龜七年正  
月に、七道に發遣せられしことあり、天長  
二年には、檢稅使を以て、詔勅の例に准ぜら  
れしが、寛平頃に至りては、檢稅使發遣の  
可否を議せらるゝこと等ありて、遂に行は  
れざるに至れり、檢稅の方法は、算計法に  
見ゆる如く、地方の正倉に積める委數の立  
法寸を檢して、之を斛量に換算し、正稅帳  
と勘合せしなり、而してこの斛量換を今日  
の量に比較するに、粗相一致せり、天平六  
年の算計法は左の如し、

- 東海道 二七〇〇立方寸 爲斛法
- 東山道 二八〇〇立方寸
- 北陸道 二八〇〇立方寸
- 山陰道 三二〇〇立方寸
- 山陽道 二七〇〇立方寸

ケンセーケンコ

西海道 三二〇〇立方寸  
南海道 二八〇〇立方寸  
寶龜七年の改正には、七道を均一にして、  
十年以上の委數は、二七〇〇立方寸を斛法  
とし、補并に新委の年を経ざるものは二八  
〇〇立方寸、粟穀は二九〇〇立方寸を以て  
制して斛法となしたり(續日本紀、交替式、  
萬葉集、三代格、菅家文章)

ケンセンジ 兼宣旨 補任に先ちて、  
豫め任大臣及び任大將の旨を達せらるゝ宣  
旨をいふ、公卿補任永久三年の條に「權大  
納言正二位藤原忠通(四月十六日、任内大臣  
兼宣旨、四月廿八日任内大臣、四月廿八日  
任宣命)また保安三年の條に「右大臣從一  
位源雅實(十二月五日蒙任太政大臣兼宣旨、  
同十七日任太政大臣)」と見えたり、「セン  
ジ」參看、

ケンセンジ 還宣旨 大納言大將たる  
者が、任大臣の後、舊のごとく、大將たる  
べき旨を達せらるゝ宣旨をいふ、夕拜備急  
至要抄に「大將還宣旨、仰詞(右大臣右近  
衛大將如舊、内大臣左近衛大將如舊、職事  
出陣、仰仰詞於上卿、上卿仰外記、外記成  
宣旨於其人許云々)」と見えたり、「センジ」  
參看、

ケンポフリウ 憲法流 吉岡憲法の  
創めたる劍術の流派、吉岡流(ヨシヲカリ  
ウ)を見よ、

ケンユウコクシ 玄猷國師 僧疎石



ゲンヨコウカ

の勅諭號、「ソセキ」を見よ、

ゲンヨ 源譽 名は存應、慈昌と號す勅して普光親智國師の號を賜ふ、由木氏、利重の二子、武藏國埼玉郡由木の、増上寺の第十二世なり、天文十三年に生る、武門の出なりと雖早くより出家の志あり、十一歳にして時宗の蓮阿に就きて剃髮したりしが、後感譽の室に入り淨土宗に轉ず、天正二年武藏上叢に長傳寺を創む、學徒常に百口に及ぶ、凡諸宗の奥旨を窮め論難を辨析する事、自他宗に並ぶものなし、十一年三月勅して香衣上人を賜ひ、十二年五月江戸増上寺を董す、徳川家康深く其學徳を慕ひ、十八年八月封を關東に轉ずるに及び、永く師壇の契約を結び、慶長三年八月寺地を貝塚に移し、十年寺領千石を寄せ、又大伽藍を營む、是より先四年九月勅して紫衣を賜ひ、十三年更に永く紫衣を着すべきの寵詔を拜す、十五年六月上京して、一宗の幽旨戒意を後陽成院に授け奉りしが、翌月國師號を勅賜せらる、歸京の後又宗戒の秘要を、家康及び其子秀忠に授く、元和元年幕府に請ひ十八檀林を關東八州に鼎創し、大に宗風を張る、二年四月家康の薨するや遺命によりて寺内に其靈屋を營みたり、六年十一月二日寂す、壽七十六法臘六十、國語論議決擇集(三縁山志)ゲメン 下免 増補の免(メン)を見よ、コウカクタイシ 弘覺大師 僧源空

コウゼーコガサ

の勅諭號、「ゲンクウ」を見よ、

コウゼンタイトウコクシ 興禪大燈國師 僧妙超の勅諭號、「メウテウ」を見よ、コウタ 小唄 端唄(ハウタ)を見よ、コウトクエンミヤウコクシ 弘徳圓明國師 僧紹瑾の勅諭號、「セウキン」を見よ、コウニンテイ 弘仁第 冷泉院(レイゼイキン)を見よ、コガサカケ 小笠懸 笠懸の一種、笠懸に比して規模小なるが故に名づく、馬場其他の設備につきては、笠掛記に「小笠懸の時は、馬場さか馬場也、坪はさくりきはより一尺二寸許也」遠笠懸之事に「小笠掛の事、的勢方四寸、串は長さ一尺二寸、串のこしらへ様口傳在之、的と馬走とのあひ八寸、笠掛の馬場をさかさまに射る也、射やう打入る、事も、笠掛よりはふかく、ひらく事も馬の頭中にひらきてさぐべし、矢管を取てひらきてさがるべし」と見え、又本朝軍器考に「小笠懸の的は其形方也、方なる徑四寸、厚サ一分許の楡の木の板を以て作れるを側て串に挿む、串の地より上に出づること一尺二寸、串の制は藤にても楡にても、けづれるを黒く塗り、的挿む所をば口金といふ物にてせむる也、裏の方にて板を刻める所二つ有べし」と見ゆ、なほ貞

コキンコクシ

丈雜記に「笠懸とばかり云は笠懸の總名也、小笠懸にまぎれぬ爲に遠の字を付て云也、遠笠掛も小笠掛も馬場の長サ的場の程、同事也、然るに遠笠掛と云事は、小笠懸よりもはるか遠き昔より始るといふ心也、馬場の場などの遠きと云事にてはなき也、是祕事也と聞傳畢、昔遠笠懸許りにて小笠懸無之、たゞ笠懸と計云し也、後に小笠懸始りしによりて、昔の笠懸には遠の字を付て云也、まきれぬ爲也、又遠笠懸も小笠懸も同じ類なるによりて、二品の總名を笠掛と計も云也」とあるにて笠懸との區別を知るべし、吾妻鏡元暦元年五月十九日の條に「於杜戸松樹下有小笠懸、是土風也」とあれば、鎌倉武士の間に發達せるなり、「カサカケ」參看、

コキン 胡琴 琵琶(ビハ)を見よ、コクサイコクシ 國濟國師 僧覺明の勅諭號、「カクミヤウ」を見よ、コクシガカリ 國事掛 江戸時代の末年、朝廷にて新設せる所職、正しくは國事御用掛といふ、國事に關する朝議に參與し、また廣く天下有志の士の建言を受けて、之を議定す、文久二年十二月九日はじめて之をおき、關白近衛忠熙、左大臣一條忠香、右大臣二條齊敬、青蓮院宮尊融親王(後ち久通宮朝彦親王)、前右大臣鷹司輔熙、内大臣徳大寺公純、大納言近衛忠房、同一條實良(以上勅問御人

コクジ

數)大納言中山忠能、同正親町三條實愛、中納言飛鳥井雅典、宰相中將阿野公誠、中納言三條實美、(以上議奏)大納言廣幡忠禮、中納言三條西季知、同徳大寺實則、宰相中將橋本實麗、三位長谷信篤、(以上議奏加勢)中納言坊城俊克、宰相中將野宮定功、(以上傳奏)中納言庭田重胤、別當柳原光愛、左衛門督大原重徳、少將河鱈公述、少將東久世通禧、侍從裏辻公愛、同橋本實梁、右中辨萬里小路博房、中務少輔勘解由小路資生の二十九人を補したり、蓋し廣く人材を登庸するの意に出でたるなり、即ち小御所取合廊下を以て會議場に宛て、毎月十箇日參集の事と定む、よりにて延臣にして國事に意見あるものは皆國事掛に上稟すべき旨を内諭す、翌三年二月に至り、國事掛、國事參政、國事寄人の三職に分つ、關白應司輔熙、左大臣一條忠香、右大臣二條齊敬、青蓮院宮、前關白近衛忠熙、内大臣徳大寺公純、大納言近衛忠房、同一條實良、(以上勅問御人數)同廣幡忠禮、中納言飛鳥井雅典、同三條實美、宰相中將阿野公誠、三位長谷信篤、(以上議奏)大納言坊城俊克、宰相中將野宮定功、(以上傳奏)中納言三條西季知、同庭田重胤、同徳大寺實則、宰相中將六條有容、右衛門督柳原光愛、左衛門督大原重徳、少將河鱈公述、侍從裏辻公愛、同橋本實梁、右中辨萬里小路博房、中務少輔勘解由小路資生を國事掛、宰相中將橋本實麗、大藏卿

コクモ

豐岡隨資、少將東久世通禧、同姉小路公知を國事參政、大納言正親町實徳、中將滋野井實在、同東園基敬、少將正親町公董、修理權大夫壬生基修、侍從中山忠光、同四條隆謨、右馬頭錦小路頼徳、主水正澤宜嘉を國事寄人と爲し、學習院を以て事務局に宛て、士民の建白を受くるの所となす、此時參政寄人に補せられしものは、いづれも年少有爲の人々なれば、皆過激の議を唱へて、諸藩士と往來し、心密に討幕を期せり、國事掛の中にありては、三條實美等また大志を同じくし、頻りに朝威の擴張を圖り、其勢力廟堂を壓す、實美及び姉小路公知の二人其牛耳を執る、既にして實美等は參政寄人の人々と共に、長州藩と謀を通じ、密に討幕の事を計畫せり、青蓮院宮即ち薩摩會津の二藩と議し、其兵力を擁して朝廷の大改革を行ひ、同年八月十八日俄に實美等の職を免じ、また參政寄人の職を廢す、かくて國事掛をも刷新し、以來は親王并に攝家の人々を限りて、任用する事と爲したれば、自然の結果として國事掛は、佐幕派の占むる所となりて、慶應年間及びしが、同三年十二月九日王政復古の大號令煥發の時之を廢止したり(孝明天皇紀、岩倉公實紀)

コクラフネ

コクラフネ 小倉舟 増補の早船(ヤブネ)を見よ、コクシヨクワイギ 小御所會議 慶應三年十二月九日の夜、京都皇居内なる小御所に於て開催せられにる會議をいふ、當時小御所は屢々會議場に宛てられしかども維新史上特に小御所會議といふ時には、十二月九日の會議を指す、慶應三年十二月朝廷は、薩州土州藝州尾州越前五藩の兵を以て自ら衛り、同月九日突如として王政復古の大號令を煥發す、攝政關白

コクラコキン

府縣治要略に「石盛を定むるは田地の好惡に應じ、上中下の等級を分ち、上田に就て三四箇所の稻禾を坪蒔し(坪蒔は一坪に植付たる稻を蒔取、其穀量を視ることなり)平均一坪の收穫一升なれば、一段歩三石なり、内五分を種代五分を缺米、一割を年々損毛と看做し、合二割を減じ、二石四斗となる、五合指として米一石二斗なり、即ち之を上田の石盛十二とす、以下二つ降りて通法とす、中田十、下田八、上如は中田に準じ十とし、屋敷は上如に準ず」と見えたり、



征夷大將軍等を廢し、新に總裁議定參與の三職を設けて、新政府を組織す、即夜明治天皇小御所に出御あり、總裁有栖川宮熾仁親王、親王山階宮晃親王、仁和寺宮嘉彰親王、(後ち小松宮彰仁親王) 中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、徳川慶勝、松平慶永、淺野茂勳(長勳)山内豊信、島津茂久、(忠義)參與大原重徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁を御前に召して會議を開かしむ、尾藩士田宮如雲、丹羽淳太郎、田中國之助、越前藩士中根雪江、酒井十之丞、土藩士後藤象二郎、神山左多衛、福岡孝悌、藝藩士辻將曹、久保田平司、薩藩士岩下平、西郷隆盛、大久保利通等大命を承けてこれに陪す、忠能勅旨を宣べて曰く、徳川慶喜政權を奉還し、將軍職を辭するを以て、その請を允し給へり、因て王政の基礎を聳設し、萬世不拔の國是を建定し給はんとす、各皆聖旨を奉體し以て公議を盡すべし、山内豊信まづ口を開き、慶喜をして此席に列せしめんことを提議したるに、大原重徳、慶喜政權を奉還するも、其意果して忠誠に出づるや否やを知らず、姑く朝議に參預せしめざるを可とするといふや、豊信聲を勵まし、抑々今日の舉頗る陰險に涉る、諸藩士戎装して兵器を擁し、禁闕を守衛せるがとき、不祥もまた甚し、王政施行のはじめに當りては、廟堂宜しく公平無私の心を以て百事を措置せざるべから

ず、然らざれば天下の衆心を歸服せしむること能はざらん、元和假武以來幾んど三百年の間、海内をして泰平の隆治を仰がしめたるは徳川氏の力なるを、一朝其故なくして大功ある徳川氏を疎斥するは、何ぞそれ小思なるや、いま慶喜が祖先より繼承せる覇業を抛ち、政權を奉還せるは、政令一途に出て、金賦無缺の國體を永久に維持せんことを謀るものにして、忠誠感歎するに堪へたり、且慶喜英明の名風に天下に開ゆ、宜しく速に朝議に參せしめて意見を徵すべし、二三の公卿等何の見所ありてかくの如き陰險の舉を敢てし、幼沖の天子を擁して權柄を竊取せんとするかと、一座を睥睨して意氣頗る騰る、岩倉具視叱して曰く、これ御前の會議なり、卿當に肅慎すべし、聖上は不世出の英主にましますせり、今日の舉悉く宸斷に出づ、妄りに幼沖の天子を擁し、權柄を竊取せんとするを爲すは無禮にあらずやと、豊信恐慄し、御前に稽首して失言の罪を謝す、松平慶永傍より豊信の説を贊し、王政施行のはじめに於て、刑名を取り道徳を棄つるは甚だ不可なり、徳川氏が二百有餘年の泰平を致したる功績は、今日の罪を償うて餘りあるべしと、具視席を進めて二侯の説を駁して曰く、徳川家康が撥亂反正世を泰平に致し、蒼生を利濟せる功は誠に大なるものあり、されば其子孫に當りては、徒に祖先の遺烈に藉り、權勢

を怙み、上は皇室を凌罔し、下は公卿諸侯を刼制す、君臣の義に乖き、上下の分を亂せること既に久し、且嘉永以來勅命を蔑如し、綱紀を敗壞し、外は專斷を以て歐米諸國と通信貿易の約を立て、内は暴威を振ひて愛國の親王公卿諸侯を廢黜し、勤王の志士を戕害す尋てまた無名の師を起して長防を再征し、怨を百姓に結び禍を社稷に歸す、其罪大なり、慶喜果して反省自責の心あらば當に速に其官位を退き、土地人民を還納し、以て大政維新の鴻圖を翼贊すべし、いま政權の空名のみを奉還して、土地人民の實力を保有す、其心術知るべきのみ、何ぞ俄かに之を召して朝議に列せしめんや、朝廷當にまづ慶喜に曉諭するに、官位を退き土地人民を還納すべき旨を以てし、その反省自責の實効を徵すべきなりと、大久保利通また之を輔けて曰く、土越二侯の議は、また徳川公心術の邪正を剖折するに足らず、徒に空論を以て之を争はんよりは、寧ろ之を實行に徵するに若かず、岩倉卿の論の如く、辭官納地の二事を徳川公に曉諭し、公果して奉承せられれば、之を召すべく、奉承せざれば速に其罪を聲らして討伐すべしと、後藤象二郎即ち慶永豊信の説に左祖し、論辯頗る力む、尾張慶勝、淺野茂勳、豊信等の説に同じ、島津茂久は具視の説に贊し、而して諸藩士の間において、薩藩士の外は、悉く皆具視利通等に反對せり、

天皇辯論のいまだ盡きざるを見て、暫く休憩を命じ給ふ、具視いたく土越二藩の異議あるを憂ひ、密に淺野茂勳を召して豊信を諷諭せしむ、豊信是に於て、大勢の抗しがたきを思ひてまた争はず、慶永も口を箝したれば、再び小御所に御して、會議を繼續せしめ給ふや、衆皆異議を唱ふるものなく、遂に辭官納地の事を徳川慶喜に内諭するに決す、總裁宮御前に伏して宸斷を仰ぎしに、天皇之を可とし給ふ、時既に三更を過ぎたり、かくて松平慶永、尾張慶勝は朝旨を含みて、翌十日二條城に登り、旨を慶喜に傳ふ、慶喜奉命したれども、而もその臣屬はいたく具視等の專横を憤慨し、爲めに鳥羽伏見の戦を生ずるに至る、「トバフシミノカタカヒ」「ワウセイフツコ」參看(岩倉公實紀、丁卯日記、三條實美公年譜、温知會速記録)

ゴサンネンノエキ 後三年の役

陸奥守更代の事を記し、未功課の期に至らざる由を記したるに基づき、當時國司の任期四年なれば、之によりて逆算するに、永保三年とせば五ヶ年に及ぶが故に、永保は應徳の誤なるを論じ、應徳三年に始まり、寛治元年に畢り、其間は二ヶ年なれども、大略に三年として後三年とは名付けしか、猶後考に俟つ、而して此稱呼は、保元物語に始めて見え、吾妻鏡承元四年の條に「奥州十二年合戦圖自京都一被召下一」とあり、これ前九後三を合せたる數なるべし

ゴサン 戦争の期間が、三年に亘れる故の名にして、前九年役に對する稱なり、後三年軍記には、永保三年三月に始まり、寛治五年に畢るとなしたれば、九ヶ年に亘れり、大日本史には、中右記によりて、寛治元年に平定せるものとなしたれども、猶五ヶ年なり、然るに近時岡田正之氏は、後一條關白師通の日記に、「應徳三年九月廿八日、殿下、藤大納言召左衛門督、陸奥兵起事、義綱出羽可使歟如何」と見えたるに、中右記に、寛治二年二月源義家と藤原基家と、

之を討つ、秀武使を遣はして清衡家衛を誘ふ、清衡等之に應じ、陸奥出羽の地遂に亂る、應徳三年源義家陸奥守となるに及び、眞衡を助けて、共に秀武を攻む、清衡家衛間に乘じて眞衡の館を襲ふ、尋て義家は家衛の沼柵を攻めたれ、も、利なくして退きしが、會々武衛兵を率ゐて沼柵に來り、共に力を協せ謀を合せて、移りて金澤柵に據る、既にして秀武清衡は義家に屬し、武衛家衛を攻む、秀武義家に説くに曠日持久之計を以てす、義家之に従ひ、長圍の陣を張り、自ら其二面を圍み、弟源義光、清衡等各々他の一面を圍む、按ずるに、此亂の端を開きしものは秀武にして、清衡は其黨與なり、いま秀武清衡は義家に屬し、策を獻じて武衛家衛を攻む、其間の關係事由は、史上開けて詳かならず、又眞衡の行爲も此後は史上に見ゆる處なし、疑ふべし、既にして柵中食乏しく、武衛、義光に就いて降を請ふ、義家聽るさず、柵中窘蹙日に甚し、十一月家衛自ら柵を燒き服を變じて逃れ、武衛は池中に匿れたりしが、義家の兵之を捕ふ、命じて之を斬らしむ、尋て家衛また縣小次郎次任に殺され、奥羽甫めて悉く平ぐ、十二月義家國解を上りて曰く、武衛家衛謀反し、罪阿部貞任に過ぐ、然るに今徵發を煩はさずして、幸に討平することを得たり、請ふ速に追討の官符を下されば、其の首を闕下に獻せんと、廷議

ゴサン

ゴサン

ゴサン



以て私闘にして官闘にあらずとなし、其の功をも賞せざりしかば、義家即ち首を路傍に棄て、京都に歸り、私費を以て將士を賞せしを以て關東武士をして、寧ろ朝廷に背くも源氏に叛くなかれといはしむるに至れり(大日本史、大日本通史、史學雜誌「後三年の役」)

コサンパン 五山版

江戸時代以後好事家が便宜上、鎌倉時代より室町時代にかけて禪宗五山の諸寺を始め、其系統を引ける諸寺に於て、出版したる古版本をいふ、其名稱の唱出せられし年代明かならずと雖も、右文故事に足利本、臨川寺版の目ありて、未だ五山版の名なし、典籍泰鏡に至りて初めて、其名見えたり、典籍泰鏡は書倫田中明良の著にして、文化十年の序あれば、この頃より唱へ出しものならん、而して泰鏡に五山版を稱するもの、多くは、梓行年代の不明なる漢籍、語録の類にして、中には五山以外開版のものをも混入せり、これ文化頃の書倫等が、唯古版と稱するのみにては紛れ易きを以て、便宜上僧徒の開版せし漢籍、語録の類にして、室町時代に刊行せしと推定せらるるものを、總稱してかく呼びしが、何時しか通稱となりしものなるべし(日本古刻書史)

コセンジ 小宣旨

辨官傳宣し、史之を奉じて、在京諸司に下す宣旨をいふ、其様式は左の如し、官宣旨(クワンセンジ)參

看、(西宮記)

右辨官下左右京

夫卅人、職別十五人

右運今月十八日、始修内裏御修法裝束料、依例掃部寮所請如件、兩職承知、以調衛錢雇充、

承平七年九月十八日、左大史檜忠明

少辨源朝臣相識

コソベニウダウ 古曾部入道

僧能因を云ふ、「ノウイン」を見よ、

コハヤ 小早 増補の早船(ハヤブネ)を見よ

コフン 古墳

古墳と稱するは、主として平城京以前、火葬が未だ社會の上流に行はれざりし期間の墳墓をいふ、然れどもこの間地方的に相當の差は存在せしものにて、平安朝以後中央にては火葬の行はれし時代にて、地方にてはなほ奈良朝頃の古墳を築造する箇所少なからざるべし、故に型式の一致を以て皆古墳の中を含む、又古墳に二種あり、即ち一は陵墓(ミサ、ギ)にて、一は民間有力者の築ける古墳なり、然れどもその價值に於ては、共に同じく何れも上代文化を考察する對象たり、又形状に二種あり、一は地表に高く墳丘を盛るもの、一は丘陵の一端に穴を穿つもの、後者は即ち横穴と稱す(増補「ヨコアナ」參看)されど横穴は古墳における横穴式石槨と同意義なるもの故、前者

の變形に過ぎず、次に古墳の要素として必要なる設備は、墳丘、石槨、棺(石槨、陶棺、木棺)副葬品なり、その中槨、棺に就きては別に述ぶるを以て、他の墳丘と副葬品につきて略述すべし(日本古刻書史)日本石器時代遺跡に、人骨を埋葬せる例は近來相當發見せらる、河内國國府、備中國藤原貝塚の如き最も著名なるが、それは何等の墳丘を伴はず、かつ副葬品なる特殊の埋葬法をなし、往々土器及び石を以て頭部及び胸部を蔽ふ、これは最も原始的なる古墳なり、その後九州北部にては、同じく墳丘を伴はざる特殊の埋葬法あり、即ち二個の大甕を接合せしめ、その中に屍體を埋葬せる例あり、即ち甕棺にして、これには往々銅鏡、銅劍を伴ふ故、金石併用時代においては、かゝる埋葬法が一部に行はれしものなるべし、故に日本の石器時代より金石併用期までは、主として墳丘を有せざる古墳が存在せるもの、如し、然るに一方その時代より圓墳の發生あり、つゞいて前方後圓墳の出現あり、これ等は何れも自發的の型式なるべく、就中前方後圓墳は殆んど日本内地特有の物なりといふべし、而してその發生の時代は、遠く金石併用時代に遡り得べく、大和國高市郡イトクノモリ存在の古墳より石槨、石鏡等の發見せるは、その狀況を語るものといふべく、初期は小規模のものなりしが、漸次に雄大となり、崇神、垂仁頃に完成し、應神、仁

徳頃に頂點に達せるが如し、仁徳天皇の御陵が、三重の周濠を有し、陵丘の長さ二百七十間、後圓部の徑百三十六間、日本最大の前方後圓墳であり、應神天皇の陵墓之に次げる事は、明かに之を證し得べし、次にその末期は河内國南河内郡磯長村なる敏達天皇陵を以て終れるを以て、畿内地方に於てはその頃なるべく、地方にはなほ以後迄用ゐられたるものなるべし、前方後圓墳について方墳あり、これは現在において僅か十個程の稀有なるものにして特殊のものたるべく、蓋し前方後圓墳絶後新たに興りし新形式たるべし、なほこの一變型として上圓下方墳あり、舒明、天智兩天皇の陵墓、河内國南河内郡植生野なる來目皇子墓の三個のみ、一方圓墳は以上の各墳と併行して一般に行はれ、隆盛期においては高莊雄大となり、段を有するに至るも、引つゞき奈良朝時代まで行はれて、次第に規模小となり、遂に終末を告ぐるに至り、最も長期に亘つて行はれし型式なり、なほ地方においては可なり後世迄圓墳は行はれたるもの、如し(古墳)古墳の分布はわが祖先の上代における勢力範圍を示すものなり、即ち北は陸奥國を除き本州、四國、九州殆んど全部に亘り、壹岐、對馬、隱岐、佐渡等の島々にも及ぶ、しかれども東北の陸中、羽後、九州の大隅、薩摩、四國は、分布も稀薄なる上、その内容趣を異にせり、薩摩國薩摩

那東水引村五代の一古墳より石器を用すが如き、陸中國鹿角郡錦木村の一古墳より勾玉、切子玉等の外に、奈良朝時代の太刀金具を發見する如き、何れもその例にして、前者がなほ金石併用時代なることをあらはし、後者が中央文化の影響を蒙る事運き事を示す、その外九州北部に石人、石馬の類あり、備前美作方面に陶棺が多く、關東地方に埴輪の人馬が多き等け、何れも地方相の差異を現はすもの、又畿内地方に前方後圓墳多く、僻地に至るに従ひ規模小なる圓墳多き類は中央文化の影響如何を見る資料となるべし(古墳)圓墳、前方後圓墳、方形墳、上圓下方墳の四種あり、圓墳は俗に丸塚とも稱せらる、土饅頭状を呈す、最も多し、前方後圓墳は二個の墳丘の接續にして、前部は方形をなし、後部は圓形をなす、山陵志の著者蒲生君平氏は、これに車塚と命ず、俗に二子塚とも稱す、比較的規模大にして高貴の墳丘に多し、方形墳は平面圖は正方形にして、頂部に至るに従つて狹まる、即ち斷頂方錐形、或は方臺形とも稱すべきものなり、上圓下方墳は最も稀にして、方形墳の異型とす(古墳)墳丘には段と濠とを具備す、何れも小規模のものには有せず、段は複雑なるものには二段三段に及ぶものあり、濠は墳丘を周りて設く、一重のものも普通とすれども、往々二重三重に周らすものあり、嘗ては何れも水を湛へて莊嚴味を

加へしものにして、大和國生駒郡の垂仁天皇陵を俗稱寶菜山と稱せしも、その意を表はすものなり、次に葺石の有無なり、これは往々墳丘の表面が、拳大の石を以て蔽はる、例あり、大和國磯城郡柳本村の前方後圓墳はこの一例なり、その目的は封土を保護し、かつ美觀を添ふる意味より行はれしならん、葺石に類するものに、封土全體を石のみにて築ける場合あり、讚岐國高松市外相模國比々多村三宮、遠くは旅順老鐵山の如きその例なり、學名をケールンと稱し邦譯葺石塚と呼ぶ、次には埴輪の存在なり、これもすべて墳丘に存するものならず、かつ主として圓筒を用ゐ、往々人馬、家屋、器具等を混す、又一重より三重に至る場合もあり、濠を越えて堤上に存する場合もあり、その目的は葺石と同様に封土の流出を防ぐ實用的方面と墳丘を裝飾する二方面とを有するものならん、この埴輪に類似するものに石人石馬(増補「セキジン」「セキバ」參看)あり、九州の一地方に限らる、設備にして、石製の人馬を裝飾的に使用せしものなり、なほ墳丘に接近して小形の墳丘若干が配置せらる、場合あり陪塚といふ、畿内地方に多く殊に前方後圓墳に最も例多し陪塚に就いての文獻は無けれども、その内部より石槨或は木棺が出土し、種々の遺物の發見ある故に、墳墓たること明かなり、蓋し中央の主墳と縁故ある身分低き人々を



コブン

陪葬せしものならん。遺物は古墳内に葬る屍體への副葬品にして、古人が死後なほ現世におけると同様の生活を営むものと信じ、生前使用せる物品を伴葬せるなり。古事記上卷伊邪那岐命が、伊邪那美命の死を嘆かれて、黄泉國に行き給ひたる條に、黄泉國も現世と同じ生活をなせる事を見ゆるは、その意を表はせしものなるべし。従つて身分の高下、時代の新舊、文化の高低等によりてその遺物に種類あるべしと雖も、一括して製作資料より見る時は、石製、土製、金屬製、骨製、木製等となり、用途上より見て日用品、武器、馬具、裝飾品、葬儀用模造品等となる。日用品主として日常使用の容器なり、土製と銅製とあり、土製又土器と陶器とに分つべく、前者は埴甕にて後世大陸方面よりの製法を輸入して作れり今兩者を合せその形状より分てば、盤(サラ)杯(ツキ、これに蓋坏、片坏、高坏あり)盃(マリ)又はモヒ(ツボ)盃(ミカ、埴の大なるもの)壺(ハサフ、坪井正五郎氏は呪瓶といふ)瓶(ベ)平瓶、提瓶(飲料携帶具)横瓮(ヨコベ)等にして、この外なほ裝飾付齋瓮あり、普通の齋瓮の上部に數個の小齋瓮を附着するもの、復雜なるものはその上種々の人物、動物の活動を表はす、この外金屬製に、銅鏡(カナマリ)あり、發見數乏し、なほ本文「イヒヒ」參看、「武器」刀劍(増補

コング

の「ドウケン」參看)槍、斧、弓、矢(鏃に鐵鏃、銅鏃、鳴鏑等あり)甲、短甲、頸鐃、挂甲あり、冑、馬具、馬鈴、馬鐸、鞍、鐙、雲珠(尻繫の裝飾)、香葉、胸繫尻繫の裝飾品(裝飾品)鏡(こは裝飾具のみならず宗教的意味を有す、増補「カガミ」參看)、玉類、冠、金銀銅環、耳鐙、劍(増補の「クシロ」參看)貝輪、櫛、農具、鋤、鋤、犁(カラスキ)、釘、鏃、鐵槌、鐵砧、鉸刀、針、砥、鎌、(葬用石製品)三種、一は日常使用し得るもの、一は支那の明器と同様に模製として製作せるもの、前者に石劍、車輪石、鍬形石、石枕、石臼、石杵、線麻石(ヘソイシ)等、後者に石刀子、石劍、石斧、石鑿、石鏃、石鏟、石楯、石鏡、石埴、石履等あり、(高橋健自氏「古墳と上代文化」及び「考古學」柴田常惠氏「日本考古學」なほ本文の「ハカ」ミササギ)増補の「ハニワ」「クワン」「クワク」「ヨコアナ」及び附圖參看、

コングーゴンザ

○氏明 孫太郎 氏永 孫太郎 正勝 三郎  
勝康 四郎 正明 三郎 正清 次郎三郎  
氏正 兵馬尉 久次 孫次郎 勝吉 右京  
頼勝 右京 縁勝 右近 長頼 又兵衛  
久則 右京 氏福 三郎 氏但 右近  
氏榮 三郎 氏成 右近 氏喜 泰一郎

鈴之助  
コングワウケン 金光院 無量光寺  
(ムリヤウクワウケン)を見よ、

ゴンザウ 勤操 俗姓は秦氏、大和高市郡の人。天平寶字二年を以て生る、十二歳の時大安寺の信禮を師として佛學を受く、後ち東大寺に寓して善議法師に就き三輪の學を稟く、弘仁元年大極殿に於て最勝王經を講じ更に紫宸殿に於て諸宗の論議を行ふや、選ばれて座主となる、操大に三輪を唱導し、宗風大に振ふ、依りて勅して僧都に任じ、東大寺幹事を管せしむ、淳和天皇大に操を尊びて西寺に主たらしむ尋で大和に石淵寺を開き、密法を諸人に授く、僧空海は受戒の弟子なりと云ふ、天長三年大僧都に昇任し、明年五月七日西寺の北院に寂す、壽七十、臘四十七、今其の講像傳へて高野山普門院にあり、現に國寶となる、操能く母に仕へて孝道を盡し、延暦十五年石淵寺に於て、母追薦の爲めに法華

八卷を八人に分ちて書寫供養す、之を法華八講と云ひ、爾來毎年缺かさざりしと云ふ、實に八講の始めなり、これより法華十講三十講等行はるゝは、實にこゝに基すと云ふ(元亨釋書、本朝高僧傳)

コユミ 小弓 遊戯に用ゐる小さき弓をいふ、(制作手法)竹または篠にて製す、弓の長さ四尺一寸、矢の長さ一尺七寸餘、的の大きは一尺七八寸とす(西宮記に「延喜二年(〇月)廿九日、射場有小弓、左大臣取弓參入、侍臣射、藏司進懸酒看花菖、前後書別、比御息所懸女裝束、大臣中科、源更衣、獻物」とあるを初見とし、爾來朝神の間に行はれしが、鎌倉室町兩時代には、武家にて之を弄びたり、江戸時代には概ね公卿間の遊技なりしが如し、並に皆賭物あり、故に賭弓、小弓負懸など書せり、人數を左古に番ひて勝負を争ふを小弓合と稱す、本文弓(ユミ)の條參看、なほ小弓に屬するものに破魔弓、楊弓等あり、本文「ハムユミ」増補の「ヤウキウ」參看(小弓肝要抄、西宮記、古今著聞集、吾妻鏡、續史愚抄)

- コシバルリウ 金春流 能樂の一流派 奈良春日神社に附屬する猿樂四座の一にして、もと大和の竹田村に居り、竹田座と稱せられ自ら聖徳太子と共に、散樂を興せし秦河勝の後と稱す、觀世座に觀阿、世阿の父子出で、猿樂革新をなし大いに世に行はるゝに當りて、此の座に禪竹氏信出で、世阿彌の女婿として其の流の奥義を受け、又多數の能を作れり、其の後宗鏡元氏、禪風元安最も顯はれ、豊臣氏の時、八郎安照出で、秀吉の寵を受け、全盛を極む、江戸時代に及び七郎氏勝幕府に仕へ爾來五座の一として其の扶持を受けたり(續左の如し(能樂全史))
- 元清 左衛門 氏信 禪竹 元氏 宗鏡
- 元安 禪風 氏照 七郎 喜勝 八郎
- 安照 八郎 氏勝 七郎 重勝 七郎
- 元信 八郎 重榮 七郎 重休 八郎
- 信尹 十次郎 氏綱 七郎 隆麻 八郎
- 氏政 七郎 安親 八郎 元照 七郎
- 廣成 式部 八郎 廣運
- 榮次郎 光太郎

コレヤスシンワウ 惟康親王 宗尊親王の長子 文永三年父宗尊親王鎌倉將軍職を廢せらるゝに及び、七月北條時宗等に迎へられて父の職を襲ひ、從四位下に敘し、征夷大將軍となる、時に三歳なり、七年十二月詔して源姓を賜ひ、從三位に進み、左近衛中將と爲る、八年二月尾張守を兼ね、九年正月從二位に進む、建治二年正月讃岐權守を兼ね、弘安二年正月正二位に進む、弘安十年六月中納言に任じ右近衛大將を兼ね、十月親王となり、二

品に敘す、正應二年九月北條貞時の爲に廢せられて京師に還る、その將に出んとするや、綱代與を倒に昇いで出づ、時人之を異し、將軍京師に流さると謂ふ、嵯峨に居住し、十二月薨す、嘉曆元年十月薨す、年六十三、三子皆僧となる、仁澄、増慧、増珍、一女久明親王に配す(大日本史)

ザ 座 座席をいふ、轉じて或團體又は組合の義に用ゐたり(原始時代)に於いて、社會上の勢力を有するものが、其威嚴を保持する必要上、或特定の座席を占有し、一般の者より之を神聖不可侵のものとして尊重したる思想は、世界を通じて存在したり、我が太古神代の世にも、既にこの思想の存在せることを認むるに足るものあるは、茲に例證する迄もなし、この思想は、自然一般に信仰上の對象となり、座席を犯し或は穢すものは不敬とせられ、時に不測の災害に逢着するものと信ぜらるゝに至りぬ、斯くの如く座席を神聖視したる思想は、又一面に階級上の標準となり、席次によつて尊卑の別をなし、官位の高下を示すことゝなれり、攝政關白を一所、參議を八座、近衛府を陣座といへるが如し、尙ほ横座、垣下座、鍋座等種々の名目あり、(祭祀の座)神社の祭事に、座頭當座等格別の家筋ありて、之を行ふことは古くよりこれあり、今日尙ほその遺風の各地に存するもの少からず、(田樂、申樂、能樂等の座)



田樂はもと田舞説と非田舞説の二説あれど何れにしても、この田樂が社寺の祭事に採用せられ、其の所管又は所在地によりて座を稱し、本座、新座等の區別を生ずるに至れるが如し、春日社神官千鳥家所藏、久安六年の文書に、白川田樂、新座田樂の名見ゆ、後の申樂の座も、田樂の座と同様にして、猿樂傳記によれば、伊勢太神宮には和屋、勝田、主内の三座あり、日吉神社には本座、新座、法成寺の三座あり、春日社には外山、結城、坂戸、圓満の四座ありしこと、見ゆ、その他幸若舞にも瀬座連座あり、足利氏の世、能樂が大成せらるゝに及び、觀世、寶生、金春、金剛の四座を定めたり、是等より更に轉じて江戸時代には、劇場を何々座と稱することとなり、以つて今日に及べり(歴史地理「座源流考」參看)「商工業の座」この座の意義に就きては、未だ定説なし、福田徳三博士は、二箇の概定説を擧げ其の一は、座は座商の座なり座なり、座は座商の營業所なり、故に座の事を座と云ひたるがごとし、他の一は、座も座も本来の用字にあらず、漢字の轉用にして、其本来の語はクラ又はイチクラならん、イチクラは市のクラの義、クラは千位置戸、幣等と同義にて祓除の料なり、この意味より、クラは或種の課役を云ひ、これに座字を充てしが、市場に座を有するに對し、貢獻するもの亦クラなり、即ちギルドが可納稅客體より、

納稅主體の名となりしと同様、座も課役より轉じて課役の義務者の名稱となりしものならんといへり(續經濟學研究)又柴鎌太郎氏は、座が座商の座、又は座なりとせば工人の座は解すべからず、クラに祓除貢獻の意味はなきやうなれば、從つて或種の課役とも考へられずとなし、座は座席の義より轉じて、團體仲間の義となり、社寺と特殊の關係を結びて、神人公人となる商工業者が團體仲間の義を以つて座人座衆と稱せるより、座の名義出するべし、後には、唯に社寺のみならず、權門勢家を本所とし、或は禁裡諸役所を本所とし、是等の保護の下に商工業を營み、他の侵害を排し、遂に一種の特權を有し占賣の意義をも有するに至れりとなす(經濟大辭典)又三浦周行博士は、座の淵源は、遠く上古品部の間にも其の萌芽を認むれども、座の名稱を附せしは左迄古からず、初めて其名稱の見ゆるは鎌倉時代の末期なり、而してこの名稱の用ふるに至りし頃は、一般に二人以上の組の義を意味し必ずしも市場の座席の義にあらざるのみならず、社寺との特殊關係もなしと云へり(法制史の研究)又平泉澄氏は、座は本来二種の意義ありとし、其の一は、市場に於ける座席なり座なりとし、他の一は、團體組の義なりとし、この二義は本来の形に於いては、明瞭に識別せらるれど、變遷轉化して遂に雜然たるより、後世紛々たる

ザ

ザ

サイ

諸説を生ずるに至れりとなす(史學雜誌座管見)されど是等の諸説は、尙ほ研究を要する餘地あるが如し、要するに、座は商工業に限らず總べてそれ、相當の資格と特權の附帶せることは、何人も之を看取するに難からず、されば足利季世の樂座の如きは、この特權の拘束を除き、自由賣買を許せることを意味す、江戸時代に至りては一般に座を禁じ、特殊の物は幕府の直營專賣とし、或は指定商人を定めて專賣を許可したり、即ち金座、銀座、錢座、眞鍮座、銅座、鑛座等は幕府直營に係るもの、升座、秤座、朱座、箔座、人參座等は特定の商人に委ねたるものとす、「キンザ」「ギンザ」參看

**サイランジキンアキラ** 西園寺公晃 通照光院と號す 西園寺實曆五年十一月進で内大臣となり、同六年五月辭す、明和七年八月二十一日薨す、年六十九(公卿補任、大臣補任)

**サイランジキンシゲ** 西園寺公重 世に竹林院前内大臣と稱す 西園寺實衡の二男 貞和五年九月内大臣に任じ、觀應二年四月辭す、貞治六年薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任)

**サイランジキントモ** 西園寺公朝 慈光院と號す 西園寺實宣の男、母は實望の女 天文二十二年正月内大臣と爲り、二十三年四月右大臣に轉じ、弘治三

へど、傳本極めて稀にして、確實なる年代を知り難し、十三年に至りて、薩の國老伊地知重貞、其師僧桂庵と謀りて、「大學章句」を刊行す、これ我國に於ける「大學」最初の刊行なるのみならず、實に本邦朱子新註開版の濫觴なり、世に之を伊地知本大學と稱す、明應元年に至り、其版漫滅せるを以て、桂庵更に之を桂樹院に再刊す、今稀に存する伊地知本大學は、多くこの再刊本を云ふ、此他「聚分韻略」享祿三年日向眞行院所刻「四體千字文」天文十九年日向四島庄刊行等現存す(日本古刻書史)

**サンキ** 散位 官職を帶せずして位階のみを有する者、及び位階を有して、其帶する所の職、位階に相當せざるものをいふ、又散品、散官、散班とも稱す、令義解に「凡内外諸司、有執掌者、爲職事官、無執掌者、爲散官」と見ゆ、位階には、散位位階と署したれども、後世散位とのみ署して、位階を載せざるものあり、又蔭子蔭孫は散位なりといへども、散位と署せずして蔭子位階と署するを例とす、而して散位に内散位、外散位、文散位、武散位の別あり、内位を帶するものを内散位、外位を帶するものを外散位、嘗て文官たりしもの、或は現に文官たりとも其職に相當の位階なきものを文散位、嘗て武官たりしもの、或は現に武官たりとも其職に相當の位階なきものを武散位といふ、並に式部省散位寮の掌る所なり、

年九月左大臣に轉す、天正四年三月に辭し、十八年六月二十二日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

**サイランジキンナ** 西園寺公名 世に觀音寺入道と號す 西園寺實永の男、母は藤原基親の女 永享十年九月内大臣に累進し、嘉吉元年十一月辭す、康正元年六月太政大臣に任じ、三年八月出家、年四十八(公卿補任、大臣補任)

**サイランジサネカネ** 西園寺實兼 世に後西園寺入道相國と號す、法名空性 公相の長男、母は大外記師朝の女 建長七年正月叙爵、正應二年十月内大臣に累進し、三年四月辭す、同四年十二月太政大臣に任じ、五年十二月辭す、正安元年六月出家、元亨二年九月十日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

**サイランジサネトシ** 西園寺實俊 世に後常盤井入道前右大臣と號す、系 公宗の長男、母は養名の女 貞治三年三月内大臣に累進し、五年八月右大臣に轉じ、六年に辭す、康應元年六月出家、同年七月六日薨す、年五十五(公卿補任、大臣補任)

**サイランジサネトホ** 西園寺實遠 世に後竹林院と號す 公名の男 寬正七年閏二月内大臣に累進し、文正二年正月に辭す、文明十三年正月右大臣に任じ、十五年正月左大臣に轉じ、長享元

年辭す、明應四年十二月二十五日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

**サイランジサネナカ** 西園寺實永 世に廣壽院と號す 應永二十六年十二月右大臣に累進し、同二十七年閏正月左大臣に轉じ、同年十二月辭す、永享三年十月九日薨す、年五十五(公卿補任、大臣補任)

**サイランジサネノブ** 西園寺實宣 後觀音寺と號す 公藤の男 天文四年十二月内大臣に累進し、六年十二月左大臣に轉じ、九年十一月辭す、十年九月十二日薨す、年四十六(公卿補任、大臣補任)

**サウカ** 早歌 室町時代に藝人に歌はれし一種の小唄、端唄(ハウタ)を見よ、

**サガミタラウ** 相模太郎 北條時宗(ホウデウトキムネ)を見よ、

**サクラソウゴラウ** 佐倉宗五郎 増補の木内宗五郎(キウチソウゴラウ)を見よ、

**サツマバン** 薩摩版 室町時代薩摩にて開版せる書籍を云ふ、當時鹿兒島は、泉州堺及び防州山口と相並びて、外國との交通開け、文物輸入の便あるを以て、共に五山の僧徒を介し、其城主或は國老の手によりて、漢籍開版の盛舉をなせり、開版の起源は古來文明年間上梓の聚分韻略なりとい

サイ

サンキ



サンケ

故に散位の人、其位に相當せる官の闕なきと闕ありといへども、才識の其官に當らざる時は、在京の六位以下は、分番して散位寮に上り、在外は國衙に上る、但し五位以上は執掌なしといへども長上し、國忌の齋會に會し、廣瀬龍田祭等の使を奉ず、又六位以下の子の散位たる者、身才劣弱にして理務に堪へざるは、式部にて判補して諸司の使部、伴部となす、而して外散位の六位以下は情願を待ちて帳内資人に宛つ(續日本紀、古事類苑官位部)

サンクワウコクサイコクシ 三光 國濟國師 僧覺明の勅諡號、「カクミヤウ」を見よ、

サンクワンリヤウ 三管領 室町幕府の時、管領職たる斯波、細川、畠山の三氏をいふ、

サンケイ 參詣 祈念の爲に神社佛閣に詣でるをいふ、參詣の場合と性質とによりて種々の名稱あり【七】【月詣】一定の神社佛閣に毎月參詣するをいふ、又月參とも稱す、神社にては仲資王記治承元年十一月八日の條に「予賀茂幣、送權祝氏經許、明後日(廿日)爲令奉也、毎月一度參拜不忘」と見え、又源平盛衰記に、平清盛が、「嚴島へ月詣」せること、花營三代記に足利義滿が、北野、八幡等へ月詣せること見え、又佛閣にては、沙石集に「尾張國龍山寺は(中略)馬頭觀音にて御座、年來月詣

サンケ

して十八日毎に三十三卷よみて奉りける」と見えたり、(二)【千日詣】一定の神社佛閣に、千ケ日連続して參詣するをいふ、神社にては賀茂皇大神宮記に「俊成卿は和歌の道に叶ひ、子孫もながく守らせ給へ」と祈りをなし、當社をうやまひ、千日のあゆみをはこびけるなり」と見え、佛閣にては、日次紀事七月十日の條に「清水寺千日詣、俗傳、今日參詣、當平日之千度」、改正月令博物考七月十日の條に「千日參、(清水千日參、觀世音菩薩へ今日參詣すれば千日に當る、或は四萬六千日に當るとて、諸方へ參詣するなり、京清水、江戸淺草、大坂天王寺其外諸方觀世音昨今參詣おびたいし」と見え、これによれば、七月十日の參詣は他の千日に當るとて此日一日丈詣てしものにして蓋し變態なり、(三)【百日詣】同じく百ケ日參詣するをいふ、顯廣王記安元二年六月廿日の條に「賀茂百日詣のこと見え、袋草紙に「マツシキ女清水寺ニ百日參り、ナク」祈念スル夢ニ云々」と見え、(四)【七日詣】同じく七ケ日參詣するをいふ、長門本平家物語に「賀茂上社へ七ケ日下鴨社へ七ケ日しのびて歩行にて日まうてをして云々」と見え、(五)【千度詣】一定の神社佛閣に、千度參詣するをいふ、吾妻鏡建久五年三月五日の條に「爲三島社千度詣、差進女房上野局、殊御願也云々」と見え、今昔物語に「今昔、京ニ有所ニ被仕曹侍有ケリ、

サンケ

爲事ノ死カリケルニヤ、人ノ詣ケルヲ見、清水へ千度詣二度ナム參リケル」と見えたり、(六)【百度詣】同じく百回參詣するをいふ、中右記元永二年の條に「二月廿一日丁酉卯刻、相具少將侍從、參詣春日社(中略)戌刻歸來歸蓬門、抑少將侍從今朝百度詣、御社、南圓堂、仍留南京了、三月六日入夜少將侍從、從奈良歸來、日頃御社南圓堂百度詣、無事障還了」と見え、又御百度も御百度を踏むともいふ、更に百度詣を連日數十回行ふものもありて、實躬卿記正應六年三月廿八日の條に「今日上括參社頭(中略)始百度詣、三十度也」同二十九日の條に「又社參、百度詣、二十度也」同三十日の條に「社參、百度詣三十度」と見えたるがごときは其一例なり、佛閣の方面にありては、上記中右記に、興福寺の南圓堂に詣でたること見えたるにて明かなり、江戸時代にて、お百度を踏むといへるも、また廣く寺院にも及べり、(七)【千社參】千箇の神社佛閣に參詣するをいふ、嬉遊笑覽に「千社參は明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず安永このかたのことなるべし」と見え、なほ此事に就きては、別に納札の條に云へり、(増補の「ナフサツ」參看)(八)【百社參】東都歳事記に「妙見宮、不動尊、金毘羅權現百社參(鈴木町里正和田氏藏板)聖天宮百社參(深川靈岸前の里正桑田氏藏板)等あり」いづれも諸人の意を以て集る所にして、

サンケ

定れる巡拜所あるにあらず」と見え、されば千社參百社參等は、江戸時代に起れるものなるべし、なほ此時代には(九)【七福神詣】とて七福神を祭れる神社を巡拜し、(十)【七淺間詣】とて、七ヶ所の淺間社に參詣することも行はれたり、前者は主として江戸附近において、後者は關東地方において、富士信仰の徒の間に行はる、この外富士に登山し、又は富士權現、淺間社の祭に詣でるを【富士詣】、伊勢神宮に詣でるを【伊勢參】相模の大山に詣でるを【大山詣】、信濃の御嶽に詣でるを【御嶽詣】、讃岐の金毘羅に詣でるを【金毘羅詣】といふの類甚だ多し、いづれも江戸時代に盛なりき(オカガマヒリ)、増補の「イセマヒリ」參看(十一)【丑時參】丑の刻即ち今の午前二時に參詣するをいふ、されど丑時とは深夜といふ程の意にて、必ずしも此刻限に定まれるにはあらず、太平記劔卷に「嵯峨天皇の御宇に、或公卿の娘餘りに嫉妬深くして、貴船の社に詣でつゝ七日籠て申様、歸命頂禮貴船大明神、願は七日籠たる験には、我を生ながら鬼神になしてたび給へ、妬しと思つる女取殺さんとぞ祈りける、明神哀とや覺しけん、誠に申所不便也、實に鬼に成たくと示現有、女房悦て都に歸り、人なき所にたて籠て、長なる髪をば五つに分け、五つの角を造りける、顔には朱を指し、身には

サンケ

丹を塗り、鐵輪を載て、三の足には松を燃し、續松をこしらへて兩方に火を付て、口にくはへつゝ、夜更人定て後大和大路へ走り出、南を指て行ければ、頭より五つの火燃上り、眉太く鐵漿にて、面赤く身も赤ければ、さながら鬼神に異ならず、是を見入肝魂を失ひ、倒臥し不レ死と云事無りけり、如斯して宇治の川瀬に行て三七日漬りければ、貴船社の計にて、生ながら鬼と成り、又宇治の橋姫とは是成べし」と見え、謡曲鐵輪にも同じ趣に記せり、一箇の物語に過ぎざるべしといへども、妬心深き女が深夜神に詣づる事はありしなるべし、江戸時代において、藁人形に釘を打ちて、己に恨ある人を惱まし得べしとの風ありて、所謂丑の時參の俗話も屢々物に見えたり、この外(十二)【七大寺詣】あり、東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺の七大寺に詣づるをいひ(類聚名物考)(十三)【七觀音詣】あり、革堂、河崎、吉田寺、清水寺、六波羅密寺、六角堂、蓮花王院の七觀音に詣づるをいひ(書言字考、節用集、但、續百一錄には河崎、蓮花王院を除きて長閑寺、清和院を加ふ)(十四)【七藥師詣】あり、廣隆寺、延曆寺、法雲寺、珍皇寺、護國寺、元慶寺、平等寺に詣づるをいひ(日次紀事、撮壤集)(十五)【十二藥師詣】あり、石藥師、芝藥師、昆陽藥師、福昌藥師、誓願寺、蟄藥師、威心院、雙林寺、

サンジ

因幡堂、布袋藥師、粉精藥師、北野徳松院内藥師に詣づるをいふ(日次紀事、遠碧軒記)(十六)【六地藏詣】あり、京都にては賀茂御泥池、山科、伏見、鳥羽、桂、太秦の各地藏に詣で(日次紀事)江戸にては駒込瑞泰寺、千駄木專念寺、日暮里淨光寺、池端心行寺、東叡山慈濟庵、淺草寺境内正智院、(柳庵隨筆)又は品川品川寺、四谷大宗寺、巢鴨眞性寺、山谷東福寺、深川靈巖寺、同永代寺等に詣づ(江戸砂子)(十七)【六阿彌陀詣】あり、江戸にては六本木長福寺、沼田應味寺、西ヶ原長福寺、田端興樂寺、下谷廣小路長福寺、龜井戸常光寺に詣づ(江戸砂子)なほ一向宗にては親鸞の高弟二十四人の遺跡たる二十四ヶ寺を巡拜する(十八)【二十四輩詣】あり、淨土宗には【二十五箇寺詣】【四十八箇所詣】あり、日蓮宗には【百箇寺詣】【二十一箇寺詣】等あり、今一々之を註せず、又六十六部納經、西國八十八箇所遍禮、三十三觀音巡禮あれども、本文巡禮(ジュンレイ)三十三觀音(サジフサントワンラン)の條に述べたればこれに就きて見るべし、

サンジフバンジン 三十番神

守護の神をいふ、初め各神交番守護するより名あり、後、番は二、雙、並の意ありとし、相並び守護するの義に依るものあるに至れり、前者に屬するものに、法華守護の五神にて各六日づゝ交替するあり、如



サンジ

法經守護、禁關守護(内裏守護ともいふ)吾國守護の各三十神にて、毎日交番するあり、後者に屬するものは、天地擁護、内侍所守護、王城守護の三番神にて各三十二神、八神、東西南北の一方を守護す、二者合して、七種番神といふ。〔源始〕文治三年後乘坊重源の周防阿彌陀寺誓願之記に「爰八大觀音、三十番神、諸天隨類等、有加力之功徳」とあるを初見とす、これ今昔物語に「唐に赤山と申神在ましけり、然るに此山に留て于今楞嚴院の中堂の傍に在ます、山の佛法を守らむと誓を發て永く此山に留る、亦大師此山に大なる相あり、其の木の中に住して如法に精進して法花經を書給ふ、既に書畢つて後、堂を起て此經を安置し給ふ、如法經是に始る、其時に此朝の諸の止事無き神皆誓を發て番を結て此經を守り奉らむと誓へり」とある慈覺大師法華經書寫の際の奇瑞に端を發し、源平盛衰記に「如法堂と申すは慈覺大師の御建立、六根懺悔の行儀は此道場より始れり三十番神の守護こそ貴く覺ゆれ」と記せる法華守護乃至如法經守護三十番神にして、平安朝末期一實神道の徒によりて唱へ出されしものならむ、次て、保元物語に、「吾國邊地粟散の界といへども神國たるによりて、總じては七千餘座の神、殊には三十番神は獨り法華經のみならず、朝家を守護するものなり」との思想の萌せる

サンジ

を證すべく、この思想は延いて室町時代の末期に及び、遂に禁關守護、天地擁護、内侍所守護、王城守護の諸番神を發生せしむるに至れり、今、七種番神の名を擧ぐれば左の如し、(神祇正宗、諸社根元記、諸神記、番神問答、神道大意、類聚名物考、古事類苑神祇部)

【法華守護三十番神】  
 大比叡 朔日より六日まで守護す  
 小比叡 七日より十二日まで守護す  
 聖眞子 十三日より十八日まで守護す  
 客人 十九日より廿四日まで守護す  
 八王子 廿五日より晦日まで守護す

閏月は諸末社の役なり

【如法經守護番神】 神祇正宗に記する所と番神問答及び諸神記に傳ふる所とに相異あり、今神祇正宗に従ひ、他を註す、日蓮宗徒の法華三十番神として祀るはこの番神なり、

サンジ

十一日 八幡(客人)  
 十二日 賀茂(八王子)  
 十三日 松尾(大原野)  
 十四日 大原野(大神)  
 十五日 春日(石上)  
 十六日 平野(大倭)  
 十七日 大比叡(廣瀬)  
 十八日 小比叡(龍田)  
 十九日 聖眞子(住吉)  
 二十日 客人(鹿島)  
 廿一日 八王子(赤山)  
 廿二日 稻荷(健部)  
 廿三日 住吉(三上)  
 廿四日 祇園(兵主)  
 廿五日 赤山(苗鹿)  
 廿六日 健部(吉備)  
 廿七日 三上(熱田)  
 廿八日 兵主(諏訪)  
 廿九日 苗鹿(廣田)  
 三十日 吉備(氣比)

【禁關守護三十番神】 神祇正宗によれば、この番神は如法經守護三十番神と同一神々にして、その番日を異にせるに過ぎず、諸神記に傳ふる所は、神祇正宗載する所の如法經守護三十番神と、神名番日共に同じ、今神祇正宗に従ひ、他を註せり、

一日 伊勢(熱田)  
 二日 八幡(諏訪)  
 三日 賀茂(廣田)

サンジ

四日 松尾(氣比)  
 五日 大原野(氣多)  
 六日 春日(鹿島)  
 七日 平野(北野)  
 八日 大比叡(大原江文)  
 九日 小比叡(貴布禰)  
 十日 聖眞子(伊勢)  
 十一日 客人(石清水)  
 十二日 八王子(賀茂)  
 十三日 稻荷(松尾)  
 十四日 住吉(大原野)  
 十五日 祇園(春日)  
 十六日 赤山(平野)  
 十七日 建部(大比叡)  
 十八日 三上(小比叡)  
 十九日 兵主(聖眞子)  
 二十日 苗鹿(客人)  
 廿一日 吉備(八王子)  
 廿二日 熱田(稻荷)  
 廿三日 諏訪(住吉)  
 廿四日 廣田(祇園)  
 廿五日 氣比(赤山)  
 廿六日 氣多(健部)  
 廿七日 鹿島(三上)  
 廿八日 北野(兵主)  
 廿九日 江文(苗鹿)  
 三十日 貴船(吉備津)

諸神記に依るに、閏月は備前、備中、備後の三吉備津が一旬守護す、これ毎年六日の

サンジ

關を補ふものなりといふ、

【吾國守護三十番神】  
 第一 天神與地神  
 第二 日高與太元  
 第三 陰神與陽神  
 第四 内宮源與外宮宗  
 第五 狹槌與豊斟亭  
 第六 泥土煮與沙土煮  
 第七 大戸道與大苦邊  
 第八 面足與根根  
 第九 忍穗耳與瓊々杵  
 第十 火々出見與葺不合  
 第十一 伊弉諾與伊弉册  
 第十二 日前與國懸  
 第十三 淡路胞與淡路州  
 第十四 伊豫二名與筑紫洲  
 第十五 隱岐洲與佐渡洲  
 第十六 越洲與大洲  
 第十七 對馬與壹岐  
 第十八 潮沫與水沫  
 第十九 海原與野原  
 第二十 川神與山神  
 第二十一 野槌與句々廻馳  
 第二十二 脚摩乳與手摩乳  
 第二十三 思兼與手力雄  
 第二十四 照日與月夜  
 第二十五 杵筑與八重垣  
 第二十六 兒屋根與天種子  
 第二十七 天御蔭與日御蔭

サンジ

第廿八 織津與秋津  
 第廿九 氣吹戸與速佐須良  
 第三十 夜司與晝司

【天地擁護三十番神】  
 東宮八神  
 第一 歳星神 此を木祖句々廻馳といふ  
 第二 角宿神 此を草祖野槌といふ  
 第三 元宿神 此を小鳥神といふ  
 第四 氏宿神 此を大鳥神といふ  
 第五 房宿神 此を神雷神といふ  
 第六 心宿神 此を神風神といふ  
 第七 尾宿神 此を飛鳥神といふ  
 第八 箕宿神 此を浮船神といふ

北宮八神  
 第一 辰星神 此を川神といふ  
 第二 斗宿神 此を下津神といふ  
 第三 牛宿神 此を大和山神といふ  
 第四 女宿神 此を磐根神といふ  
 第五 虚宿神 此を萬雄神といふ  
 第六 危宿神 此を海原神といふ  
 第七 室宿神 此を忌部神といふ  
 第八 壁宿神 此を齋幡多尾神といふ

西方八神  
 第一 太白神 此を金祖神といふ  
 第二 奎宿神 此を澤邊水神といふ  
 第三 婁宿神 此を鳥野田神といふ  
 第四 胃宿神 此を瀧祭神といふ  
 第五 昂宿神 此を膳雄神といふ  
 第六 畢宿神 此を浦上神といふ



サンジ

- 第七 猪宿神 此を酒守神といふ
- 第八 參宿神 此を時守神といふ
- 南方八神
- 第一 熒惑星神 此を火神といふ
- 第二 井宿神 此を井筒守神といふ
- 第三 鬼宿神 此を彦魂主神といふ
- 第四 柳宿神 此を道祖兒玉神といふ
- 第五 星宿神 此を澄水吉見神といふ
- 第六 張宿神 此を片山野神といふ
- 第七 翼宿神 此を神高見神といふ
- 第八 軫宿神 此を時主天兒神といふ
- 【内侍所三十番神】
- 第一 離火神 此を手比留尊といふ
- 第二 大日靈貴神
- 第三 日前尊
- 第四 國懸命
- 第五 坤地神 此を國津母命といふ
- 第六 伊弉册命
- 第七 天香久山尊
- 第八 三輪高見尊
- 第九 兌澤尊 此を少女神といふ
- 第十 宇多魂尊
- 第十一 押山雄取子尊
- 第十二 鳥籠尊
- 第十三 乾天尊 此を天津祖尊といふ
- 第十四 伊弉諾尊
- 第十五 佐種原尊
- 第十六 心太尊
- 第十七 水太尊 此を河主神といふ

サンジ

- 第十八 國常立尊
- 第十九 國狹植尊
- 第二十 豐斟淳尊
- 第二十一 長山尊 此を山主尊といふ
- 第二十二 泥土煮尊
- 第二十三 大戸道尊
- 第二十四 素盞鳴尊
- 第二十五 震雷神 此を雷主尊といふ
- 第二十六 天津彦彦火瓊杵尊
- 第二十七 彦火火出見尊
- 第二十八 鬮鷺草葺不合尊
- 第二十九 巽風神 此を神風尊といふ
- 第三十 沙土煮尊
- 第三十一 大苦邊尊
- 第三十二 惶根尊
- 【玉城守護三十番神】
- 左青龍八神
- 第一 寅神 第二 甲神 第三 日神
- 第四 卯神 第五 乙神 第六 辰神
- 第七 雷神 第八 風神
- 以上八神を將軍塚内に封じて、東朱雀より町に至るまで九町の内を擁護す、
- 前朱雀八神
- 第一 巳神 第二 丙神 第三 火神
- 第四 午神 第五 丁神 第六 河伯神
- 第七 巳神 第八 地神
- 以上八神を男山清水(石清水か)の畔に封じて、九條より五條坊門に至るまで十九町の内を擁護す

サンジ

- 右白虎八神
- 第一 申神 第二 庚神 第三 月神
- 第四 酉神 第五 辛神 第六 太白神
- 第七 澤神 第八 天神
- 以上八神を高雄の麓鳴瀧川邊に封じて、西朱雀より西洞院に至るまで九町の内を擁護す、
- 後玄武八神
- 第一 亥神 第二 壬神 第三 水神
- 第四 子神 第五 癸神 第六 海神
- 第七 龍神 第八 山神
- 以上八神を糺森邊に封じて、一條より綾小路に至るまで廿町の内を擁護す、
- サンジヤタクセン 三社託宣 増補
- の「タクセン」を見よ、
- サンダイキヤク 三代格 類聚三代格(ルキジウサンダイキヤク)を見よ、
- サンドガサ 三度笠 江戸時代、旅行の際に用ゐる菅笠をいふ、守貞漫稿に「菅笠ノ一種也、三度飛脚用之、故ニ名トス、深クスルトハ、誤テ落馬スルトアル時面部ヲ疵セザル備歟、又ハ四時風ヲ防グヲ要ス歟、此笠貞享中始テ製之、文化以前ハ旅商専用之、文化以來ハ菅笠形ノ菅笠ヲ用フ、飛脚幸領ハ今モ三度笠ヲ用フ」とあり、我衣にも「貞享の比より三度笠とて、飛脚馬上にてねぶり落馬しても、鼻をうたぬやうに、深くしたる菅笠、旅人カムル者多し、享保の末より道中備に定る」と見えた

修正會

毎年正月の始、諸宗の寺院にて、修する法會をいふ、  
 蓬囊抄に「修正ノ事、孟春ノ正月ト云ニ付テ、年始ノ修法ナレハ修正ト云フ也」と見ゆ、東大寺大佛殿の修正は、一日より七日夜に至るまで之を修し、東寺にては、八日金堂、九日御塔、十日仁王堂(年中行事記には自正月一日、始ニ玉堂七日之行云々と見ゆ)、廿八日講堂の修正あり、四天王寺にては正月八日より十二日まで六時堂、正月六日太子堂の修正あり、延暦寺にては、元日より四日まで東塔、元日より三日まで西塔、高野山にては朔日より七日まで、金堂に於て修正あり、淺草寺にては除夜より正月六日まで之を行ふなど、諸寺によりて一定せず(東大寺續要録、東寶記、四天王寺年中行事、法事記、年中行事大成、野山名靈集、東都歳事記)

修二月會

各宗寺院に於て毎年二月の始に行ふ法會をいふ、  
 蓬囊抄に「二月ハ卯ノ月也、是天竺ノ孟春也、春ノ正ナル故ニ二月ヲ初月トス、(中略)然則本朝ニハ、天竺震旦ノ年始ヲ共ニ修スル故、修二月ト云也」と見ゆ、東大寺二月堂の修二月會尤も著名なり、即ち二月一日より十四日に至る二七日間之を修するものにして二月堂の名あるもまた此法會を修する場所たるによる、二月堂縁起、同鑑銘、

シウニグワツエ

シカウ

シキ

年中行事大成)又東寶記に據れば、「自二月一日至三日、於食堂修之、結日牛玉加持有之、講代參勤之」とあり、諸寺によりて其期は一定せざりしものなるべし、王朝時代殊に盛んにして、延喜式に「凡新築師寺、毎年二月修法料米一十七斛四斗二升六合、大和國春備、先期送納寺家」と見ゆるが如く、修法は皆官府の支出に係れり、

シエ 紫衣 僧服の一、紫色の衣をいふ、蓋し色によりて其等級を分ちたるものにして最高の法衣なり、必ず勅許を得るにあらざれば、之を着用することを得ず、室町時代には青蓮院宮の管掌に係る(顯密威儀便覽)江戸時代には、幕府此制を、禁中並公家衆法度の中に規定し「紫衣之寺者、住持職、先規希有之事也、近年猥勅許之事、且亂職次、且汚官寺、甚不可然、於向後者、撰其器用、戒臈相積有智者之聞者、入院之儀可有申沙汰事」と諸寺の法度中にも、必ず勅許を経ざれば着用すべからざる旨を載せたり、

シカウ 諡號 「オクリナ」を見よ、

シキ 式 各朝朝廷に於て、諸官衙に屬する事務を記載し、併せて令に載せざる制度を規定せるものをいふ、(蓬囊抄)天武天皇十年に、禁式九十二條を立つること書紀に見えたるは、延喜の禪正式の如きものにして、禁制の一部分に就きて設けたる法なるべく、雜律に「違令者答五十、別式者減

一等」とあり、職制令に「稱律令式不便於事云々」とあるも此類なるべし、また神祇令に「依別式」とあり、田令に「依式給糧」とあるも、専ら其一事に就きての程式なりしならん、養老元年に、大計帳、四季帳、六年見丁帳、青苗簿、輪租帳等の式を以て七道諸國に頒下したるは、帳簿の書式に係り計帳は延喜の主計式にもあり、租帳、青苗簿の式は、主税式にもあり、尋て天平寶字三年に、石川年足奏して別式を作り、律令と並べ行はんと請ひ、各々其政を本司に繋げて、二十卷と爲し、桓武天皇の延暦二十二年には、勸解由使より諸國司交替式一卷を撰進せり、蓋し是より先に、或人私に、古來の勸書官符省例問答等を抄して、交替式と題したる書ありしかど政を爲すに不便なるを以て、更に撰びたるなり、これは、勸解官符律令等を雜へ載せたるものにして、格式の體を兼ねたるもの、如し、貞觀十年に至り、更に内官の事を併せ、内外交替式二卷を修せり、これも勸解由使の奏する所なり、延喜二十一年に勸解由使また内外官交替式を撰す、これは詔勅律令を、一項の文に改め成して、全く式の體を成せり、また弘仁十二年に、藤原冬嗣等に詔して、内裏式三卷を修定せしめ、恒例臨時の儀式を載せたり、なほ弘仁儀式十二卷、貞觀儀式十卷、延喜儀式十卷あり、皆儀式の書なり、また弘仁十四年、山田福吉等の撰



シキダ

上せる功程式あり、これは延喜の内匠木工二式の如くなるものなるべし、以上は並に皆式の餘流にして、律令と並べ稱すべき式にあらず、因て桓武天皇の御宇に、藤原内膳等に詔して、格式を撰定せしめしが天皇の崩御に會ひて一時中止し、弘仁十一年に、式四十卷を撰びて施行せり、此式は大寶元年以來の諸司の文案を採りて綴り成せる者にして、藤原冬嗣が、勅を奉じて撰する所なり、世に弘仁式といふ、式を撰する事にはじまる、尋て貞觀十三年また氏宗等に勅し、弘仁式の不足を補ひ、貞觀式二十卷を撰ばしめ、弘仁式と並べ行はしむ、延長五年に至り藤原忠平等、弘仁貞觀の二式を併せ、延喜式五十卷を撰す(エンギシキ)參看)政事要略などに、弘仁貞觀の二式を載せたるを見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は、二式を併せて、更に改正刪補を加へたるものなるべし、而して弘仁貞觀の二式は亡び、延喜式のみ今日に傳はれり(和田英松博士は、弘仁貞觀二式を群籍より集收し、式逸二卷を編せり、續々群書類從法製部に收む)延喜式の註に、延喜式工事解三卷、同工事通解一卷あり、並に春田永年の著なり、律令(リツリヤウ)格(キヤク)交替式(カウタイシキ)參看(古事類苑法律部)

シキダイ 色代

名義 王朝時代に於て、地方の國司より、納官封家の調庸雜物

を、中央國庫に進納するに當り、其の規定の色目の代りに、他物を以て進濟することはいふ、後には調庸の別名の如くなれり、**色目** 王朝の始に於ては、各國より中央國庫に進納する各種の色目、及び定額等は、各一定して、容易に之が改變を許さず、有損の年にも限りて、その雜物の代を、他國より交易して代納せしめたりしが、地方稅政の紊亂と共に、各種の收稅益々減少し來ると同時に、其の色目も混亂改變し、且つ國司が交替に方り、公文勘濟の責を免れんが爲めに、朝廷に申請して、規定の色目を變更するに他の代物を以てし、且つ其定額を非常に減少するに至れり、江家次第に由るに、「上古以て預節會爲大望、多依給祿綿也、件綿本太宰府所進也、而近代帥大貳申色代、綿三百兩代絹一匹、仍無望預節會一人」とあり、今延喜主稅式に見ゆる、祿物價法に由れば、太宰府の綿の價は、一匹稻八十束にして、綿は六束なり、然らば綿三百兩の價は、まさに稻一千八萬束に相當すべきに、絹一匹即ち稻八十束を以て進濟すとせば、これ約二十二分の一に減額せるなり、中右記寛治八年八月一日の條にも、駿河國の狀に、白布一段を以て米一石に充つること見え、壬生官務家文書、永保元年六月廿七日の條の若狹守藤原通宗の解文にも、前任地周防國の、承暦元年の納官封家の色目米穀を進濟するに方

シキダ

シキダ

り、全く辨濟に力なき事情を陳したる上、諸司の濟例に任せ、色代を以て裁許せられ、准絹一匹を以て米一石に充てられんことを申請せり、之を又主稅式祿物價法に由れば、長門國の絹一匹の直は五十五束、即ち穀五石五斗に相當するを以て、非常の額と云はざるべからず、且つ此文中に、「情案事情、縁海之國、調庸一疋代、或米一石五斗、充米一石辨濟、諸國之例也」とあれば、鳥羽白河の朝に至りては、調庸雜物の各種納稅は、一般に色代制度に變じ、表面は依然として、式令の稅目及び定額を存しながら、實際に於ては、五分の一若くは二十一分の一に當る大減稅を爲したるものと謂ふべし、且つこの色代制は、單に納官の場合に限らず、一般の權門勢家乃至寺社領の上にも行はれたり、即ち庄園内の年貢も、一般納稅と同じく、租稅を見米とし、調庸雜物を色代と號して、米を以て納めしめたり、保延三年三月の、筑紫觀世寺所領の注進狀に、把岐庄見納米四十二石二斗六升三合を見米二十六石五斗一升八合とし、色代百五十七疋半の代米十五石七斗四升五合とし、同じく船越庄は見納米七十三石六斗二升三合を見米四十七石七斗九合とし、色代二百五十八疋半の代米廿五石八斗五升とし、高野山文書弘安元年十二月廿七日幕府の裁許狀に、紀伊國南部庄は地頭請所として、見米三百石、色代二百石を納めたるこ

シケウーシシマ

と見たるが如し、又東大寺續要録に見えたる、々國封戸の收入の内、調庸中易作物封丁等は、何れも代米を以て支辨したるに同じく、この色代の制度たるべし(延喜式、江家次第、三代格、中右記、壬生家文書) **シケウダイシ 慈教大師** 僧源空の勅諡號、「ゲンクウ」を見よ、 **シコクヘンロ 四國遍路** 八十八箇所大師(ハチジフハツカシヨダイシ)を見よ、 **シシマヒ 獅子舞** 一種の神事舞なり、**西國** 西國の樂なり、我國には上代夙く伎樂として輸入せられ、唐樂、高麗樂の輸入の後、伎樂次第に衰へ、たゞ佛會のみ、菩薩、龍神等と共に演ぜられたり、中世、佛教と神道との間、頗る融和し、且つ古き神樂が甚しく古典化せし結果、それに替るものとして、獅子舞は又神事に採用せられ、遂には田樂と共に祭禮には缺くべからざるものとなれり、上代の獅子舞は其の様知るべからずと雖も、信西入道の古樂圖といふものによれば、二人にて獅子の様を装ひ、それを挽き、太鼓、鼓、笛、拍板等につれて舞ひしもの、如く、後には次第に簡單となり、近世に至りて古き神樂と同じ運命に陥り、神事の形式が固定すると共に、遂には舞の意味の失はれて、祭禮にはたゞ獅子頭を渡すのみとなり、或は甚だしく形式化するに至れり、又神社に奉賽

シシヤーシタウ

するもの往々それを神前に奉納し、或は獅子舞を奉仕する徒が祈禱の意味を以つて、諸國を勧進してこれを演ずるものあり、これより太神樂、越後獅子等起れり(歌舞品目、歌舞音樂略史) **シシヤウテンシンコクシ 自性天真國師** 僧慧玄の勅諡號、「エゲン」を見よ **シタウシヤウケン 四道將軍** 崇神天皇の十年、遠荒の人民にして猶王化に習はざるものを教化せしめんが爲に、群卿を選びて、四方に遣す、即ち大彥命を北陸に、武渟河別を東海に、吉備津彦を西道に、丹波道主命を丹波に遣はさる、當時の詔に曰く、「教を受けざるものあらば、兵を以て伐つ」と、之に印綬を授けて將軍と爲す、故に後世之を稱して四道將軍といふ、古事記には、道主命を日子坐王とせり、即ち道主の父なり、年代より考ふるに、道主の方正しかるべし、又記には吉備津彦を西道に遣はすことを記さずして、一道を缺く、されども吉備を征することを、開化帝の世にかければ、時代相違せり、今四道將軍の略系を示せば左の如し、

父の大彥命と陸奥に相遇ふ、因て其地を會津といふと、其征行の路次詳ならずと雖も、一は東方十二國を次第に平定し、常陸より白河を経て會津に至り、一は北陸より越の國々を征服して、越後の新發田より會津に入りしなるべし、西征の人々の路次は今考ふべからず、西道日記に、播磨を道の口となして、吉備國を平げたりといへば、山陽道に向へるなり、丹波といへるも、一國にはあらで、山陰道の數國に互れるなるべし、書紀に由れば、四道將軍は、天皇の十年十月を以て發路、翌年四月共に歸京せし由を記したれども、此の年月は信ずるに足らず、蓋上古の時蠻族征服の命を承けて、邊地向はんに、かゝる短日月にて功を奏すべしとも思はれず、且つ四道將軍の發遣は、一時の巡回の如く傳ふれども、實は其方面の鎮めとして、封建せられたる大名の如く、各王族の子孫は、其地方に居を占めて繁殖し、邊疆の土民次第に王化に靡き來りて、版圖益々擴張するに至れり、四道將軍より出でたる各地の氏族を示せば、左の如し、大彥命父子の後裔佐々貴山君(近江)阿倍臣、(駿河)陸奥臣、安積臣、信夫臣、柴田臣、會津臣、援鳥臣、磐城臣、道君、高志國造、深江國造、吉備津彦の弟稚武彦の後裔、吉備、下道、上道、賀陽、三野、苑等の諸氏、道主の後は傳はらざれども、垂仁天皇道主

シタウ

孝靈 孝元天皇 開化天皇 崇神天皇  
 天 孝 孝元天皇 開化天皇 崇神天皇  
 東 吉 吉備津彦 彦坐王 道主命  
 國 東 東國に向へる武渟河別は、北陸より向へる



ジチユウシバタ

の女を丹波より迎へられたるを見れば、道主命も彼地を鎮して住せしものなること知らる、其父彦坐玉の後には但馬國造となれるものありき（日本書紀、古事記、姓氏錄、大日本通史）

ジチユウ 侍中 藏人頭の唐名、藏人所

（クラウドトコロ）を見よ、

ジツクンセウ 十訓抄 卷三卷な

り、後には分ちて五冊、十冊、十二冊にしたるもあり、國史大系本第十五輯に收む

【附註】今昔物語に倣ひて、著者が見聞する

【附註】今昔物語を集めて、勸善懲惡即ち教訓を主として、十訓の下に分類して編成し

たり、十訓とは、可施人惠事、可離驕慢事、不侮人侮辱、可撰朋友事、可存忠直事、可

惠思慮事、可堪忍于諸事、可停怨望事、可庶幾才藝事等なり

【附註】建長四年壬子神無月半比と云ふ自序あれども、名を記さず、

本朝書籍目錄橋成季とし、清巖茶話に菅原

爲長とし、妙覺寺本奥書に、六波羅二藤左衛門入道作と云へり、果していづれが是なり

や明ならず、【附註】十訓抄詳解一冊石橋尙

寶著（十訓抄考、十訓抄詳解）

シナノシユウ 信濃衆 交代寄合（カ

ウタイヨリアヒ）を見よ、

シノビノヲ 忍ノ緒 甲（カブト）を

見よ、

シバタキウオウ 柴田鳩翁 心學

（シンガク）を見よ、

シブクワン

シブクワン 四分官 四等官（シトウ

クワン）を見よ、

ジフハチダンリン 十八檀林

關東十八檀林（クワントウジフハチダンリ

ン）檀林（ダンリン）を見よ、

シンキドクミヤウゼンジ 神機獨

妙禪師 僧自隱の勅諡號、「ハクイン」を

見よ、

ジンギハク 神祇伯 神祇官（ジンギ

クワン）を見よ、

シンクワウシヤクセウゼンシ 神

光寂照禪師 僧宗弼の勅賜號、「ソウヒ

ツ」を見よ、

シントク 神託 増補の託宣（タクセ

ン）を見よ、

ジャウインヨクセイコクシ 淨印

翊聖國師 絶海（ゼツカイ）を見よ、

シヤウカクコクシ 正覺國師 僧疎

石の勅諡號、「ソセキ」を見よ、

シヤウカクフツウコクシ 正覺普

通國師 僧宗套の勅諡號、増補の「ソウ

トウ」を見よ、

ジャウコウ 成功 皇朝時代以

後、私物を獻じ、又は朝廷臨時の公用（造

宮造寺の類）を勤めたる功により、任官叙

位せらるゝを云ふ、即ち一種の實官實位な

ジヤウ

リ 皇朝時代延喜天曆以來、綱紀廢弛して、

國用支給せず、諸國人民の資を得て、任官

叙位したりしより起りて、白河上皇院政以

後、流弊盛なるに至り、任官は、元正天

皇養老五年六月太政官奏して、内外文武散

位六位以下、及び勳位并に五位以上の子孫、

並に資を納れて、香考を成さしめたる者、還

て衣食に乏しきより、之を止むべしと云へ

ると見えれば、錢財を收めて、官に就か

しめたる濫觴は此の以前にありしものなる

べし、叙位は養老六年閏四月勅して、民に

募り穀を出さしめ、陸奥國鎮所に運輸せし

む、道の遠近によりて、遠は二千斛、次は

三千斛、近は四千斛にして、外從五位下を

授けしめたるを初見とす、聖武天皇天平勝

寶元年五月、從七位上陽候史令珍等四人、

各錢千貫を買せるを以て、並に外從五位下

を授けたり、是れ錢を納めし始めなり、爾

後蓄積を出して窮弊を資け、私稻樂田を國

分寺に納るゝ類は、多く外從五位下に叙せ

られたり、即ち後世私資を納れて爵位を買

ふ濫觴なり、桓武天皇延喜十六年六月、錢

を輸して爵を求むることを禁じ、同十九年

二月又禁じたりしを見れば、此頃成功の漸

く盛なりしを見るべし、後諸國の百姓贖

勞料を收めて、檢非違使、弩師に補せしが、

延喜十四年四月、三善清行意見封事を上り

て、徒に公俸を費し、空く其名を帶し、其の

器にあらざるを以て、停止せんことを奉請

ジヤウ

せり、贖勞はもと績勞と書し、官人の理を以て解任したる者、考滿の年まで、國府へ出仕せしを云ひしが、後には定額外の散位は錢を納れて出任せず、之を贖勞錢と云へり、蓋し差役の勞を賜ふ意なり、天曆十一年十二月菅原文時の意見封事にも、賣官を停めんことを請へる所あり、而して當時の賣官は、多く六衛府の官人なるが如し、昌泰四年播磨國解に、「此田の百姓過半六衛府の官人宿御と稱して課役に備らず」といひ、延喜二年但馬國解に「此國資産ありて事に從ふに堪ふべき輩、既に諸衛府舍人を帶ぶ」などの句見えたるにて、其一班を知るべし、後諸國に庄園充滿し、國司私利を専らとし、國庫の收納減少せしより、造宮造寺以下總て臨時の使用ある時には、私物を收納して其の功を成し、官位を申請せり、又國司任期滿つるや、費用を供して造營等に備へ、再任を請へり、之を重任の功と云ふ、後三條天皇之を禁じ給ひしが行はれず、白河鳥羽二上皇院政し給ふに及びて、造宮造寺盛に起り、隨て成功の輩を募ること盛となり、弊害愈々多かりき、爵位は進納の多きものには、五位以上をも授けたり、鎌倉時代益々行はれて、後嵯峨天皇寛元の頃は、除目の度毎に、四府の尉各十二三人を任じ、又治部丞五人を、一度に任じたることあり、故を以て平經高は、「公事毎度、被行成功之任、雖知末世之至猶可惡、一と歎じ、

ジヤウ

又叙負尉以下無量無數と慷慨せり、成功により物を獻じたる有様を見るに、堀河天皇康和五年十一月一日の除目に、「武藏守源顯後八百四、故中堂食堂功、筑後權守藤原定時造尊勝寺行事所進九百四」と見えたり、鎌倉時代後深草天皇の頃は、叙負尉は八百四、兵衛尉は四百四、諸司の二分は二百四を出さしめたり、後宇多天皇の頃は、八省丞七百四、諸司助千五百正、司允五百四、諸國權守千五百四、近衛將監八百正、叙負尉千五百四、法眼千五百四、法橋千四を出さしめたること、勅仲記に見えたり、蓋し思ふに、國用の不足は固よりなるも、此頃に至りては、武家の官位を望む者多きに至りしより、かく増加したる者か、室町時代に至りても、皆成功にて官位を受けたり、但し稍々其の性質を異にし、任官叙位の拜禮として物を獻じたり、蓋し成功の遺風なるべし、其の禮物は、參議成功太刀折紙料銀五十枚、中將成功黃金三枚、少將成功銀三十枚、侍從成功銀三十枚、諸大夫成功黃金一枚、從三位成功黃金三枚、四位成功黃金一枚にて、此外仙洞女御を始め、上卿職事以下の官人、卜藤長橋局等に贈遺の物ありたりと云ふ（陽春虛雜考）

ジヤウ

シヤウソウコクシ 正宗國師 僧伯 隱の勅諡號、「ハクイン」を見よ、  
シヤウゾクタイソウゼンシ 正續 大祖禪師 僧宗光の勅諡號、増補の「ソウクワウ」を見よ、  
シヤウトウコクシ 正燈國師 僧妙 超の勅諡號、「メウテウ」を見よ、  
シヤウフウチ 菖蒲打 端午（タンゴ）を見よ、  
シヤウフユ 菖蒲湯 「アヤメノユ」を見よ、  
シヤウボフタイセイコクシ 正法 大聖國師 僧宗亘の勅諡號、増補の「ソウタン」を見よ、  
シヤクタイ 借貸 皇朝時代、公の財物を貸し與へて、利を收めざるを云ふ、又稟貸、賑貸、假貸ともいふ、借貸に二種あり、（一）は百姓の窮乏を濟ふ爲に、一年若くは三年等の期間を限りて、諸國の大稅を百姓に貸與ふ、又官より富豪の財を募りて貸與することあり、何れも出擧法と同じく、春季に之を貸與へて、秋收の時之を返納せしむ、（二）は地方官を優待する方法にして、國司并に書生に官稻の數を限りて貸與へ、公廩配分の日待つて、之を填納せしむ【附註】百姓借貸の書に見えし始は持統天皇の六年閏五月の條に、「遣使循行郡國、稟貸災害不能自存者」と



とあるを始めとす、和銅五年五月の詔に、「諸國大稅三年賑貸者、本爲恤濟百姓窮乏、今國郡司及里長等、緣此恩借妄生方便、害政蠹民、莫斯爲甚、如願潤身、枉收利者、以重論之、罪在不赦」とあるを見れば、當時の國郡司里長等が此の無利息の恩給を利用して、出舉と同じく利を収め、私腹を肥せし有様を窺ふに足るべし、富豪の財を募りて、貧民に貸與せし始は、延暦二十二年、大和國に使を遣はし、富豪有餘の貯財を割いて、不足の徒に假貸せしを以て始とす、此法は専ら畿内に限りて行はれしものと見え、諸國の例一も書に見えず、國司借貸の書に見えしは、「天平六年正月、聽諸國司每年貸官稻、大國十四萬以下、上國十二萬以下、中國十萬以下、下國八萬以下、如過茲數、依法科罪」とあるを初とす、此後一旦之を禁斷せしが、延暦十七年國司の職田を停止するに及びて、更に借貸法を復興して、一年の料の三分の一を公廩の差法に准じて、借貸するを許す、延暦十九年再び國司の職田を設置するに及びて、貸與法も亦撤廢せられしが、同二十五年に至り之を復興して新任國司に限り、公廩稻の四分の一を借貸することを聽したり、以後此制度は延喜に至るまで繼續せしものと見え、延喜交替式に、「凡鑄錢司鎮守府官人以下、到任之日、准國司給四分の一借貸一填納之法一同國司」とある

るに由るも明かなり、又大同二年正月には、太宰府の使部書生に借貸を許可し、續て同年四月に諸國の書生に、大國一萬東、上國八千東、中國六千東、下國四千東の借貸を聽したり、されば延喜式所載正稅帳の様式に、當年出舉并借貸若干東  
借貸若干東 返納本倉  
新任國司四分の一料若干東  
某官位姓名若干東  
書生料若干東

とある所以なり(日本書紀、續日本紀、續日本後紀、交替式、三代格)

**シユンサイ 俊才** 名跡十道と號す、勅して俊才國師の號を賜ふ、功にして出家し、早く卓抜の開えあり、長じて新禪院聖然に從ひて華嚴教を受く、初め京都大通寺に住せしが、後西州を巡遊し歸京の後戒壇を置して眞言院に移る、後醍醐天皇深く御歸依あり、俊才爲めに菩薩戒を授け奉り、尋て國師號を賜ふ、晩年鎌倉の稱名寺に住し、文和二年十月二日寂す、壽九十五法臘七十六(續)五教章要文集(本朝高僧傳)

**シユンサイコクシ 俊才國師** 俊才の救誼號、シユンサイを見よ、

**シユンテンワウ 舜天王** 尙氏(シヤウウヂ) 琉球(リウキウ)を見よ、

**ジユラクヤキ 聚樂燒** 樂燒(ラクヤキ)を見よ、

**シヨウテン 昇殿** 清涼殿の殿上間に伺候するをいふ、凡そ昇殿を聽す者、藏人所の別當まづ勅を奉じて傳宣し、藏人頭宣旨を書す、然る後慶賀を奏せしむ、是において拜舞昇殿す、昇殿を許されしものを殿上人といふ、「テンシヤウノマ」「テンジャウビト」參看(侍中群要)

**シヨウメイ 證明** 私年號の一、春淡浪話に「江州あぶら火の明神の社記にも證明四年と書たりといふにや」と見ゆ、推古、舒明天皇の御代の年號なるべし(茅憲漫錄)「シネンガウ」參看、

**シヨウワノヘン 承和變** 淳和天皇は弟を以て兄嵯峨天皇の後を承け給ひしにより、吾が御子を舍きて、兄の御子仁明に位を傳へ給へば、仁明帝また淳和の御子恒貞を太子に立て給ふ、然れども仁明帝皇子多く坐せば、恒貞の東宮に在るは固より本意にはましまさざるべく、且皇后は藤原冬嗣の女にして、其御腹に道康親王生れ給ひしかば、藤原氏の黨與亦恒貞の東宮にましますを喜ばず、されど二上皇御在世の間は無事なりき、然るに承和七年に淳和上皇崩じ尋て九年七月十五日嵯峨上皇崩じ給ひし時、一日を問て、春宮帶刀伴健岑、但馬權守橘邊勢等太子を奉じ、東國に走りて亂を謀るの説聞え、阿保親王は嵯峨の太皇太后に密告し、太后は中納言藤原良房をして之を奏せしめ、兵を以て健岑及

び其黨與を捕へたり、恒貞恐れて位を辭すれども、天皇は健岑の凶逆何ぞ太子に關らんとて許し給はず、然るに數日にして又健岑の反は太子の所爲なりといふ飛書あり、天皇これを信ず、會々天皇は冷泉院に避暑し給ひ、太子も供奉し給へるに、急に左少將藤原良相をして太子の直曹を圍み、坊官等百餘人を搦め捕り、大納言藤原愛發、中納言藤原吉野、參議久室秋津をも縛して院中に分斷し、詔して太子を廢す、尋て愛發等を京外に貶し、逸勢健岑等六十餘人を配流す、恒貞親王は却て重負を脱れしを幸とし、専ら佛に歸し妃嬪をも近づけ給はず、元慶八年六十歳にて薨じ給へり(續日本後紀、水鏡、大日本通史)

**シヨケン 處謙** 名跡澄溪と號す、勅して普圓國師の號を賜ふ、武藏の人なり、初め佛光に圓覺寺に參し、後ち聖一に東福寺に隨ふ、正和九年筑の承天寺に入り、尋て東福寺に住し、南禪寺を董す、後醍醐天皇屢々召して法要を問ひ給ひ、又駕を南禪に枉げて、密灌井に衣盃を受け給ふ、即ち特に國師號を賜ふ、晩年播州寶光寺を創めて移り住し、又攝州澄心寺、勢州淨法寺を建立せり、元徳二年五月二日寂す、壽詳ならず(本朝高僧傳)

**シヨシヤザン 書寫山** 圓教寺の山號、「エンケウジ」を見よ、

**シヨシヤサンシヤウニン 書寫山**

**上人** 僧性空をいふ、「シヤウクウ」を見よ、

**シラカハリウジヤウ 白河僧正** 僧慈圓を云ふ、「ジエン」を見よ、

**スエキ 水驛** 王朝時代、水路に置きたる驛をいふ、「ミヅウマヤ」とも稱す、伊勢桑名郡榎撫驛の如きこれなり、(日本後紀、令義解、源氏物語)令義解に「凡水驛不配馬所、量閉繫、驛別置船四隻以下二隻以上、隨船配備(謂船有大小)故隨船配人、令應堪行若應水陸兼送者、亦船馬併置之」驛長准陸路置と見え、令義解に「假令卅里之内有淺渡者、船馬併合置、驛長猶一人在耳、又雖有船、而馬數不令減也」と見えたるにて之を知るべし、即ち河海を航するの必要あるが上、驛馬傳馬の代りに船を配置せりといへども、地理的關係によつて、船馬共、之を備へたるもありしなり、集解に卅里の内云々とあるは、驛は三十里毎に、一驛を置くの制なりしによる、「エキ」參看、

**スルガバン 駿河版** 徳川家康の駿府にて版行せし書籍を總稱す、又駿府本とも稱す、家康幕府を江戸に開きしより、天下を治むるには、文學獎勵の必要なるを感じ、伏見に學校を興し、閑室和尚(元俗又は三要と名く)をして之を主宰せしむると共に、後陽成帝の勅諭を續述し、木活字十萬餘を刻せしめて學校に下し、諸書を開版せしむ、

**セイダウ 西堂** 禪宗の寺院にて、其地位東堂に次ぐ者をいふ、庭訓往來具注抄に「西堂は東堂の次、私官也」と見ゆ、諸宗階級所載享和二年二月金地院より、寺社奉行所に呈出せる五山一派階級法服次第に「西堂、右者五山同様ニ而、單寮之僧修行綿密ニ而、場宗風、可爲衆之師範一者、一山請之、令分坐說法、於各山稱乘拂、五山之出世ニ而御座候、尤從各山、以吹嘘狀ニ願越僧錄、吟味之上、諸山十刹之公帖奉願、御黒印ニ通、爲致頂戴、改衣規式相調、從自分唱西堂、從他稱和尚、黒衣ニ而色袈裟、紫之外何色ニ而モ致着用、且西堂以上者、織紋等何ニ而モ相用候」とあるにて其制を知るべし、増補の「トウダウ」參看、

**セウテンソカンコクシ 照天祖鑑國師** 僧禪愉の勅誼號、増補の「センニ」を見よ、

**セキシ 石人** 古墳に使用せる樹物の一種にして、石製の人をいふ、また石製の馬を用ゐることあり、これを石馬といふ、埴輪と其性質を同じくす(埴輪始



セッキ

んど北九州に限定され、就中筑後國八女郡に最も多く、肥後の一部と伯耆の一部とに稀に存す。[附圖] 項丘の外部に墳輪と同様に並立せしめたるものなり、形状は墳輪と同様上代の風俗を装へるものなれども、石材なるが爲め生硬の點あるを免れず、石人は形式上これを圓體、扁平體の二種に分つべし、大ききには種々あれども、高さ六七尺を普通とす、八女郡吉田岩戸山發見のものには美豆良を垂れ、腰に大刀を佩き、脊に靱を負へり、石馬は完全品なれど胸部臀部における、馬具着裝の状態は、明かに之を認むるを得べし。[附圖] 書紀集解に「按伊勢田元郡古雅集錄、悉載石人之圖、曰今距上妻郡一條村、南十一歩有長嶺、山中有石人、東距二十歩許有石室、風土記所謂石藏也、延三尺五寸表七尺五寸、高二尺八寸、口廣一尺三寸餘」と見え、釋日本紀には筑後風土記を引きて「上妻縣々南二里有筑紫磐井之墓、墳高七尺周六尺、墓田南北各六丈東西各々四丈、石人石盾六十枚交陣成行、周匝四面當東北角有一別區、號曰衛頭(衛頭致政炊所也)其內有一石人、假客立地、號曰解部、前有二人、裸形伏地、號曰倫人、側有石猪四頭、號曰藏物、彼處亦有石馬三匹、石殿三間石藏二間、古老傳云、筑紫君磐井豪強暴虐、不優皇風、生平之時預造此墓、官軍勦發知勢之不勝、遁豐前國上膳縣終南山

セキバ

峻嶺之曲、官軍失蹤擊折石人之手、打墮石馬之頭」とあり、現今もなほ存在す、若林勝邦氏の記事によれば、その墳丘は前方後圓の墳にて、石人はその中央よりや、後方に存せりといふ、古來その地を石人山と稱し、同國吉田岩戸山の石人所在地との間を人形原といへり、古來學者の多くは之を以て磐井の墳墓に關係ある特殊のものとしてたれども、その後各地に發見せらるゝに及び、同地方に行はれたる一般の風習たること闡明せらるゝ、石人の樹立の風は、鄰邦なる支那と朝鮮とに存すれども、朝鮮にては、里程標の如きを主とし、墳墓に樹てしものならず、支那は我國と同じく墳墓に樹てたること風俗通、酉陽雜俎に見え、早く周末時代より行はれしものに似たり、されば九州地方の石人石馬も、其風を學びしものなるべし、然れども支那にては概ね墳丘の前方に配列せらるゝ、我國には墳輪と並列して墳墓の周圍に配置せり、蓋し日本特殊の配列方法なるは之を日本化する結果なるべし(高橋氏「古墳と上代文化」同「考古學」八木、中澤兩氏「日本考古學」日本考古圖譜)

セキフ

尾舟、一云、戰士可乘之輕舟」と見ゆ、戰國以後にありては、和漢船用集に「關船、舟方言に曰、關は城塞門也、又要會の乗船也、此故に名付、又曰、四十挺以下矢倉なき者、是を小早と云、四十挺以上矢倉ある者、是を關と云」とあるにて、其一班を知るべし、されど太閤記朝鮮陣人數賦之事の條には「物見之疾舟、一大將より二艘宛出し可申事」とあり、駿府政事録には、家康が大坂出陣のことを記して「十月二十三日卯刻水原出御、自矢橋召早船(櫓四十挺立)膳所戸田左門、於船中獻御膳」など見えたれば、元來が早船なれば、早船關船、相通じて用ゐしものなるべし、又玉露叢に天草亂の軍を述べて「寛永十四年十一月九日天草ヨリ男女共二千七百餘人、船ニテ著岸申候、將又大江ノ濱ニアル處ノ舟ドモヲ、殘ラズ打コハシ候テ城ノ堀ノ圍ニ仕リ候、三十挺ダチノ早舟ヲ一艘計リ殘シ置申候事」とあるは、關船なるべければ、四十挺立以上とするも、必ずしも從ふべからず、概ね三四十挺以上なるべきか、幕府の軍艦たりし天地丸、安宅丸、大龍丸、吉岡丸なども御關船御召船御建物明細書並圖には皆御關船と記したり、殊に安宅丸の如きは長さ三十餘尋の大船なれば、輕舟とは稱しがたし、蓋し關船ははじめ早船に就きて稱したるべきも、後には單に軍艦の意に用ゐしものならん、「アタケケマル」増補の「ハヤ

セッキン

代住民 舊日本石器時代に生存せる民族をいふ、現今大別して二派となす、一は東日本を中心として居住せる繩文土器使用者、二は西日本を中心として居住せる彌生式土器使用者なり、後者は別に記せるを以て、前者のみ述べんとす。[附圖] 明治十二年理科大學教師モールス氏は、武藏國大森介墟の研究より、日本石器時代住民を、アイヌ渡來以前の民族なりとなし、同ミルン氏は之に反してアイヌ説を立てしが、明治二十一年頃坪井正五郎博士は、遺跡遺物及び土俗の方面よりコロポックル説を主張せり、之に對して久米邦武博士、白井光太郎博士等、アイヌ説を唱へ、尋で小金井良精博士亦人骨上よりアイヌ説を主張し、爾來坪井博士を中心とするコロポックル説と、小金井博士を中心とするアイヌ説との二系統行はれしが、明治三十二年鳥居龍藏博士の千島アイヌ調査は、アイヌ説に有力なる根據を與へ、更に濱田耕作博士の文様上より坪井博士に反對する等頗る活氣を呈したれども、坪井博士在世當時は、一般にコロポックル説優勢なりしが、大正二年六月坪井博士歿後アイヌ説漸次擡頭して、學界はアイヌ説を肯定せるものゝ如くなり、然るに大正七年に至り長谷部言人博士は體質の調査より蝦夷はアイヌなりやとの疑問を

石器時代

提出し、石器時代住民を以てアイノイドとなし、アイヌと似たる人民なりとの説を主張し、松本彦七郎博士は遺物及び人骨の研究より汎アイヌ説を立て、濱田博士も亦河内國府の石器時代遺跡調査後、舊説を捨て、汎アイヌ説に従ひ、かくて現今に於ては小金井、鳥居兩博士を中心とするアイヌ説、長谷部、松本、濱田三博士を中心とする汎アイヌ説の對立を見、いまだ疑問を解決するに至らず、(一)「アイヌ説」コロポックル」説に就いては、本文の條に述べたれば之を略し、アイヌ説の内容を述べんに、大體三方面より記述するを得、即ち一は人骨上より、二は遺物上より、三は土俗上よりなり、人骨上の研究に關しては、小金井博士は、貝塚出土の人骨と、現アイヌ、現日本人とに就きて上膊骨、大腿骨、脛骨等の指示數を比較し、石器時代人骨が、日本人よりもアイヌに類似すといひ、又齧齒がアイヌに少なく石器時代の人が多いといふ坪井博士の説を評して、一般の學説よりは反對なる現象にして、寧ろ疑ふべき事なりと述べたり、次に遺物上の研究に關しては、坪井博士は石器時代住民の製作せる土偶に於て、男子が無鬚なる事、及び遮光器を附する事等がアイヌになしと述べしに對して小金井博士は、其製作、技巧拙劣にして故意或は裝飾的に變形されれば、之によりて結髮、衣服その他の狀態を推察する事は

セキバ

提出し、石器時代住民を以てアイノイドとなし、アイヌと似たる人民なりとの説を主張し、松本彦七郎博士は遺物及び人骨の研究より汎アイヌ説を立て、濱田博士も亦河内國府の石器時代遺跡調査後、舊説を捨て、汎アイヌ説に従ひ、かくて現今に於ては小金井、鳥居兩博士を中心とするアイヌ説、長谷部、松本、濱田三博士を中心とする汎アイヌ説の對立を見、いまだ疑問を解決するに至らず、(一)「アイヌ説」コロポックル」説に就いては、本文の條に述べたれば之を略し、アイヌ説の内容を述べんに、大體三方面より記述するを得、即ち一は人骨上より、二は遺物上より、三は土俗上よりなり、人骨上の研究に關しては、小金井博士は、貝塚出土の人骨と、現アイヌ、現日本人とに就きて上膊骨、大腿骨、脛骨等の指示數を比較し、石器時代人骨が、日本人よりもアイヌに類似すといひ、又齧齒がアイヌに少なく石器時代の人が多いといふ坪井博士の説を評して、一般の學説よりは反對なる現象にして、寧ろ疑ふべき事なりと述べたり、次に遺物上の研究に關しては、坪井博士は石器時代住民の製作せる土偶に於て、男子が無鬚なる事、及び遮光器を附する事等がアイヌになしと述べしに對して小金井博士は、其製作、技巧拙劣にして故意或は裝飾的に變形されれば、之によりて結髮、衣服その他の狀態を推察する事は

セキフ

提出し、石器時代住民を以てアイノイドとなし、アイヌと似たる人民なりとの説を主張し、松本彦七郎博士は遺物及び人骨の研究より汎アイヌ説を立て、濱田博士も亦河内國府の石器時代遺跡調査後、舊説を捨て、汎アイヌ説に従ひ、かくて現今に於ては小金井、鳥居兩博士を中心とするアイヌ説、長谷部、松本、濱田三博士を中心とする汎アイヌ説の對立を見、いまだ疑問を解決するに至らず、(一)「アイヌ説」コロポックル」説に就いては、本文の條に述べたれば之を略し、アイヌ説の内容を述べんに、大體三方面より記述するを得、即ち一は人骨上より、二は遺物上より、三は土俗上よりなり、人骨上の研究に關しては、小金井博士は、貝塚出土の人骨と、現アイヌ、現日本人とに就きて上膊骨、大腿骨、脛骨等の指示數を比較し、石器時代人骨が、日本人よりもアイヌに類似すといひ、又齧齒がアイヌに少なく石器時代の人が多いといふ坪井博士の説を評して、一般の學説よりは反對なる現象にして、寧ろ疑ふべき事なりと述べたり、次に遺物上の研究に關しては、坪井博士は石器時代住民の製作せる土偶に於て、男子が無鬚なる事、及び遮光器を附する事等がアイヌになしと述べしに對して小金井博士は、其製作、技巧拙劣にして故意或は裝飾的に變形されれば、之によりて結髮、衣服その他の狀態を推察する事は

危険なりといひ、同じく石器時代人民が貝塚をつくり、アイヌが貝塚を積成せずといふ疑問に對しては、食料採集の方法の進歩、及び難易によるものにして、必ずしも石器時代人が貝類のみを食せしにあらざり、他の動物をも供給せる故、これを以て好嫌を考察し、人種上の差を立つるは不可なりと斷じ、文様については、坪井博士は兩者に明かな區別を立てたれども、白井博士、佐藤重紀、山中笑氏等は寧ろアイヌと類似すといひ、濱田博士、大野雲外氏もこれに賛し、明かに一致する文様の實例をさへ擧げたり、次に土俗學上の研究に關しては、坪井博士はコロポックルをエスキモーと比較して、甚しき酷似點を指示されしに對し、小金井、鳥居兩博士等は、同じアイヌの一派なる千島アイヌが、石器時代住民と同じく、堅穴に住居し、土器石器を使用せる事實を以て、聯絡を認めたり、最後に坪井博士コロポックル論の根據たる「コロポックルの傳説」につきては、アイヌ論者は、それは蕃民間の妄説にして、それを以て直にすべてを立證し得べき絶對的價值あるものに非らざる事を述べ、小金井博士は色丹アイヌと薩哈哇アイヌとは、コロポックルなる名稱及びその物語を傳へざるを擧げ、坪井氏の缺陷を指摘せり、ともかくもアイヌ論者は、坪井博士のコロポックル説に對して、種々疑問を提出すべき理由ありとし、

セッキ

セッキ

セッキ



論争を重ねし時、鳥居氏の北千鳥アイヌ研究によつて一層助長せられたるものといふべし、(小金井良精氏「日本石器時代の住民」人類學雜誌、史學雜誌)(二)「汎アイヌ説」長谷部博士は、凡ての日本石器時代住民を、現日本人の祖先なりと假定し、それを妨ぐる二問題、即ち蝦夷はアイヌなりといふ説と、石器時代住民はアイヌなりといふ説に對して疑問を述べたり、(人類學雜誌、歴史と地理「日本古代の文化」等、其大要を擧ぐれば、博士は先づ東北地方壯丁の身長を研究せる結果、岩手縣最も高く、埼玉縣最も低き事實を得、アイヌの平均身長が埼玉に近く、岩手の如く最も蝦夷の影響深かるべき地方が身長高きに注目して、蝦夷は果して現アイヌなりやにつきて疑ひ、次に石器時代人骨測定を示す點が、アイヌに對する差異も、日本人に對する差異も同程度のものにして、人骨上よりは、アイヌなりや、日本人なりやを絶対に確定し得ざる狀況なる事を述べて、石器時代住民はアイヌなりやに疑問を投ぜり、而して最後に氏はアイヌ式彌生式等石器時代住民を大別する事の不可を論じ、日本古代の住民は等しくアイヌらしき人民、即ちアイノイドなる住民と稱すべきを主張せり、之に對して松本彦七郎博士も、生物學的に遺物を觀察して、彌生式より古墳時代に向つて漸進的なる如くアイヌ式より彌生式に向つても漸進的なり

といひ、日本民族は凡て一原に歸し得るものとなし、土器の層位的研究を六期に分ち大木式、彌澤式、宮戸式、大境五層式、大境四層式、埴谷齋齋時代とし、一方人骨上より二人種を擧げ、一は倭小なる宮戸人種、二は長大なる津雲人種となし、共にアイヌの近縁人種なりと述べ、現代アイヌ及び石器時代住民を一括して「汎アイヌ」なる名稱の下に總括せり、(歴史と地理、人類學雜誌、American Anthropologist) 之に續いて濱田博士は、大正七年河内國國府の石器時代遺跡の研究を發表せる際、アイヌ式繩文土器と彌生式とを伴出するより、原始繩文土器説を出し、土器においてアイヌ式も彌生式も同一系統に屬すべき事を述べしが、人種論に接觸せざりき、然るに前記諸氏の人類説出づるに及び、博士は遂に舊説を捨て、汎アイヌ説に走り、大正九年同じく河内國國府の遺跡調査報告中に明かに述べたり、後日備中津雲貝塚、肥後藤貝塚、薩摩指宿貝塚等の調査は、益々その説を裏書するものゝ如く、汎アイヌ説は次第に隆盛となれり(京都大學考古學報告) 石器時代住民の殘せる遺跡に五種あり(一)貝塚、(二)遺物包含層、(三)遺物散列地、(四)堅穴、(五)チャシなり、(一)は本文に見え、(四)(五)は増補別項に記せり、(二)(三)は遺物が表土下一定の個所に群集せる場合を遺物包含層といひ、それが後世攪亂

せられて表面に散布する遺物散列地といふ、この外信濃諏訪湖底、近江琵琶湖底より遺物の出土する例より、或は水上住居跡をも加ふべきなれども、これは疑問ありて確定せず、これ等の遺跡は當時の民衆が一定の地を限りて群居せる跡にして、今日その發掘によつて種々の遺物を得る個所なり、(遺物) 質料より石器、土器、骨角器、貝器に分ち、使用状態より日用品、利器、裝飾品、宗教品等に分つを得、即ち左の如し、日用品、【石製】石皿、石七、石庖丁、石冠(これには宗教具と思はるゝ物もあり) 凹石(發火具) 敲石、磨石、石錘、(漁撈具) 砥石、  
【土製】土器(形状は瓶形、壺形、甕形、椀形、鉢形、急須形、德利形等、又燒成文様形状等より厚手式、薄手式、奥州式、諸磯式等に分つ) 紡錘車、紡錘に使用せし物、  
【骨角製】 鈿、釣針、(以上漁撈具)  
【貝器】 水吸器、容器、  
【石製】 石斧(打製、磨製、敲製等あり) 石鏃(有柄無柄、石錐(穿孔用)、石槍、石劍(宗教具と思はるゝものもあり) 獨鈷石(兩頭石斧) 環石、  
【骨角牙製】 骨鏃、骨斧、骨槍、牙斧、  
【貝製】 貝斧、  
裝飾品、玉類(石、土、骨、牙製あり、又句玉小玉等あり)、耳飾(耳朶に挿入す) 口

唇具(口邊に挿入す) 裝髮具(簪類) 腰飾、貝輪(腕に挿入す) 顏料(朱)  
貝輪、土偶(神像) 土版(護符) 石偶、石版、石棒、動物形土製品(熊、猪、猿、犬等)、この外木製品として獨木舟あり、實物は殘存せざるも、織物、竹籠、アンペラ等の存在を認む、(遺物) 遺跡遺物より觀たる石器時代住民の文化は、海岸地方は貝類、魚類を、山岳地方は鳥獸等を唯一の食料とし、住居は地上に穴を穿ちて草木樹皮を以て蔽ふ穴居状態なり、衣服は土偶の示す所によれば、文様を刺繡せる衣服を纏ひ、種々の裝飾品を附し、入墨を施し、靴を穿き、種々に結髮し、東北地方にては遮光器を眼に蔽ふ、生業工業は相當に進歩し、獨木舟を操つて漁り、弓矢を携へて狩り、石器或は土器を製作し、且つ美術的文様を施す、又或程度までの交易も行はれ(物々交換)たり、宗教思想は幼稚なるも、Animism にして萬物に靈力を認め、太陽を崇拜し、生殖力及び生殖器をも崇拜せり、動物形土製品の存在はTotemism (トーテムズム) も存在せるが如し、(注) 日本石器時代は、今より何年程以前に存在し、何年間程繼續せしやは、なほ未定なりとす、嘗てミルン氏は大森貝塚の地點より東京灣迄の距離を測定し、古江戸圖等を参照して大約二千六百五十年餘を算出せり、その後坪井博士はそれを基本とする三千年説を提出し、爾來一般に三千年程

以前を日本石器時代なりと假定せり、この説不可なきも、上限下限を表はさず、地質學の教ふる所によれば、概して日本石器時代遺跡遺物は、第四紀洪積層上に位し、往々沖積層上にも存在するもの故、洪積紀より沖積紀の始めに存せし事は明かなり、且つ近年丹後國熊野郡函石、筑前國糸島郡松原等の遺跡より、石器、銅器、鐵器と伴ひて、玉葬の貨泉を發見せし故、その當時(漢時代即西紀前一世紀頃) が、日本石器時代の下限なる事を知り得ると雖も、地方的には相當の差を存せしものゝ如し、増補の彌生式土器(ヤホヒシキドキ) 同堅穴(タテアナ) 同「チャシ」參着(人類學雜誌、考古學雜誌)  
**センゲンダイサイゼンジ** 禪源大濟禪師 僧宗舜の勅諡號、「ソウシユン」を見よ、  
**センケリウ** 千家流 千利休の創めたる茶道の一派、茶湯(チャノユ) 及び千宗易(センソウウエキ) を見よ、  
**センジャフダ** 千社札 増補の納札(ナウサツ) を見よ、  
**センダイサウダウ** 仙臺騒動  
仙臺藩主伊達家の家臣の權力争を云ふ、又伊達騒動とも云ふ、江戸時代初期に於ける御家騒動中の大なるものなり、(注) 萬治三年七月伊達正宗の孫綱宗、不行跡の廉を以て、幕府より逼塞を命ぜらる、尋て

龜千代(綱村) 家督となりしが、幼冲なるを以て、綱宗の叔父伊達兵部少輔宗勝及び其兄田村右京亮宗良の二人後見役となる、宗勝志善からず、家老原田甲斐宗輔、小姓頭渡邊金兵衛義俊、目付今村善太夫安長などいふ奸曲の徒を擧用したれば、奸黨はびこりて政事を恣肆にして、濫賞酷罰の弊、年毎に絶ゆることなく、覬覦の企さへ開えて、幼主の身亦危懼の裏に包まれんとせり、藩士里見十左衛門重勝は、強く宗勝に諫言して、却て重き罪を被らんとし、伊東七十郎重孝、伊東安女重門は、宗勝を刺さんとし、果さず、爲めに安女は押籠められ、七十郎は斬らる、一門伊達安藝宗重、深く惡政を憂ひ、屢々宗勝を諫めしも聽かれず、横道いよゝゝ募りしかば、安藝、伊達家の滅亡を患ひ、遂に死を決して、事に寄せて幕府に訴ふ、(注) 寛文十一年二月安藝等幕府より召されて江戸に上る、因て安藝、甲斐幕府の老中板倉内膳正重矩、土屋但馬守數直に召し出されて、尋問對決せらる、又家老柴田外記朝意、古内志摩義如も召されて問はれしに、二人安藝が言を證して、非政の事、愈明白となりしかば、遂に三月二十七日大老酒井雅樂頭忠清の第に、安藝、外記、甲斐、志摩の四人を召して處決する處あらんとす、順次に一人宛を召出して糾問せしが、甲斐その事の非なるを察し、俄に刀を抜いて安藝の鎖元を斬る、安藝又刀を



センユースウキ

抜いて拒ぎ甲斐の股を刺す、甲斐更に安藝を斬つて奥を指して進まん、柴田外記、及び酒井の家臣等之を拒ぎ甲斐を刺す、外記も亦傷けられて、二人共に斃る、此に於て幕府は翌四月之が處分を命じ、伊達宗勝を土佐の山内家に、其子を小倉の小笠原家に預け、田村宗良は平生政事に預からざりし故を以て、其罪を赦して閉門を命じ、原田甲斐の子息等には悉く切腹を命ず、又伊達綱村を召して、其の幼沖の間なりしが爲めに、特に罪を免じて封を襲がしめ、爾後後見役を罷めて、重大なる事のみ親族に謀らしむ、此に於て伊達家の紛擾全く落着せり、此事件は、小説、軍談、演劇等に結構せられ、潤色附會せし事多かりし爲め、其真相を誤られしこと尠からず、かの神史に有名なる忠節の乳母政岡、千松、松前鐵之助の如き、又遊女高尾の如き、何れも皆附會の人物なりとす(大概博士伊達騷動實録)

して圓滿本光國師の號を賜ふ、妙齡にして東福寺の永明菴に入りて剃髮す、普く山中の智識を見て學業衆に秀つ、後ち特芳和尚に龍安寺に參し、永正の初妙心寺に出世す、尋て靈雲院を法山の刹に創立して退居せしが、今川義元其名聲を聞き國の臨濟寺に迎ふ、雲水の徒輪下に幅濶す、幾もなく又妙心寺に歸り更に尾張瑞泉寺に移り、二年の後再び舊院に還住す、後奈良天皇屢々召して法を問ひ、特に國師號を賜ふ、天文十八年七月廿四日寂す、壽八十二(本朝高僧傳)

ソウキースウク

ソウク 宗九 名號勅して普應大満國師の號を賜ふ、近江石山の人なり、後奈良天皇召して法要を問ひ御歸依あり、特に國師號を賜ふ、弘治三年四月十三日寂す、壽七十七、遺偈に曰く、殺佛殺祖遊戯神通、末後一句猛虎舞空(延寶傳燈錄)

ソウクワウ 宗光 名號字は月菴、俗姓大江氏、勅號正續大祖禪師、美濃の人なり、幼にして大圓寺の峰翁和尚に投じ、十五歳の時剃髮す、尋て古先元、夢蘆石の二老に參し、又南禪、建長の兩寺に學ぶ、貞治六年但馬黒川に遊び其地の幽奥なるを愛して錫を駐む、四方の道俗來りて教を請ふもの多く、領主山名時照亦弟子の禮を取る、大明、圓通、大同、禪昌の諸寺は皆宗光の創設する所にして實に其開山たり、康應元年三月二十二日寂す、壽六十四、法

臘五十(本朝高僧傳) ソウケン 宗源 名號雙峰と號す、國師號を贈らるゝに及び雙峰國師と稱す、詳ならず、筑前の人なり、幼にして敏英、風格凡ならず、十三歳の時洛に入りて聖一國師を拜し落髮受戒し服勤する事六年に及び、造證尤も深し、後また一寧等の門に遊ぶ、嘉元年中筑の崇福寺に入り、尋て東福寺に轉じ、晩年南禪寺を置す、後宇多上皇其學徳を慕ひ禪門の菩薩戒を受け給ふ、幾もなく大聖寺を創めて開山となる、勅して官寺に列す、既にして再び東福寺に住し建武二年十一月廿一日寂す、壽七十三、曆應三年勅して國師號を賜ふ(本朝高僧傳)

ソウゲ

ソウケンセンジ 宗源宣旨 名號神祇長上たる吉田家より諸社に授くる神階の宣旨をいふ、左の如し、紙は宿紙に書するを例とす、(一) 神宣 肥前國佐賀郡與賀庄 正一位與止日女大明神 右欽明天皇廿五年八月廿八日垂跡以來、代々被増一階、勸年紀、爲極位神、依神宣、啓狀如件、 永正十年八月十三日 神部伊岐宿禰判奉 神祇長上侍從下部朝臣判

(二) 宗源宣旨 正一位足見田夜後大明神 勢州三重郡水澤村

ソウコ

右垂跡以來被増一階、勸年紀爲極位神、元祿十一年十二月六日 神部伊岐宿禰奉 神祇道管領長上勾當正三位侍從下部朝臣兼敬 朝臣兼敬 (三) 宗源宣旨 石部大明神 今宜授正一位者 右依 今上皇帝 聖勅 神宣 御表之神聖如件 延寶七年己未五月吉曜 神部伊岐宿禰奉 神祇道管領勾當長上下部朝臣兼連 室町時代の末葉より起りしものなるべきも詳かならず、上記の永正の宣旨は後柏原天皇の御代なれば其頃よりの事なるべし、當時朝廷の式微甚しくして禮樂地を掃ふ、吉田家は蓋此機に乗じて神階授與の新例を開きしものか、而して其宣旨は敢て朝命を奉行せるものにあらず、全く同家のみの自由なりしが、江戸時代に至り寛保年中其獨裁を禁じ神位は重事なれば、自今勅裁を経べき旨吉田家に傳達あり、それより後は同家の執事によりて授與することゝなれり、(出口延經家反古中抄出、神祇破偽顯正問答、増益辨抄俗解、春湊浪話、法曹後鑑)

と號す、俗姓原田氏、肥前武雄の人なり、幼にして出家を願ひ、密宗の快義法印に投じて飄鳥の役を執る、然れども宿植の感ずる所自ら禪門を慕ひ、更に圓應寺の華嶽和尚に事へて剃髮す、年甫めて十二、尋て常州多寶院に掛錫し、又丹州瑞巖寺に赴きて萬安和尚に隨從す、明曆年間所司代板倉重宗の請によりて、三河長岡寺の住職となりしが、幾もなく之を辭し、爾來行止を定めず、或は村落に留り或は山林に寓せり、其間泉南の禪徳、住吉の興禪兩院を創めて第一世となる、寛文十一年加賀の大乗寺に住し大に宗風を掲げ、古規を恢復するの後、延寶八年同寺を弟子山に附して城州禪定寺に隱る、元祿九年正月十日寂す、壽七十九、法臘六十七(續日本高僧傳)

シユウコウ 宗直 名號字は古嶽といふ、勅して正法大聖國師の號を賜ふ、俗姓佐々木氏、近江蒲生郡の人なり、四歳にして父に従ひ州の菩提寺に遊ぶ住持笑菴文殊五字號を以てせるに、一たび聞いて之を暗誦す、八歳の時嚴問寺の義濟に投じて落髮す、濟授けるに法華を以てしたるに、八日にして業を終へたり、濟深く其聰敏を稱す、十六歳上京して建仁寺の喜足喙公に依る、後ち又春浦和尚に大徳寺に參し、永正六年の秋旨を奉じて同寺に出世す、後ち大仙菴に退居す、將軍足利義植を初め名公鉅卿道を問ふもの多し、後柏原天皇其聲

ソウコ

宗胡 名號字は月舟、可齋齋

ソウタ

ソウト



ソウホーソクシ

雙峰國師 僧宗源

の勅諭、増補の「ソウケン」を見よ、

ソクミヤウホフ 續命法 普賢延命

法をいふ、「フゲンエンミヤウホフ」を見よ、

ソノダイフフシ 園大夫節 豊後節

(アンゴアシ)を見よ、

ソウエキチヤウ 損益帳 異損

の歳、國司其管内の損得田を巡検して言

上する解文をいふ、故に又損戸の解文とも

坪付帳とも稱す、十月三十日以前に太政官

に進る定なり、**藤式**延喜主税式の様式を示

せば左の如し

某國司解損田

合國內田若干

不輸租地子田若干

每通可録

完田若干

不堪佃田若干

租田若干

地子田若干

堪佃田若干

損田若干

見損田若干

五分已上損戸得田若干

得田若干

租田若干

地子田若干

八分已上戸若干烟

七分戸若干烟

ソウガ

五分已上戸若干烟

四分已下戸若干烟

右得管諸郡司解、爾、云々者、國司巡檢所

申有、實、仍注、損得田、申上如、件、謹解、

年月日

正倉院文書に、天平十二年の遠江國濱名郡

租帳夾名帳見えたり、又損益帳の一種なり、

(「ソウケン」參看)(延喜式、西宮記、正倉

院文書、貞信公記)

ソウガウシケン 尊號事件 起原

光格天皇の閑院宮家より入りて大統を繼ぎ

給ふや、御生父典仁親王に太上天皇の尊號

を上り給はんの勅慮ありしかば、天明八年

四月議奏中山愛親に仰せて、尊號准據の例

を調査せしめらる、愛親即ち小一條院、後

高倉院、後崇光院などの前例あるよし、答

奏せるを以て、勅慮漸く決し、寛政元年傳

奏萬里小路政房、久我信通に命じて、所司

代太田資愛に之を達せらる、**藤式**時に幕

府の全權を握りたるは、將軍徳川家齊の輔

佐たりし老中松平定信なりしが、翌二年の

春手書を關白鷹司輔平に寄せて、御實父御

在世中尊號の宣下あらんは然るべからざる

旨をいへり、これもとより公然の通牒には

あらざりしかども、輔佐職より關白への文

書なれば、殆んど公式の性質を帯びたるが

ゆゑ、其事自ら熄む、されど當時の制度と

して、極位の親王たりとも、殿上の座次は

三公(太政大臣左右大臣)の下に列なり、

ソウガ

途上の禮節は歩行の大臣に乘輿を降るの定

めなるを以て、勅慮安からず、寛政三年の

春に至り、再び旨を所司代に傳へ、尊號の

こと素より重し、今暫く猶豫あらせらるべ

きながら面かもそのまゝに捨ておき難けれ

ば、まづ小一條院の例に准へ給はんか、然

らずば御參内の儀式なりとも仙洞の例に改

められたく思召さる、よし仰出されたり、

かくて同年十一月關白一條輝良(鷹司輔平

は八月廿日職を罷む)以下參議以上の人々

に、尊號宣下の可否を諮問ありしに、左大

臣鷹司政熙が已に其位を踐まず、何ぞ虚し

くその號あらんやといひ、前關白鷹司輔平

が關白と同意なりしを除きては、皆之を可

とする旨を奉答せり、されば寛政四年正月

群議の寫に、御内慮書を添へて幕府に廻達

せしめらる、要は御實父崇敬の孝道未だ調

ひ給はざるにつき、勅慮頗る安からず、前

例既に存し、群臣またその可なるを答奏せ

るが故に、尊號の宣下は必ず遂行遊ばされ

んとす、もし相整ひ難きに於ては、深き思

召もあらせらるべしとなり、二月定信等奉

答するに、假令前例これありとも、時勢の

相違議論の是非もあること故、必ずしも准

據すべきにあらず、去れど厚き御内慮の事

ゆゑ、將軍家にもなほ又深く御勸考あるべ

しといふを以てす、折しも親王には御老體

なるに加へ、中風の御病さへ起りしかば、天

皇いかにもして素志を貫かんと欲し給ひし

ソウガ

かば、新嘗祭の頃までに幕府の再答出來ず  
ば、推して宣下あるべしと決心せらる、定  
信開きて大に驚き、八月所司代堀田正順を  
して(太田資愛は此月其職を罷む)名器輕  
からざる儀につき、尊號宣下のこと決して  
無用たるべしと奏せしむ、傳奏正親町公明  
もまた幕府の抗議あるに、強て宣下あらば  
公武關係の桎梏を來し、忌々しき大事を惹  
き起すべしとて、宣下中止の建白を閣下に  
捧げしかども、勅慮既に決して、耳を傾け  
給はず、更に名器輕からずといへる事由を  
幕府に尋ねしめ、なほ重ねて十一月月上旬  
には是非とも宣下あらせらるべき旨を通知せ  
られしが、幕府は奉答せざりしより、同年  
十月二日所司代に對し、當月上旬閑院宮へ  
御内意あり、十一月月上旬宣下あるべしとの  
御沙汰書を達せらる、所司代幕府を憚りて  
命を拜せずして之を奉還せり、會々定信の  
奉答書京都に達す、されど義理分明の答に  
はあらで、只固く尊號を止め奉り、且つ傳  
奏正親町公明、議奏中山愛親、廣橋伊光を  
江戸に召致する命を傳へたり、既にして十  
一月定信等再び奉答書を上り、其位を踐ま  
せられず其統を繼がせられずして其名を上  
るは、然るべからざる事なり、御位號は重し  
徒らに前例故格を墨守して、時勢議論の如  
何を問はざるは宜しからず、名器一度動き  
ては社稷蒼生の興廢安危にも拘はるべし、  
なほ詳くは三卿下向の上仰進らるべきなり

ソウガ

と申す、是に於て宣下の議遂に行はれず、  
十一月に至り尊號宣下停止の勅命降る、越  
えて翌五年正月議奏中山愛親、傳奏正親町  
公明に東下の暇を賜ふ、發するに臨み、天  
皇特に關白一條輝良を以て、宸筆の御書を  
中山愛親に授けらる、これはじめ尊號の事  
を仰出させられし折、深き思召ありて宣は  
せられたれば、これに關して關東の實問あるべ  
きを慮り給ひしが爲なりき、二月愛親等江  
戸に着す、十一日松平定信の役宅に於て對  
問あり、尊號の事を仰出させられし前後の  
事情につき、定信より尋ぬる旨ありて、愛  
親等一々之に答ふ、時に定信深き思召とは  
如何なる御事なりやとのことに、愛親答へ  
て、勅慮のほどは伺ひ知るべくもあらねと、  
宸翰を賜りたれば、定めて其旨をも記し給  
へるならん、拜見すべしとて懷より取出す  
を、定信押し留め宸翰拜見のこと先例なし  
存じも寄らぬ事なりとて遂に拜せず、蓋し  
違勅の罪に陥らんことを恐れしなるべし、  
十六日再び城中帝鑑の間に於て對問あり、  
ほゞ昨日のごとくなりしが、定信は愛親等  
が其仔細を承らずして、猥りに宸翰を奉持  
せるを責め、役儀不相應の事なりと詰難せ  
り、廿二日老中松平乗定の役宅に於て對問  
の際にも、定信等は更に之を非議し、なほ  
また天皇の關東の返答を待たずして宣下あ  
るべしと仰出されしことに關し、二卿が其  
職責を盡さざるを詰りに、二卿も強て事

ソウテ

を釀すを好まざりしかば、また争はず、幕  
府乃ち其罪を問ひ、愛親に閉門百日、公明  
に逼塞五十日を命じて、愛岩下の青松寺へ  
遷し、尋て其歸京を許すと共に、旨を所司  
代に傳へて、傳奏萬里小路政房を差控三十  
日、傳奏廣橋伊光を同廿日に處す、並に連  
座の罪なり、程經て幕府は、典仁親王御在  
世中毎歳二千俵を増進して、勅慮を安め奉  
るの道を講じたりしが、翌六年七月遂に聽  
じ給へり、明治十七年三月勅して太上天皇  
の號を上り、慶光天皇と申す○定信が皇室  
の私事たる尊號事件に對し、強て止め奉り  
し事由詳かならず、世に傳ふる所によれば  
當時の將軍徳川家齊は、一橋家より入りて  
宗家を繼承したれば、其生父たる一橋清濟  
を尊び、大御所と崇めて、西丸に奉ぜんと  
するの意あり、治濟また密かに之を望みた  
れば、定信いたく之を憂ひ、もし京都に上  
皇宣下の事行はれなば、江戸にても必ず治  
濟を大御所となすの議定まるべしとて、尊  
號の不可を論じたるなりといへり、家清治  
濟に其意のありしは疑ふべくもあらざれど  
只單にこれのみを以て真相を穿ちたりとい  
ふべからざらん、近時三上博士は定信の  
意、蓋し朝威を押へて幕威を張るの政策に  
出でたるものならんといへるものおもふに  
事實に近かるべし(尊號延議一件中山家記、  
續徳川實記、尊號記略、樂翁公と徳川時代  
ソウケン 損田 **藤式**水旱蟲霜等の自



然の災害の爲に禾稼を損ぜられたる田を云ふ、又之を不熟田と稱す、**國司**大寶の制、田の損するあれば國司實を檢し、具に錄して官に申さしめ、十分の五若くは六を損ずれば、田租を免じ、十分の七を損ずれば租、調、庸及び雜議を全免したり、右の五分、七分、八分といふは、一戸の田の總高に對する、損田の割合にして、凡てこの時代に於て、戸は納稅者の單位なるを以て、損田の場合には戸を以て、十分の五以上を損じたる戸を損戸と稱したり、又四以下の損戸にして一戸内の口、或は損じ、或は得るものは、其損口分の租のみを免じたり、損田はかく天災に本ける異常の場合にして田租収入の減少を來す一原因なりしと雖、天然力に支配せらるゝこと多き此時代の農業に於ては、殆んど例年幾分の損害を受くると同時に、又其割合も今日より見れば豫想外に夥しかりし疑を容れず、之を天平十二年遠江國濱名郡の租帳に見るも、堪田數八百五十八町に對して損田數三百六十二町、即ち約四割の損害なり、されば古くより田租収入の豫算を立つるに際して、豫め之が缺損額を見積り、養老八年の格には、天下の田租は七分以上を以て定となし、三分を以て闕損となしたり、これ即ち後の民部省勘租の例となりし、有名なる不三得七の法にして、豫め國內の堪田數に對し損田數を想定し、七分以上を輸租、三分以下を

不輸租と限定せしなり、この法は早く養老の頃より實行せられて、田租減收の豫算標準となり、延曆に於ても民部勘租の例として之を準據せり、而れども此法はもと自然的缺損なる損田を豫想せるもの故、若し此缺損なき場合には、實際の得田高に應じて、輸租すべき管なるに拘はらず、國司はこの非常例を以て、經常歲入の減收と見做し、常に納官の田租を七分とし、殘三分を截留して、國司の處分となし、自己の收入を圖りしかば、延曆十六年六月この收租法を改正して、八分を輸租とし、二分を不輸租とし、而して今迄實際損害ありし歲に限りて、不三得七の法を行ふ定めなりしを、今度は災害の有無に拘はらず、毎年二分の減收を許すこととなしたり、これ即ち事實に於て二割の田租減税にして、各戸は其所管田數の二割を差引き、殘の八分の田租を納むれば足れり、かくて國司の私の處分を全く撤して、其截留貪婪の弊を防がんとせしも、遂に行はれざりしと見え、更に延曆二十一年七月此法を改正して、不三得七の法に復し、國司に一分の處分を許すこととせり、其の分割法左の如し、

而して右の免一分は、國司の處分に任せたリ、而るに此法に由れば、令制にある損四分以下の戸の減租救恤の法なく、且つ事實に遠かる損田制なるを以て、更に大同元年十一月、延曆の制を廢し、養老制の不三得七法を復舊し、實際損田の段別數に應じて免租することとせり、但し損七分戸の限定數は延曆制を採用したり、

損七分戸(田租、調、庸免除)定數  
延曆制に同じ

損五分戸(田租免除)定數なし

損四分以下戸(田租免除)定數なし

損七分戸を限定せる所以は、損五分又は四分以下の戸は田租のみを免するのみにて、中央國庫に直接の影響なしと雖、損七分戸は調庸を共に免するを以て、中央國庫に直接に損害を來す恐あるを以てなり、而してこの七分戸の定數を例損戸と稱し、後世に至るまで之を採用したり、延喜主稅式にも、この大同制を採用し、「勘租帳者、據當年帳、即通計國內十分、以得七已上爲定」とあり、今この損田法の實際に行はれし例を見るに、貞觀四年六月の官符に「檢諸國所進檢田帳、損多益少、相折兩數、所損或國四千町以下、或國二百町以上」とあるに徴するに、當時諸國の管田數明かならずと雖も、續日本後紀大同三年の條に、大和、河内、和泉の官田數一萬七千餘町とありて、其他の史實に據るも、上

國にして水田二萬を超えざるが如し、されば損田四千町を今假に上國の分とするも、其所損高はまさに總田數の四分の一弱に當る、而してこの總田數中には神田、寺田等の特權的不輸租田を含有すべければ、此等を除きたる應輸租田に對する損田の比は、更に夥しき上ることなるべし、更に國司はこの不三得七法にも満足せず、過分に損荒田を言上せしかば、延喜十八年には、過分言上の田數、總管田數の十分の二以上なる時は之を罰し、十分の一以下なる時は之を勘返して其缺物を補はしめたり、政事要略所載の勘解由勘抄にも、天慶元年諸國言上の不堪田使勘返十分の一に過る諸國司の罪狀を勘申せしこと見えたり、かくして、一方には口分田制亂れて、土地兼併の實行はれ、國司政の紊亂、莊園の發達等、各種の社會的原因は相合して、益々不輸租田の増加を來たせしかば、さなきだに其豫算に於て緊縮勝なる田租歲入は、更に其稅源を削減せられ、以て國家經濟の基本財産たる正稅數類の缺乏空湯を生じ、財政運用の資を失ふに至り、増補の異損(イソソ)參看(令義解、延喜式、三代格、續日本後紀、三代實錄、文德實錄、政事要略、北山抄、大日本古文書)

謂強食なり、梵舜日記慶長四年九月六日の條に「喜助女房ヨリ饅頭赤飯來」とあり、同天正十一年三月九日の條に「本所ニ爲祝義赤小豆飯在之」と見え、赤飯は即ち強食なり、黄飯に就ては、尾張國瀬戸の染飯、古來より尤も著名にして、東海道の名物として知らる、東海道名所圖會に「強飯を山梔子にて染て、それを摺つぶし、小判形に薄く干乾してうる也」と見え、信長公記に「天正十年四月十五日、田中未明に出させられ、藤枝の宿より瀬戸の川端に御茶屋立置、一獻進上申さるゝ、瀬戸川こさせられ、瀬戸の染飯とて皆道に人の知所有」とあれば、古くより行はれたるなり、豊後白杵邊にては「ワウハン」と稱す、徳用食鏡に「黄飯は榮耀なる様なれども、焚方に依て利方に成べければ、爰に豊後白杵邊にて、もつばら食する通りを記す也(中略)此飯は、常の飯の通りに仕かけ、其中に梔子を水に出し置、すこし入て焚べし、黄色の飯と成也」と見え、

ダイエンコクシ 大圓國師 僧疎石の勅諡號、「ソセキ」を見よ、

ダイエンホウカンコクシ 大圓寶鑑國師 僧東寔の勅諡號、「トウシヨク」を見よ、

タイカウテンノウ 大行天皇 天皇崩御の後未だ諡號を奉らざる間の稱號、史記漢孝景帝中六年四月の條

大行爲三人とある註に「服虔曰、天子死未レ有レ諡、稱大行、晉灼曰、禮有大行小行、主レ諡官、故以此名之、如淳曰、不レ反之辭」とあり、又文獻通考に「帝(漢高祖)初登遐、朝臣稱曰大行皇帝、魏孫毓曰、大行之稱、起於漢氏、漢書曰、大行在前殿、又曰、大行無遺詔、諡法大行受大名、小行受小名、初崩未レ諡、而嗣帝已立、臣下所稱辭宜有レ異、故謂之大行、言有大德行、必受大名、若稱諡也」とあり、我國の書には、持統紀三年五月天武天皇崩御の條に「命土師宿禰根麻呂、詔新羅使級濱金道那等曰、(中略)遣田中朝臣法麻呂等相告大行天皇陵」とあるを以て初見とす、又朝廷にて此稱號を用ゐられたるは、仁孝天皇崩御の際弘化三年二月六日、先帝に追て御諡號を奉らるゝ迄、天皇と稱せらるゝ旨を仰出され、又孝明天皇崩御の際にも、先帝御諡號迄、大行天皇と稱し奉る事を、老中松平周防守より公布したることあり、明治四十五年七月三十日明治天皇崩御あらせられし後九月追號あらせられしまで、皇室喪儀令ありて大行天皇と稱し奉れり(日本書紀、史記、文獻通考、弘化諒闇記、嘉永明治年間錄、官報)

ダイカク 大學 天智天皇始て學校を設け、鬼室集斯を以て、學職頭となしたり、これ大學の濫觴なり、其の制度

ソメイ

ソメイヒ 染飯 著色したる飯をいふ、赤飯、赤小豆飯、黄飯等あり、赤飯は小豆にて、黄飯は山梔子にて著色す、赤飯は所



は、詳かなることは知り難きも、天武紀六年五月の條に、大博士百濟人率丹、持統紀五年四月の條に大學博士上村百濟、同年九月の條に、音博士大唐續守、書博士百濟末士善信等の名あるを見れば、明經以下書博士迄もありたることを知るべし、大寶令の制に至り大學の制備は、式部省の下に大學寮を置き、以て學事を掌らしめたり、然れども其制度は、全く唐制を模したるものにして、特に秀才の試験の如きは、唐にても峻難の科として早く廢絶し、明經進士も登第者多からずと云へる程なれば、我國には蓋し至難中の至難なりしを以て、養老以後遂に學制を改むるの止むを得ざるに至り、神龜五年十月律學博士二人、直講三人、文章博士二人を増設し、平城の朝には、紀傳博士を設け、後また諸道にも直講を置き、博士助教を助けて教授に従事せしめたり、書道は、博士は舊の如く置きしも別に一道とせず、書學生貢を停めたり、是を以て後中には紀傳、明經、明法、算を四道の學と云ひき、年齢も平城天皇の時、諸王五位以上の子弟は十歳以上としたり、延喜式の制、年齢を限らず、試験の上入學を許し、五位以上の子弟は、無試験にて之を許したりき、又諸道に優等の學生を選抜して得業生と稱し、時服食料を給ふ、得業生七年以上なれば、本道の博士の擧によりて、式部の課試に願するを得、文章得業生は、大寶令の秀

才、文章生は進士に當る、文章生の假編入を擬文章生とし、二十人を限りて、春秋二期に試験し、文章生に補し、程年を経れば學問料を給ひたり、此時に當り、文物典章燦然として備はりしと雖も、其の實に至りては、年を逐うて諸政漸く亂れ、學事も隨て衰頹せしこと、三善清行の意見封事によりて明らかなり、蓋し藤原氏權を專にせしより、門閥を貴び、人材を抑蔽し、學業を獎勵せざるを以て、學生は青雲に上るを得ず、轆轤不遇、窮困したるを以て、學に志すもの少く、次第に衰微したるものなるべし、保延年中に至りては、變令類弊を極めたりしが、其の後火災兵革相繼ぎ、足利氏の末に至りては、殆ど其所在をも失はんとするに至れり、**タイガ**事務の長官を頭と云ふ助、大小允、大少屬各一人、教官に博士一人、助教、音博士、書博士、各二人ありて、諸生を教授したり、(なほ職員校舎の所在等に就きては、大學寮參看)博士助教は經に明かにして、德行の師範たる者を選び、書、算、音博士は、藝術の優等なるものを取りて、各其専門の學科を教授せしむ、課程には以上の外に、法律紀傳の學科ありしも、當時専門の博士を置かざりしは經學の博士助教之を兼ねしものならん○學生は、令の制、五位以上の諸王諸臣の子弟、及び東西の史部の子弟に限り、八位以上の子は、情願すれば之を許し、年齢は十三歳以上十六歳以

下にて、性質聰明善良なるものを選び、人員は四百三十人とす、其の他は入學を聽さず、入學には束修の禮を行ひ、在學中の席次は、王臣の別なく、長幼によりて定め、在學は九年と限り、若し九年に及び貢舉に堪へざるもの、及び毎學年の試験に落第する事三度に及ぶものは退學せしむ、延喜式の制、通常人も猶一經に通ずる者は、試験を経て入學するを許したり、**タイガ**經學、紀傳、文章、法律、書、算、音の七科にして、成業の學生は、秀才、明經、進士、明法、書、算の六道に分ちて之を擧用せり、**タイガ**素讀を先にし、素讀終りて後義理を講ず、素讀は反覆熟習して、十日間に千字を暗誦せしむ、秀才進士の試験に應ずるものには、作文をも授けたりしが如し、文章は、六朝駢儷の體を用ひ、支那の故事を用ひて、巧に之を排列したり、教科書は、明法のみ我國の律令を用ひ、他は悉く支那の書を用ひたり、左氏春秋(服虔もしくは杜預註、鄭玄註、以上大經)毛詩、周禮、儀禮(共に鄭玄註、以上中經)周易(鄭玄もしくは王弼註)尚書(鄭玄もしくは孔安國註、以上小經)論語、孝經(共に孔安國もしくは何晏註)等にして、文選爾雅等は隨意科としたり、論語は一般學生に課し、其の他は才力に應じて、一大經一小經に通じ、或は二中經に通ずるを二經に通ずと云ひ、大中小經に通ずるを三經に通ずと云ひ、二大經及び

其の他の三經に通ずるを、五經に通ずと云ふ、註は本文は勿論、諸家の註釋文を熟習せしめ、一經を授け終るの後、他經に移らしむ、算科の教科書は、孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開、重差、周髀、九司を用ひ、**タイカ**毎旬に素讀講義を試む、之を旬試と云ふ、毎年七月に講義のみを試む、之を年終試といふ凡毎旬休暇の前日に試験を行ひ、素讀は千字を讀み得れば、其の三字を覆ひて暗讀せしむ、講義は六千言毎に、大義三條を問ひ、二條以上に通ずるを及第とし、一條に通じ又は全く通ぜざるものは、差等に從ひて、答捶の罰を加ふ、年終試には大學頭助之を試む、此の外出仕を望む者の爲めに、貢舉の試験を行ふ、秀才、明經、進士、明法に分る、委しきことは「コウゴ」を見るべし○休暇は十日毎に一日、五月は田暇として十五日、九月には授衣暇として、十五日の休暇を與へたり(古事類苑文學部、日本教育史)

**タイカ** 太神樂 **タイカ** (一)神樂の一種(二)神樂舞踊より變じて一種の雜藝となれるものをいふ(一)太神樂とは、もと大規模の神樂の意、又太々神樂ともいふ、神社にて一般民衆の奉納によりて奏するを常とす、近時伊勢大神宮にては、神樂、太神樂、太々神樂等五種の階級を設けたり(二)中世の頃、神事には古き神樂の古典化して、民衆の好尚に適せざるに至りし爲め、巫女の神樂の外に、當時世上に盛行せし獅子舞、田樂等を神前にて演ぜしむ、神社に屬して獅子舞、田樂等を奉仕せしものは、多くは卑賤の徒にして、後戰國時代の頃より彼等は名を祈禱に仮りて諸國を勧進して是を演じ、又太神樂といひ、遂には太神樂といへば、獅子舞、品玉、刀玉獨樂の曲藝等の間に、滑稽の所作を交ふる一種の雜藝を指す事の如くなり、或は放下の輩これに倣ひて、寄席、大道等にて興行するものあるに至れり、諸國を勧進するものには、伊勢大神宮方と熱田神宮方とありて、徳川時代には、江戸上野町二丁目佐藤齋宮を伊勢方の觸頭とし、元大工町新道鐘味權之進を熱田方の觸頭となせり(人倫訓蒙圖彙、百戲述略、守貞漫稿、私領取扱方心得)

**タイキ** **タイキ** 大機弘宗 禪師 僧宗曇の勅賜號、増補の「ソウドン」を見よ、**タイコウシヤウボフコクシ** 大興 正法國師 僧俊仍の勅賜號、「シユンジンヨウ」を見よ、**タイシユ** 大殊 別略と號す、勅して大珠圓光國師の號を賜ふ、**タイキ** 防州の人なり、**タイキ** 生れて俊逸、才識倫に越ゆ、父母其法器たるを知り即ち許して出家せしむ、これより四方に遊び、義南菩薩三光國師等の門に入る、嘗て歎じて曰く、古人得法の後巖樸穴居三十年、毀譽動せず飢寒を甘守し、其心を累さず、念念空寂にあり、我れ何人ぞやと、是に於て深く林巒に隠れて端坐習定す、或は句を經て食はず、或は終夜行道す、かくの如きもの數載、陰德陽施自然に掩ふべからず、人争ひて之を請す、永徳二年の夏特に伊勢大神宮に詣り、又熊野の神祠を拜するや、並に奇蹟あり、幾もなく紀州西光寺に住す、後龜山天皇南紀に幸せらるゝの際、特に駕を枉げて道を問ひ、國師號を賜ふ、晚年光通寺に移る、應永九年八月二日寂す、壽八十二、(本朝高僧傳)**タイセニリヤウ** 大山陵(大仙陵) 仁徳天皇の御陵舌鳥耳原中陵(「モズノミミハラノナカノミササキ」を見よ)の俗稱、輔軒小録に「仁徳帝の陵は、泉州堺の東廿町許にあり、周回十町餘ありて、まはり堀あり、はゞ三四間あり、小舟一艘ありて往來す、上に登れば谷々ありて小山の如し、予兩回まで拜覽す、土人此を大山陵と云ふ」とあり、**タイチシヤウカイコクシ** 大智性 海國師 僧妙超の勅賜號、「メウテウ」を見よ、**ダイチヤウシヤウオウコクシ** 大定聖應國師 僧慧玄の勅賜號、「エゲン」を見よ、



タイツウダイ

タイツウチンヨウコクシ 大通智

勝國師 僧紹喜の勅諡號、「セウキ」を見よ、

ダイデンボフケン 大傳法院 根來

寺(ネゴロジ)を見よ、

ダイトケイ 大刀契 朝廷の寶器にし

て、大刀と契とを云ふ、大刀は百濟國より貢獻せる所にして二口あり、一を三公閣戰劔といひ、又將軍劔、破敵劔とも稱す、他の一を日月護身劔といひ、日月七星、青龍、白虎等の象あり、契は發兵符にして、魚形を爲し、金銀塗銀の數種あり、共に櫃に收む、大刀契櫃といふ、園大曆文和四年十二月の條に「大炊頭兼大外記中原朝臣師忠稱、右大臣宣、奉勅太刀契者累代之秘寶、一朝之靈器也云々」とあり、されば踐祚の時には必ず之を授受あらせられ、行幸には之を伴はせ給ふこと恒例たり、故にまた傳國璽とも稱す、元弘建武の亂に亡びたるを、後に新造せること桃華葉葉に見ゆ(眞袋、中右記、古事類苑)

ダイノモノ 臺物 鳥臺に盛りたる料理をいふ、豐鑑内野行幸の條に「初獻の御かはらけ御氣色あり、三獻には天盃天酌、五獻には盆香合御進上、七獻には御劔御進上、とりく御肴、くだ物、あつもの、金銀の作花、折、臺の物には蓬萊の鳥に鶴龜のよはひ、松竹のみさほなど、行末の千年をいはひそなへたる物也」と見ゆ、貞丈雜

タイハタイミ

タイハタイミ

記に「今時蓬萊の鳥臺とて、洲濱の臺に三の山を作り、松竹鶴龜などを作り其下に肴をもり置事は昔より有りし事なり、これは風流の事にて、規式の事にあらず、たゞ酒宴の興に出す也」とあるが如く、酒宴の席に裝飾的に用ゐしものなり、

タイハウエンカンコクシ 大寶圓

鑑國師 僧宗園の勅諡號、

ダイヒエンマンコクシ 大悲圓滿

國師 僧希膺の勅諡號、増補の「ケヨウ」を見よ、

タイフ 大輔 八省の次官にて上位のもの

のをいふ、「オホイスケ」とも訓む、職員令に「中務省(中略)大輔一人掌同卿、唯規諫不獻替」同「式部省(中略)大輔一人」と見えたり、中務省は正五位上の官、其の他の省は正五位下の官なり、明治十九年二月に廢せられたり、

タイフジン 大夫人 天皇の御生母たる夫人を云ふ、「オホミハハ」とも訓む、女御の尊稱、續紀神龜元年二月丙申の條に、「勅尊正一位藤原夫人稱大夫人」、また天平寶字三年六月庚戌の條に、「自今以後、追皇舍人親王宜稱崇道盡敬皇帝、當麻夫人稱大夫人」と見えたり、猶夫人(フジン)の條參看、

タイミヤウコクシ 大明國師 僧普門の勅諡號、「フモン」を見よ、

タイヤータカセ

タイヤクノマツリ 代厄祭

疾病を祈禱する陰陽道の祭、毎月公家にて行はる、伊侶波字類抄には御衣を以て之を祭るとあり、伊侶波公事根源に「是も月ごとにおこなはる、または腸母の法とも申にや、これもおなじき(董仲舒)祭書にのせたり」とあり、知信朝臣記天承二年七月二十九日の條に「晦御祓、招魂御祭、秋季代厄即祭等被行之」と見えたり(公事根源、伊侶波字類抄、知信朝臣記)

ダウコウダイシ 道興大師 僧實慧

の勅諡號、「ジツエ」を見よ、

タウザンハ 當山派 修驗道の一派、

三寶院に屬する眞言の修驗を云ふ、「シユゲンダウ」(サンバゲケン)參看、

タカテブネ 高尾舟 増補の關船(セキアネ)を見よ、

タカシナノエイコ 高階榮子 増補

の丹後局(タンゴノツボネ)を見よ、

タカセブネ 高瀬船 船體高く、

軸横軸にして低く平なる小舟、河川の航行に使用す、高背の義なり、倭名抄に「釋名云、艇、小而深者曰艇」とありて、註に「和名太加世、世俗用高瀬舟」とあり、高瀬船三代實錄に「元慶八年九月十六日癸酉、令近江丹波兩國、各造高瀬舟、其二艘長三丈一尺、廣五尺、二艘、長二丈一尺、廣五尺、二艘長二丈、廣三尺、送神泉苑」と

タカハタカラ

タカハシノウチブミ 高橋氏文

岩鹿六鷹命の裔高橋氏の氏文にして、今僅に其殘編を本朝月令、政治要略に傳ふるあるのみ、猶氏文(ウヤアミ)の條參看、

タカラアハセ 寶合 文合の一種、狂

タカノテラ 高野寺 西大寺(サイタイ)

イシ)を見よ、

あるを初見とす、又源平盛衰記卷三十三にも見えたり、江戸時代には、山城の賀茂川、嵯峨川、大和の吉野川、龍田川、駿河の富士川、大井川、下總の利根川、丹波の世木川等の航行に用ゐる、就中賀茂川、嵯峨川の高瀬舟は、角倉了以の開く所にして、子孫長く其航運を支配し、賀茂川の航路のごときは、殊に高瀬川の稱を帯ぶるに至る、富士川の高瀬舟もまた了以の通ずる所にかかる、其製諸川によりて必ずしも一様ならずといふ、(諸造船式圖、京都御役所向大概覺書、甲斐國志、倭訓栞)和漢船用集に「高瀬川、所々にあり、山城或は河内攝津といへり、又安房、上野にもあり、城州の高瀬舟、伏見より京師に入、則高瀬川也、體高く、軸横軸にして、ひきく平なる者也、備前に有者此類也、又大井川、桂川の舟は其制各異なり、播州龍野舟も高瀬舟にて、加古川、高砂にいたる、其造異也、上州の高瀬舟、長十四五尋、幅一丈二三尺、高瀬舟、是より大なるはなし、すべて山川に用、和州吉野川の舟も異也」と見えたり、

タキハラノミヤ 瀧原宮 瀧原宮

國度會郡瀧原村大字野後○皇大神宮別宮の一、又大神遙宮と稱す、瀧原宮皇大神和御魂(瀧原宮)垂仁天皇の御宇、皇女倭姫命、皇大神を奉戴して、諸國に大宮地を定め給ひ

タキハラノナラビノミヤ 瀧原竝宮

所在、祭神、沿革等瀧原宮に同じ、按ずるに、瀧原宮は皇大神の和魂宮、竝宮は荒魂宮として創立せられしものなるべし、延喜式には兩宮共に大神遙宮とありて、後世に至る迄も、二宮を各別に鎮守せり、「タキハラノミヤ」參看(神宮大綱)

タキハラノミヤ 瀧原宮 瀧原宮

國度會郡瀧原村大字野後○皇大神宮別宮の一、又大神遙宮と稱す、瀧原宮皇大神和御魂(瀧原宮)垂仁天皇の御宇、皇女倭姫命、皇大神を奉戴して、諸國に大宮地を定め給ひ

タキハ

タク

タク 鐸 各器上代における樂器の一種

「サナギ」「ヌリデ」とも訓ず、鈴の大なるものをいふ、伊呂波字類抄に「今之鈴」とあり、類聚名義抄に「オホスミ」と註したり、瀧原宮古語拾遺に「令天目一箇神、作雜刀、斧、及鐵鐸」とあり、又顯宗紀元年二月の條に「老嫗奉勅鳴鐸而進」と見えたり、然れども其制詳かならず、金鐸、木鐸、鐵鐸、銅鐸等あり、而して銅鐸の内、別に古代における住民の遺物として、土中より發掘せるもの多し、考古學上異論多きものなれば之を別に掲げり、増補の銅鐸(ドウ



タケセー 託宣

神が其形を現はし、又は人或は物に憑り、又に夢に託して吉凶を示し、意志を宣するをいふ、神託とも稱す古記事に、神武天皇東征の時熊野の高倉下が天照大神の託宣により、寶劍を献じたることあるを初見とす、爾來神託の史乘に見ゆるもの枚擧に遑あらず、王朝時代の如き特に甚しきものあり、かの和氣清磨が宇佐八幡宮の託宣を請へるなどは、尤も人口に膾炙す、なほ天照大神八幡大菩薩春日大明神の託宣をば、世に三社託宣といふ、親長卿記長享三年六月廿八日の條に「今日吉田二位兼俱卿來閑談(中略)三社託宣事者、同夜ニ彼是ニ有託宣云々」と見えたり、

タケノウチモンゼキ 竹内門跡

曼殊院(マンジュエン)を見よ、

タケノ 武部 御名代の一、「ミナシロ」を見よ

タテアナ 堅穴 穴居の一種、居住の目的を以て土地の平面に、堅に穿ちし穴をいふ、日本石器時代の遺跡なり、

個、多きは二百個の多数群集せる所あり、形は圓形を主とし、橢圓形、方形、瓢形等あり、又數個を連続せるものもあり、周圍に内部の土塊を盛り半圓狀に窪めるを普通とす、大きは徑二間位より五六間に至り、深き二尺前後より五尺前後に至る、北海道本島のものよりは、石器土器(アイヌ式)を出し明かに貝塚、遺物包含地等と同様の遺跡なれども、陸奥陸中方面に至るや、内部よりは彌生式土器及びそれより新らしき祝部土器を出し、石器土器を出しせず、これ等は考慮すべき點なりとす、

堅穴の内部より木炭、灰の出土するより焚火せしこと想像せられ、遺物埋没の状況によりて、棚などの設備を有せしことを知るべし、北海道アイヌ間には、先住民に就いての種々の傳説を有するも、後志國忍路に住するアイヌは、彼等が堅穴に住居し、屋根は木枝を組み蔭の葉を葺きたりと語り、釧路國弟子屈のアイヌは、穴上に木枝を寄せ掛けて屋根とし、之に土を盛りて土の家の如くせしと傳ふ、現に千島アイヌ間には冬期の住居として一尺程地表を穿ち、木を立て、掘立小屋となし、屋根を葺き土を蔽ひて住居する風あり、樺太アイヌも近代まで堅穴住居を營み、エスキモーも同様の堅穴を設く、猶これと類似の住居は、巖手縣、千葉縣の各地に行はるゝ細工場、小兒娛樂場に見るべく、朝鮮のヨ

るべし、又彌生式の堅穴に就きては別項に記述す、猶増補の「チャシ」「ケツキヨ」等参看、「日本上古の堅穴」文獻に徴するに、日本古代住民間に堅穴を作りし事明かなり即ち先住民たる國集即ち土蜘蛛が穴居せる事は、その名稱が「土ごり」の轉より見ても明かなるが、常陸風土記茨城郡條に「古老曰、昔在國權(俗語曰、都知久母)又曰、夜都賀波岐(山)之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來一則入窟而竄之、其人去更出、郊以遊之、狼性暴情、鼠窺掠盜、無不被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黒坂命、伺候出遊之時、以茨蕪塞施穴内、既從騎兵急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸、土窟、盡繫茨蕪衝、害刺傷終疲死散」とあり、こは茨城の地名説話なれども、亦事實の存在を反證するものといふべし、又同書行方郡條に「有國栖名曰、夜尺斯筑斯、二人爲首師、掘穴造堡、常所居住、云々」と記せり、國栖は即ち俗に土蜘蛛とも八握脛ともいふを知る、釋日本紀引用の攝津風土記逸文に、神武天皇の御代に僞者土蜘蛛ありとてその註に、この人恆に穴の中に居る、故に賤號を賜ひて土蜘蛛といふと見え、肥前風土記小城郡條に「昔者此村有土蜘蛛造堡隱之云々」とあり、又同書藤津郡條にも同様の記事見ゆ、更に豊後風土記日田郡條には「昔者此村有土蜘蛛之堡、不用石築以土、因斯

名無堡」とあり、同書大野郡の條にも風の石窟の記事あり、又古事記に日本武尊が童女の粧をなして熊襲の室に入り、鼻帥を刺殺し給ひし時、熊襲が室の椅の本に逃げたるを、捉へて尻より刺されし事は明かに堅穴的穴居なるべく、椅は即ち梯子にて外に通ずる構造なりならん、又次に上代日本人間の堅穴は、古事記に天皇の宮殿を天の巢と稱せるは、穴居式の住居なりし證なるべく、又同書に大國主命が須佐之男命の許にて、種々難事に逢遇し給へる時、八田間大室に於て、須佐之男命の御頭の虱をとりつゝ、その虱を以て室の椽毎に結びつけて脱走し給へるは、當時の堅穴の構造を物語るものといふべし、之によれば當時相當の廣さを有し、柱椽等の設備もありしことを推察せらる、又日本最古の建築と稱する天地根元造が、堅穴式穴居に一進歩を加へて、屋根を附加せる形式なることもその一例とすべし、

近、兩毛地方、信州諏訪地方に細工場或は賤民の住居として同様の住宅あり、平田篤胤の皇朝度制考に、文化二年出羽國米代河畔崩壞の際、發見されし堅穴の記事あり、

クチョー及びサロも同一なる構造なり、マシロー氏はその著有史以前の日本中に、堅穴と現代機多のムロ(室)とを比較對照せり、次にその使用年代は、前述の如く石器時代遺品の出土より、當時に設けられしこと勿論なれども、又後世の遺物も出土する故、大體石器時代より奈良朝頃迄使用せられしが如し、然れども常陸風土記那珂郡條に、巨人の物語を傳へ「其大人踐跡、長廿餘歩、廣廿餘歩、尿穴趾、可廿餘歩許」と記す、踐跡、尿穴趾は堅穴を意味するもの、如し、故に常陸方面にては、奈良朝頃には既に堅穴の使用廢止せられて、たゞ神秘的の物語りのみ傳へられたるなるべし、

堅穴中に家を建て、梯子を以て出入せるものなり、(日本石器時代遺物發見地名表、日本考古學、巖手縣下に於ける堅穴及チャシに關する報告、人類學雜誌、土中の日本「堅穴住居の址」常陸風土記、古事記)

タテコノツボネ 丹後局 本名を高階榮子と云ふ、丹後二品とも淨土寺二位とも稱す、淨土寺に山庄あり住せしを以て名付く、延曆寺執行澄雲の女、初め相模守平業房に嫁して、三男三女を擧ぐ、業房は後白河法皇の近習にして、親友藤原範季等と共に、法皇にすゝめて、治承三年故内大臣平重盛の領國越前國を沒收して、院の御領となす、清盛大いに怒りて法皇を幽し、業房を伊豆に流す、丹後局は夫と共に宮仕へなしたりしが、この幽屏中法皇の傍に侍したりき、これより漸く法皇の寵を受け、養和元年十月五日皇女觀子内親



タンゴ

王を生み其の寵愈加はり、宮中府中の事、局の唇吻によりて左右せらるゝに至りぬ、壽永二年七月木曾義仲兵を率ゐて京都に入るや、平氏は安徳天皇を奉じて西海に逃る、法皇京都に天皇なきを以て、群臣と議し神器なくして立つることに定む、擁立すべき皇子に就て議論紛紜として、或は法皇の重祚をすゝめ、或は八條院の承統を圖り、或は北陸宮を建てんと謀るに至る、この時に當りて丹後局は夢相と稱して、高倉天皇の四宮を擁立す、後鳥羽天皇これなり、局は既に皇女を生み、更に後鳥羽天皇を擁立するに及びて、其勢更に加はる、源頼朝守護地頭を置かんことを奏請するに當り、朝廷其の武威に恐れ、敢て反對するものなかりしが、丹後局女婿の父長方をして、其の不可を極論せしめ、自らは中原廣元に逢ひて地頭廢止の利害を説く、是に於てか平家没官領を除く外、攝門勢家の所領は地頭を停止するに到れり、又頼朝は攝政基通を罷め兼實を以て之に替へ、併せて其所領全部を兼實に傳へんとを奏したりし時にも、局は法皇にすゝめて、極力之に反對して、遂に攝政領を兩分したりき、近衛家が九條家と相對して永く攝關の位置を保つを得たるは、丹後局の力に依りてなり、建久三年後白河法皇崩御以前に、御領の處分を行ひ、宣陽門院には、六條殿及び長講堂領以下の庄園を多く讓與せられたり、是れ實に局の畫策する

タンゴ

所にして、長講堂領は後世持明院統唯一の皇室御領となれり、又局にも山科を所領となし、且つ後來遺亂なき御起請を下されたり、山科領は後に其の子教成に傳へ、山科氏は實にこの所より起れり、この歳三月後白河法皇崩御あらせられしを以て、局出家して御佛事を修したり、然るに兼實は法皇崩御の後頼朝と議して、銳意治を計り、法皇の御領播磨備前兩國を沒收し、教成の養父實教の參議左中將を罷めしかば、局は之を憤り、梶井宮承仁親王と通じ、腹心痛親と共に兼實排斥の議を謀る、建久七年十一月終に其の機を得て、兼實の關白氏長者を罷め、近衛家實を以て之にかへ、翌日天台座主護持僧慈圓をやめて、承仁親王を以て之に補す、建久八年承仁親王病を以て薨せしかば、更に同黨の法印辨雅を座主に任ぜしがこれ又正治三年入寂し、尋て建仁二年源通親薨するに及び、局の勢力漸次衰へたり、局は獨り天台座主のみならず東寺長者、圓城寺長吏の任補にも干渉して、常に關東方に反對して一族縁者を以て之に補したりき、建永以後に至りても局は畫策する所多し、後白河法皇の近習に刑部權大輔仲國夫妻あり、局之をして後白河院の託宣と稱し、後白河院の爲めに神社を建立して、石清水以上の尊崇を捧げしめ、田樂猿樂を演ずべきことを以てし、局は上皇に嘆願する所ありしかば、後鳥羽上皇、終に之を朝廷に議

タンゴ

定し給ひたり、近衛家實、藤原忠經、月輪兼實等之を贊せしも、西園寺公經之を不可とし、天台座主慈圓も亦書を卿二位頼實等に送りて、不可を極論せしかば、上皇の嘉納する處となり、仲國等の言を妖言となし仲國を解官し夫婦を京都外に追放せり、仲國は丹後局の縁者にして、後に許されて卿二位の許にありしを見れば、局と卿二位と信託する所ありしものならん、是より局は勢力殆ど地に落ちて、卿二位に移るに及びり、この後局は其の子業房、山科教成の許に往復して靜に世を送り、建保頃まで存在せり、丹後局は人を見る識見あり、其長女は入道信西の孫藤原範能に嫁し、次は權中納言宗隆の妻となす、宗隆は豪直を以て聞えたる長方の子なり、次は權中納言日野兼光の妻となし、又女子教成を以て權中納言藤原實教の養子とせり、實教は當時僧の名手にして、御鳥羽院の御僧師たり(玉葉、明月記、猪隈關白記、三長記、愚管抄、尊卑分脈、大日本史料、藝文「鎌倉時代女流政治家」)

タンマイ 段米

每一段を標準として、臨時に賦課する米をいふ、田租の附加税なり、鎌倉室町兩時代に行はる、文永十一年、大嘗會の時、諸國に課したるものは、段別米三升、年月未詳、尾張守藤原元命が國中に課したるものは、町別一斗二升なりき、而して米の代りに錢を課したる時には之を段錢といふ(府中總社文書、尾張國郡司百

姓等解文、英後日記)

チカクフミヤフコクシ 智覺普明

國師 僧妙葩の勅諡號、「メウハ」を見よ

チカクサンチャウ 地方三帳 江戸

時代、年貢に關する取箇郷帳、年貢割付帳、年貢米金皆濟目録の三帳簿をいふ、取箇郷帳は、其年に收納する取箇、小物成、高掛り物等を明細に記入せるもの、年貢割付帳は同じく、年貢米金銀、小物成、高掛、口米金其外百姓より納むべき種類並に其租税額を記載せるもの、年貢米金皆濟目録は、年貢米金の皆濟せる證として郡代代官の調印せるものをいふ、並に郡代代官の手によりて編成し、割付帳のみは、豫め之を村役人に交附し、他は共に勘定所に差出すものとす(地方凡例録)「トリカ」「ネンゲ」參看、

チガミウリ 地紙賣 江戸時代地紙の

行商をいふ、地紙とは扇の用紙なり、塵塚談に「扇地紙賣の事、予若年の頃は、夏に至れば地紙形の箱を五つ六つも重ね肩へかつき賣歩行ける、買人ありて値段きまれば、すぐに其場にて折立て賣し也、又持歸り折立、翌日持來るも有り、近歲は地紙賣一切來らず、皆人京都下りの折扇を持事になれり、近頃は扇を伊達に飾る人はさらに見えず、あの地紙賣は伊達衣裳を著し、役者の聲色、或は浮世物眞似などをして買人へあいきやうをして、うれるが多く有しな

チカクフミヤ

チンヤウ

チヤウ

チンヤウキ 治相記 台記の一名「タ

イキ」を見よ、

チトツ 智訥 字を古劍といふ、

勅して佛心慧燈國師の號を賜ふ、是れはじめ三光國師に參し、悟解純眞、衆の推す所となる、後ち泉州大雄寺に住し、後村上天皇の特遇を受け國師號を賜ふ、天皇屢々召して法要を問ひ、又寺を陞せて京の南禪寺に比すとす、歿年世壽共に詳かならず(本朝高僧傳)

チミヤウケンノミヤ 持明院宮

守貞親王(モリサダシンワウ)を見よ、

チヤウエエンミヤウコクシ 定慧

圓明國師 僧宗興の勅諡號、「ソウコウ」を見よ、

チヤウエミヤウクワウツツチヤウ

コクシ 定慧明光佛頂國師 僧文

守の勅諡號、増補の「アンシユ」を見よ、

チヤウケイ 貞慶 字は解脫

藤原貞憲の子、軍記奈良興福寺の權僧正覺憲に師事し、居ること二十餘年、夙に顯達の地位を捨て、笠置寺に隱る、後に海住寺に移り、建保元年二月三日寂す、年五十九、朝廷解脫上人と謚す(元亨釋書、本朝高僧傳、諸宗章疏錄)

チヤウコウシユ 長公主 皇女の尊

稱、「コウシユ」を見よ、

チヤウセン 廳宣 知行國の國

守が、其の國に下す文書を云ふ、知行國とは、年給によりて國を給はり、國務を知行して、其の得分を受くるを云ふ、知行國の守は、多くは知行者の子孫一族若しくは家臣を以て補す、目代を遣はして、自ら其の國に赴かずして事を行ふ、故を以て、其の國中に向ひ公に命令する時には、この廳宣を以て下すなり、開始に廳宣とし、終に必ず大介と署判せり、又時には知行者が補判を署することあり、左に兩様の實例を示す、猶ほ年給(ネンキユウ)、大介(オホスケ)、知行(チキヤウ)等參看すべし、

廳宣 留守所

可令早相副院御使國使堺四至打勝示桑原

郷内宇賀村事 院御庄建立之、而於彼村者、爲無



チャウーチャシ

主荒野地、然者相加當御庄、堺四至可令打勝示之狀、所宜如件、留守所宜承知、依件行之、以宣、

永萬二年二月 日  
左衛門佐兼大介藤原朝臣(花押)  
(花押) 藤原長房 (高野山文書)

可早任先例免除久米田寺免田貳拾陸町口  
□佰貳拾歩官物販米并勅院事大小國役等事

右件寺雜事奉免之子細、見于代々廳宣、仍院御兼野詣舍屋傳馬雜事及恆例臨時勅院事大小國役等、宣令奉免之狀、所宜如件、以宣、

正治元年九月 日  
刑部權大輔兼太介藤原朝臣(花押)

チャウメン 定免 増補の免(メン)を見よ、

チャシ 城寨 日本石器時代遺物の一、防備を施せる居住地をいふ、アイヌ語にて城寨又は土壘の義、大小形状等によりて、ポロチャシ(大砦)、ボンチャシ(小砦)、キムンチャシ(山砦)、ウエンチャシ(悪砦)、ライチャシ(廢砦)、ウフイチャシ(燒砦)、等の名稱あり、(カマ)人工を加へざる自然的チャシは諸方に存するも、人工的なる所謂チャシは、北海道本地を中心として、南は奥羽地方の北部、北は千島列島の大部分に存在す、最近の調査によれば、北海道

内に百三十餘個、青森縣、山形縣、岩手縣に數個所存せり、(備圖)チャシの目的は日常は住所とし、戦時には防禦用となすにあり、從つてその位置も普通は海、湖沼又は河川に近き丘岬、又は山頂、時には平原中の河岸、稀には平坦なる原野に築けるものあり、(備圖)平面は概ね不規則なる楕圓形、圓形なれども、時には弧線直線より成る不規則三角形又は方形あり、而して、丘岬の一端に存するものは、必ず丘陵に續く方に直線の空濠を設け、其の掘りたる土を以て土手を作る、堀は二重なるものもあり、又丘岬に續かざる方は斷崖の場合はそのまゝとし、その他は自然の傾斜に任せ或は段階を作る、丘頂に存するものはその周圍に空濠を作り、その土を外側に盛り上げ、その他精粗差異あり、且つ内部に堅穴の存在するもの多し、大ききは高さ海面より直立二三十尺乃至七八十尺、周圍は二三十間より約百間に至る、堀の深さ三尺乃至十二尺、幅は六尺乃至十八尺なり、(備圖)チャシ内より發見する遺物は、堅穴及び具塚等より出づる石器、土器、骨器等の外、鐵釘、鐵刀等の金屬器をも出だせり、これチャシ使用者の文化狀態の進歩を物語るものなるべし、(備圖)チャシ使用の民族に就いては、現在のアイヌは或は知らずといひ、或はコロボツクルなりといひ、アイヌの遺跡といふ、然れどもアイヌの殘せし事明かな

チャシ

チャバーチウウ

り、松前志蝦夷風俗の部に、アイヌの酋豪がチャシに據ることを記し、東遊記、渡島筆記等にも同様の記事あり、アイヌの歌謡ユウカラ蘆丸の中にもチャシに生活せる狀況をいへり、次にその使用年代を考察するに、前記の如く石器土器を出す點は、明かに石器時代において使用せられしものと認め得るも、なほ後世アイヌ人が近世までこれを使用せし事は種々の記録あり、寛文年間(シヤグシャイン(紗具砂允)の亂あり、その時彼等がチャシに據りて防禦せし狀況は、松前狄一揆聞書、蝦夷一揆興廢記、蝦夷記、蝦夷土産等に見ゆ、故にチャシ使用の年代は、遠き石器時代より近く江戸時代まで行はれしものゝ如し、なほ増補の「タテアナ」参照(札幌博物館學會會報「チャシ即ち蝦夷の砦」人類學雜誌「北海道のチャシ」北海道史)

チャバン 茶番 増補の俄(ニハカ)を見よ、

チウウゴ 中語 神と人との間にありて、仲介の役を執るものをいふ、江戸時代越中立山にては、登山案内を中語(チウゴ、又ナカカタル)といへるは其の遺名なるべし、川村香樹氏の説によれば、蓋し民意を神に白し、神意を民に宣する仲介者にして、越前大野郡に坐す白山仲居神社も、白山に附屬せる中語の祖神なるべしとおもはる、仲居は即ち關西地方にて、旅館料理屋等の

女中をナカキといふに同じ、ナカキは客と主人との間にありて仲介の勞を取る、されば、ナカキ、ナカオリ、其義は同一なり、中語は仲居の音讀ならんといへり(郷土研究「立山中語考」)

チウウデン 中殿 仁壽殿(ジジユデ) 清涼殿(セイリヤウデン) 神嘉殿(シンカデン)をいふ、本文各條を見よ、(大内裏圖考證)

チウナンサクブツ 中男作物

王朝時代十七歳より二十歳に至る男子、即ち中男の納むる人頭税を云ふ、調の一種なり、(備圖)其起原は明かならず、大寶令に於ては、中男の調は正丁の四分の一なりしが、養老元年中男の調を廢し、此後中男を以て、調庸物の運搬に使役せしとあり、但し續紀天平寶字八年十月の條に、中男作物のと見えれば、既に此前後より始りしものなるべし、延喜主計式により、其品目及び税率を見るに、

- 絹三尺七寸五分 東木綿一斤
- 紙四十張 苧一斤
- 斐紙麻三斤 鹽七升五合
- 油三合 席半枚等

而して、此等の品目を其輪國數に由りて計算すれば、海藻魚類四十七國、紙四十二國、油類三十四國、紅花二十五國、麻十九國、黃粟十四國、漆十三國、山果野菜十二國、薦薦十國、木綿八國等にして、其主要なる

チウウ

ツイカウ ツイマツ

品目は紙、油、紅花、麻、黄粟、漆の類なり、海藻は國數多きも、正丁の調收入にもあれば、さまで重要なものにあらず、而してこの主計式に見ゆる中男作物税の品目なる染料、麻、油、漆、紙等は、何れも令制の調の副物の品目と、全く同一にして、又其税率が矢張正丁の四分の一なるとは、令制の中男の調の税率と全く同じきを見れば、即ち延喜式の中男作物税は、令制の中男の調、及び調の副物の復活と見るべきなり、且つ其の名稱に於て中男の調と云はずして、之を作物と云ひしは、副物の舊稱を襲ひしものなるべし、而してこの人頭税の實際に行はれし例は、東大寺要録に見ゆる、寺家の封戸收入に、中男作物として、油、紙、筵を擧げたるを見て明かなり(令義解、續日本紀、延喜式、東大寺要録)

の條に「是夜巡檢朝堂院、近衛等捕一得一人、賣持油炭續松等、入火於堂、以紙縛其口」とあるを初見とす、ツイマツといへるは、初めて穴穂物語に見ゆ、小枝を束めて火を點するなり、松木をもととなせども、又必ずしも松に限れるにあらず、適宜雜木をも使用せり、後世蠟燭燈の制起るに及びても、なほ衰へず、維新前後に至るまで盛に使用せられたり、(備圖)車松明、義經記に出づ、嬉遊笑覽に「圓光大師傳一夜討の圖に見えたり、束ねたる松明を三ツ四ツほどをひとつにし、中を結て車の如くにして、めぐりに火をつけたるを家内に投入て明りとするなり」と見ゆ、地續松、太平記三角入道謀叛事の條に「城中の兵共、始は夜討の入よと心得て、櫓々に兵共共音して地續松屏より外へ投出、靜返て見えけるが云々」と見ゆ、雨松明、箭松明、倭調菜に「兵家に雨たいまつあり、風前燭也、箭たいまつあり」と見ゆれども、其形狀製作等を書さず、

ツウブン 都聞 禪宗の僧職、都寺(ツウス)を見よ、

ツウミヤウコクシ 通明 師 僧源 空の勅諡號、「ゲンクウ」を見よ、

ツキヨミアラミタマノミヤ 月讀 荒御魂宮 伊勢國度會郡四郷村大字北中村月讀宮城内○皇大神宮別宮の一(備圖)月讀尊荒御魂○當宮の月讀宮に於け



ツキヨツクマ

る、猶ほ荒祭宮の本宮に於けるが如く、恒例臨時の祭祀官幣奉納の儀等總べて本宮に准ぜらる、起原沿革は月讀宮の條に見えたり、參看すべし、(神宮大綱)

ツキヨミノミヤ 月讀宮

勢國度會郡四郷村大字北中村○皇大神宮別宮の一(皇大神の御弟月讀尊)皇大神宮創立の年代は明かならざるも、續日本紀神護景雲三年二月の條に、大神宮及月讀社に神服奉納の事見えたり、延暦儀式帳には月讀宮一院とありて、別宮の上位に列せらる、寶龜三年八月荒祭宮に准じて、毎年神馬を奉納し、且つ荒魂を官社に列す、仁壽三年八月洪水の爲めに、神殿流失せしかば、齊衡二年現在地に遷る、貞觀十年式年遷宮に際し、神殿を増大し、荒魂宮と區分して、一を本殿と號し、一を小殿と稱す、弘安頃一時荒魂宮を合祀せし事あるも、後直に舊に復せしを、足利の末世に及び、又合祀し、且つ當宮も荒廢に屬したりしが、慶長十五年假殿遷宮を行ひ、寛永八年式年造宮の制度に復す、明治六年に至りて、月讀宮の東方に、荒御魂宮を分祀し、更に四十二年度の遷宮に於て、現在地に造營す(神宮大綱)

ツクマツリ 筑摩祭

近江國坂田郡入江村に鎮坐せる都久麻神社(祭神御食津神、いま縣社)にて、四月八日(いま五月八日)に行ふ祭典をいふ、鍋を被れる少女が神輿に供奉するを以て、世々鍋祭、鍋釜

ツボツ

祭とも稱し、古來より有名なり、雑語集に「近江國つくまの明神と申おはします、其神の御誓にて、女の男したる數にしまつるなり、鍋をつくりて、其祭の日たてまつるなり、男あまたしたる人は、見ざるしがりて少し奉りなどしつれば、物のあしきて、病などしてあしければ、數のごとくして祈れば、なをりなんとするなり」と見ゆ、此事また伊勢物語にも「昔男、女のまだ世經ずとおぼえたるが、人のもとに忍びて物聞えと後、程經て、近江なる筑摩の祭とくせなん、つれなき人の鍋の數見ん」とあれば、古よりの行事なるべし、雑語集によれば、ただ鍋を奉納したるにて之れを戴けるにはあらず、後に頭に被りしものごとく、江戸時代には「十二三歳ばかりの少女、各下髪に狩衣、緋の袴の如きものを着し、紙をもつて造りし鍋を戴き、手に鍋取を提る者十二三人、筑麻の里より出て、四五丁許りなる本社に詣て、未の刻ばかり神輿渡御の供奉をなす、此時村中壯客、ねり物を裝て其後に從ふ、是を見ん爲遊人群をなし、或は湖上に數百の舟を浮べ、船中よりこれを見る、是亦一時の壯觀なり」と、諸國年中行事大成に記せるにて其有様を知るべし、今もなほ江戸時代に異ならず、蓋し婚道を亂れるものを、神前にて懲罰せる古代の習俗あり、其遺風を傳へしにあらずや、

ツボツケチヤウ 坪付帳

増補の損

テウセ

テウセンガネ 朝鮮鐘

益帳(ソニエキチャウ)を見よ、  
り傳來せる梵鐘をいふ、轉じて同じ様式によつて、我國にて鑄造せるものをもいふ、概ね新羅高麗兩國の鑄造にかゝる形、形の特長を擧ぐれば、(一)龍頭に旗挿を有す、(二)上部と口邊とに唐草文様を有する帶を繞らす、(三)上部四面に上帯に接して唐草文様の周縁を有する乳廓を有す、(四)架裝禪なく、天人飛躍の文様を附す等はその重なる事なれども、往々模造品には異形なるあり、美濃國存在のものは、龍頭に旗挿なく、筑前國福岡市附近に存在のものには、龍頭の制日本鐘と同じく二頭式にして、天人文様を缺きたり、銘は陰刻陽刻共に存して旗挿の後方、撞座の上左右等に刻し、文は所屬名、年月日のみならず、鑄造の由來、傳説等を記入せるものとあり、年號は多く唐、五代、宋、遼、金の制を多く用ひたれど、稀に高麗の年號を刻せるものなきにあらず、又將來後我國にて追銘せるものも存せり、撞座は乳廓の直下に位す、大きさは、高さ一尺に満たざるものより一丈以上に達する大形のものあり、(一)越前國常宮神社所藏、いま神社の寶庫に藏す、太和七年の銘文あり、太和は新羅、唐兩國の年號なれども、唐の製作なるべしとの説、有力なるが如し、高さ三尺六寸三分、口徑二尺二寸、口縁厚二寸なり、社傳によ

テウセ

れば、文祿征韓役の戦利品なりといふ、いま國寶たり、(二)宇佐八幡宮所藏、いま同社寶物館に陳列す、唐の天復四年の銘文あり、高さ二尺二寸七分、口徑一尺五寸四分、口縁厚一寸二分、いま國寶たり、(三)【桑名松平家所藏】松平樂翁侯の遺愛品にして、集古十種にも載せたり、遼の乾統七年の銘文あり、高さ一尺二寸、口徑一尺〇九分、口縁の厚約六分五厘、(四)【出雲國八東郡法吉村天倫寺所藏】高麗の製にして辛亥四月の銘文あり、傳來不詳、一説に征韓役の戦利品なりといふ、高さ二尺二寸、口徑一尺七寸六分、口縁厚一寸四分、いま國寶たり、(五)【博多聖福寺所藏】鐘は鐘樓に懸く、原銘の外、文龜二年、天文三年、同六年、天正十七年の追銘あり、高さ二尺六寸三分、口徑二尺二寸二分、口縁厚一寸四分、いま國寶たり、(六)【筑前國遠賀郡島郷村安養寺所藏】原銘の外、康暦二年の追銘あり、高さ二尺四寸、口徑一尺八寸二分、口縁厚約一寸五分、(七)【現存四十七口の中朝鮮(博物館藏品を含む)十一個、對馬國一個、越前國一個、出雲國三個、佐渡國一個、豊前國一個、肥前國一個、筑前國五個、琉球一個、長門國一個、周防國一個、備前國一個、播磨國二個、土佐國一個、伊豫國一個、安藝國三個、攝津國二個、山城國一個、近江國一個、個人所有七個なり、之によれば朝鮮本國に稀薄にして、日本に

多く、而して其分布状態は九州を中心として四國、中國、近畿、山陰道方面に及び、また概ね瀕海の地方にあり、思ふに其多くは倭寇若しくは征韓役に將來せるものなるべし、今表に示せば左の如し(朝鮮鐘寫真集、考古學雜誌)

朝鮮鐘一覽表

所在地	刻銘(原銘又は追銘)
朝鮮上院寺	唐開元一三
同 奉德寺	唐太曆六
同 李王家博物館(三個)	遼統和二八(一個)
同 朝鮮總督府(四個)	金貞祐四(一個)
同 大興寺	
同 龍珠寺	
對馬國府八幡宮(今亡)	唐天寶四
那覇波上神社(國寶)	後周顯德三
肥前勝樂寺(今在外國)	應安七(追)
同 惠日寺(國寶)	遼太平六
同 豊前宇佐八幡宮(國寶)	唐天復四
同 筑前博多承天寺(國寶)	遼清寧一
同 博多聖福寺(國寶)	文龜二、天文三、天文六、天正一七(追)
同 志賀神社(國寶)	唐曆二(追)
同 安養寺	
同 圓清寺	
同 土佐金剛頂寺	
同 伊豫出石寺	
同 長門住吉神社(國寶)	
同 周防賀茂神社	貞治六(追)

テウセ

安藝照蓮寺(國寶) 高麗峻豊四

同 不動院(國寶)	
同 大願寺(國寶)	
同 佛前觀音院(國寶)	
同 播磨尾上神社(國寶)	
同 鶴林寺(國寶)	
同 出雲天倫寺(國寶)	
同 雲樹寺(國寶)	
同 光明寺	應安七(追)
同 河内大坂正佑寺(國寶)	康曆元、應永一五、明應元(追)
同 大坂鶴滿寺(國寶)	宋天禧三、明和七(追)
同 山城京都正傳永源院	遼太平一〇、永和五(追)
同 越前常宮神社(國寶)	永祿一二
同 近江大津園城寺(國寶)	唐大和七
同 佐渡長安寺	遼太平一二
同 松平子藏	遼乾統七
同 久米民之助氏藏	金明昌七
同 伊東子藏	金承安六
同 南部伯藏	金泰和六
同 井上侯藏	
同 杉子藏	
同 小宮三保松氏藏	

テカハ

テカハリ 出替

江戸時代武家又は町人に仕へたる奉公人の交替するをいふ、武家の奉公人には若黨、中間、草履取、六尺、下女、下男等あり、世に武家奉公と稱す、萩生徂業が、出替奉公人の流行する原因を論じて「譜代ハ面判ナル者也、家内ニ生レ



テナガ

出ル者ナレバ、幼少ヨリ介抱ノ入ルコトナリ、成人シテモ、衣食ニツキ諸事ニ付、押へ扣ラシテ使フ故、世話ニ爲ネバナラヌ者也、サテ我家ニ屬シタル者ニテ、外ニ行可キ所ナケレバ、見放スコト成難キ主人ニ甘ユル者ナリ、悪キ人柄ニテモ無爲方ハ切テ捨ルヨリ外ノ仕方ナシ、昔ノ武家皆々知行所ニ居住セシ時ハ、衣食住共ニ心安ク、田舎ノコトナレバ、悪キ物ニテモ、其儘ニシテ許シ置コト易シ、然ニ武家皆御城下ニ居住爲コトニナリテハ、諸方ノ入込ナル故、下々ニ付出入ノ出来ルコトヲ嫌フ心第一也、出替者ハ一年限ナレバ、悪キ者ニテモ一年ハコラエ易シ、悪キコト有ハ、諸人ニ渡シ遣セバ、手前ノ世話ニナサズ、諸事皆彼ガ自分ニテ爲セワナシ、年々人ヲ置替レバ、新キ人ヲ珍ク仕故氣改テヨシ、世間ニスレタル者ナレバ、供廻使等言附テモ利口ニテヨシ、如此ナル仔細ニ依テ、人々皆出替者ヲ好テ、元ヨリ有來ル譜代ヲバ、後世ノ爲、慈悲ノ爲杯ニ托ケテ、ヒマヲ出シテ、今ハ武家ニ絶テナシ、年久キ用足ナドハ、譜代者ノ様成トモ、請狀ニテ置タル故、是譜代者ニハ非ザル也、田舎ノ百姓ヘモ、御城下ノ風儀移リテ、面倒ナルコトヲ嫌ヒ、サツバリトシタルヲ好ム風俗ニナリ、譜代ハ損ナリ、出替リモノヨシト了簡シテ、今ハ是モ譜代少キ故云々」と見えたるにて其一斑を知るべし、所謂年季奉公にして、一

テシマ

ケ年又は半ケ年の契約なれども、普通には一ケ年多く、二月二日を以て出替の期日とせるは、幕府の命令に係る、後改めて三月五日と爲す、かく幕府が奉公人の出替のこゝとまで干渉せるは、彼等の間に悪徒の混入せんを恐れ、之を取締るが爲にして、出替の期に目付を派して不審のものを検束せしむるに至れり、従うて奉公人が出替後、浮浪の境遇にある事は幕府の好まざる所なりしかば、貞享四年三月には「出替之奉公人偏々ト浪人ニ而指置申間敷候、來ル晦日前無油斷有付可申候、延々ニ仕候ハマ可爲不届候」と令したりき（享保集成絲綸錄、世事百談、徳川禁令考）

テシマトアン 手島塔庵 心學

テナガ

テナガ 手長 (一)古代人の想像せる手足の長き巨人、(二)饗宴の際の給仕の二義あり、(第一)巨人傳説より説くべし、大内裡清涼殿の障子には手長足長の巨人を繪けることは枕草子にも見えて、早く人口に膾炙す(アラウミノシヤウジ參看)又常陸風土記に「平津驛家、西一二里有岡、名曰大櫛、上古有巨人、體極長大、身居丘壘之上、採蜃食之、其所食貝、積聚成岡、時人取大朽之義、今謂大櫛之岡、其大人踐跡、長三十餘步、廣二十餘步、尿穴趾、可廿餘歩許」といへるは、又手長の巨人をいへるなり、此外かゝる傳説を伴せるもの各地に

テナガ

多し、信州諏訪には、手長大明神足長大明神の二社あり、諏訪舊蹟志には、手名椎、足名椎を祭れりといへるは、稱呼の似たるよりの臆説なり、上野利根郡後閑村には八掬脛社あり、松屋筆記には長髓明神とも云と見え、上野名蹟誌には土蜘蛛八握脛を祭れりといひ、上野國志には「上古長人ありて人民を劫掠す、此地に懸崖あり、其中腹に窟あり、此人藤を以て山上より縋りて窟中に隠れ住し、夜は出て、劫掠す、百姓之を愁ふ、久しうして後、其宅窟を審察して藤繩を剪斷す、長人出る事能はず、終に窟中に斃る、其脛八掬あり、後人奇として之を祀るといへり」との意を記せり、又磐城宇多郡(今相馬郡)新地村に手長明神あり、奥羽觀蹟聞老志に「新地村の中に農家あり、貝塚居といふ、往昔神あり、平日は伊具の巖山に居て好んで貝子を食ふ、臂肘甚だ長く、屢長臂を山嶺に伸へて、數千の貝子を東溟の中に撮り、其子を嚼ひ殼を致地に棄つ、委積して丘の如し、郷人其神を稱して手長明神と謂ふ、委殼の地之を貝塚と謂ふ、其朽貝腐殼今なほ存す」と見ゆ、同郡山上村にも手長明神ありて類似の説を傳へ、附近に貝塚を伴ふ、并に常陸風土記と同一の説話にあらざるはなし、此外延喜式によれば、壹岐國壹岐郡手長比賣神社、同國石田郡手長男神社、手長比賣神社を載せたり、(第二)給仕人としての手長は、宇治

テナガ

拾遺物語に「王のたまはく、今日の齋庭は手長の役あるべからず、各我が鉢を飛ばせやりて、物は受くべしとのたまふ」と見え、又康平記、康平五年正月廿日の條に「左近少將政長、爲尊者手長、同少將俊明爲主人手長、大乘院寺社雜事記文明十二年七月二日の條に「寺務前手長并役送持參鳥口、獻御酒」など見え、大諸禮に「手足といふは膳部の方より請取、通の方へ渡すを手長といふなり」といひ、倭訓栞には「今云ふ手傳の人なり」といへり、以上手長に就て二つの意義あることを述べたるが、更に此事に關して説を立つるものあり、其一は喜田貞吉博士の説なり、其説に曰く、日本紀に神武天皇が葛城の土蜘蛛を誅し給ふ條に「土蜘蛛の人となりや、身短く手足長く侏儒と相類す」と見ゆ、蓋し土蜘蛛の稱は彼等が穴居せるより起りし名なるべし、而して彼等が手足長かりしといへるをおもふに、各地に存する手長足長の傳説は、要するに土蜘蛛に關するものにして、其始め土蜘蛛の名によりて、手足の長き人なりと信ぜられ、再轉して巨人傳説となり、遂に手長足長の稱を生じ、また足の長きよりして八握脛の名も起り、尋で貝塚又は古墳との關係をも生じ、遂に民間信仰の神として祭られしに似たり、又給仕人を手長と稱するは、古く手長足長たる土蜘蛛を、饗宴に使用せるより起りしものとおもはる、劣等の民族

テシマ

が優等の民族の爲に、給仕等の役を勤仕する例は東西に多し、蓋し古代の膳夫には土蜘蛛を使用せるにて、内膳司の長官たる安曇高橋の二氏も、これと因縁を有するが如し、兩氏の系圖は一概に信ずべからず、かくて手長足長の輩が其任に服したる結果、之を呼ぶに手長を以てし、更に給仕人の稱呼にまで變化せるものならんといへり、第二は、川村香樹氏の説なり、給仕人を手長と稱するは、主人自から手を延ばして物を調べると、同一の結果を得るが爲にて、世上にて「能く手が届く」などいふと同義なり、手長といふ神話も、之と同じく神の仲居即ち巫祝の家の神と解するを至當とすといへり、兩説共に一長一短あり、確定せる結論を得るは、なほ十分の研究に俟たざるべからざるがごとし(民族と歴史「手長足長」、郷土研究「立山中語考」)

テシマトアン 手島塔庵 心學

テナガ

が優等の民族の爲に、給仕等の役を勤仕する例は東西に多し、蓋し古代の膳夫には土蜘蛛を使用せるにて、内膳司の長官たる安曇高橋の二氏も、これと因縁を有するが如し、兩氏の系圖は一概に信ずべからず、かくて手長足長の輩が其任に服したる結果、之を呼ぶに手長を以てし、更に給仕人の稱呼にまで變化せるものならんといへり、第二は、川村香樹氏の説なり、給仕人を手長と稱するは、主人自から手を延ばして物を調べると、同一の結果を得るが爲にて、世上にて「能く手が届く」などいふと同義なり、手長といふ神話も、之と同じく神の仲居即ち巫祝の家の神と解するを至當とすといへり、兩説共に一長一短あり、確定せる結論を得るは、なほ十分の研究に俟たざるべからざるがごとし(民族と歴史「手長足長」、郷土研究「立山中語考」)

テナガ

しが、定信其職を退くの後、家齊漸く政に倦み、豪奢を競ひしかば、文武の諸政皆類廢せり、殊に水野忠成老中となり、若年寄林忠英、側用取次水野忠篤と共に、君寵を専らにするに及び、私謁請託のこと盛に行はれて、情弊百出す、されば世を率ゐて、皆現在の快樂にのみ耽り、奢侈淫靡の風天下を被ふ、蓋し文化文政の頃は、徳川時代の泰平其極に達したる時代なりしかば、上下共に遊樂のみを事としたるも、また宜なりといふべし、家齊職を退くの後、其子家慶職を繼ぐ、是より先水野忠邦老中たり、夙に弊政を改革するの意ありしがども、いまだ其機會を得ざりしが、天保十二年家齊薨じ、政治の大權はじめて家慶に移るに及び、忠邦はその信任を蒙りて、こゝに其素志たる改革の大事業に着手するを得たり、(天保十二年四月家慶は、まづ前代の權臣たりし林忠英、水野忠篤を却け、是より先き水野忠成既に歿す)五月十五日に至り、親しく諸有司を城中に引見し、政事凡て享保寛政の御趣意に違はざる様心得べしと面命し、越えて十八日、忠邦もまた右の台旨を奉じ、享保寛政の制度を守り、宿弊を改革すべき旨を戒諭す、これ即ち天保改革の發端なり、忠邦まづ土風の刷新を圖り、同年六月群僚に訓諭して大に直言をほめ、正論の興起を促し、以て逢迎の情氣を去らんとしたりしが、同月更に諸有司旗下等が、

テナガ

多し、信州諏訪には、手長大明神足長大明神の二社あり、諏訪舊蹟志には、手名椎、足名椎を祭れりといへるは、稱呼の似たるよりの臆説なり、上野利根郡後閑村には八掬脛社あり、松屋筆記には長髓明神とも云と見え、上野名蹟誌には土蜘蛛八握脛を祭れりといひ、上野國志には「上古長人ありて人民を劫掠す、此地に懸崖あり、其中腹に窟あり、此人藤を以て山上より縋りて窟中に隠れ住し、夜は出て、劫掠す、百姓之を愁ふ、久しうして後、其宅窟を審察して藤繩を剪斷す、長人出る事能はず、終に窟中に斃る、其脛八掬あり、後人奇として之を祀るといへり」との意を記せり、又磐城宇多郡(今相馬郡)新地村に手長明神あり、奥羽觀蹟聞老志に「新地村の中に農家あり、貝塚居といふ、往昔神あり、平日は伊具の巖山に居て好んで貝子を食ふ、臂肘甚だ長く、屢長臂を山嶺に伸へて、數千の貝子を東溟の中に撮り、其子を嚼ひ殼を致地に棄つ、委積して丘の如し、郷人其神を稱して手長明神と謂ふ、委殼の地之を貝塚と謂ふ、其朽貝腐殼今なほ存す」と見ゆ、同郡山上村にも手長明神ありて類似の説を傳へ、附近に貝塚を伴ふ、并に常陸風土記と同一の説話にあらざるはなし、此外延喜式によれば、壹岐國壹岐郡手長比賣神社、同國石田郡手長男神社、手長比賣神社を載せたり、(第二)給仕人としての手長は、宇治



テンバ

時候見舞を名として、老中を訪問し、暗に媚を呈して、立身登庸の道を得んとするものあるを慨して之を停め、其暇を以て文武を勵むべきを諭達し、更にまた文武を力むべきを令すると再三に及びしが、猶又大の吏員が駕籠を用ゐるを惡習とし、同十三年四月令して之を嚴禁し、凡て乗馬往來せしめたり、且時に士人を城中に集めて武技を試み、將軍にも折ふし上覽の事ありしより、文弱の風や、革る、忠邦は更に幕府財政の窮乏に鑑み、諸官衙の出納を調査し、經費の節減を期し、一紙一墨も漫に之を給せず、小刀庖丁箆桶等日用の微物に至るまで、その用に堪へざるにいたらざれば、決して新品を與へざりしにても、以て一斑を推知するに足るべし、さればかゝる節減の結果は空しからず、同十三年の冬に及び、金分銅三圓、(百二十四貫目)銀分銅二十三個、(七百二貫五百五十目)を製し、軍資として之を倉庫に藏したるのみならず、翌十四年には、久しく行はれざりし將軍の日光社參の盛儀を復するを得たり、風俗の匡正は忠邦が最も意を注げる所にして、天保十二年享保寛政の遺制に基き、高價なる菓子料理、美麗なる能裝束、箔を施したる破魔弓、萬蒲刀、羽子板等を禁じ、雛人形は八寸以下を限り、其道具類も、梨子地蒔繪は家紋のみを許し、烟管烟袋其他の玩弄物に金銀を裝ひ、彫物象眼蒔繪を施すを停め、

テンバ

衣服并簪履等も、高價の品を用ゐるを嚴制したりしが、其年十二月更に諸商人を町奉行所に召出して、その衣食住が分に過ぎて、奢侈を極むるを戒め、荷も奢を誘ふべき商品は賣買を禁ずる旨を布達し、翌十三年四月には、季節に至らざる野菜類の賣買をも禁じたりき、この他或は神佛祭禮の時に、美しき飾り物衣裳道具等を用ゐ、或は郷村にて狂言操相撲を催すを禁止し、なほまた葬禮佛事の奢侈を戒むなど、頗る注意して怠らず、果てには女にて三味線淨瑠璃等を教ふ可からず、髮結床の畫障子并暖簾風等の彩色を施すべからず、文身を爲す可からず、異様の頭巾を被る可からずといふまでに干涉を試み、更に寺社の境内門前、及び其他における懸賣女并に男娼を嚴禁し、博奕賭事富籤を停止せり、加ふるに法を行ふに極めて嚴にして、爲に刑に觸るゝもの甚だ多く、四民皆屏息して商業沈滞し、江戸の繁榮頓に衰ふ、當時江戸に三劇場あり、中村市村の二座最隆盛を極め、森田座(河原崎座)之に次ぐ、當時風俗の敗類と共に、俳優の墮落は勿論、脚色も卑猥を極めしかば、忠邦以て世道人心に害ありとし、之を僻地に移さんとするの意あり、會々天保十二年十月村座より出火し、延焼して市村座に及ぶ、是に於て直に議を決して、翌十三年兩座を淺草猿蓑町に移し、越えて十四年森田座をも同所に移轉せしむ、之と共に

テンバ

寄席の弊害をも認め、十三年正月令して市中の寄席は十五軒を限り、神道講釋心學軍學講釋昔話の四業のみを許可し、なほ咄の中に鳴物を交ゆるを止め、落語淨瑠璃の如きは、一切これを禁じたり、さてまた出版物に對しても、いたく干涉し、人情本好色本合本等の小説は、その著作賣買を禁じ、爲永春水柳亭種彦寺門靜軒が著述を以て、風俗を破るを咎め、其版木を沒收し、春水靜軒は並に之が爲に罪せられ、種彦もまた處罰せらるべかりしが、その御家人たるの故を以て、讒かに免かるゝを得たり、蓋し春水は梅曆春告鳥等を、種彦は田舎源氏を、靜軒は江戸繁昌記を著はしたるに坐したるなりき、之と前後して錦繪扇等には俳優の似顔藝妓遊女を描くを停め、爾來小説錦繪等の出版には豫め町年寄の検査を受けしむ、風俗の匡正に次ぎて注意すべきは、菱垣廻船問屋(ヒカキクワイセン)并十組問屋(トクミトヒヤ)の停止あれど、これは別項に掲出したればつきて見るべし、此時に際し外警漸く傳はり、就中露西亞が蝦夷地を窺ゆるの事實は、大に讀者の憂ふる所なりき、隨つて外船の渡來に對する處置の如きも、幕府有司の頭を悩まし、が、忠邦の天保十三年七月、是より先文化八年に幕府の發したる異船打拂の令を停止し、外船も渡來せば事情を糺問し、食料薪水など乏しきに於ては之を供給せしむ、天保薪水令

テンバ

といへるもの即ちこれなり、かくて諸大名に令して海防を嚴にせしめたりしが、なほまたいたく外寇に慮る所あり、下總印旛沼開墾の大事に着手せり、蓋し萬一江戸灣が外國の爲に扼せられれば、運輸全く絶えて、府下に住するもの饑餓に瀕するゆゑに、印旛沼の東西を開墾し、東は江戸川に疏し、西は利根川に通ずる時は、米穀を常野地方より輸送し得るの便あり、加之平時に於ても其利を蒙ること尠少にあらず、且つ水害を防ぎ耕田を増すの效果ありとなし、天保十四年六月即ち其工役を起し、水野出羽守、酒井右衛門尉、松平因幡守、林播磨守、黒田甲斐守に命じて工を助けしめ、忠邦出で自ら之を督す、然るに工事意の如くならずして費用は豫算を超過し、而も擔任の吏私を營むもの多かりしかば、忠邦は諸大名の課役を免じ、幕府自ら之に當ることとなしたれども、工業なほ依然として進捗せず、徒らに世人の怨嗟を招けるのみ、かゝる折しも、更に天下の物議を醸したるは、封地轉換の問題とす、蓋し忠邦は江戸大坂兩地附近十里以内で散在せる諸大名、及旗本の采邑を公收し、代ふるに他の幕領を以てせんと企てたり、これ一は以て幕府歳入の増加を圖り、一は以て海防を嚴にするの意に出でたるものにして、同年九月その事を萬石以上以下に諭達す、采邑を其地に有するものども大に驚き、嚮々として轉封の不可

テラダ

を論じて已まず、衆怨一に忠邦の一身に集る、將軍徳川家慶、忠邦が與望に背けるを憂ひ、同七月其職を罷め、尋て封地轉換の令を停む、是に於て印旛沼開墾の工業また自ら中止せられ、天保の改革は茲に其終を告げたり(續徳川實紀、徳川十五代史、徳川太平記、御觸書集覽、徳川禁令考、開國起原、角田氏「水野越前守」)

**テニリヤクノチ 天曆治 村上天皇**  
(ムラカミテンワウ)を見よ、

**テラダヤシケン 寺田屋事件**  
庄内の人清川八郎夙に討幕の志あり、文久元年十一月同志の徒安積五郎と共に京都に入り、中山家の諸大夫田中河内介を訪ひ其事を以て告げ、相談する所あり、即ち偽りて青蓮院尊融親王(久邇宮朝彦親王)の密旨を奉じたりと稱し、中山忠愛、忠能の子時に中將たり)及び河内介の書を携へて九州に赴き、頻りに同志を募りしに、同じく討幕の事に熱中せる眞木和泉、平野次郎、小河彌右衛門、轟武兵衛、川上彦齋、宮部鼎藏等之に應ず、されど一箇浮浪の勢力を以てしては、大事を爲しがたきを察し、薩藩士が早くより尊攘の士と交り、櫻田事變にも深き關係を有するのみならず、同藩の後見たる島津久光の名聲世に重きを構とし、久光を擁して義を京都に唱へん事を圖り、平野次郎、眞木和泉等は、前後薩州に赴きてその興起を促したるに、薩藩士中に

テラダ

て激派の聞えありし有馬新七、橋口壯介、柴山愛次郎等、喜びて之と策應せり、時に久光天下の大勢に順應し、薩藩の勢力を利用して、所謂公武間周旋の事に從はんとし、將に入京せんとする際なりしかば、清川八郎、眞木和泉、平野次郎等は、その京都に來るを待ち、之を擁して大事を舉げんとし、文久二年の春皆京坂の地へ集る、土藩士吉村寅太郎、秋月藩士海賀宮門、長藩士久坂玄瑞またその議に與る(續)斯て久光は同年三月千餘人の兵を從へて本國を發し、四月十六日京都に入りしが、その意は公武合體にありて、過激の行動を喜ばざりしかば、京坂屯集の志士皆望を失ふ、是に於て更に策を變じ、まづ幕府に同情厚き九條關白と、所司代酒井忠義を斬りて、大勢を決し、以て久光を動かさんとす、有馬新七の徒内にありて謀を合はせ、長藩の家老浦靱負も、京坂滞留の同藩士を率ゐて之に應ずるの約あり、是に於て四月二十三日有馬新七、柴田愛次郎等の薩藩士、及び田中河内介、眞木和泉を領袖とせる浮浪の徒七十餘名、伏見の旅舎寺田屋に會して部署を定め、結束して京都に入り、在京の同志と相合し、將に大事を舉げんとす、久光之を聞きて大に驚き、近臣奈良原喜八郎、大山格之助、森岡善右衛門、江夏仲右衛門、鈴木勇右衛門、其子昌之助、山口金之進、道島五郎兵衛をして往きて藩士を諭さしめ、もし聞かざれば



テラダ

君命を以て討つべきを命ず、八士直に伏見に赴きて寺田屋に至り、奈良原、道島、江夏、森岡まづ入りて有馬新七に面會を求む、橋口傳藏詰きて在らずと答へ、却て其名を誰何す、江夏森岡はその伴りなるを察し、やがて樓上に登れば、諸士皆結束せり、二人有馬新七、田中謙介、柴山愛次郎、橋口壯介の座にあるを見て、之を樓下に誘ふ、奈良原喜八郎即ち久光の命を傳へて、暴舉を中止すべしと諭したれども皆聽かざれば、更にその自殺を促したるに、また用みず、道島五郎兵衛もはや事の擠ひ難きを觀念し、俄に起つて田中謙介を斬る、是に於て皆刀を按じて立ち、舉座格闘す、山口金之進は柴山愛次郎の背後にあり、また刀を拂つて之を斃す、有馬新七は道島五郎兵衛と闘ひ、遂に相共に斃る、折しも弟子丸龍助、橋口傳藏、西田直五郎、森山新五左衛門騷擾を耳にし、階を下りて新七等を助けんとし、また相闘ひしが並に亂刃の間に死し、八士皆鎮撫使の殺す所となる、樓上に殘留せるもの、變を知りて悉く階を下らんとす、奈良原喜八郎即ち押肌脱ぎ、雙刀をもちて他意なきを示し、且叫んで曰く、新七等故ありて之を斃したれども、諸子に對してはもとより開意なし、請ふ意を安んぜよ、衆よりて座に復す、奈良原よりて田中河内介、眞木和泉を別座に導き、久光の意を傳へて諸士を鎮撫せん事を依頼す、二人機を失して事の爲すべからざるを曉り、相共に戒諭

テルハドウケ

せしを以て、衆遂に之に従へり、奈良原乃ち衆を導きて京都の薩邸に来る、久光命じて之を邸中に拘す、小河彌右衛門期に後れて、二十四日伏見に至り、はじめて昨夜の狀を聞き、同地の薩邸に赴て、行止一に久光の命に従ふべきを告げ、また同邸に拘せらる、尋て久光は朝廷に請ひ、諸藩の浪人は之をその本屬の藩に交付し、田中河内介父子、海賀宮門の三人は、薩藩の激徒と共に、鹿兒島に護送の途中に於て殺害せしめたり(義舉録、津中紀略、紹述編年實歴史傳、浦叙負日記、防長回天史)

テルハキヤウゲン 照葉狂言

物眞似狂言の一種、照葉嘉永の頃大坂の蕩子等四五輩相謀りて始めて之を行ふ、其の狀、猿樂の狂言を骨子とし、服装にも素袍上下等を用ゐ、俳優のさまも之に倣ひ、言語も之に擬す、往々にして、當世の踊り及び芝居狂言又は俄狂言に似たる事も交へ行ふ、安政年間江戸に下り、各地の寄席に出演せり、(守貞漫稿)

トウキ 等照

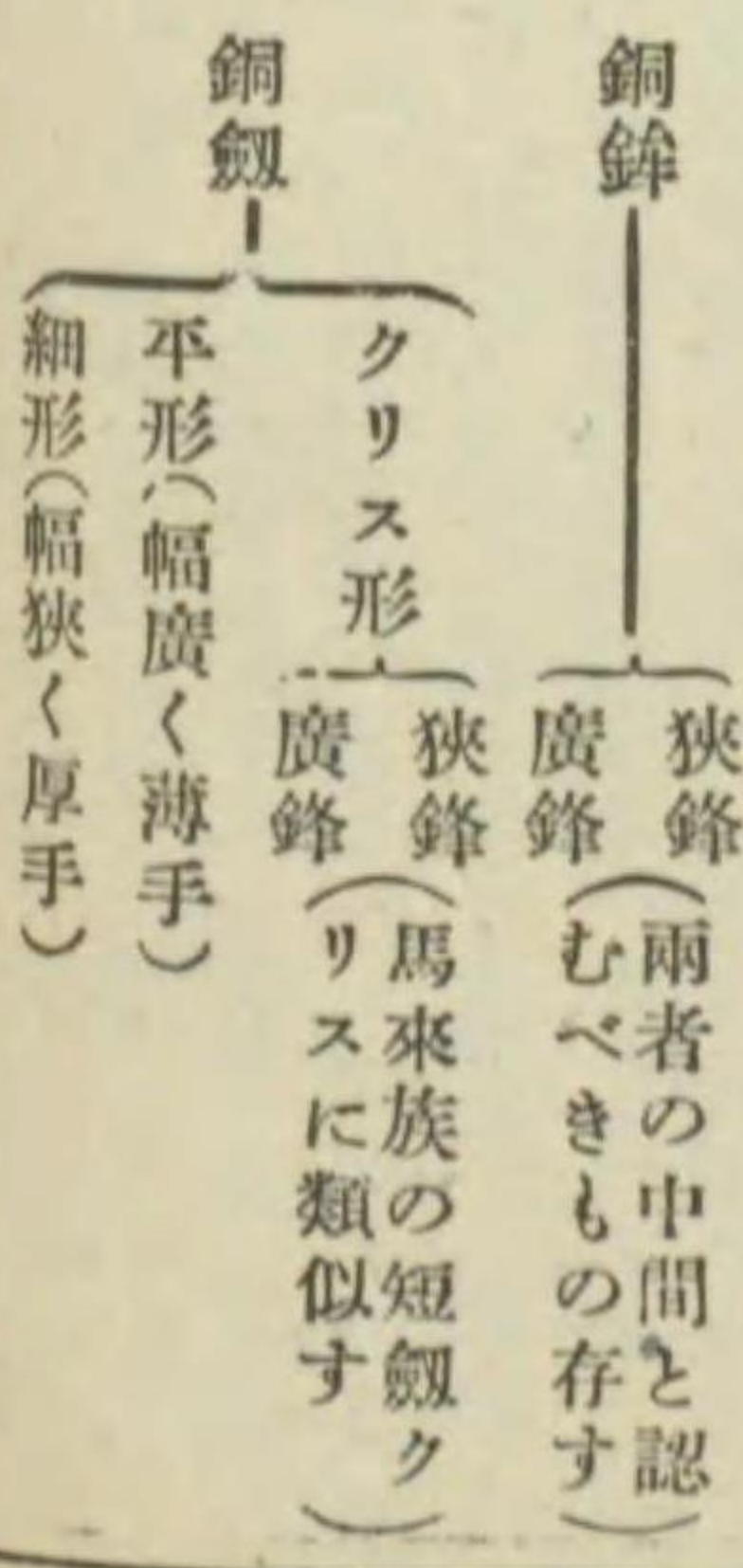
勅して佛立慧照國師と謚す、萬里小路嗣房の息、國師定玄の室に投じて出家受業す、薩華院今戒光寺等に住し、後圓融後小松稱光三帝の戒師たり、寛正三年八月十二日寂す、後花園天皇の時勅して國師號を贈る(淨土宗總系圖)

ドウケン 銅劍

青銅にて製作せる劍を云ふ、また其の鋒を銅鋒といふ、百練抄高倉天皇の安元元年の條に、

ドウケ

「十六日、大臣宣下、安樂寺賢方嶺銅鋒十出來事、令諸道勘申」とあり、後堀河天皇安貞二年の條に「安樂寺言上、去嘉祿元年五月比、豐後國津山住人等、於彼峯一作<sub>二</sub>嶺之間、堀出金銅鋒二枚克」と見えたるは、蓋し最初の文獻なり、その後江戸時代に至り元祿、享保、天明の頃發見せらるゝもの次第に多く、この頃より漸く學者の注目を惹きしが、明治時代に入りて發見益々多く、神田孝平、坪井正五郎、若林勝邦、八木獎三郎諸氏の研究あり、尋て高橋健自氏綜合研究を遂げ、中山平次郎氏、濱田耕作氏等の新研究加はり最近に至つてほゞ確定せる考説を見るに至れり、古くは兩者共に銅と稱し(或は筑紫銅ともいふ、九州地方に多く發見せらるゝ故なり)、二者の區別をせざりしが、明治時代に入りて銅と劍とに分ちたり、共に長大兩刃、鋒を有する武器の一種なれど、柄部が袋を有して柄を挿入すべき型式を銅と稱し、同じく柄部に莖を有し、柄に挿入すべき型式のものを劍と稱す、其形狀に據つて左の數種に分つを得べし



ドウケ

なほ兩者とも鋒を有すると、否らざるとあり、又鋒には袋部の一方に環狀の耳を附するものと、單なる突起に止まれるものとあり、劍には鬮と柄との境に二個の小孔を有するあり、緊縛の際の措置なり、大さは鋒には長大なるもの多く、長さ三尺に達するものあれど、二尺六七寸を普通とし、劍は廣鋒のものは一尺六七寸にして、狭鋒のものは九寸前後より一尺四五寸に至る、銅鋒と同じく、その分布状態は局部的にして、西南日本に限られ、九州北部を中心として、その南部に及び、四國より紀伊に續き、大和に發見を傳へられ、東方信濃に分布す、北は海を越えて朝鮮に入り(慶州より發見す、銅鋒の項参照)、西北遼東より支那直隸省に達し、沿海州にてはニコリスタク地方にも發見さる、今本州内部發見の國名を列擧すれば、壺岐、對馬、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、大隅、伊豫、土佐、讃岐、長門、安藝、備前、出雲、紀伊、大和、信濃の十九箇國とす、就中筑前筑後に濃密なり、發見状態及伴出物、單獨に一二本或は十數本を發見する場合あれども、多くは他の考古學的遺物と伴出せり、其の一は銅鐸なり、安藝國において伴出す、其二は古鏡なり、朝鮮慶州の古墳内と、筑前國において伴出す、其三は古錢なり、朝鮮黑橋驛附近にて穿上横文五銖錢を伴出せり、其四は土器及び石器なり、主として九州北部

に多く、共に所謂彌生式系に屬す、土器よりは彌生式土器と、齋瓮とあり、その中の或ものは鬮櫛なり、石器には石劍(銅劍を摸せしものか)、石斧(打製磨製)、石庖丁、勾玉、石鏃、石匙等あり(詳しくは考古學雜誌「銅鋒銅劍並に石劍發見地の遺跡」を参照)、これ等は本品の年代を決定するには貴重材料たるべし、九州北部殊に筑前國地方にては、往々兩者の鋒を發見す、日本において鑄造せしこと明かなり、その形狀は鋒は廣鋒、劍はクリス形に限定す、近重眞澄博士の分析によれば、筑前國發見の一銅鋒の合金は、銅最も多く、錫之につき、鉛、アンチモン、ニッケル、鐵を含有す、大體において古代銅器と一致すといふ、本遺品使用の民族並に其年代、用途等に關しては、古來諸學者の研究あり、明治以前に於ては、天明年間に江上伯華の所説あれども、單に千百年以上のもとの假定せるのみ、藤井貞幹は好古日録に古昔儀刀の類ならん」と説きて年代に及ばず、その他石野宜理、矢野貞一等何れもこの問題に觸れしが確説なく、明治時代に及び、八木獎三郎氏は古書に見えたる劍鋒の使用を擧げ、先輩が儀仗なりとせる説を駁し、奈良朝以後は戟を用ひたりと思はるゝ故、その以前のものなりといひ、氏の所謂古墳時代第一期より第二期(神代より推古帝迄)の初世において、實用もしくは威嚇

用に使せりとなせり、且各所において鬮棺(氏は陶棺と同様に見たり)と伴出し、又上野國より埴輪、鋒の發見あるを注意し、一方漢鏡を伴出する等より、それ等は日本式の墳墓にあらずして、漢人の墳墓なるべしと説きたれども、其結論に於ては廣鋒は印度式、狭鋒は支那式にして、印度式は主に儀式用に使せりと稱し、稍々前後と撞著の説を述べたり、(考古精説)その後高橋健自氏はその完全なる綜合研究を企て、考古學雜誌に「銅劍銅鋒考」を連載せしが、一方各地の新資料は續々と増加し來り、就中中山平次郎氏の九州北部の研究は、最も本器の考察に有益なる事實となれり、即ち氏は九州北部における銅劍銅鋒の遺跡が、彌生式土器と共に石器等を發見するを以て、これが金石併用時代に、彌生式土器使用民族によつて用ゐられたる事を證明せるのみならず、各地の鬮棺が何れも彌生式系土器たる事も證し得たる故、益々本品と彌生式土器とは、密接なる關係ある事を知るに至り、かくして大正十二年には、高橋健自氏「日本青銅文化の起原」において、本品にほゞ確定的説明を下せり、その大要を述べれば、日本における青銅文化の一要素として銅鐸と銅劍とをとり、まづ型式分類によつて、その間に相對的年代の差を認め、本器の始源が武器なりとの見地より、鋒にては狭鋒、劍にては細形の如く明かに實用的



ドウエ

のものを古しとし、薄手廣鋒のものを新らしきものとなし、次に分布状態が、鋒は朝鮮及び九州北部よりは狭鋒のみ出で、九州南部よりは廣鋒を出し、劍もクリス型は多く日本内地に出土し、細形は九州北部、平形は四國方面に多く出づる點に注意し、實用たる古式のもの朝鮮及びそれに近き九州北部に多く、退化型たる非實用の新式のもの内地に多い事は、この源泉が支那に存在することを示すと論ぜり、次に、然らばその根源たるべきものが支那に存するや否やに及び、袋穂と耳とに注目し、その手法は支那のみならず、ミケーネ發見のものも存せる點より、青銅文化の發生は中央亞細亞にあり、それが東西に傳播せりと假定し、現に穂袋片耳の銅劍が支那に發掘せられし事實より、日本の銅劍は支那より輸入せる事を確め、クリス形銅劍もその類品が支那古代の青銅兵器にありとし、戈の例を引きてクリス劍も同様に使用せしなるべく、支那より南鮮に至つて變化し、日本に入りたるべしと述べ、細形劍は既に支那において發見せられたるを以て明かなれば、支那より九州に入り瀬戸内海に入り、讃岐に於て平形劍といふ退化型を産出せりと説き、結局本品は支那より移入せる事を確言し、又その分析の結果に及びて、錫を多量に含有するは合金法の進歩を表はすものとし、日本自發のものにあらず、支那の高級文化の影響なりと認識したり、最後にその

トウゼードウク

使用年代に就いては、伴出の鏡と古錢より銅劍銅劍使用の初期は前漢中期頃まで遡り得べしとなし、大體西紀前一二世紀なるべしといふ、かくして氏は日本における青銅文化の二流が、一は九州北部に、一は日本海方面に移入し、各々中心を異にして發達し相對せり述べたれども、その使用住民は明記せざるも、原始日本民族なる事を推察し得べし、以上はほぼ現在において一般に認容せらるゝ説なり、なほ増補の銅劍(ドウタク)銅劍(ドウソク)彌生式土器(ハヤヨヒシキドキ)及び附圖參看(人類學雜誌、考古學雜誌、考古精説、日本考古學)

トウゼンダイシ

東漸大師 僧源空

の勅諭號「ゲンクウ」を見よ、  
**ドウソク 銅劍** 青銅にて製作せる劍をいふ、日本古代住民の遺物の一類として有柄無柄の二種と爲す、後藤守一氏の分類に従へば左の如し、

- 有柄
  - 三角形式
  - 三角形式
  - 三角形式
  - 柳葉式
  - 平根式(断面菱形)
  - 類有袋式
  - 鑿頭式、定角式(断面長方形)
  - 素燒式(断面圓形)
- 無柄
  - 三角形式
  - 三角形式
  - 銅劍式(銅劍に類似す)

ドウク

銅鐸銅鐸と同じく、局部的に發見せらる、主として近畿中國に濃密なり、其今日までに發見せられたる國名を擧ぐれば、大和、河内、山城、近江、三河、駿河、美濃、信濃、上野、下野、加賀、淡路、備前、備中、丹後、因幡、阿波、讃岐、筑前の十ヶ國なり、大體銅鐸とその分布を同じくすれども、九州の一部と關東とに多少分布せるを異にするのみ、多くは古墳より出づれども、往々石器時代遺跡(彌生式系)より發見せらる、河内國府、加賀國大野村、淡路國松帆村、丹後國函石、因幡國濱坂はその一例にして、三河國保差においては貝塚(アイヌ式と彌生式)より出土せり、これ等は年代等の考察に重要な點といふべし、從つて伴出物としては古墳において古鏡、石製模造器具、曲玉、鐵刀等普通遺跡に於ては彌生式土器、石劍等を伴出す近重博士の研究によれば、丹後國函石發見の銅劍は、銅最も多く、錫の少量と、鉛、砒素の微量とを含有す、この點銅鐸、銅劍と趣を異にす、銅劍の用途は武器なる事明かなれども、その使用住民及びその年代につきては、從來の學說なほ確定せず、神田孝平氏は明治二十年「銅劍の事」と題して阿波國より多く得られし事を擧げ、(人類學雜誌)中原光義氏は二三の銅劍を以て古事記允恭段の記事を推定し、これと

ドウク

斷なりと述べたり(考古界)、その後マンロ氏は青銅時代の一遺品なりと述べ、(Archaeologic Japan)大野延太郎氏は因幡濱坂の銅劍につきて、それが石劍と同形なる點より、兩者に連絡ありとせしが、その後合定し(人類學雜誌)、大正六年中山平次郎博士は九州筑前五島山の銅劍を以て同じく石劍に連絡ありとし、金石併用時代の遺物なりとせり(考古學雜誌)然るに鳥居龍藏博士は、河内國府發見の銅劍を、岩井武俊氏が漢劍輸入なりとせるを駁して、それが伴出の骨とは無關係なりとして、彌生式土器が金石併用期の遺物なる點より、銅劍もその一種なりと論じ(有史以前の日本)柴田常惠氏は本器が石器時代遺跡より出土し、石劍と同形なる點より彌生式系石器時代住民の使用せる事と想像せり(日本考古學)かくて大正八年に至り後藤守一氏はまづ銅劍と石劍との關係を考察して、從來の學說を肯定し、本品が石劍を模寫せる遺品なる事を認め、更に磨製石劍と比較して、相似の點あるを以てその間に關係ある事を述べ、次に銅劍と對比して、その形状より兩者間には相當の差異あるを述べたる後、鐵劍は古墳時代に外國のものを模して作れるもの、銅劍は邦人の創造にかゝるものなるを論じ、又支那銅劍との比較に於て、兩者の差の著しきより、わが銅劍は支那のそれとは無關係なりとし、なほ又銅劍と比較して、中山博士

トウタク

が筑前より得たる一銅劍及び河内國府發見の銅劍が、共に銅劍、銅劍に類似する點を肯定し、然れどもこれを以て製作年代を推定し得ずとせり、次に氏は多くの銅劍が古墳より發見せらるゝを以て、それと伴出せる遺物上よりその年代を考察せんとし、まづ古鏡より着手して、神人龍虎鏡系と神獸鏡系との二系につきて考察し、前者が後漢前後、後者が王莽時代迄遡り得べきを説き、少なくとも漢魏代即ち紀元一世紀より三世紀に互るものとなせり、こゝに於て氏は銅劍使用の年代をその頃におくべき可能を説きたり、然れどもなほいまだ定説を見ず、なほ増補の銅鐸(ドウタク)銅劍(ドウケン)彌生式土器(ハヨヒシキドキ)及び附圖參看(人類學雜誌、考古學雜誌、有史以前の日本、史林、日本考古學)

トウタク 東堂

禪宗の寺院における

從自分稱長老、從他稱大和尚とあるにて、其制を知るべし、増補の西堂(セイタク)參看、  
**ドウタク 銅鐸** 青銅にて製作せる鐸をいふ、日本古代住民の遺物の一類として、扶桑略記天智天皇七年の條に「正月十七日、於近江國志賀郡、建崇福寺、始令平地、掘出奇異寶鐸一口、高五尺五寸、又掘出奇好白石、長五寸、夜放光明」と見えたるは、蓋銅鐸に關する最初の文獻なり、その後續日本紀元明天皇和銅六年の條に「丁卯、大倭國宇太郡波坂郷人大初位上村君東人、得銅鐸於長岡野、而獻、異常音協、律呂、較三所可藏之」とあり、尋て日本紀略嵯峨天皇弘仁十二年の條にも「五月丙午、播磨國有、掘地獲一銅鐸、高三尺八寸、口徑一尺一寸、道人云、阿育王塔鐸」と見え、なほ承和九年六月若狹より得たる記事は續日本後紀に記され、貞觀二年八月三河國より發見せる事は三代實錄にあり、降りて江戸時代に至り、屋代弘賢は古今要覽稿器財部に樂器として之を記載し、平田篤胤は弘仁歷運記考の中に之を論じ、楠目清蔭は南路志に於て又これを説き、谷文晁亦平常蒐集愛玩せりといふ、然るに明治時代考古學の發達と共に、神田孝平氏まづその比較研究を試み、尋て寺石正路、關係之助、大野延太郎、谷井濟一、沼田賴輔、鳥居龍藏博士、喜田貞吉博士諸氏の研究起るに及

ドウタク



ドウタ

びていたく學者の注意を促し、更に坪井九馬三博士、近重眞澄博士及び梅原末治氏等の新研究を生じたれども、使用の目的併に使用民族に關しては、未だ定説を見るに至らず。概して扁圓形の細長き梵鐘狀を呈し、兩側に扁平なる鱗形の突起を附し、上部の吊手に連続す、大さは高さ五尺に達するものもあれば、一尺に満たざる小形のものもあり、又その前後兩面に或は縦横に格子の如き文様を鑄出し(袈裟禿と稱す)或は流水の文様を現はす、なほ往々人物、鳥獸、家屋等簡單なる圖様を鑄出せるものなきにあらず。現在までの分布状態は、中部日本に限られ、關東地方、東北地方、九州地方にはいまだ發見せられず、其國名を擧ぐれば、大和、河内、和泉、攝津、伊賀、伊勢、尾張、三河、遠江、伊豆、近江、美濃、若狭、越前、加賀、丹後、丹馬、因幡、伯耆、石見、播磨、備前、備中、安藝、紀伊、淡路、阿波、讃岐、土佐の二十九ヶ國にして就中大和、三河、遠江、近江、備中、淡路、阿波、讃岐、土佐よりは比較的多数に發見せらる、然るに大正九年の末、朝鮮慶尙北道慶州郡の古墳より、銅劍、銅鐸、古鏡と共に一個の小銅鐸發見せられ、學界に新資料を提供せり。發見状態及伴出遺物。銅鐸の發見は、多く單獨に一個或は數個埋没せる場合多し、貝塚或は堅穴、古墳等よりは出土せず、然れども往々故意に

ドウタ

埋めしと見らるゝ個所あり、又伴出遺物は稀有にして、僅に安藝國に於て二種の銅劍と共に出土し、大和國に於て一種の古鏡と伴出せる外、前述の朝鮮に於ける銅劍銅鐸古鏡と伴出せるのみ、これ銅鐸研究上注目すべき點なりとす。銅鐸が如何なる合金より成りしかは、個々相當の差異あるべきも、大體において銅、その半ば以上を占め、錫これに次ぎ、アンチモン、鉛、鐵、ニッケル等を含有す、(近重博士「東洋古銅器の化學的研究」)日本紀略及び三代實錄に見ゆる銅鐸發見の記事に對しては、古來阿育王の寶塔なりと解けり、即ち大月氏國の阿育王が、佛敎弘運の爲め八萬四千の寶塔を、閻浮提中に運造りて、一寶塔中に一舍利を置きたりといふ傳説に附合せるものなり、然るに江戸時代に至り、屋代弘賢は説文に鐸は大鈴也とあるに據りて、これを一種の樂器とし(古今要覽稿)平田篤胤は「古も今も阿育王が寶鐸などいふ論は謂ふにも足らず、實は赤縣の物にも非ず、天竺の物にも非ず」、外來説を否定し、「彼銅器を始め、然る物どもの中に大國主神の御世の物なるが、彼國遊の後、世に廢れて遂に土中に埋まり、或は彼大神の御世なりし人の家に收めたる物などの、現はるべき運ありて、時々出るなりけり云々」とて、天孫降臨以前大國主命一派の使用せるものなりと斷せり(弘仁歷運記)然るに楠目

ドウタ

清蔭は、孔闕環縁の説明に於て、擦柱を包む金具と解して當時の學者を感服せしめたり、かくて明治以後考古學の進歩と共に比較研究起り、合理的なる解説を生ぜしが、その先驅を爲せるものは寺石正路氏と爲す、氏は日本出土の銅鐸と支那記載の銅鐸とを比較し、支那古代の扁鐘なりと斷じ、且往々人物鳥獸の彫畫あるは、日本工人が支那銅器の意匠を參考して一種の機軸を出し、以て扁鐘を變化せしものなりと説けり(人類學雜誌「支那銅器時代考材料」)、尋て大野延太郎氏は、銅鐸と埴輪土偶との關係を述べ、銅鐸に存する繪畫及び文様と同じきもの、九州出土の埴輪にある點より、日本人使用説を唱へ(人類學雜誌「銅鐸と埴輪土偶の關係に就いて」)沼田頼輔氏は、其製作は鑄造の際二つの型をつくり、支柱をあて、連着せしものにて、口邊の環縁は鑄と同様原形の名残を留むるものとし、共通文様として錦齒紋、布目文、人物、鳥獸の圖様をあげて獨自のものとなし、これより型式を三種に分類して、第一は高さ低く製作厚手にして、人物、鳥獸の圖様を現はすものにて、最も原始的なるもの、第二はそれが次第に簡單化し、文様は幾何學的となり、圖様は貧弱となれるもの、第三は更に進歩して高さ高く、製作薄手にして無文のものなりとし、第一種が山陰北陸地方より、第二種が東海道主として參遠地方より、第三種

ドウタ

が近畿地方より多く發見せらるると述べ、續日本紀の「聲協律呂」とあるに據りて、之を樂器なりとし、更に内部に木の舌を用ひし事を想像して、宗教上使用せるものなるべく、且銅鐸發見の地方が、兩請に關係あるを見れば、兩請鐘の如きものならんと推定し、更に發見の状態に關する種々の報告に基きて、故意に埋没せるものなりといひ、最後に内地に存在する數の多き事と、同形同一のものが出土する事と、銅劍と伴出する事、及び三種の型式ある事等より、初め大陸より渡來して、内地に於て製作せりとし、かつ原始的のものが、日本海方面に存する點より、この地方を流るゝ潮流に乗じて、朝鮮方面より傳來せりとなし、大陸に目を移して支那南部苗族の銅鼓に聯想し、秦漢以前に山東浙江省附近に住居せる苗族が、周代の青銅の技術を知り、その一部が海を越えて日本内地に輸入せるものなりとせり(銅鐸考)然るに、その後人類學雜誌に「古傳説に見えた但馬民族」と題して、前説の一部を改定せり、即ち銅鐸使用の民族は天日槍の一派にして、但馬出石を中心に住居せるものとし、喜田博士とその點は一致するも、天日槍は喜田博士の如く秦人ならずとし、その理由として天日槍の子孫田道間守が、南支那と交通せしこと、銅鐸の文様は北支那地方の形式にあらずして、南支那の銅鼓の型式に酷似せる事、又日槍を祖

ドウタ

神とする三丹地方に南方傳來と認むべき穀物傳來の來傳ある事等を擧げたり、而して最後にその埋没状態より推察して、垂仁天皇が日槍將來の神寶を沒收せる事に想到し、當時彼等が土中に隠匿せるものなりと斷せり、次に喜田博士は夙に秦人説を稱道せしが、大和國吐田郷名柄より、一種の古鏡と伴出せる事實を以て、一層その主張を進め、歴史地理誌上に「銅鐸考」を發表せり、その大要は、銅鐸發見の古記録によりて、それが古代日本人のものならず、文化を異にする一種の民族の手になりしと述べ、その發見數が年平均二個づゝの多數に上るを以て、一時頗る優勢なる民族の使用せるものにして、後その勢力を失ひたるものなりとし、埋没状態は人爲的なる故、故意に隠匿せるものなりとして、アイヌの鐵先と對照す、又その鑄造地が日本内地なりしことを想像して、鑄型の存在せざるは、恰も梵鐘の如き理由ならんといひ、その形狀が支那の古鐘に類するより、始源を支那に有すとなし、使用者は秦人なりと述べて、古代倭人と秦人との交通が古くより行はれしといひ、その用途は寶物にして、一種の享教的意義を有するもの、彼等は威靈ありと信じて尊重せし事、恰も現在アイヌ間に存する鐵先の如しと論じたり、かつ型式を二に分ち、厚手小形なるを第一類とし、薄手大形なるを第二類とし、第一類を以て古

ドウタ

く、第二類は一方において進歩を認むるも、他面に一種の墮落を認め得るとして、彌生式土器が古式のものに文様を有し、後世のものに無文となる例を對照す、最後にその盛行の年代を大和發見の古鏡より求め、その鏡の型式が漢式鏡ならざる點より前秦時代なりとし、上限を二千餘年前、下限を日本民族の優勢となれる約千七百年前頃に假定せり、然るに朝鮮慶州より一銅鐸の發見ありし後、大正十二年「その後の銅鐸説」を提出して、益々前説を支持し、慶州が秦韓の地にして、秦人居住の地なりし事を以て、秦人説を強固ならしむと述べたり、これと前後して鳥居博士の説あり、氏は古く帝大紀要「南滿洲有史以前民族」中に苗人説を提稱せしが、その後「歴史地理」に「有史以前の日本」中にその意見を確立せり、その大要は、型式上三種に分類し、甲は大形薄手のもの、乙は小形厚手にして文様を描き、丙はその中間物、而して乙を最古、丙に次ぎ甲は新しきものとし、その原始的形狀は、木の胴に獸皮を張りし物ならんといひ、文様より當時の風俗及び生活状態を推察し、農業を營み、高殿に住し、弓矢を以て獵をなし、楫、舟等の存在を認め、人物は多く半裸體にして頭に冠物あり、これ等は土俗學上南方支那の民族なるべしといひ、用途は明史の銅鼓の記事等より、一種の樂器にして、且神秘的に貴重なるものな



トウタ

るべしと論じ、轉じて銅鐸に類するもの日本附近における存否に入り、南方支那に分布する銅鼓に類似點を求め、その型式文様と比較して、古代日本と南支那との交通を考へ合せ、かつ現に印度、支那の型を有する人々の存する事と比較して、銅鐸は南支那の印度支那族が移入せる際將來せしとし、最後にその年代については、我日本人が石器時代の状態(原始日本民族)にありし頃なりと假定せり、次に濱田耕作博士は、歴史地理誌上「銅鐸に就いて」といへる論文に於て、如上の學說の何れもなほ未完成のものなりとし、その化學的分析の結果より、支那文化との關係は認め得るも、支那にて製造せりや否やについては斷定する能はずと論じ、その型式を論じて厚手小形のもの、薄手大形のもの、その中間物との關係は、以上の學說と反對にして、薄手大形のもの支那にて製作され、且つその原型に近く、次第に墮落して日本に於て製作されしものが、厚手小形のものなりと斷せり、なほ用途樂器に非ずして、一種の寶器なるべく、從つて財貨の如くにも使用され、貨幣に使用せる事も可能なりと述べしが、その他は將來に期すべきとせり、梅原末治氏は如上の諸說を比較綜合して、藝文誌上に記載せり、現在に於て最も完成せるものなるが、その大要を述べれば、まづ型式分類に於て第一類は小形紐兜形、高さ低

トウタ

く鐸身の上部は口部の如く扁圓、色は稍々黒色を帯びて綠色を呈し、第二類は大形紐小判形、高さ高く鐸身の上部圓に近く鮮綠色を呈し、又以上の二型とも流水文系、袈裟文系の二種に細分するを得となし、次にそれ等の地理的分布を按じ、手法上より第一類を原始的なりとし、絶體年代の考察に入りて、大和吐田郷發見のものを、その古鏡の研究より西紀前一世紀前後に推定し、下限は古墳時代に入るといひ、從來當時未だ石器時代にありしと思はるゝ中に介在して、銅鐸以外に何等日用の器具を残さざりし民族の存在を想像し、扶桑略記の記事は古代人の忘却なりと斷じ、古墳に發見なきは支那銅器發見のその如く、これも一種の紀念物か或は魔術的のものならんといひ、附言としてその圖樣より當時の狩獵と農業とに關するものは、西紀前二三世紀より玉葬前後のものなりとし、古墳發掘の大形模造鏡は銅鐸製作者たりしならん假定せり、その後新資料の發見により、前説に補して、近重博士の分析を加へ、博士の意見が氏の説と反對なるは、その原型が支那の扁鏡なるを以て、技術の進歩せしものを古くおく事を妥當なりとなし、使用民族は彌生式土器使用者なれども、銅鐸を伴はざるは、當時民族に大移轉の存在せる結果なりといふ、これ等の諸說に遅れて高橋健自氏は最近「日本青銅文化の起源」(考古學

トウタ

雜誌)と題して其中に銅鐸を論じ、型式に於ては大體梅原氏に同意し、分布状態より考察して、小形厚手のもの北方日本海方面より輸入し、近畿に入り、變遷して大形薄手のもの東海道方面に傳播せりとし、分析の結果もそれを反證すと述べ、朝鮮發見の小銅鐸を以てその連鎖なりとし、當時その方面に住せるツングース民族が、支那より學び得て自己固有の形を青銅に移せりとなし、その固有の形は木竹の類にて組立て、革を張りし樂器様のものなりと想像す、最後は年代につきては前述の學者とほぼ軌を一にし、伴出の鏡、銅劍等よりその起原が西紀前約一二世紀頃なりとせり、かく諸學者の説は大體に於て不一致なるも、それが石器時代より古墳時代への中間に存せる事は、何れも認むる點にして、殊にその後大和國磯城郡川東村唐古の彌生式系石器時代遺跡より、土器破片に銅鐸と同じ鹿を刻せる物發見し、一層その關係を深からしめたり、なほ今後の研究によりて、益々確實なる見解の生ずるを待つべきなり、なほ増補の銅劍(トウケン)、銅鐸(トウゾク)等參看(人類學雜誌、考古學雜誌、日本考古學、史林、歴史地理、有史以前の日本、古今要覽稿、弘仁歴運記考、南路志)、

トクガハツナシゲ 徳川綱重

幼名長松齋、法名圓覺天安永知、清揚院と號す、徳川家光の三男、母は順性院

トクケ

藤枝氏 甲府侯の祖なり、慶安四年四月美濃、近江、信濃、駿河、甲斐、上野等の田十五萬石を以て封ぜらる、承應二年八月元服す、將軍家綱諱字を賜ひ、從四位下に敘し、左馬頭に任ず、十月正三位に陞り、左近衛權中將に任ず、寛文元年閏八月、封甲斐の田十萬石を加へ、二十五萬石となし、甲府に治す、十二月參議に進む、中將故の如し、初め酒食に耽り、醉に乗じて近侍を斫る等の事あり、後人の諫を用ひて文武に志す、四代將軍家綱子なし、幕議或は綱重を迎へんと云ふものあり、大老酒井忠清權を專にし之を斥く、後聖堂を甲府に建てんとし、金十萬兩を幕府に借らんと乞ふ、將軍、忠清の説を聞いて許さず、延寶六年九月十四日薨す、或は曰く自殺と、年三十五、權中納言を贈る、寶永六年太政大臣正一位征夷大將軍を贈る、綱重、關白藤原光平の女を娶る、是を隆崇夫人となす、又權中納言源俊景の女を娶る、是を紅玉夫人といふ、並に嗣なし、長昌院田中氏綱豊清武を生む、綱豊後を嗣ぎ、尋て寶永元年入りて將軍綱吉の嗣となる、即ち六代將軍家宣是なり、(野史)

トクケン 徳儉

約翁と號す、勅して佛燈大光國師の號を賜ふ、相州鎌倉の棄孺子として著姓某に養はる、幼にして聰明、佛儒を見る毎に禮拜す、十六歳の時落髮し東大寺に赴き、登壇具戒す、

トクダートコロ

幾もなく京都に入り覺間に學びしが、後更に支那に遊び、寂窓、石帆、東叟、虛舟等の宗匠に就きて教義を究め、歸國して長勝、禪興の諸寺を置せしめ、徳治元年勅命によりて京都建仁寺に住持たり、後宇多上皇其徳風を開きて屢々召見あらせられ深く旨に稱ふ、二年東關に歸休す、偶々文保元年上皇命じて南禪寺に住せしむ、固辭して應ぜず、即ち北條貞時に命じて強て徳儉を起たしむ、是において已むを得ず命を拜す、元應元年四月病あり、上皇即ち國師號を賜ふ、五月十九日薨す壽七十六、法臘六十一(本朝高僧傳)

トクダイジサネツナ 徳大寺實維

法名溫潤院、關左大臣公信の子、内大臣、正二位、天和二年九月十二日薨す、年四十七(徳大寺家譜)

トクワン 都管

禪宗の僧職、「ツウクワン」と訓す、都寺(ツウス)の條を見よ、

トクウ 土貢

年貢をいふ、尙書に「禹別九州、隨山濬川、任土作貢」の語より出づ、建武以來式目追加に「土貢以下令先納者悉可糺返之」と見えたり、年貢(ネンゲ)參看、

トコロアテ 所充

諸所の別當等を定め、其行事を分擔せしむるを云ふ、即ち除目の一種なり、所充(トコロアテ)の別當を定め充つることは、古くよりありしかども、之を所充と云ひしことは延喜頃までは見え

トコロ

ず、江家次第には官所充とて、二月十一日列見を行ひ、訖はりて後所充申文の儀ありと云へるも、實例を見るに、日時必ずしも一定せず、多くは十二月の下旬に官奏、位祿定等と同時に行はれたり、古は官の朝所に於て行はれしが、後には殿上に於て之を施行することとなり、故に殿上所充とも云ふ、其儀は、關白以下御前の座に著き、頭辨をして諸司諸寺所々別當關官文を進らしむ、頭辨柳宮に入れて之を奉る、關白内覽畢りて、更に之を奏覽す、御覽畢りて上卿に返し給ふ、上卿視紙を召して、土代を取出し、關官文を見合せて、一々之を書き、書畢りて關白に覽す、關白見畢りて更に奏覽す、御覽了りて之を上卿に返し給ふ、上卿之を承けて退出す、所充の官には、古くは位祿所、王祿所等、其數至つて少かりしが、後には藏人所、修理職、穀倉院、奨學院、大學寮、六勝寺等一々枚舉すべからざる程多くなれり、而して内藏、修理、穀倉、陰陽、内記、内監、六勝寺等の別當は、關白に充つること定例となれり、何れも是等の諸司諸寺等に附屬せる得分ありしが爲に、諸人之を競望せしことは、玉葉承久二年三月二十四日、奨學院別當事の條に「被改補大納言定房卿、彼院別當、依有其利、執之云々」とあるに由るも明かなり、又院所充、中宮所充、東宮所充あり、何れも八月二十七八日を以て行なる、が例となれ



トシ、トダモ

り、院所充には、御祈願所、御服所、仕所、別納所、米所の別當を補せらる、又大臣家所充あり、通常八月中旬以後に於て行はる、執政所抄に據れば、毎年八月十六日なり、一年中の巡役所課等を家司及び庄園に定め充つる行事を云ふ、政所、侍所各別に行ふ、又臨時に屋充あり、是は行幸などある時に、其所の殿舎の装束調進を分擔せしめらる、をいふ(稿史料、中右記、小右記、玉葉、玉藻、明月記、三長記、西宮記、江家次第)

トシ、都寺 禪宗の僧職、「ツウス」と訓す、本文其條を見よ、

トシ、鳥柴 鷹狩にて捕へたる鳥を他人に贈る時、之を結び付けたる草木の枝をいふ、鳥付柴の略、もと柴に付けたるより名づく、夫木和歌集に「つれもなき人の心をとりしげにこがねのき、すつけえてしかな」とあれば、古くはトリシバといへるなるべし、後には梅、櫻、松、楓、檜、萩、薄等を用ゐる、又たもん柴、たもん木とも稱す、江戸時代には多く青竹に付けたり(倭訓栞、河海抄、今川大雙紙)古今著聞集に「武正御鷹飼にて侍りければ、鳥をえだにつけてもて來りけり」とあるを初見とす、

トダモス、戸田茂睡

渡邊氏、通稱は茂右衛門、初名馮、恭光、後に茂睡と改む、茂睡一に茂安とも書せり、梨本、隱家、不求橋、露衰軒、最忍法師、遣伏軒、不忘庵老茂等と號す、尤も隱家茂

トダモ

睡として世に知らる(系圖)渡邊忠の五男、母は高家大澤基宿の女(系圖)寛永六年五月十九日駿府城内に生る、父は幕府の家臣にして六千石を領し、徳川忠長の附人たり、忠長の罪を蒙るに及びて之に連座し、下野黒羽の領主大關高増に預けらる、茂睡また之に従ふ、其後江戸に出て、伯父戸田政次に養はれ、其姓を冒す、政次も幕臣なり、茂睡故ありて、大和郡山城主本多侯に仕へ祿三百石を食む、本多家の國政改革の際に致して遁世し、淺草金龍山の邊に住す、これより隱家の茂睡と稱し、専ら筆硯の事に従ふ、寶永三年四月十四日歿す、年七十八、淺草金龍寺に葬る、茂睡文章に長じ、和歌に巧にして著述甚多し、就中其歌論は其著梨本集に見えて、識見時流に卓絶す、此時に當り和歌の因襲を重んじて傳統を尊び、所謂二條冷泉の堂上歌學の範圍を脱する能はず、或は制禁の詞を設けて、思想の自由を束縛し、或は傳授と稱して無意義の形式に捉はれざるはなし、茂睡深く之を非とし、寛永五年説を爲して曰く「歌は大和言の葉なれば人のいふ詞を歌に詠まずといふ事なし、さるをいづれの頃よりか、歌の詞に制といふことを書き出して小點の詞、主ある詞、よむまじき詞、遠慮すべき詞、定家卿の不慮幾と宣いし詞、にくしといふ詞、いとしからずといふ詞を、詞に多く關を据ゑて、人の赴き難きやうに、道を狭く

トダモ

する事は、歌の零廢する端なるべし、武藏野の廣きおほん惠は、延喜天曆の御代にもいかでか劣るべき、心のしづかなるまゝに、蒼生に至るまで、歌の道に心を寄する時なれば、僻言を削りすて、迷はせ疑はせずして正道に引入れ、歌の道廣く行はれむは此時とおもふに、日にまし月に添ひて僻言おほく、遠慮おほく成りゆかば、果はよむべき詞も絶えぬべし、萬葉集三代集にのみたる詞は遠慮なく詠むべき事なり」と、かくて元祿十一年梨本五卷を著すに及びて之を評論し、幾多の實例を引證して堂上歌學の情弊を攻撃せり、伴蒿蹊が評して、凡そ歌道に古學を稱ふるは、此人近世の魁にして、秦の陳涉に比すべしといへるは知言なりといふべし、下河邊長流、僧契冲等にも因襲打破の説あれども、茂睡の説の精緻なるに及びず、和歌之よりして面目を改むるに至る、蓋し時代の機運に乗じたものなりとはいへ、其功遂に歿すべからざるなり、此外江戸の地理、風俗を説きたるもの、紫の一本あり、元祿時代の世相を描けるもの、御當代記あり、並に世に著はる(系圖)梨本集、紫の一本、梨本書、百人一首雜談、鳥の迹、隱家百首、御當代記、萬葉集口傳大事、未學初見集、武藏國の名所、古今集三木三鳥大事、名所不審相承歌、茂安かひとり言等(近世畸人傳、菅信友全集、戸田茂睡論)

トノキ、トバフ

トノキ、ウツク 宿裝束 衣冠又は直衣の装をいふ、直宿裝束、宿衣とも稱す、新野問答に「衣冠とて、單衣に袴和を重ね着指貫、加位袍候を宿衣と申候」と見え、又連阿口傳抄に「晝裝束トハ東帶ノコト也、直衣並衣冠ヲ宿裝束ト云フモチテ可有有簡」と見ゆ、(位冠(キクワン)直衣(ナホシ)參看)又女房裝束にも宿裝束あり、内衣、打袴、單、打衣、表著、小褂を用ゐたる装をいふ(女官裝束著用次第)「ニヨウバウシヤウゾク」參看、

トバノミダウ 鳥羽御堂 勝光明院

(シヨウクワウミヤウキョウ)を見よ、

トバフシミノタカヒ 鳥羽伏見

戰 慶應三年十月十四日將軍徳川慶喜上表して、政權を朝廷に奉還せんことを請ふや、翌十五日朝廷は其請を許すと共に、普ねく勅命を諸大名に傳へて上京せしむ、蓋し衆議公論によりて將來の國是を定めんとする也、されば慶喜に對しても、諸大名上京までは、舊によりて外交其他の事務を取扱はしめ、なほ同月廿四日慶喜の重ねて將軍職の辭表を上りし時にも、諸大名上京の上、追て御沙汰あるべし、それまでは從來の如く心得べしと指令して之を抑留せり、かくて王政復古の大業は、諸大名京都參集の後、衆議を経て定らんとす、然るに當時薩長の二藩は、藝藩を誘つて與黨とし、密に岩倉具視と相議して、舉兵討幕の策を決

トバフ

し、慶喜が政權奉還の上表を閣下に挿げしと同時に討幕の密勅は薩長の二藩に下れりされば二藩は慶喜の上表によりて、討幕の機會を失ひしを恨みしかども、而もなほ其計畫を改めず、事に託して兵を京坂に送り、以て必戦を期したり、故に諸大名の召集の如きは、素より二藩の喜ぶ所にあらず、而して諸大名の多くは、徒らに大勢を觀望して、上京の命に應ずるもの尠なかりしかば、二藩士は之に乗じて、舊幕府の勢力を根柢より破壊せんと欲し、藝州土佐尾張越前の四藩と圖り岩倉具視と相議し、十二月九日俄に王政復古の大號令を煥發して、攝政、關白、議奏、傳奏及び征夷大將軍、守護職、所司代を廢し、悉く佐幕派の公卿を退く、(此時長藩士はその密議に與りしかども、公然政變に關係せず、蓋し同藩は蛤門の變に勅勅を蒙り、未だ赦免せられざるがゆゑ也、越えて十二月九日、はじめて其罪を許さる)是に於て朝廷の勢力、岩倉具視と薩藩士大久保利通の手中に歸し、強て徳川慶喜に迫り、内大臣の官位を退き、其封土を納れしめんとす、徳川氏の君臣はいたく薩長二藩が、岩倉具視と策を通じ、公議輿論を無視して、專斷に大改革を行へるを憤り、目するに幼帝を擁し奉りて、私意を圖るの奸賊となし、暴發して之に報いんとす、然れども慶喜は事を醸して、朝敵たるを喜ばざりしかば、同月十二日二條城を發

トバフ

して大坂城に移り、頻りに臣僚を慰撫するに力めたり、是より先薩藩士西郷隆盛は、徳川氏を激して事端を開くを希ひ、密に腹臣の徒を江戸にやりて、浮浪を募らしめ、三田の薩邸を根據として、江戸市中及び關東の各地を劫掠せしむ、留守の老中之を探知し、同月廿五日兵を發して薩邸を焼き拂ふ、報卅日を以て大坂に達す、城の内外に屯集せる旗下の諸隊、并に會津桑名名の二藩士は、之を聞きて憤懣禁ずる能はず、遂に舉兵の策を定む、慶喜その制す可からざるを思ひ、放棄して遂に傍觀するの餘義なきに至る、(系圖)是に於て城内の將士は、慶喜の命を矯め、令を在坂の諸藩に傳へて兵を徵し、また討薩表を草し、大目付瀧川具知をして朝廷に上らしめんとす、即ち明治元年正月二日、鳥羽伏見の兩道より進軍を開始し、道を分けて京都に向ふ、陸軍奉行竹中重固、兩道の兵を指揮し、老中格松平(大河内)正質全軍に將たり、兵數約二萬を數ふ、是時に際し、朝廷もまた既に徳川氏征討の策を決し、薩藩は主として鳥羽街道を守り、長藩は主として伏見街道を守る、兵數約千五百人なり、別に伏見に屯集せる土藩の兵數萬人ありき、三日の夕戦はまづ鳥羽表に開け、尋て伏見表もまた砲火を交ゆ、坂兵利あらず、翌四日朝廷仁和寺宮嘉彰親王を以て征討將軍と爲し、諸軍を總べしむ、錦旗はじめて春天に翻り、順逆の分枝に分



トブノトユケ

る、官軍勝に乗じて淀に肉薄す、淀は坂兵の本營なり、坂兵再び利を失ひて八幡橋本を保ちしが、七日に至り全軍悉く潰え、皆大坂に走る、こゝに慶喜變を聞きて大に驚き、即夜城中を脱して兵庫に赴き、開陽艦に乗じて江戸に還る、城兵既に城に歸りたれども、慶喜既にあらず、また再舉を企つるに由なし、即ち七日を以て四散し、大坂の地全く官軍の手に歸せり、此日朝廷慶喜追討の號令を布き、尋て其官爵を褫ふ、かくて有栖川大總督宮の東下となり、車駕の親征となり、轉じて戊辰の大亂を誘致す(岩倉公實記、防長回天史、大久保利通日記、大久保利通傳、西郷隆盛記、戊辰日記、戊辰の夢、續徳川實記、伏見戦争前後の記事、會津史、七年史、戊辰始末)

トブノトユケ

トユケノダイジンケウ

宮、豊受宮、度會宮、外宮とも云ふ、皇大神宮と併せて二所大神宮とも稱す(豊受宮、大御神、天照坐皇大神の御饌都神にして、伊弉諾伊弉冉二神の御子と云ふ、御孫とせるとの二傳あり)相殿神、御伴神、東一座、西二座(雄略天皇の二十二年、丹波國比沼の眞奈井原より、皇大神の託宣に由りて此地に迎へ奉り、爾來斯の宮の御饌殿にて、皇大神の朝夕の大御饌を供

トリカ

進するとなれり、古代は大神宮制度の下にありて、二宮一致の如くなりしを、天武天皇の御代に、二所大神宮大神主を廢し、兩宮に禰宜を分置し、且式年造替の制を定めしより、殿舎の配置構造も自ら變化し來り、延喜の制、相殿の神と共に大社に列り、祈年、月次、新嘗の案上官幣に預る、延喜四年遠近四至を定む、天慶五年始めて外宮の號起り、内宮と併稱するとなれり、外宮は此の機運に乗じて獨立の基礎を堅め、漸く皇大神宮に准じて、殿舎の裝飾神寶の増進をも奏請し、就中永祿度の遷宮には、黄金御種代及び神寶十餘種調進の例を開き、徳川幕府に及びては、二宮稍對等の勢となりき、今日は古代の制度に拘はらずして、恆例臨時の官幣及び神饌料も同一に供進せらる、神宮の祭事は、古より外宮を先にせらる、故實にして、天皇皇后等の御參拜も悉く此に據らせらる、別宮四所多賀宮、土宮、月夜見宮、風宮あり、皇大神宮(クワウタイジンケウ)參看(神祇志料、古事類苑神祇部、神宮大綱)

トリカカウチャウ

取箇郷帳 地方三帳の、毎年一村より納むべき取箇(トリカ)參看)及び小物成(「コモノナリ」參看)高掛物等を記入し、勘定所へ差し出す帳簿を云ふ、地方凡例録に「諸御代官(被)爲命、年々取箇并小物成、高掛物等可納分帳面に仕立て、御勘定所へ可差出旨に

トリカナウサ

て御案文相渡り、仕立之御取箇郷帳と名付け云々」と見えたり、トリカチヤウ 取箇帳 江戸時代、検見により定めたる取箇(トリカ)參看)を記入したる帳簿を云ふ、地方凡例録に「御取箇帳は租税の元也、田方致し検見取箇を極め記す」と見えたり、尙ほ「ケミ」の條に附載したれば參看すべし、トリシハ 鳥柴 「トシバ」と訓す、増補の其條を見よ、

ナウサツ

納札 神社佛閣の社殿堂宇扉天井等に、其人の名を印刷せる札を貼付するをいふ、其札を千社札と稱す、(増補)千度詣又は千社參等に淵源せり、此風平安朝の末より鎌倉時代にかけて起りしが(増補)參詣「サンケイ」(參看)なほまた之と共に三十三觀音に巡禮することも行はれしが、後には自己の名を刻せる木札又は眞鍮の板金を、堂の柱に打ちつける風習を生じたり、(サンジフサンクワンオン)參看)かくて千社へ參詣する風習と、靈場を巡りて札を納むる風習とが原因となり、江戸時代寛政前後に至り、千社參りと稱する納札連江戸諸方に勃起せり、それは當時江戸市の内外に十二薬師、八幡等佛神の數にちなみて諸方を參詣する一種の信仰風俗あり、嬉遊笑覽には、千社詣が明和七年撰の江戸名物鑑に見えざるより、安永以來行はれたるものとなし、麴町

ナウサ

の五吉が創始せりと記載すれども、明和五年出版の繪本吾妻の花に、淺草觀音堂の柱に千社參と記せる札三枚張附けあり、又安永初年の黄表紙にも同様の繪あり、山田桂翁の寶曆現來集には「神社佛閣千社參の札を張る事は、天明年中麴町十二丁目てんかうといふ男、參詣せしを覺えの爲めに張たるなり、其後同五丁目吉五郎と申男も、亦天江同様に張りたるなり、寛政中頃より此札を張る事名聞となりて、參詣拜もせず唯いたづらに張歩行なり云々」とあり、吉五郎は嬉遊笑覽に見えたる五吉なるべく、又てんかうは即ち天愚孔平なり、孔平は本名を荻野喜内といひ雲州の藩士なり、識見ある儒者として知られしが、中道にして所謂泰平の逸民となり、奇行を以て著はる、壯年より納札を好みしが、はじめは摺札を製して之を貼付することを考按せり、納札の盛んとなれるは此人と吉五郎の力に負ふ所多きがごとし、要するに納札ははじめは民衆の信仰によりて生れ出でし千社參に、後若干の好事家が自己の名を印して後世への記念に貼布せしより、流行せるに至りしものなり、而して寛政十一年にはこれ等同志の人々の大會合を行へり、會する者に士あり工あり商あり、何れも納札を交換し懇親を結べり、これより以後納札會は盛んに行はれ、納札にも各々工夫を凝らし、技巧を盡すに至れり、安政の末年には月五回の會合

ナウサ

あり、會毎に出題に對する札を作り、費用も相當にかゝりければ、有福者ならでは加入する能はざるに至れり、かくして納札會は宗教的意味より遠ざかりて、趣味玩弄の會となれり、明治維新以後衰微して舊の如くならざりしが、一部の江戸趣味研究者間に復活せられ、前と同様月々會合して交換をなし、又懇親を圖る事となりぬ、(續)寛政時代即ち始めて納札會の起りし頃は、札の寸尺一定せず、墨摺白字多く稀に自書せしが、文化初年頃より彩色札を作るに至り、天保には一層複雑となり、安政年間には及んで錦繪の如くなり、用紙の寸尺も天保頃より西之内一枚を十六葉に切りて用ゐる事となり、これより大なるも二枚掛三枚掛と稱して一定の大きさを保てり、又文化文政頃迄は交換札と貼札とは同一物なりしが、その後兩者に區別をなし、貼り札は古式の墨を用ゐ、交換札は極彩色の糊書を用ゐたり、この外近來製作せるものに細工札あり、即ち一に集むれば双六の繪をなし、或は舌出三番叟となれるもの等これなり、又文化文政頃の千社札に菩提札あり、これは連中の一人が死去せる折、その生存中に用ゐたる札を、朋友が社寺に張りて菩提を葬ひしものなり、又安政頃にはかんだし札あり、幅三分長さ一寸程の彩色札なり、これは納札集會席上藝妓の簪となすために特に作れるものなり、又連札あり、江戸諸方

ナウサ

の納札連又は最寄者、或は同職又は藝人仲間などが、連印を附したるものにて、古くは虫喰連矢管連等あり、安政年代には千代田、三田、八幡、神田、立田、五の字、記字、輪違、八角、八角、巴、車、瓢、菱等あり、天保より安政年代には八角連最も盛行せり、次に納札の意匠は寛政より文化年間迄は著しきものなく、札の形式不規則にて黒地白字の物多く、文政末より朱印を捺押せしものあり、寶づくし、草花づくし、七福神、東海道五十三次等の繪札あり、天保より安政にかけては連印の下に立田川、隅田川あり、源氏五十四帖、十二月月、十二支各自意匠を凝せり、明治大正に至れば玩具づくし、古錢畫し、似顔繪等あり、毎月題を定めて意匠圖案を考へ趣向を凝せり、なほ興味あるは文化年代に和蘭文字にて「スケアン」「トジタカ」「トシミツ」の三名連名札あり、又「ゴード」と記せるあり、又成就の意なる語を入れしものあり、當時における蘭學の影響を窺うに足るべし、次に以上納札は如何なる方法を以て貼付せしかといふに、手のみにて貼るを中橋といひ、長き竿を用ゐるを兩國橋といひ、繼ぎ竿にて貼るを日本橋といへり、又投貼りとして手拭をぬらし疊みてその上に札をおき天井に投げて貼付する方法あり、赤圓子なる人は常に高所へ貼付するを以てその方法を探りしに、その人の脇差中に繼竿を挿入しあり



ナカザナツナ

きといふ、以て納札者の苦心を知るべし、なほ「センジヤマキリ」参看(考古學雜誌山中笑氏「千社参り納札に就て」)

ナカサハダウチ 中澤道二 心學(シ

ナカセンドウ 中仙道 江戸時代五

て六月十二月の晦日に行はるゝ大祓の詞をいふ、文長きを以て省略す、延喜式を見るべし、大祓詞後釋に「此詞は、西宮記左經記などにも中臣禊詞と見え、大神宮年中行事には、中臣祓祭文とあり(中略)此詞をたゞ中臣祓とのみいへるは、光明寺殿の玉藻に、國通讀申中臣祓とあり、其ころはやくいひしことなりけり」と見ゆ、蓋し大祓の時には、今の制度にては「中臣宣祓詞、下部爲解除」とあつて、中臣氏の宣ぶる所なればなり、「オホハラヒ」参看、

ナカノキンミチアツ 中院通淳

延命院と號す(系圖)中院通守の子、從一位、准大臣たり、寶徳三年薨す、年六十三、(中院家譜)

ナシツボ 梨壺 昭陽舍(セウヤウシヤ)を見よ、

ナツナリ 夏成 江戸時代初年貢の一、夏期に收納するを以て名づく、地方凡例録

ナベマーナンバ

に「關東之夏成、上方之三分一銀納、奥州之半石代、甲州之大切小切、何れも初年貢なれ共、關東計夏成連夏納む、餘國は秋成と一つに納む、九州杯は夏石連、元祿頃迄麥に而納る所も有たる由、今はなし、尤關東之夏成も麥石連別には不掛、烟取永之内を夏納故夏成と云、餘國秋成と一同に納るに遲速有迄に而、關東夏成とて、取箇の強きにはなし、然共麥石無之共、國々一體之取箇、秋成の内籠り、古制とは大に違、強成たれば、秋糧夏成と二季に納るも、關東夏納も同然也」と見えたり、

ナベマツリ 鍋祭 増補の筑摩祭(ツクママツリ)を見よ、

ナンキンコクシ 南院國師 僧祖圓

の勅諡號、「ソエン」を見よ、

ナンド 納戸 衣服、諸道具を納めおく所をいふ、古へは納殿と稱す、鎌倉年中行事に、御所造并御新造之御移徙の様體之事(中略)御納戸も三間也」とあり、

ナンバンガネ 南蠻鐘

より渡來せる鐘をいふ、南蠻とは歐米諸國の汎稱なり、蓋し室町時代の末以後天主教と共に輸入せるものにして、今其二箇を存す、即ち左の如し、「南蠻寺鐘」織田信長が耶穌教會派出の宣教師の爲めに、京都に南蠻寺を建立せるは、史上に著名なるが、「ナンバンジ」参看)ここに使用せる鐘は、現在京都市外妙心寺塔頭春光院に所藏せり、高

ナンバ

き二尺三分、口徑一尺四寸五分、重き十八貫餘、内に舌鎖ありて舌を懸け、外部の上下兩帶内には耶蘇會(Jesu)の徽章を三方に表はし、残り一方にはアラビア文字にて「一五七七」の紀年を鑄出す、徽章は上に十字架、中にIHSの三字、下に三本の釘を以てす、IHSは耶蘇の略字にして、Jesus Hominumsalvatorの略にして人間の救済主耶蘇の意なり、一五七七年はわが天正五年に相當す、南蠻寺の創立は永祿年間なるが、バルトリの日本耶蘇教會史によれば、一五七六年八月十五日に會堂を開きし記事ある故、之によれば南蠻寺は天正四年に改築され、鐘はその翌年に鑄造せられしものなるべし、「豊後中川神社南蠻鐘」なほ一個は、豊後國直入郡竹田町常盤公園内中川神社の所藏なり、形式は南蠻寺のものと同様なれど、高さ約四尺、鐘身には十字形の徽號を鑄出し、下方にサンチャゴホスピタル(Santiago Hospital)及び口邊に1615年と鑄出せり、之によれば西紀千六百十二年(我が慶長十七年)サンチャゴ治療院の鐘なりしが、後に我國に傳來せるものなるべし、同社の傳へには、昔中川清秀が分捕せる物なりといへど、中川清秀は天主教信仰者にて、始め攝津に居り、その家紋に丸に十字架を用ひ中川轉、或は中川車など稱したるほどの熱心家なり、その子孫は家康の時豊後國竹田に封ぜられ、同

じく天主教信者なりし爲め、中川神社を建立して清秀を祀り、この鐘を奉納せしものなるべし(日本歴史圖録解説、日本趣味十種「紋章の話」)、

ナラノダイブツ 奈良大佛 東大寺

に安置したる大佛を云ふ、「トウタイジ」を見よ、

ナリイタ 鳴板 大内裏清涼殿の殿上

の間より、孫廂に通ふ板敷の稱、之を踏む時鳴る音あるが故に名づく、見參の板といふ、江次第抄に「踏板敷令有聲、御殿南戸外板敷一枚、不レ釘、謂之鳴板、大内儀、立弓場之人、隔南廊壁不レ見、故鳴板敷、告置之由也、取第四宮一人、不レ鳴之、無復取宮之人、故也(見參之板ト此板ヲ申習也)又玉養建曆元年十月廿九日の條、「此日京官除目也(中略)開鳴板聲、源大納言進立、取當參上(中略)次余取第三宮、同前(中略)經本路退降長押(不レ踏鳴板、是依爲最末也、故實也)更經簀子着座」と見えたり、蓋し此板を踏み鳴らして、進退を他に知らしむるが爲なり、

ナリタサン 成田山 下總國新勝寺の

山號、「シンシヨウジ」を見よ、

ニギミタマ 和魂 増補の荒魂(アラミタマ)を見よ、

ニシフヨハイ 廿四輩 親鸞上人の高足廿四人の僧侶をいひ、轉じて其遺跡たる廿四箇寺をいふ、又此廿四箇寺を巡

ナラノニシフ

ニシフ

ニツクニハカ

拜するを廿四輩と稱す(系圖)第一、眞佛(下野高田專修寺)第二、性信(江戸淺草報恩寺)第三、順信(常陸鳥巢、無量壽寺)第四、乘然(常陸志田如來寺)第五、信樂(常陸新地弘徳寺)第六、成然(下總三村妙安寺)第七、西念(下總邊田西念寺)第八、性證(下野戌館蓮生寺)第九、善性(下總石下東弘寺)第十、是信(羽州六江善證寺)第十一、無爲子(奥州仙台稱念寺)第十二、善念(常陸坂戸善重寺)第十三、信願(下野武部慈願寺)第十四、定信(常陸額田阿彌陀寺)第十五、道圓(常陸川井枕石寺)第十六、入信(常陸大畠壽命寺)第十七、念信(常陸鳥子照願寺)第十八、入信(常陸大曾根常福寺)第十九、明法(常陸米崎上宮寺)第二十、慈善(常陸石澤常弘寺)第二十一、唯佛(常陸湊淨光寺)第二十二、唯信(常陸穴戸唯信寺)第二十三、信願(常陸水戸信願寺)第二十四、唯圓(常陸谷河原西光寺)○按ずるに廿四輩に就きては諸書異同あり、今之に關する最早出の記録たる、廿四輩次第記録によつてこゝに掲げたれど、時代に伴ひて變化を生じたるもの、如し其順序に於ては、同書には、眞佛を第一となしたれども、他書は多く、性證を第一、眞福を第二とし人名において第十一、無爲子は、他書概ね無爲信に作る、又寺院においては、或は專修寺を稱名寺(下總結城)善證寺を本誓寺(奥州南部)に、稱念寺を無爲信寺(奥州板

倉)に作るが如きこれなり、いま一々之を註せず、親鸞上人御直弟散在記、二十四輩散在記、掃葉抄、遺徳法輪集、二十四輩記、大谷遺迹録、二十四輩名位等に就きて見るべし、以上の諸書は皆眞宗全書史傳部に收めたり、(系圖)第二十四輩次第記録所載覺如の定書に、

右此二十四輩ノ門人、於親鸞上人御在世、一流相傳之遺弟也、爰ニ近頃門葉中ニ、不ニ相傳ニ之族、私ニ搦今案之自義、謬ニ背師傳之正流、甚以不レ可レ然、自今以後、本願寺於ニ御門弟者、停ニ廢彼邪義ニ專可レ守ニ師之遺誡者也、末學可知之、仍守ニ正流ニ之門弟如件、

正慶元年正月五日

覺如上人於大綱御坊有對門弟記之 執筆釋空如

ニツクワウカイダウ 日光街道

江戸時代五街道の一、二十四宿次あり「ゴカイダウ」を見よ、

ニハカ 俄 即興を事とする技藝の一種なり(系圖)俄は即興の意、祭禮の日など、顔に紅粉を施し、異様の服裝をなして大道を寛歩し、所望する家あらば、即ち當座の器具等を題に採り、或は地口、或



は語路などを合せて、即興の滑稽をなす、清田君錦の孔雀樓筆記に「にはかといふものは、始りて三十年ばかりになるべし」とあれば、凡そ享保元文頃に起るか、後には次第に大袈裟となりて、歌舞伎の状を模し、遂に俄狂言と稱して、芝居に興行するに至る、今の喜劇に異ならず、俄に似て大同小異なるものに茶番あり、俄と異なるは路上に於いてせず、必ず席上にてするを常とす、俄よりは稍遅れて起れり、茶番には坐して滑稽を言ふと、立ちて戯場の風を學ぶとあり、座して行ふを口上茶番といひ、立ちてするを立茶番といふ(守貞漫稿、嬉遊笑覽)

**ニヒナメマツリ 新嘗祭** 十月十一日の下の卯日、(三卯あれば中の卯日)天皇の新穀を喫し給ふに就きて、先づ之を神祇に供し給ふ祭、朝廷恒例の祭典中にありて中祀とす、また字音を以てシンジャウサイとも云ふ、而して天皇即位後の新嘗を特に大嘗と稱す、其儀大略神今食に同じ、其異なる所は、舊穀を用はずして新穀を用ひ、幣帛を頒ち、節會を行ふ等に在り、其他齋戒を嚴にし、忌火御飯及び御贖物を供し、忌火庭火祭あり、大殿祭あり、式畢て解齋を行ひ、及び職員を卜定する等の事は、全く神今食に同じく、又幣帛を頒ち、神官を戒飾する等の事は、祈年祭に同じ、當日の儀は、戌一點に天皇南殿に出御、月華陰明兩門を経て、神嘉殿に著御あり、次

に親王以下座に著き、神物を供す、打拂宮、板枕、神席等を神殿に進め畢りて、神膳を供す、暫くして之を撤し丑二點に又膳膳を供す、次に神物を撤し、寅一點還御あらせらる、祭殿はもと神嘉殿なりしを、後世は専ら神祇官にて行ひ、又宮内省にて行はれしともあり、元文の再興以後、寛政度造内裏迄は、紫宸殿を神嘉殿代として行はれたり、天皇の御服は帛の御衣にして、職員は服制は、文武官各一様ならざれども、王卿以下は青指の布袍、及び日蔭笠を著け、小忌を著くるを例とす、**新嘗祭**は、獨り天皇の行はせ給ふのみならず、古は皇太子大臣より庶人に至るまで、之を行ひしものにして、天照大神の之を行はせ給ひしは、天皇新嘗の起原にして、天稚彦のこれを行ひしは、即ち庶人新嘗の初見となす、而して皇極天皇頃までは、大嘗新嘗の區別も明かならず、其祭月も一定せざりしを、皇極天皇以後は、必ず十一月を以て行はるゝこととなれり、大嘗令、延喜式共に新嘗を大嘗と記し、北山抄にも即位の大嘗、毎年の大嘗とあるは、何れも舊文に據りて記し、ものなるべし、又新嘗は朝廷の大典にして、天皇の親祭し給ふ所なれども、後世に至り、或は親臨し給はざる事もあり、殊に鳥羽崇徳二天皇の朝には、二十餘年間行幸の儀絶ゆるに至れり、又幼主若くは大嘗會以前、又物忌、觸穢、諒闇等の時は、多くは出御なきを例

とし、或は全く停止せらるゝ事もあり、加之朝廷の弛廢、出途の缺乏と共に、祭儀も舊の如くならず、後花園天皇の寛正以後二百二十餘年間は全く中絶せしを、東山天皇の貞享五年に至り、新嘗御祈と云ふ事始まり、爾後毎年吉田の神祇官代に於て此事あり、朝廷にては其度毎に僅に神饌を供せらるゝに過ぎず、次て櫻町天皇の元文四年に再興の議ありしも果さず、翌五年に至り始めて舊儀を再興せられて、今日に及べり、「ダイジャウサイ」并に「トヨノアカリノセチエ」を看よ(北山抄、公事根源、古事類苑神祇部)

**ニヨイチ** 如一 **如空** 如空と諡す、勅して佛元眞應智慧如一國師の號を賜ふ、俗姓は大江氏、京都の人、**如空**はじめ禪寺に遊び後ち淨土宗に轉じ、道意に従ひ又慈心に就き尋で記主を師として深く宗猷に達す、知恩院及び知恩寺に住す、又智慧光院を洛西に開く、後醍醐天皇勅して國師號を賜ふ、元亨三年三月六日寂す、和歌を善くす(淨土總系圖)

**ニヨウウゴシヨ** 女王御所 比丘尼御所(ビクニゴシヨ)を見よ、

**ニラクリウ** 二樂流 飛鳥井流(アスカキリウ)を見よ、

**ノブシ** 野伏 (一)一定の住所を有せざる僧をいふ、帝王編年記仁明天皇承和五年戊午十二月の條に、「令行御佛名、而僧一口、不足之處一人僧、或内野芝生、相尋處、

僧云、可レ被レ行ニ御佛名ニ由傳承、爲ニ聽聞ニ欲ニ參、待ニ日暮ニ臥ニ是也芝上、即召ニ此僧ニ畢、號ニ野伏ニと見ゆ、蓋し修行の爲に山野に起臥せるよりの名なるべし、(二)浮浪の兵士をいふ、梅松論に「かゝる處に守山邊より、野伏ども山野に走せちりて攻軍を追詰けるほどに、討取れ疵を蒙る者數をしらず、其夜は近江國觀音寺を一夜の皇居とす」とあるを初見とす、南北朝時代より江戸時代にかけて、各地に存在せること諸書に見えたり、蓋し此輩は浮浪の徒が、戦亂に乗じて武器を執りて立てるものにして、大平記に「去程に吉野、戸津川、宇多内郡の野伏共、大塔宮の命を含みて相集事七千餘人」とあるが如く、大なる集團を爲すことあれども、多くは小人数の集團に過ぎざりしがことし、明智光秀が小栗栖に於て、野伏の體にかゝりて殺されしことは、豊鑑にも載せて人口に膾炙す、僧侶の野伏と同じく、平素は良民と混じて山野の間に隠るゝより出でたる稱呼ならん、然れども其勢力は決して侮るべからざるは、歴代鎮西要略に「永祿四年七月十八日、親賢鑑連、將精兵三千、向宇佐宮、擊破大宮司野兵」とあるにて知らる、野兵は野伏なり、故に戦國時代の豪族等亦屢々之を利用したりき、從うて此時代には野伏といへども相當の訓練を経たるものなきにあらざりしがごとし、

**ノブチ** 野扶持 江戸時代における扶

持米の一、鳥見及び普請修繕等の任に當れるものに授く、野外勤務手當の義なるべし、憲教類典に鳥見のことを記して「御目見以下、役義勤之内、場所定高井役持」とし、八十俵、高扶持、外野扶持十五人扶持、取來之通」とあり、又天明集成絲綸錄安永三年五月勘定奉行への達に「都而御普請御修復御用掛之面々(被)下候、野扶持之儀、小屋場出来、御普請御修復取掛候日より、其場所皆出来、引渡相濟候日迄可(被)下候」と見ゆ、前者は役扶持にして、後者は臨時の手當なり、

**ノリイリ** 糊入 杉原紙の一種「スギハラガミ」を見よ、

**ハイガ** 拜賀 朝賀(テウガ)を見よ、

**ハイハンチケン** 廢藩置縣 明治二年、朝廷は諸藩の版籍奉還の請を許して、新たに舊藩主を以て藩知事となし、其藩政を總覽せしめ、形式的に中央集権の制を布きたれども、實際に於ては舊藩名は依然として存し、藩の長官たるものは、二百五十年來、君臣の關係を有したる、舊藩主にして、執政參政の任に當りしは、並に舊藩の重臣なれば、諸藩なほ地方に蟠居して、中央政府の實権は遂に諸藩に及ばず、名は中央集権にして、實は封建の制度と相去ると遠からざりき、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通等の意、もとより郡縣の政を布くにあれども、舊藩主と舊領地との關係を絶ちて、

情弊を一新し、更に牧民の官吏を派して、諸藩の地方行政に當らしめんとは、なほ民心の動搖を招く恐れあれば、未だ之を實行しがたきを以て、三年九月藩制を廢革し、分ちて大中小の三等となし、大藩は五十萬石以上、中藩は十萬石以上、小藩は一萬石以上とし、また知事參事以下の職員、海陸軍資廳費、及び知事士卒の家祿等を定め、官祿は各藩その宜に従ひ、藩債は廳費家祿に賦課して之を支消し、藩製紙幣兌換の成算を立て、毎歳十二月歳計を録上し、俸祿の與奪、及び死刑を除くの外賞罰は悉く知事に委ね、而して此時の制藩高現米十分の一を以て知事の家祿とし、十分の九を以て海陸の軍資其他に充つ、今詳しくいはば、この十分の九の内、更にその十分の一を海陸軍資とし、半ば官に納めて海軍資とし、半ば藩内の陸軍資とす、殘餘の全費を以て、公廩諸費士卒の祿に充てたり、又參事は各大小正権の四等とし、權大參事、權少參事は、有無其便宜に従ふの定めなりき、地方政治はかくして漸く改善せられつゝ、ありしかども、而も其根柢たる郡縣制度の確立に至りては、いまだ完全を期するに能はず、木戸孝允、大久保利通、いたく之を愛ひ、藩を廢して縣となさんと謀議したりしが、その異論あるを慮りて、いまだ之を發せず、よりてまづ薩長の二藩主動者となり、土藩をも加へ、三藩合同の勢力を以て、朝



ハイハ

権の確立を圖るべしとて、之を岩倉具視に語りしに具視また贊同せり、時に毛利敬親、島津久光は、並にその本國にあり、西郷隆盛、板垣退助もまた藩の大參事として郷里にありしかば、朝廷は敬親、久光、隆盛の三人に上京の命を傳へたるに、病を以て辭せり、長に於て更に孝允を長州に、利通を薩州に派遣して、意志の疏通を謀らしむ、二人各本國に歸りて遊説力むる所あり、毛利元徳また薩州を訪ひて、島津忠義に會見を重ねしかども、二藩共に藩内に異論なきにあらず、二人遂に目的を達する能はず、是に於て朝議更に岩倉具視を以て、勅使となして二藩にやり、召命を傳ふ、隆盛は命を拜して其の途に上りしかども、敬親、久光は並にまた病を以て辭せり、かくて具視は歸京したりしが、隆盛、利通、孝允は相携へて土藩を過り、板垣退助と會見して、朝廷輔翼の大義を説き、藩主山内豐範及び退助の東上を勸告す、退助直に贊同せり、三年の春三藩の重臣皆東京に會す、而して三藩の議、各々その精兵を朝廷に獻じて、親兵と爲し、以て兵權を朝廷に收むるの基礎を爲すと共に、其兵力によりて天下に臨み、以て劃一の政を施さんとすにあり、是に於て四年二月薩長土三藩の兵、約一萬人を徵して親兵と爲し、之を兵部省に隸す、會々同三月毛利敬親薨す、其子元徳遺表を朝廷に上る、要は封建の餘習を除き、

ハイハ

國家の基本を固くせんといへるなり、既にして毛利元徳及島津忠義は、相前後して入京す、忠義は久光の病あるを以て之に代れるなり、かくの如く薩長土三藩の朝廷を輔翼して、國是を定むるの議、既に熟したれば、木戸孝允、大久保利通の二人は、岩倉具視と相議し、豫め政府を改造するの必要を認め、六月二十五日悉く從來の諸參議を罷め、新たに西郷隆盛と木戸孝允とを參議とし、尋て大久保利通を大藏卿に、大隈重信を大藏大輔に、後藤象二郎を工部大輔に、大木喬任を民部大輔に、佐々木高行を司法大輔に補す、蓋し薩長二藩を中心として、政府の樞機を掌握し、以て二藩勢力の平均を保つと共に、權を土肥の二藩に分てるなり、朝廷既に薩長土三藩の精兵を以て自ら衛り、而していまや政府の改革あり、郡縣劃一の制を布くの機正に熟す、加ふるに天下の形勢もまた之を助くるものあり、是より先明治二年、吉井藩知事吉井信謹、狭山藩知事北條氏恭が上表して、其職を辭するより以來、盛岡藩知事南部利恭、鞠山藩知事酒井忠經、長岡藩知事牧野忠毅、福本藩知事池田徳潤、高須藩知事松平義生、多度津藩知事京極高典、丸龜藩知事京極朗敏、龍岡藩知事大給恆、徳山藩知事毛利元蕃、大溝藩知事分部光謙、津和野藩知事龜井茲監等、また上表して之を請ひ、殊に南部利恭、京極朗敏、龜井茲監の如きは、藩を廢

ハイハ

して縣と爲し、政治一途に出でしめんことを建言し、而して蜂須賀茂韶等が、版籍奉還の上表を呈せる時にも、また此事に及べり、(ハンセキホウカン)參照)朝廷は知藩事の辭表に接するや、前後皆其請を許し、藩を廢して附近の藩又は縣に併合したりしに、折しも福岡藩に貨幣偽造の罪を犯せるものあり、四年七月その罪を斷ずると共に、藩知事黒田長知の職を免じ、有栖川宮熾仁親王を以て之に代ふ、藩知事に舊領主以外の者を補せること實にこゝにはじまる、加之高知藩知事山内豐範は、板垣退助の議により、三年十一月上表して士の常職を解き、祿制を廢して祿券を給し、官吏兵士は普ねく之を士民に取り、族類を分ちて華族士族平民の三等と爲さんことを請ふ、朝廷其請を容れ、まづ同藩に施行せしむ、既にして福井、米澤、彦根の諸藩また之に倣はんことを請ふ、廢藩置縣四民平等の思想觀念が、一世を風靡せると思ふべきなり、是に於て木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通は相議して、三條實美、岩倉具視の決心を促し、遂に宸裁を経たり、七月十四日明治天皇小御所に御出、島津忠義、毛利元徳、鍋島直大、山内豐範を召見して、版籍奉還を首唱せしことを褒賞せられ、また徳川義宣、細川護久、池田慶徳、蜂須賀茂韶が、郡縣立制の建議その當を得たるを嘉獎せらる、事畢りて天皇更に忠義以下、在京の知藩事を御前

ハウカ

に召し、廢藩置縣のとを親諭し給ふ、詔に曰く、朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ト對峙セント欲セハ、宜シク名實相副ヒ、政令一ニ歸セシムヘシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽許シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム、然ルニ數百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス、是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無カラシメントス、汝群臣其レ朕力意ヲ體セヨ、即ち之を天下に公布し、新に知事を置き、舊藩知事を華族に列して家祿を給し、更に各藩士を士族とす、藩の廢せられしもの凡て二百七十六藩なり、尋て全國を一使(開拓使にして北海道を統轄す)、三府七十二縣とし、知事を縣令と改む、是に於て郡縣の制度定り、中央集權の實完く舉る(大久保利通日記、木戸孝允日記、隈山詒謀録、岩倉公實記、三條實美公年譜、明治史要、於村呂我中、孝子伊藤公、大日本現代史)

ハウカ 放下

放下の名は室町時代より漸く物に見え、手鞠、輪鼓、品玉等の雜藝を演ずる事、看聞日記或は實隆公記に出て、七十一番職人歌合には、こきりこ(小切子)に合せて歌をう

ハウケーハカタ

たふこと見え、謠曲の放下僧には法談として物乞をするを放下僧といへれば、蓋し放下の語は禪家より出で、物乞の事をいへるなるべし、江戸時代にては太神樂の如く品玉其他の幻術を行ふものを放下といひ、又豆藏ともいへり(嬉遊笑覽)

**ハウゲン** 寶元 私年號の一、安閑天皇の御代に當る、「シネンガウ」參看、

**ハウムリヤウクワウコクシ** 放無量光國師 僧慧玄の勅號「エゲン」を見よ、

**ハウリヤク** 方略 貢舉(コウコ)を見よ、

**ハウリヤクノセンジ** 方略宣言 貢舉(コウコ)及び文章博士(モンシヤウハカセ)を見よ、

**ハカタバン** 博多版 元人愈良甫の我國に渡來して開版せる書籍を云ふ、又堺版とも云ふ、博多版の由來に就て、典籍泰鏡は、「古へ良甫といへる唐人、日本へ渡來居りて、筑前博多にて唐人の版行せし初由、」と云へれど、良甫開版の現存諸書を見るに、悉く嵯峨の寓居に於て梓行せしものゝみにて、博多開版の徵證一も見えず、但し當時博多は海外交通唯一の港なれば、良甫渡來の初め、暫く此地に居住し、數書を開版せしが、後京師に赴きて開版せし書も、其版式博多にて印行せしものに似たるの故を以て、之をも博多版と命名せしものか、

ハクサーハコタ

又堺版と云ふも、當時堺は博多に次げる開港場なれば、博多印行の書を輸入せし緣にて、かく稱せしかとも思はる、月江語録、碧山堂錄、李善註文選、傳法正宗記、唐柳先生文集、昌黎先生文集、春秋經傳集解等數百卷あり、愈良甫の傳明かならず、元人の亂を避けて我國に歸化せしものなら、と云ふ、柳文卷末に自叙の履歷あり、「祖在唐山福州境界福建行省興化路莆田縣仁德里臺諫坊一住人愈良甫、久亡日本京城阜近、幾年勞鹿、至今喜成矣、歲次丁卯仲秋印題、」この丁卯の歲は嘉慶元年に當れば、後小松天皇の治世なり、傳法正宗記の跋に、「憑自己財物一置板流行」とも、李善註文選の跋に、「自辛亥四月一日起刀至今苦難始成、」ともあれば、異郷に流寓して、自己の財を抛ち、且自から刀を揮ひて版木の彫刻に従事せしと見ゆ、其苦辛察するに餘りあり、漢籍開版の舉稀なる當時に在りて、我國學界に貢獻せし功績尠からずと謂ふべし(日本古刻書史)

**ハクサン** 白山 白山比咩神社(シラヤマヒメノジンジャ)を見よ、

**ハコダテクワイシヨ** 箱館會所 江戸時代蝦夷の産物を販賣せる會所をいふ、江戸時代大坂に廻送せる諸肥料は西國物最も多く、次に北國物關東物なりしが、寛政年中松前物初めて廻着するに至りしより、漸次其數増加し、文化文政



頃には多額の着荷を見るに至る、この松前物の荷受取扱は、松前問屋と稱し(一)に東組問屋とも云ふ)千幡商古組中にて行ひ來り、又其仲買は千幡商本組中の若干名が、松前物最寄組(一に松前組と云ふ)を組織して販賣に預れり、然るに天保年中株仲間が廢止となるに及び、松前問屋は單に松前荷請屋と稱し、仲買は世話方を設けて、萬事荷請屋と交渉せり、然るに嘉永年中諸問屋再興令出つるに及び、松前問屋並仲買仲間も舊に復する運に至りたれども、元來千幡商は、古組本組共に私に組合を稱したるに過ぎず、眞の株仲間にあらずとの理由の下に、同五年閏二月解散を命ぜらる、是に於いて丙組は新に神樂講を組織して營業を繼續す、當時松前問屋業は十三軒あり、取引額非常に増加し莫大の収益ありき、是に於て幕府は之を獨占事業として其利を收めんと劃策し、安政五年三月を以つて、大坂中の島劍先町に箱館産物會所を設置し、同時に北濱川崎町に兵庫出張所をも設け、松前産物の一手取扱を爲すに至れり、かくて明治元年十月會計官商法司の所管となり、大坂、兵庫、堺、敦賀の四港に箱館會所を設置し、産物賣捌人をして之を取扱しめ、尋で二年三月商法司の廢止せらるると共に箱館會所は一時會計官に直屬し、更に通商司の所管となり、北海道産物役所と改稱したりしが、三年六月北海道開拓使の所轄に轉じ、

八年に至つて遂に廢止せられたり(大阪府史、大藏省沿革史、太政類典、大阪府誌、法令全書)

ハサミモノ

一種、的を串に挟みて立つるより名づく、的は方四寸の板木にして、槍又は松を用ふるを故實とす、貞丈雜記に「挾物の事、射御持長記に云く、挾物の事四寸板を二所きざみて、切目を前の下へなして串は割りたる所を、裏は長く向をば短く切りて、角をはさみて土の上四寸に立つ可く、六寸にも立つるなり、遠きの程七杖に打ちて、七杖半に立つべきなり、射御拾遺抄に、挾物と云ふは何にても串に挟みて射る物をいふなり、然れども、先は方四寸の杉板を兩の端をきざみて、射るを云ふなり(中略)弓馬故實に云く、挾物と云ふは板を挟み射るなり、槍なり、昔は四寸四方にてありしなり云々、貞丈云く、右の文に按ずるに、挾物昔は杉又は槍の板を四寸四方に切りて、裏に二所刻み目を付けて立てしなり、此板はわざと新らしく板を切りて作るなり」と見ゆ、本間流開書には「挾物のくし、長さ一尺二寸なり」とあり、是非を知らず、又挾物之記によれば、杏、草木の葉、花、貝殻等を挟むこともありといふ、吾妻鏡壽永元年六月七日の條に「武衛令出由比浦給、壯士等各施弓馬之藝、(中略)以服解番、差長八尺串、召愛甲三郎、令射給、五度射之、

皆莫不中」とあるを文獻上の初見となす、ハセノクワンオンダウ 長谷觀音堂 新長谷寺(シンハセデラ)を見よ、

ハニシベ

土師部 「ハニシベ」を見よ、ハニワ 埴輪の事は本文に述べたれども、いま専ら遺物に就きて補足せんとす、本文と併せ見るべし(附圖)現在において南は日向肥後地方より、東北は磐城陸前に及ぶ、就中人馬は關東地方頗る多し、これ當時文化の地方的差異に基けるなり(附圖)埴輪概ね墳丘の下部の周圍に一系列に並びたれども、往々二重三重のものあり、又中腹以上、或は周漙を越えて提上に存せし例もあり、又最上部に家形埴輪の存せし例等あり、前方後圓墳の前方部と、後圓部との中間に存せし例あり、更に埴輪の目的を考ふるに、圓筒のみを周圍に並列せる場合には、土留めなりと解すべけれど、その間人馬等の共存するは單に土留めのみならず、一種の裝飾にして、又特殊の埴輪が特殊の地位に存在せる場合は、それに從つて異なる用途を示すものなるべし、大和國佐味田賣塚より家形埴輪の發見せることは、その一例なり、梅原末治氏は、これを以て支那の祠堂を聯想し、南朝鮮に於ける古墳の前方部に、祭壇を築造する習俗あるを參考して、日本の前方後圓墳の解説を企て、前方部祭壇説を唱導せり、いまだ定説と爲すを得ざれども、要するに埴輪の用途は、

始めは單に土留めの爲めなりしもの、漸く發達して、裝飾其の他の意義を有するに至れるものなるべし、(附圖)埴輪によりて、上代の風俗を考察し得ること最も多し、まづ男子の服裝を案ずるに、美豆良あり、(ミヅラ)參看)即ち頭髮を頸の邊にまで垂るゝもの、或は胸の上部にまで達せるもの等ありて、竝に之を二つに分ちて兩耳の邊にて束ねたり、被物としては冠、帽、笠等あり、冠は三角形を爲して前額部に當つ、支那の所謂空頂幘と思はるゝものあり、此種の冠は金銅及び銀製の實物發掘せらる、帽には後世の烏帽子の如き袋形を爲し、笠は帽より變化せるものなるべく、縁をとりたり、又單獨に笠形植物をも發見せり、衣服は、衣と禪との二部より成る、衣は窄袖短衣、垂領左衽なり、胸の正面或は少しく横に赤紐を以て結束す、北史倭人傳に「男子衣裾襦其袖微少」とあるものそれなるべし、禪は現在洋服のツボンの如くして太きもの、歩行に便なる爲に膝關節において結ぶ、脚結といふ、こゝに鈴を裝飾とすることあり、所謂脚結の小鈴なり、(アユヒ)參看)土偶には往々武裝の男子あり、甲冑は短甲或は桂甲を着し、頭成の冑を頂き、左右に籠手を著け、左の籠手には柄を施し、腰に太刀(直刀)を佩ぎ、背に矢を盛りし鞆を負ふ、左手には弓を取り足には履を穿く、人物のみならず馬にも武裝せるものあり、更に

女子の髮風は、後世の所謂烏田髷のごとき風を見る、即ち髮を上部にて束ね、その全部を二分して中央にくびれ目をつくり、紐にて繋縛す、又頭上に物品を載せたる事も行はれしもの、如く、一土偶には容器を頭上に附着せしものあり、又男子と同様髪を装ひし例も土偶にあり、天銅目が天石窟の前にて、眞群の葛を懸けて舞ひし記事は、その装束を述べしものなるべし、次に女子の衣服は、袈裟式と盤領式とに分つべし、前者はその例乏しきも、衣を交叉して纏ひ、肩を露出せるものなり、魏志倭人傳には男子の服裝中に「其衣幅、但結束相連略無縫」とあるは、即ちこれなるべく、土偶には何れも女子の服裝上に表現せられ居る故恐らく女子のみが後世迄使用せしものなるべし、而して多くの服裝は盤領式なり、即ち襟を垂らさずして詰襟の洋服の如く、高くあげて頸を圍むものなり、衽は男子同様左衽なり、これ恐らくは現今のシャツの如く、頭より被りしものにて、魏志倭人傳に「作衣如單被、穿其中中央貫頭衣之」とあるは、この狀を指すものなり、次に女子の裳に就きては、土偶の多くが下部を表はすものなきより、その狀態を推察し得べからざるも、備前國にて發見の齋瓮に附着の小像に裳を着せるものあり、次に禪と領巾とあり、禪は古代に於ては主として儀式用に裝はれしもの、往々女子の土偶に見えた

り、領巾は女子専用の裝飾物にて、古書には往々記載しあれども、土偶には確然たる徵なし、相模國鎌倉郡采女塚より發見の女子土偶には、右肩より斜に領巾らしき物を表はすものあり、此外、帶に關しては男女共に着裝す、男子の場合は、正面或は少し右左に寄せて結び、その餘りを垂る、履物は當時の上流階級の間に行はれしが如く、その形は今日の短靴に似たり、土偶に現はれしものは革製なるべく、縫目を認むるを得、次に裝身具の狀態を見るに、埴輪によりて始めて知らるゝもの尠ならず、第一は耳飾にして三種あり、(イ)耳環、耳朶に環を嵌せしもの、(ロ)耳鎖、耳環に鎖を附したるもの、(ハ)耳玉、小玉を糸に貫きて耳環に嵌せるもの、第二は、頸鎖りにして玉を緒に貫きて頸部に裝ふ、その玉類中最も勾玉を尊重せり、第三は手玉なり、頸玉と同様なるを手頸に裝ふ、それ等は何れも直接に肉體に附着せしめたること土偶の狀を見て知るべし、第四は劍なり、(増補の「クシロ」參看)手玉と同様に手頸に附着する裝飾なり、以上は主として人物に對する風俗狀態の觀察なれども、埴輪中には土馬及び家等あり、馬は比較的多く、明かに着裝の狀態を推察する資料あり、胸繫、面繫、尻繫を備へ、禪には鏡板に鈴を附し、引手には手綱を附す、胸繫には馬鐸を懸け、鞍よりは輪鏡を垂下し、尻繫には鈴杏葉を



着装せり、なほ尻繫の上部には雲珠を附せるものあり、屋根に切妻多く、四注之に次ぎ、稀に方形造あり、切妻は棟の長さ、軒に比して長きを常とす、いづれも急勾配なるが多し、屋上の設備として千木、堅魚木を有し、窓を開けたるものもあり、稀には中腹をめぐりて階段をなし、一種の倉庫と思はるゝものもあり、詳しくは、日本埴輪圖集、人類學寫真集埴輪土偶部等の書に就きて見るべし(高橋健自氏「考古學」、柴田氏「日本考古學」中央史壇「原始時代號」日本考古圖譜、日本埴輪圖集解説)

ハバデン

馬場殿 武徳殿「アトクデ」を見よ、

ハンクワン

判官 四等官(シトウクワン)を見よ

ハンセキホウカン

版籍奉還 徳川慶喜政権を奉還して、王政の復古するや、朝廷は全國に對して劃一の政を布くの意あり、然れども天下未だ全く平定せざるを以て、暫く其手を下さず、明治元年二月十一日、まづ諸藩を分ちて大中小の三等となし、大藩は五十萬石以上、中藩は十萬石以上、小藩は一萬石以上と定めたりしが、尋で閏四月二十一日府藩縣となし、府縣には知事判事を置き、藩は姑く其舊によらしむ、蓋し朝廷の直轄地を府縣と定め、諸大名の領地を藩と定めたるものに係り、府縣の別は、其地の要衝たる否やとによりり、此時府

をおきたるは江戸大阪京都のみなりしが、後には九府となりたれば、全體を通じて九府二十縣二百七十三藩ありき、之を地方三治と稱す、既にして奥羽北越並蝦夷地方鎮定して、戊辰の戦役戦むに及び、朝廷は更に諸藩の政治をして、一致を保たしめんとし、よりてまづその職制の區々たるを改革し、同軌に出でしむるの必要を認め、同年十月二十八日、藩治職制を制定し、各藩をして執政參政公議人をおかしむ、是に於て朝廷の諸藩に對する施設は、ほゞその緒に就きたり、然れども府藩縣三治の體裁は、決して帝國の統一を期すべき善良なる方法にあらず、此時に際し、重なる識者の間には、藩を廢して全國に郡縣の制を布かんとするの意見を有したり、此思想は既に江戸時代の末年より起りしものにして、その勢力はなほ微々たれども、時來たりなば輿論の叫びとなりて、天下を動かさんと、殆んど豫想し得べき事實たりき、而して廟堂の上において、最このとに苦心したるものを、木戸孝允と大久保利通となす、はじめて明治元年二月、孝允は書を三條實美と岩倉具視とに呈し、諸大名をして版籍を奉還せしむべきことを論ず、實美具視等之に贊同したれども、事や外に洩れ、物議紛起の端を見はせるを以て、大事を誤らんとを憂懼し、姑くその議は束閣せり、既にして閏四月孝允長門に歸りて、藩主毛利敬親に

謁し、大義名分を明かにして、兵馬政刑の實權を朝廷に回復せざる可からざる所以を説く、敬親嘉納せり、尋で敬親の入京するや、同年七月孝允再び謁して、版籍奉還の事を進言し、長門の藩論を以て、是に於て孝允は更に大久保利通に謀りしに、利通もまた夙にその意見を有したれば、直ちに同意したれども、重大の事件なるがゆゑに、いまだ之を事實に施すに能はざりき、會々十一月に至り、姫路の藩主酒井忠邦、書を朝廷に上り藩の名稱を改めて、府縣と同軌たらしめんとを奏請し、十二月再び上書して、領土は諸藩の私すべきものにあらずれば、宜しく之を朝廷に收めたる後、改めて諸家に預けられ、藩を廢して府縣を置かんとを乞ふ、伊藤博文時に兵庫縣知事たり、姫路藩十一月の建白あるや、また直に書を朝廷に捧げて、速に其請を許し、諸藩をして之に倣はしめんとを論ず、かくの如くにして版籍奉還の議は、漸く天下の輿論たらんとするに至れり、されど何故なりしにや、其事情は詳かならざれども、朝廷は姫路藩の建白に對しては、最後まで之を放棄して顧みず、殆んど忘れたるものゝ如くなりき、而して孝允利通等の間に於ける謀議は、漸く其歩を進めて、薩藩主島津忠義も之に贊同したりしが、二人はなほ又板垣退助、後藤象二郎、副島種臣等に説きて、土肥二藩の贊同を得たれば、遂に薩長土肥四

藩連署を以て、之を朝廷に建白する議を決し、二年正月廿日(諸書多く廿三日に作るは誤りなり)に至り、毛利敬親、島津忠義、鍋島直大、山内豊範は連署上表して、土地人民を奉還せんを請ふ、其文に曰く、  
臣某等頓首再拜、謹案スルニ、朝廷一日モ失フ可ラサル者ハ大體ナリ、一日モ假ス可ラサル者ハ大體ナリ、太祖肇テ國ヲ開キ、基ヲ建給ヒシヨリ、皇統一系萬世無窮、普天率土其有ニ非サルハナク、其臣ニ非サルハナシ、是大體トス、且與ヘ且奪ヒ、爵祿以テ下ヲ維持シ、尺土モ私ニ攘ムコト能ハスは大權トス、在昔朝廷海内ヲ統馭スルニコレニヨリ、聖躬之ヲ親ラス、故ニ名實并立テ天下無事ナリ、中葉以降綱維一タヒ弛ミ、權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者、踵ヲ朝廷ニ接シ、其民ヲ私シ其土ヲ攘ムモノ天下ニ半シ、遂ニ搏噬攘奪、勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナク、乘ル所ノ權ナクシテ、是ヲ制馭スルコト能ハス、姦族迭ニ乘シ、弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其大ナル者ハ十數州ヲ併セ、其小ナル者ハ猶士ヲ養フ數千、所謂幕府ナル者ノ如キハ、土地人民擅ニ其私スル所ニ領チ、以テ其勢權ヲ扶植ス、是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ、其視息ヲ窺テ、喜感ヲナスニ至ル、横流之極滔天回ラサルモノ、茲ニ六百有餘年、然レ其間往々天子ノ名爵ヲ假テ、其土地人民ヲ私スル跡ヲ蔽

フ、是固ヨリ君臣ノ本義、上下ノ名分、萬古不拔ノモノ有ニ由ナリ、方今大政新ニ復シ、萬機之ヲ親ラス、實ニ千歳ノ一機、其名アツテ其實ナカル可カラス、其實ヲ舉ルハ大義ヲ明ニシ、名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ、嚮ニ徳川氏ノ起ル、古來舊族天下ニ半ス、依テ家ヲ興スモノ亦多シ、而テ其土地人民ニシテ朝廷ニ受ルト否ト問ハス、因襲ノ久シキヲ以テ今日ニ至ル、世或ハ謂ラク、是祖先鋒鏑ノ經始スル所ト、吁何ソ兵ヲ擁シテ官庫ニ入り、其貨ヲ奪ヒ、是死ヲ犯シテ獲ル所ノモノト云ニ異ナランヤ、庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル、土地人民ヲ攘奪スルニ至ツテハ、天下コレヲ惟シマス、甚哉名義ノ紊亂スルコト今ヤ丕新ノ治ヲ求ム、宜シク大體ノ在ル所、大權ノ繫ル所、毫モ假スヘカラス、抑臣等治ムル所ハ、即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ、安ソ私私有スヘケンヤ、今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル、願クハ朝廷其宜ニ處シ、其與フ可キハ之ヲ與ヘ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土、更ニ宜シク詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ、而シテ制度典章軍旅ノ政ヨリ、戎服器械ノ制ニ至ルマデ、悉ク朝廷ヨリ出テ、天下ノ事大小トナク、皆一ニ歸セシムヘシ、然後ニ名實相得、始テ海外各國ト並立ヘシ、是朝廷今日ノ急務ニシテ、

又臣子ノ責ナリ、故ニ臣某等不肖謏劣ヲ顧ミス、敢テ鄙衷ヲ獻ス、天日ノ明幸ニ昭臨ヲ賜ヘ、臣某等誠恐誠惶頓首再拜以表、  
正月  
越えて廿四日、朝廷は之に對して、東京御再幸の上、會議を經、公論を盡し、何分の御沙汰あらせらるべしと指令せり、之より諸藩また陸續として版籍奉還の表を上るもの、凡て二百有餘藩なり、就中徳川義宣、蜂須賀茂韶、細川護久、池田慶徳の如きは、封土版籍を朝廷に收めて、封建割據の制度を革め、郡縣劃一の制を施行せんことを建論す、朝廷指令すると、また薩長土肥の四藩と同じかりき、かくて車駕東京 幸し、其儀を輔相議定參與の三職に咨問し、更に行政官、并に六官學校待詔局府縣の五等官以上、及び親王大臣非職公卿爵香問諸諸侯に勅問して、朝議はじめて定りしかば、六月十七日に至り、諸藩に勅して版籍奉還の請を聽し、いまだ請はざるものは奉還を命ず、よつて前田慶寧、島津忠義以下二百八十一人を知藩事と爲して、藩政を總べしめ、從前所帯の官職を罷め、更に公卿諸侯の稱を廢し、改めて之を華族と稱す、尋で二十五日知藩事家祿の制を定めて、舊封地現石十分の一を賜ひ、またその臣隸を以て、悉く士族となし、士族以下の祿制は適宜に改正し、重職の進退は之を奏請せしむ、是に於



ハヤシ

ハヤシ

ハヤシ

て従来の諸藩主は、茲に皆朝廷の官吏となりて、全國悉く王土となり、とにもかくにも、中央集権の大業は、形式的に成就するを得たり、されど舊藩主と土地人民との關係は、一朝にして刷新し得べきにあらず、名は知藩事なれども、實は藩主と異なるなく、依然として列藩割據の狀態ありしかども、この改革によりて、廢藩置縣の基礎を爲したるの效果は、極めて大なるものなりき、なほ廢藩置縣の條を参照すべし(大久保利通日記、木戸孝允日記、岩倉公實記、三條實美公年譜、法令全書、明治史要、山口毛利家譜、大久保利通傳、孝子伊藤公)

ハヤシサキブニコ 増補の免(メン)を見よ、ハヤシサキブニコ 林崎文庫

皇太神宮に附屬せる文庫、内宮文庫とも稱す、伊勢國宇治今在家町宇林崎(皇太神宮)伊勢國宇治今在家町宇林崎、宇治岡田村(いま今在家町)に文庫を經營せるもの其濫觴にて、之を岡田文庫といへり、然るに貞和三年火災に罹りて文庫圖書共に烏有に歸す、其後三百四十年を経て貞享三年に至り、宇治會合所の大年寄等相謀りて地を丸山に卜し、文庫を創立して内宮文庫と稱す然れども土地卑濕にして圖書の保管に便ならざるか故に、元祿三年之を其北隣なる林崎に移し、改て林崎文庫といひ、覺舎を設けて講習研鑽の處となしたり、山田奉行岡部駿河守、幕府の命を奉じ、

金百五十兩を寄せて其費を助く、林崎の地たる、後に鼓岳を負ひ、前は朝熊嶽に對し、五十鈴の清流を隔て、内宮宮域に臨み、勝景幽邃の境にして、自ら講學に適す、從うて朝夕吟詠の聲を絶たず、林信篤、伊藤東涯、三宅尚齋、大鹽平八郎、竹内式部等の碩學鴻儒、交々來遊して蘊著を傾くあり、かくて文庫の存在諸國に傳はるに及び、諸侯并有志者より其著述藏書等を或は神宮に獻じ、或は文庫に寄するもの尠ならず、關白一條兼輝の一代要記、將軍徳川綱吉の四書直解、徳川齊昭の大本史、林信篤の詩文集、平田篤胤の靈能直柱のときは其刻成るや、まづ初版一部を神宮に奉納せるものにして、其他保井春海の天文瓊統、兩宮御鎮座古曆、日本長曆、七曜御曆、白河城主源忠次の古語拾遺、天野信景の岡上記、吉見幸混の宗廟社稷答問、五部書說辨、筑紫帶、恭軒事狀、大鹽平八郎の朱子文集、古本大學傳習錄、足代弘訓の大内裏圖會同考等は、其自筆又は手澤本に係り、殊に天明四年京都の人村井敬義が其所藏の珍書二千部を奉納したるが如き、概ね貴重本として今日に推重せらるゝものとなす、明治六年文庫の所有名義者たる元會合大年寄より、文庫圖書を擧げて之を神宮に獻納せしかば神宮司廳は内宮文庫、神宮神庫、内外子良館の圖書記録を同文庫に移し、併せて整理保管したれども、次第に書庫の狹隘を感ぜ

ハヤシモノ 拍子物 中古に於ける群集舞蹈の稱、増補の風流(フリウ)を見よ、ハヤフネ 早船 船足の速なる輕舟をいふ、舸、疾舟などと書し、日本書紀欽明天皇の十四年八月の條に、百濟の上表を載せたるの中に「遣疾使、輕舟馳、表以開」と見え、萬葉集に「足早の小舟」と見えたるものにして、和名抄に舸の字に、「波夜布爾」と訓したるは文獻上の初見とす、其他保元物語、愚管抄にあるもの、皆舟足の早き意に用ゐたり、江戸時代には櫓三四十挺なるを普通とし、それより更に小形にして三四十挺以下なるを小早といふ、小早舟の略稱なり、小早は櫓一挺につき水手一人なれど、早船は二人とす(和名抄、倭訓栞、和漢船用集)小倉舟といふも、また小早の一種なり、和漢船用集に「中國九州の堺、

ハヤシタノゴシヨ 林田御所 松山御所(マツヤマノゴシヨ)を見よ、ハヤシモノ 拍子物 中古に於ける群集舞蹈の稱、増補の風流(フリウ)を見よ、ハヤフネ 早船 船足の速なる輕舟をいふ、舸、疾舟などと書し、日本書紀欽明天皇の十四年八月の條に、百濟の上表を載せたるの中に「遣疾使、輕舟馳、表以開」と見え、萬葉集に「足早の小舟」と見えたるものにして、和名抄に舸の字に、「波夜布爾」と訓したるは文獻上の初見とす、其他保元物語、愚管抄にあるもの、皆舟足の早き意に用ゐたり、江戸時代には櫓三四十挺なるを普通とし、それより更に小形にして三四十挺以下なるを小早といふ、小早舟の略稱なり、小早は櫓一挺につき水手一人なれど、早船は二人とす(和名抄、倭訓栞、和漢船用集)小倉舟といふも、また小早の一種なり、和漢船用集に「中國九州の堺、

ハリノヒサア

ハリノヒサア

ハリノヒサア

長州赤間が關、豊前門司が關、此渡海の舟、小倉渡海と云、總屋形、總矢倉なり、左右に並ありて貯あり、臺有て垣立なし、近比鹽に垣立を用、此舟豊前、周防、長門の國に有て小倉舟を名とす、九州の諸士、交代の乗船、又旅客をのせて、常に攝州より小倉に往來す、下荷物積て、上の船に乘客裝のすべし、是渡海舟の第一とす、と見えれば、關門海峡及び大坂小倉間に定期航路を開きたるものなるべし、なほ軍陣に用ゐる早船を、特に關船と稱す、増補の「セキフネ」參看、

ハリノクヤウ 針供養 江戸時代年中行事の一、増補の御事(オコト)の第二項を見よ、ハルマワケ ハルマ和解 蘭學(ラシガク)を見よ、ヒエイザン 比叡山 延曆寺の山號、「エンリヤクジ」を見よ、ヒガシシチデウノミヤ 東七條宮 亭子院(テイシケン)を見よ、ヒガシミノブ 東身延 妙光寺(メウクワウジ)を見よ、ヒサアキシソウ 久明親王

二月式部卿に任ぜられ、一品に進む、延慶六年北條貞時久明親王を廢し、長子守邦親王を奉じて主帥とす、親王佐介谷に徙り、尋て京師に歸る、嘉曆三年十月薨す、二子守邦親王、久良親王あり、年五十三(大日本史)

卑彌呼 倭人中最も勢力ありし女酋にして、耶馬臺國に居住す、卑彌呼は倭人の中心人物にして、二十餘國の統治者なり、從つてその國都耶馬臺と共に、古來種々學者の研究に上れり、今その事蹟をのべて後、その人物に對する學者の研究を語らんとす、卑彌呼の名稱は「ヒメミコ」(姫尊)の略にして敬稱の詞なり、魏志倭人傳に「其國本亦以男子爲王、住七八十年倭國亂、相攻伐歷年、乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、事鬼道、能惑衆、年已長大、無夫婿、有男弟、佐治國、自爲王以來、少有見者、以婢千人、自侍、唯有男子一人、給飲食、傳辭出入、居處宮室樓觀城柵嚴役、常有兵持守衛」とあるによりて、卑彌呼が鬼道即ち神靈と通ずる巫女としての能力を有せしを以て、能く衆を惑はし、その神秘的越人的努力において、統治者としての資格を具へ、宏壯なる宮殿に侍女千人に圍まれて、生活するに至れる狀を察すべし、同書に亦曰く、「景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等、詣郡、求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京

都、其年十二月詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻男、生口四人、女生口六人、班布二匹、以到、汝所在險遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝、今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封帶方太守假授、汝其綬撫種人、勉爲孝順、(中略)今以絳地交龍錦五匹、絳地縹紫縹十張、帶方太守、紺青五十匹、答汝所獻貢直、又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華縵五張、白絹五匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米牛利還到、悉示以汝國中人、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也」とこれによれば、魏の景初二年の時、女王は使者を魏に送りて朝貢せしかば、魏は之を嘉賞して、種々の賜物を與へたるを知るべし、女王國が相當強固なる統一國をつくり、又支那文化を輸入して、當時最も進歩せる文化に浴せしこと明かなり、なほ正始元年には、帶方郡の太守弓遵が、建中校尉梯儁等に命じ、詔書印綬を奉じて倭國に使せしめしことも同書に見ゆ、その四年には倭王の使伊屠者掖邪狗等が種々の貢物を獻上せるなど、彼我の往來盛なりしが、同八年に「大守王順判官、倭女王卑彌呼、與狗奴國男王卑彌弓彥、素不和、遣倭載斯烏越等詣郡、說相攻擊狀、遣塞曹掾史張政等、(中略)爲檄告諭之」と見えたり、



蓋し女王國は狗奴國(男子を王とす)と不和の結果、援を帶方に請ひしものにして、當時女王國に對抗すべき、有力なる一國の存在を知るを得べし、狗奴國に就きては數説あり、別項倭人の條にいへり(増補の「ワジン」參看)かくて「卑彌呼以死、大作」家徑百餘歩、殉葬者奴婢百餘人、更立(男王、國中不<sub>レ</sub>服、更相誅殺、當時殺<sub>二</sub>千餘人<sub>一</sub>、復立<sub>二</sub>卑彌呼宗女壹與<sub>一</sub>、年十二爲<sub>レ</sub>王、國中遂定)とありて、卑彌呼の傳は終りを告げたり、その死後大なる墳墓を築き、殉死なせることわが國上代の風俗と似たり、又男王を立てしに國亂れて少女を立てしに平定せるは、明かに鬼道を知る者が、君主として崇敬せられし事を示せるものにして、壹與は母よりその能力を繼承せるを以て、遂に成功せしものなるべし(増補の「卑彌呼」對する種々の考察は、古來頗る多し、まづその所在年代を見るに、魏志の記事によれば、景初二三年頃始めて使者を遣はし、正始八九年頃死せり、これを日本の紀年に該當せしむれば、神功皇后攝政の頃に當りたれども、紀年は研究の餘地あるが故に、白鳥庫吉博士、笠井新也兩氏は、崇神天皇の頃なるべしと推定せり、次に卑彌呼其人に關しても、倭人の所在を以て九州におくものと、近畿におくものとの二説なり、前説によれば、彼女は、九州の一女酋にして、何等歴史上聯絡ある人物ならず、これを歴史

上の人物に擬するは僭稱なりとなし、人種的にも、日本民族以外の南方系人種なりと説くものあり、然るに後者は種々の擬定説を生じ、古く日本書紀の選者は、卑彌呼を以て神功皇后に擬せり、松下見林、西川權氏等何れもこれに左祖す、しかるに内藤湖南博士は倭姫命とし(藝文)笠井新也氏は倭迹々日百襲姫命と爲せり、(考古學雜誌)蓋しその事蹟が卑彌呼のそれと類似する所あるを以てなれども、いまだ定説とは稱しがたし、増補の「ヤマト」「ワジン」等參看(東亞の光、史學雜誌、藝文、考古學雜誌、日本文化史)

員、主厨一員、正八位上官、(中略)主船一員、正八位下、とあり、又續日本後紀承和九年七月の條に、「品官乃佐官、品官乃判官」の文字見えたり、而して此等の官は何れも六位以下に相當せるものなり、此他延喜式、齋宮寮并に春宮職の條、及び除目大成抄、陰陽寮の轉任申請の狀にも、品官の文字見えたり、尙ほ考ふべし(續日本紀、三代格、延喜式、日本後紀、續日本後紀、除目大成抄、唐律疏議、律疏斷篇)

ヒメハジメ

資益王記明應十年正月一日の條に「諸社之遙拜之後、三獻有之、次看經、次御コバ、次比目始」とあり、又假名曆にも之を註せるものあり、然れども其義詳かならず、(一)年始に糲糶を食するをいふ、糲糶は、粥の類也、(年山紀聞、和訓栞もほゞ同説なり、) (二)馬乗始にて飛馬始なり、(類聚名物考、續江戸砂子)(三)男女情交を行ふをいふ(類聚名物考、傍廂)(四)女の衣類を纏ひはじむるをいふ(安齋隨筆所引雅筵醉狂集)(五)何にても女の業を爲し始むるをいふ、(六)おはぐる、はり仕事などなり(續江戸砂子)此外なほ二三の説あれども應説なれば擧げず、按ずるに、糲糶食するといふも、常食としてかゝるものを用ひしことなく、又儀式にも供することなし、飛馬始といふも、別に乘馬始のとおれば従ふべきにあらず、情交といひ、女の仕事なりといふも、ヒメ

といふ語によりて説を立てたるものなるべし、安齋隨筆に「姫始の祝、其出所を知らず、信じたし、姫はじめといふこと曆にその名出でたるのみにて、何の事といふ事古記實録に見えず、後代の人の書に、説々區々に皆出所なき推量なり」といへるがごとく、いまにして之を確かむるは困難なり(暫く諸説を掲げて考へ備ふ、)

ヒラクシャウダイ

百姓代 村役人 (ムラクニン)を見よ、

ヒラガケンナイ

平賀源内 名は國倫、字彝、鳩溪と號す、通稱源内、又天竺浪人、松籟子、風來散人、森羅萬象翁、無根叟、福内鬼外、休慧とも號す、本草學者にして又戯作を以て名あり、讚岐の人、幼にして高松侯に仕へ藥園附の賤吏となる、居ると五年大に感ずる所あり、先づ長崎に之きて唐人館に出入す、頃歲唐人の輸入する藥物價値多く、爲めに京師の藥店損失尠からずと聞き、譯官と共に所買の席に赴き、眞偽を批判し贖物は悉く之を還す、唐商痛く其本草に精しきを感じ、爾後偽物を輸入せざるに至る、源内又和蘭譯官に就て蘭語を學び、或は積國の珍器を購入して工夫を凝し、能く模造す、後大坂に往き豪商と交はる、中島屋善四郎と云ふ者あり、砂糖を業とす、本邦製の砂糖は甘味薄く、色白からず、品位甚下る、源内善四郎に勧め備後の地味砂糖に適するを以て之に植ゑ

しめ、其栽培法を教ふ、善四郎之に従ふ、果して上等の砂糖を得たり、源内大坂を去り京師に遊び、又諸國に漫遊す、寶曆中始めて江戸に來り、鴻儒三浦瓶山の食客となり、日に護國の學を習ふ、(或は云ふ、江戸に來りて聖堂に寓する四年、侯其勤學を嘉みし、五口糧を賜ひて學業を資く)又官醫田村元雄と物産の學を修め、造詣愈々深し、是に於て侯に上言して、愈々研究せんとを請ひ、關東の諸國を遊歴す、年三十二江戸に來り、儒を以て業とし、兼ねて醫事をなす、傍ら本草に及ぶ、相馬侯深く源内を重んじ、眷遇裨助重資を惜まず、源内因て能く力を本草學に展ぶるを得たり、館林侯其器宇に服し、深く之を優待す、源内常に以謂らく世人金力を以て第一とす、故に新奇の事を作し世人を驚かし以て、巨利を網せんと欲し、風船を長崎に得て之を一侯に贈るが如き、公地を借りて御種人參を植うるが如き皆然り、又明和七年長崎に到り和蘭人と遊ぶ、嘗て發電機器を見る、源内曰く、是れ曉り難からずと、數日工夫して遂に工に命じて之を造らしむ、果して成る、人驚きて神となす、又石綿を以て火浣布を製す、之を幕府に上る、當時以て奇となす、然れども甚だ之を稱せず、源内怏々として樂まざり、源内有用の才識を負ふと雖も、未だ曾て、有爲の君主に遇はず、故を以て力を當世に致すを得ず、是に於て放逸酒に酷し色

に耽り、大言をなして一世を愚弄す、性猖急自ら物に忍ぶ能はず、平生人の我が書齋に入るを厭ふ、安政八年寄宿生東天紅誤て人を殺す、源内連坐して獄裡に幽せらる、十二月十八日病みて歿す、年五十七、一説に發狂して人を殺し、獄に入りて死すと、又云、源内獄中に死せず、病死と揚言して陰に之を解放し、事を秘し、源内も跡を遠國に晦まし、口を方技に糊す、文化の始め之を見るものあり、年八十餘に至ると、源内嘗て謂く、當時風俗甚だ澆季にして、演劇技曲に心目を娛ましむ、苟も善く世に處して志を得んと欲するものは、世の好む所に投じて餌を與へざる可からずと、是に於て神靈矢口渡と云ふ淨瑠璃本を作る、世人の喝采を得利得甚だ多し、尋て源氏大草紙、金毘羅利生記、其他院本に屬する戯作、しやれ本草紙の類數十種を作り、福内鬼外等の號を以て利を得、然れども其抱負を展ぶる能はざるを以て、往往籍りて以て時事を諷刺し、世態を譏訾して其の無聊不平を漏らしたり、源内又始めて伽羅櫛を製す、往昔長崎より歸るや、多く伽羅を購買し來る、是に於て之を以て櫛を作り、銀にて其背を飾り、計を廻らして先づ吉原の名妓丁子屋の雛鶴をして之を用ひしむ、遂に流布し、女として率ね用ひざるものなきに至れり、機を見るに巧なる率ね斯の如し、(續)物類品陶、淨貞五百圓、火浣布考、火浣布略、



ヒロハーフカン

神農本草經圖、神農本草倭名考、本草比肩、食物本草、四季名物正名、日本物産譜、又戲作には、神靈矢口渡、源氏大草紙、金毘羅利生記、六部集、當世さよ嵐正續、仙術金のなる木、慈寶山師の辨、當世野夫論、諸國自慢、ねなし草正續、かな文選、長枕榊合戦、風流志道軒、祕術工夫箱等あり(先哲叢談、燕石十種、譚海、近世名家著述目錄)

ヒロハシツナミツ 廣橋綱光

引接院儀同贈内大臣といふ、法諱秀寂、兼郷の子、享徳三年參議に任じ累進して文明二年權大納に至り、同年壬正月從一位に陞り准大臣となる、同年二月十四日薨す、年四十七、内大臣を贈らる、(日野家譜)

フエンコクシ 普圓國師 僧處謙の勅諡號、増補の「シヨケン」を見よ、

フオウダイマンコクシ 普應大滿國師 僧宗九の勅諡號、増補の「ソウキウ」を見よ、

フカンテンデン 不堪佃田 嘗て堪田たりしものが、自然若くは人為の故障によりて、耕種に堪えざるに至りし田地をいふ、又荒田とも稱す、荒田は古くより免租地にして、令制に據れば、公私田荒廢して三年以上に及ぶものは、之を人に借佃せしめ、私田は三年にして主に還し、公田は六年を経て官に還すとせり、延喜式には、荒田を開耕する輩、未だ六年に及ばずして身死したる時は、更に六年を延ばして、子孫の耕食するを聽せり、不堪佃田の文字の書に見えし始は、嵯峨天皇天長元年八月二十日の官符にして、朝廷に於ては歴代不堪佃田の増加を患へ、その開耕を勸め來りしが、此時より荒田を開きし者には、一身の間耕食するを聽したり、但し六年の後は田租を輸せしむ、又主あれども佃するに力なきものは、營料を量貸し、田あれども治むる人なきは、公力を以て營種せしとあり、又朝臣に荒廢田を賜うて、開耕せしめしとあり、而して不堪佃田は、毎年八月二十日以前に坪付帳を太政官に送り、九月一日に大辨に申す、五日に左大臣に申し、七日に奏する定めなり、之を不堪田奏と云ふ、委はしきとは「クワンソウ」を見るべし(令義解、延喜式、三代格、續日本紀、續日本後紀、小野宮年中行事)

フクトク 福德 私年號の一、後土御門天皇の延徳二年に當る、「シネンガウ」參看、

フクワウタイトウコクシ 普光大幢國師 僧道皎の勅諡號、

フゲイ 武藝 武術(アジユツ)を見よ、

フサイコクシ 普濟國師 僧疎石の勅諡號、「ソセキ」を見よ、

フサイタイインシャウゼンジ 普濟大

フクトーフサイ

年を経て官に還すとせり、延喜式には、荒田を開耕する輩、未だ六年に及ばずして身死したる時は、更に六年を延ばして、子孫の耕食するを聽せり、不堪佃田の文字の書に見えし始は、嵯峨天皇天長元年八月二十日の官符にして、朝廷に於ては歴代不堪佃田の増加を患へ、その開耕を勸め來りしが、此時より荒田を開きし者には、一身の間耕食するを聽したり、但し六年の後は田租を輸せしむ、又主あれども佃するに力なきものは、營料を量貸し、田あれども治むる人なきは、公力を以て營種せしとあり、又朝臣に荒廢田を賜うて、開耕せしめしとあり、而して不堪佃田は、毎年八月二十日以前に坪付帳を太政官に送り、九月一日に大辨に申す、五日に左大臣に申し、七日に奏する定めなり、之を不堪田奏と云ふ、委はしきとは「クワンソウ」を見るべし(令義解、延喜式、三代格、續日本紀、續日本後紀、小野宮年中行事)

フセウタイクワウコクシ 普照大光國師 僧鏡圓の勅諡號、「キヤウエン」を見よ、

フセシヤウオウ 布施松翁 心學(シンガク)を見よ、

フチハラデラ 藤原寺 中臣寺(ナカトミデラ)を見よ、

フチハラノカネコ 藤原兼子 卿局(キヤウノツボネ)を見よ、

フチハラノキンツネ 藤原公經 西園寺公經(サイエンジキンツネ)を見よ、

フチハラノコレキミ 藤原是公 初名黑磨、世に牛屋大臣といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハ

フチハラノコレミチ 藤原伊通 大宮大相國、又は九條相國と稱す 右大臣俊家の孫宗通の子、親魁傳にして尤も時務に通ず、永治元年權大納言正二位に叙せられ、保元元年内大臣、同二年左大臣に進む、永曆元年には太政大臣たり、永萬元年薨す、年七十三、名鈔、大槐秘鈔、人記、除目鈔(大日本史) フチハラノサタフサ 藤原定房 定房建治徳治の間參議右衛門督檢非違使別當を歴、權中納言に任じ、正三位に至る、元亨二年權大納言に遷る、後醍醐帝の東宮に在すや定房之に博たり、故を以て寵遇優渥なり、嘗て方忌を其第に避け、特に從一位を授けらる、定房の家は先世より、子弟出身して未だ近衛司に任ぜられたる者あらず、帝特に其子宗房に近衛少將を授け、是より先、朝廷に禪讓ある毎に、宣房龜山、後宇多、後醍醐三帝の意を承けて三度鎌倉に往復し、折衝調停の大任を果せり、帝の西狩に方り、定房留まりて光嚴院に仕ふ、駕還りて内大臣に任せられ民部卿を兼ね、尋で内大臣を辭す、延元元年足利尊氏叛して京都を犯す、車駕倉皇として延曆寺に幸す、定房馳せて、宮中に入りて、歴代の寶器を收め、追うて行在に至る、尊氏の再び犯すや、復た從うて延曆寺に至り、尋で京都に還る、明年光明院其の民部卿を奪ふ、定房

フチハ

吉野に走り年を踰えて薨す、二子宗房、守房あり、吉績記(大日本史) フチハラノサネヨリ 藤原實賴 幼名牛養、清慎と諡す、世に小野宮殿といふ、關白忠平の長子、泉帝の朝關白太政大臣に陞る、圓融帝の時攝政たり、天祿元年五月薨す、年七十一、正一位を贈り、尾張公に封ず、記(大日本史) フチハラノブフサ 藤原宣房 元名通俊、家を萬里小路、或は吉田と號す、從三位資通の子、帝の朝に從五位下に叙せられ、藏人頭兼左中辨に累進し、參議兼彈正少弼に進む、後二條帝の崩するや、宣房官を罷めて散班に在ると十餘年、後醍醐帝位に即くに及びて復た出任し、甚だ寵待せられ、權中納言に任ぜらる、帝北條氏を誅せんと謀る、事既に洩る、高時人を遣はし藤原資朝俊基を執ふ、帝藤原冬房の言を用ひ、告文を作り宣房をして齋らし往きて諭さしむ、宣房高時を見るに及びて、開諭辨明す、頼りて事解け、二人死せざるを得たり、還りて權大納言と爲り、帶劍を聽され、尋で正に轉ず、帝笠置に幸するに及びて、宣房子藤房季房の謀に預かる、故を以て拘へらる、光嚴帝宣房等十人の官爵を削る、北條高時其の時の譽あるを以て、放ちて家に還らしめ、奏請して官を復す、宣房乃ち出任す、帝京師に還

フチハ

る、官仍ほ故の如く、陸奥出羽按察使を兼ね、尋て之を辭す、從一位に陞る、延元元年薨す、再び延曆寺に幸するに及びて駕に從ふ、又從ひて京都に還り、再び光明院に仕ふ、宣房累朝に歴仕し、博く典故に通ず、二子藤房季房あり、孫仲房を養ひて家を襲がしむ、萬一記(大日本史) フチハラノモモカハ 藤原百川 初名雄田麻呂、宇合の第四子、實字中從五位下に叙し、式部少輔を兼ね、神護中山陽道巡察使となり、尋で左中辨侍從に轉じ、景雲中右兵衛督を兼ね、武藏守に任じ、從四位下に進み、中務大輔に遷り、檢校兵庫副將軍、内監大輔を兼ね、河内越前守を歴て、右大辨に轉ず、歴る所の職、皆恪勤の名あり、孝謙帝崩するや、百川白壁王を立てんと欲す、右大臣吉備眞備之に反對せしも、百川、良繼、永手と密議し、遺詔を矯め、群議を排して白壁王を擁立す、是即ち光仁帝なり、實龜二年太宰帥となり、參議に拜す、帝百川の迎立の功を嘉し、深く之を信任し給ふ、時に帝皇太子を廢す、百川山部親王(桓武天皇)を立てんとを請ふ、衆議紛々として決せず、百川固く前議を執つて動かさず、帝乃ち起つて内に入り給ふ、百川聲を勵して曰く、聖斷を得るに非ずんば退かずと、殿前に動かざるを四十餘日に及ぶ、帝其誠意に感じて請を許し給ふ、百川掌を抵つて大に喜び、急に

フセウーフチハ

聖禪師 僧宗然の勅諡號、「ソウネン」を見よ、

フセウタイクワウコクシ 普照大光國師 僧鏡圓の勅諡號、「キヤウエン」を見よ、

フセシヤウオウ 布施松翁 心學(シンガク)を見よ、

フチハラデラ 藤原寺 中臣寺(ナカトミデラ)を見よ、

フチハラノカネコ 藤原兼子 卿局(キヤウノツボネ)を見よ、

フチハラノキンツネ 藤原公經 西園寺公經(サイエンジキンツネ)を見よ、

フチハラノコレキミ 藤原是公 初名黑磨、世に牛屋大臣といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、

フチハラノコレタタ 藤原伊尹 謙徳と諡す、世に一條攝政といふ、



フチハ

親王を迎へて皇太子と爲す、尋て從三位に進み、式部卿と爲り、中衛大將を兼ね、内外の機務に執掌す、寶龜十年薨す、年四十八、帝追悼措かず、使を第に遣はして從二位を贈らる、延暦、年更に右大臣を贈り、淳和帝即位に及び、外祖の恩を以て、太政大臣正一位を贈り給ふ(大日本史)

フチハラノヨシコ 藤原歡子

小野皇太后と稱す、藤原教通の三女、後冷泉帝の后、姿色豊艶にして琵琶を善くし、畫圖に巧なり、永承二年入内し、三年女御となる、五年關白頼通の女、新に宮に入り尋て皇后となる、歡子之を志り、出でて兄僧靜圓の小野山房に寓し厚く佛乘を思ふ、治暦四年皇后となり、承保元年皇太后と爲る、康和四年八月崩す、年八十二(大日本史)

フチハラノヨシスケ 藤原良相

西三條大臣と稱す、冬嗣の子、仁慈にして學を好む、天安元年右大臣に拜せられ、貞觀元年正二位に進む、同九年薨す、年五十五(大日本史)

フチハラノヨリツグ 藤原頼嗣

頼經の長子、寛元二年四月從五位下に敍し、右近衛少將兼征夷大將軍に任ぜらる、年六歳なり、寛元四年十一月從四位下に敍し、寶治二年八月從四位上、建長元年正月正四位下に敍し、六月左近衛中將に轉ず、二年二月北條時頼頼朝に勸めて文

フチハ

學武藝を講習せしめ、師範を選びて左右に侍せしむ、三年六月從三位に陞る、同四年二月職を罷めて京師に歸る、康元元年九月薨す、年十八歳(大日本史)

フチハラノヨリツネ 藤原頼經

幼名三虎、法名智行、道家の第三子、承久元年源實朝の薨するや嗣なし、北條義時兵馬の權を専らにして、源氏を立つるを欲せず、太政大臣公經の妻は、頼朝の妹夫中納言藤原能保の女なり、道家公經の女を納れて頼經を生む、義時其の頼朝と孽孳の親あるを以て、頼經を迎へ立て、主帥と爲す、年甫めて二歳、北條政子政を聴き、府事大小と無く義時に稟決せしむ、元仁元年六月義時卒す、政子泰時時房に命じて執權たらしむ、嘉祿元年政子薨す、評定衆を置て軍事に參預せしむ、是の歳十二月頼經首服を加ふ、二年正月右近衛權少將に任じ、正五位下に敍せられ、征夷大將軍と爲り、寛喜三年二月從四位上に敍せらる、三月右近衛中將に轉じ、四月正四位下に敍せらる、貞永元年正月備後權守を兼ね、二年從三位に敍せらる、八月泰時貞永式目を著す、天福元年權中納言に任ぜられ、文曆元年十二月正三位に陞り權中納言を辭す、嘉祿元年十月陸奥出羽按察使に任ぜられ、十一月從二位に敍せらる、二年七月正二位に至る、十一月民部卿に任ぜられ、建仁元年正月京師に朝す、二月復た權中納

フチハ

言に任ぜられ、右衛門督を兼ね、尋て檢非違使別當を兼ね、三月權大納言に遷り四月權大納言を辭し、十月鎌倉に遷る、仁治三年泰時卒し、孫經時嗣で執權となる、寛元二年征夷大將軍を子頼朝に傳ふ、明年薨髮して行智と法號す、四月北條經時疾み、弟時頼代りて執權と爲る、北條朝時の子光時頼經に寵あり、以謂らく時頼は義時に於て曾孫にして、我が親は其の孫なり、我を踰えて職を監す可からずと、潛かに時頼を圖る、頼經も亦其謀に預かる、既にして事覺はれ、時頼政村等と議して頼經を京師に歸す、建長三年頼經又僧了行等を分遣し、竊かに諸將士を挑て北條氏を滅ぼさんと謀る、佐々木氏信了行等を執へ送る、是に於て頼朝罷めて京師に歸り、宗尊親王の迎立せらるゝに會ふ、康元元年八月頼經京師に薨す、年三十九(大日本史)

フチハラノヨリミチ 藤原頼通

幼名鶴君、法名蓮花覺、後に寂覺と改む、世に宇治殿といふ、關白關白道長の子、幼時は鶴君と名づく、後一條天皇の時關白太政大臣たり、世に宇治殿と稱す、承保元年薨す、年八十三、父祖の餘烈を承けて専ら朝命を制し、驕奢道長に過ぐ、嘗て高陽院を造る、華麗比ひなし、又宇治別莊を捨て、寺となす、平等院これなり(大日本史)

佛國應供廣濟國師

僧顯日の勅諡

フツシ 佛師

佛師 佛像を製作し、又は之を繪く者をいふ、木彫に従事するものを木佛師、木像に彩色を施す者を彩色佛師、畫像を繪くものを繪佛師といふ、佛造工、佛工といふもまた木佛師と鑄佛工との總稱なり、**應供廣濟**敏達紀六年十一月朔日の條に「百濟國王、付還使大別王寺、獻經論若干卷、并律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工、造寺工六人、遂安置難波大別王寺」とあるを佛工の初見とす、爾來佛工貢進の記事また國史に載せたり、其手法技術等が、朝鮮より傳來せるとかくの如しと雖、推古紀十三年四月朔日の條に「天皇詔皇太子、大臣及諸王、諸臣、共同發願、以始造銅繡丈六佛各一軀、乃命鞍作鳥、爲造佛之工」とあるは、元興寺に安置せる銅像にして、我國において佛像製作の初見なりとす、鞍作鳥は所謂鳥佛師にして佛師の鼻祖なり、尋て百濟歸化人の後裔たる國中連公磨は奈良の大佛を鑄造し其工によりて從四位下を授けられ、木佛師釋文會は大和長谷寺の阿彌陀佛を作り、佛師智武藏村主多利丸は能應寺の十一面觀音の像を作る、僧康尙また妙技を有し、世に佛師の祖と稱せらる、康尙は光孝天皇の玄孫にして、皇胤紹運録に「清水寺別當、凡僧、子孫相續、佛師祖」と見えたり、其子定朝また巨匠とし

フツシ

フツシ

て知られ、造佛の功によりて法橋となり尋て法眼となる、これより佛工にして僧位に敍せらるゝもの多し、殊に鎌倉時代に至りて運慶及び其の子湛慶、康運、康辨、康勝、運賀、運助等皆名譽あり、運慶湛慶の二人尤も傑出す、佛像の製作是に至りて漸く大成す、而して佛工の中また地位の高下によりて大佛師小佛師の別あり、**書紀**、古京遺文、二中歴、續古事談、日本靈異記、歷代佛師譜、初例抄、佛工系圖、東大寺要錄、東實記)なほ繪佛師のとは宇治拾遺物語に繪佛師良秀の記事あり、初例抄に佛師定禪の父教禪に法橋に敍せられしとを述べて、繪佛師僧綱以之爲レ始など見えたり、  
**フツシクワウカンコクシ 佛慈廣鑑國師** 隱元の勅諡號、「インゲン」を見よ  
**フツシゼンシ 佛慈禪師** 僧紹瓊の勅賜號、「セウキン」を見よ  
**フツシツキヤウエゼンシ 佛日經** 僧楚俊の勅賜號、「ソシユン」を見よ  
**フツシツシンセウゼンシ 佛日眞** 僧宗深の勅賜號、「ソウシン」を見よ  
**フツシツジャウクワウコクシ 佛日光國師** 僧明應の勅諡號、増補の「メイオウ」を見よ  
**フツシンエトウコクシ 佛心慧燈**

佛國師

僧智誦の勅諡號、増補の「チトツ」を見よ

フツシンカクセウコクシ 佛心覺

慧玄の勅諡號、「エゲン」を見よ

フツシンシユウ 佛心宗

禪宗を云ふ、「ゼンシユウ」を見よ

フツシンゼンシ 佛心禪師

僧普門の勅賜號、「フモン」を見よ

フツシヤウデントウコクシ 佛性傳東國師

僧道元の勅諡號、「ダウゲン」を見よ

フツチクワウセウコクシ 佛智廣

中津(チユウシン)を見よ

フツチクワウセウゼンシ 佛智廣

照禪師 僧玄祥の勅諡號、増補の「ゲンシヤウ」を見よ

フツチゼンシ 佛智禪師

慧雲の勅諡號、「エウン」を見よ

フツチタイセウコクシ 佛智大照

惠心の勅諡號、「エシン」を見よ

フツトウコクシ 佛統國師

僧疎石の勅諡號、「ソセキ」を見よ

フツトウダイクワウコクシ 佛燈

大光國師 僧德儉の勅諡號、増補の「トクケン」を見よ

フツトククワウツウコクシ 佛徳

フツシ

フツシ



フットーファミア

廣通國師 僧宗頼の勅諡號、  
フツトクゼンシ 佛徳禪師 僧倫非  
の勅賜號、「エシヤウ」を見よ、  
フツヌシノカミ 經津主神

磐崎女神の子 神代の昔、天照大神の  
將に天孫を豊葦原中國に降し給はんとする  
や、大國主命の勢力盛なりしかば、即ち健  
御雷神を主將とし、經津主神を副將とし、  
まづ往いて之を征せしむ、二神命を奉じて  
出雲に赴き、大國主命并に其子事代主命、  
健御名方命等を征服し、中國を平定するを  
得たれば、是においてはじめて天孫降臨の  
事あり、經津主神また之に供奉し、更に健  
御雷神と共に四方の經略に従ふ、此神を齋  
祀れる神社を香取神宮と稱し、下總香取  
に鎮座せるを見れば、少くとも香取附近ま  
で其の威力の及びたるを知るべし、「カト  
リジングウ」參看(古事記、書紀)

フツリウエセウコクシ 佛立慧照  
國師 僧等熙の勅諡號、増補「トウキ」  
を見よ、  
ファミアハセ 文合 作者を左右に分  
ち、同じ題にて文章を作り、其の優劣を争  
ふをいふ、歌合を模したるなり、判者ある  
こと亦同じ、江戸時代に行はる、文政四年  
に片岡徳、篠部清風、當麻尙文、渡邊重豊、  
藤原保世、岡祝之等六人が月並の文合を催  
し、其師藤井高尙に判を請へるがごときは

ファミヒーブンキ

其一例なり、狂文を合せたるあり、寶合と  
いふ、「ウタアハセ」増補の「タカラアハ  
セ」參看、  
フミヒトシンワウ 文仁親王

初め富貴宮と稱す 靈元帝の第  
七子、母は敎法院 延寶八年八月生、  
貞享五年幸仁親王の嗣となる、元祿九年詔  
して靈元上皇の宮に遷り、更に常磐井宮を  
繼ぎ京極宮と改稱す、同十年五月親王とな  
る、兵部卿に任じ、二品に叙せらる、寶永  
六年四月一品に進み、同八年薨す、年三十二  
(野史)

ブンキウノカイカク 文久改革  
文久年間に、將軍徳川家茂の後見徳  
川慶喜、及び政事總裁松平春嶽が行へる政  
治上の改革をいふ、大老井伊直弼が、  
安政年間には幕府擴張の目的を以て、強硬政  
策を持し、苟も幕府に反抗せんとするもの  
は、親王たり、公卿たり、大名たり、將た  
藩士たり、浪人たるを問はず、悉く皆これ  
を處罰し、所謂安政の大獄を起したれども、  
大勢の推移には抗しがたく、遂に天下の怨  
府となつて、櫻田門外に横死せるより、以  
來幕府の勢力は日に月に衰へ、遂に薩長土  
三藩の公武周旋となりて、雄藩の勃興を  
來し、之と共に朝廷の威光漸く輝きはじめ  
たるの際、文久二年に至り、勅命を以て徳  
川慶喜は後見に、松平春嶽は政事總裁とな  
りたりたれば、二人は時勢を順應する必要

ブンキ

上、嘗て井伊大老の行へる強硬政策を放棄  
し、朝廷尊崇、諸大名休養のとははじめて、  
いたく懐柔策を取ると共に、また一斑の内  
政に關しても、刷新を加へたり、文久の改  
革是に起る、幕府既に井伊大老の政  
策を改めしかば、人心をしていたく憤激せ  
しめたる、かの安政の大獄に對する善後策  
を講ずると、最も必要なりしかば、文久二  
年八月廿六日、大老の政敵たりし水戸齊昭  
の三回忌辰に當りしを機とし、側衆新見正  
典を將軍徳川家茂の名代として、水戸瑞龍  
山なるその墳墓にやりて之を拜せしむ、蓋  
し時に謝罪の意を含めるなり、かくて直弼  
の與黨たりし、諸有司の責罰を行ひ、安藤  
信正、久世廣周、間部詮勝に隱居急度慎、  
藥師寺元眞に隱居を命じたりしが、更にま  
た直弼の遺領十萬石、安藤信正の領地二萬  
石、間部詮勝、久世廣周の領地一萬石を削  
り、其他堀田正睦、松平頼胤、松平宗秀、  
松平乘全、脇坂安宅、水野忠寬、淺野氏祐、  
松平康正、松平近韶、駒井朝溫、黒川盛泰、  
岡部豊常、石谷稔清、久具正典、池田頼方、  
大久保忠寛等を罰すると差あり、極刑に處  
せられしものこそなけれ、連坐の多きと古  
今稀に見る所にして、殆んど安政の大獄と  
其類を同くせり、かくのごとく諸有司の責  
罰ありしに對し、嘗てその政敵として、直  
弼及其後繼幕府の爲に罪を得たる國事犯人  
赦宥の議起り、安島帶刀、鶴岡幸吉、同吉

ブンキ

左衛門、茅根伊豫之介、飯泉喜内、樹本左  
内、頼三樹三郎、吉田松陰、梅田雲濱、高  
橋多一郎、金子孫二郎、關鐵之助等の罪案  
を除きて、墓石の建立を許し、池田大學、  
三國大學、藤森大雅、鮎澤伊太夫、六物空  
萬、春日潛庵、宇喜多一惠、世古格太郎、  
佐久間象山、大久保要等を赦免し、なほ水  
戸齊昭に従二位權大納言を贈れり、朝廷に  
對する處置も、此際改革せられし事多し、  
同年閏八月戸田忠恕の建白を容れて、山陵  
修復の議を定め、忠恕に山陵御締御普請  
御用を命じ、其臣戸田忠經をして之を專當  
せしめ、尋て忠至を以て山陵奉行と爲す、  
翌三年十一月神武天皇陵まづ成り、慶應元  
年の春に至り、五畿内丹波の諸陵また成功  
す、幕府忠經の功を賞し、宗家の封を分ち  
て諸侯の列に加ふ、此外文久二年十二月に  
は、武家傳奏の誓書血判の例を廢し、關白  
大臣傳奏の任命は、豫め幕府の同意を得べ  
き慣習を固辭し、翌三年の春更に昵近の稱  
を停めたり、參觀制度の變革は、文久改革  
の中において、尤も重要なもの、一なり  
き、抑も此參觀交代のとは、幕府が諸大名  
の勢力を控制する政策に出でたるものなり  
しに、いまや諸大名の勢力漸く勃興し、幕  
府の命令漸く行はれざらんとするに際し、  
之を繼承せんは容易の業にあらず、もし諸  
大名にして任意にその義務を怠り、或はそ  
の妻子を歸國せしむるが如きとありても、

ブンキ

之に處罰を加ふるの力なきがゆゑに、寧ろ  
ざる事實の生ぜざる以前に、改革するとの  
得策なりしと、之が爲に諸大名の費すべき  
多額の費用を轉じて、國力を養はしめ、以  
て恐るべき外國の大勢力に當るとは、帝國  
自衛上の必要なりしより、徳川慶喜、松平  
春嶽は相議して斷然之を改むるに決し、文  
久二年閏八月十五日、將軍徳川家茂、自ら  
諸大名を城中に引見して、之を内諭し、廿  
二日其令を頒つ、諸大名を四分して、三年  
目毎に一回の出府とし、妻子の歸國を許す、  
是に於て江戸の繁榮頓に衰ふ、此日また年  
始八朔の太刀馬代、參觀家督、其他儀禮に  
關するもの、外、一切の獻上物を全廢し、  
嘉定玄猪の式を停め、衣服の制度を簡易に  
せり、軍制に關しては、文久二年十二月は  
じめて歩騎砲の三兵を設け、歩兵は歩兵奉  
行、騎兵は騎兵奉行、砲兵は大砲組の頭(後  
ち砲兵頭と改む)之を率ひ、陸軍奉行を置  
きて、之を統轄せしむ、我國に洋式の陸軍  
あると實に此に始る、尋て陸軍總裁、海軍  
總裁の職を設けて、兩軍を統べしめたり、  
後には老中の掛となる、職制に關して  
は、文久二年閏八月駿府加番、二城在番、  
奏者番を廢し、以て冗官陶汰の實を擧げし  
が、此月はじめて京都守護職を新設し、會  
津藩主松平容保を以て之に補したり、蓋し  
所司代の威令既に關西に及ばざるがゆゑ  
に、雄藩として武勇の譽れ高き會津の實力

ブンシ

によりて、京都を制せんとするの策に出  
たるなり、「キヤウトシユゴシヨク」參看  
文久の改革の大概はかくの如し、されど  
幕府は既にものはや衰亡の危機に瀕したるの  
みならず、此の改革の主眼とせる處は、朝  
廷并に諸藩の鼻息を伺へるに過ぎざりしか  
ば、遂に之によりて幕府を擴張するに足  
らず、數年の後には王政の復古を見るに至れ  
り(孝明天皇紀、岩倉公實記、再夢記事、  
續再夢記事、陸軍歴史、續徳川實記、官武  
通記、開國起原、柳營補任)  
ブンシユ 文守 名は一絲、勅し  
て定慧明光佛頂國師の號を賜ふ 岩倉  
具堯の三子 十四歳の時萬年山の雪峯  
に侍し、尋て澤菴禪師に泉南に謁す、菴其  
才を愛し以て非常の器となせり、十九歳に  
して始めて横尾山の賢俊に就きて剃髮し、  
後ち澤菴に従ふ、菴の東謫せらるるや之に  
侍すること一年、洛西岡の里に閉居を營結  
し、分衛して時を過す、近衛信尋舊誼あり、  
文守の事を後水尾上皇に奏す、上皇之を便  
殿に召して對問あらせられ、深く皇情に慇  
ふ、烏丸光廣亦屢々參叩して狗子の話に徹  
す、幾もなく明國に遊びて教義を究めんと  
欲したれども、國禁によりて其行を果たす  
能はざりき、寛永年間上皇靈源禪院を賀茂  
に創立し、命じて住持たらしむ、後ち江州の  
永源寺に移る、正保二年三月十九日寂す、壽  
三十九法臘二十、延寶六年勅して國師



フンボノコワタン

追証せらる。編門寶藏注垂誠、佛祖百首頌、童行集談苑集孤誕集五葉集(本朝高僧傳)

フンボノコワタン

文保御和談

フリウ

風流

舞踏の稱謂原義。風流の語は、もと種々の意匠を用いたる裝飾をいへり、此の意味に於ける風流の語は、既に平安朝時代にありて、賀茂祭の勅使の風流車、五節の櫛棚の風流などいへる、皆此の義に他ならず、中古に於ける群衆舞踏は必ず唐人、大黒其の他種々なる假裝を凝したるもの、或は造物を取付けたる花傘を中心とし、多数の中踊、踏衆、踊衆等が其の周圍を廻りて亂舞せしものにして、其の假裝せし人物を風流の一物といひ、花傘を風流傘といへり、かく中古の踊には必ず風流を伴ひしより遂に踊をも風流といへり、下學集に風流の語を釋して「風情の義なり、日本の俗、拍子物を呼んで風流といふ」といひ、蓬萊抄にも「年始の風流をばやし物と云は何の字ぞ」といふ一章ある、その風流といふもこれなり、こゝにいふ拍子物といふも亦中古群衆舞踏の慣稱なり、舞踏の意味に於ける風流の語は南北朝時代より次第に現はれたれども、戦國時代に於いて最も盛に行はれ、徳川時代の中期に至つて遂に亡びたり、史上に最も著聞せらるゝ風流は寛永十二年、將軍徳川家光の風流御覽なりとす、(日本舞踏史)

エイハンキ

兵範記

兵部卿信範

川家光の風流御覽なりとす、(日本舞踏史) 東帝國大學史料編纂掛所藏本は三十四冊あり、兵範記といへるは、兵部卿信範を略したるにて、別に人車記(實名の偏を取る)平信記(姓と實名の一字を取る)平兵部記(姓と官名とを取る)平洞記(姓と家名とを取る)等の稱あり、長承元年、保延五年、永治元年、久安三年、同五年、仁平二年、同三年、久壽元年、同二年、保元二年、同二年、同三年、應保元年、仁安元年、同二年、同三年、嘉應元年、同二年、承安元年等の十餘年間を保すれども、其間また缺くる所尠ならず、信範要務に參預し、且典章に通ず、故に朝政朝儀を記すと詳細に涉り、参考とすべきもの多く、保元の亂の如きも、本書によりて保元物語の訛謬を訂正することを得べし、平信範の日記なり、信範は兵部大輔信信の次子にして、諸官を歴任し正三位兵部卿に至る、治承元年六十九歳の時出家たれども、歿年詳かならず(兵範記、星野博士「歴史記録考」)

紅粉

主として顔面に點塗する婦人化粧品の一、紅藍花の汁を原料として製造せる粉末、又は其液汁に加工して之を乾したるもの、經粉、燕脂、紅粉とも書し、桃色おしろいともいふ、(浮世繪日本書紀の一書に、火酢芥命が「以」緒塗「掌塗」面)而して其弟火折尊に對して「吾汚」身

エイハンキ

エイハンキ

如レ此、永爲「汝俳優者」といへることあるを初見とす、釋日本紀に「緒、東宮切韻、赤土也」とあれば、後世の紅粉とは別なり、埴輪土偶の中に顔面に丹朱を塗れるもの多し、蓋し書紀に見えたる緒土なるべし、且此の風が女子のみならずりしは、火酢芥命の傳説并に埴輪土偶には、男女共に之を存せるにて明かなり、今土偶を検するに、眉の邊より斜に頬へかけて塗れるもの、兩耳の上より斜に頬へかけて塗れるもの、鉢巻形に額に横に塗れるもの、顔の中央部に横にぬれるもの、下唇の下部より額にかけて三本の線を引きたるもの等種々あり、又腕に塗りたるものもあり、おもふにかくのごときは當時一般に行はれしにはあざざるべく、紀の一書の記事が、賤民の風俗たるを示せるがごとく、或一部の間に限られしならん、喜田貞吉博士は、紀の一書と土偶との關係を考察して、隼人族の風俗なるべしといへり、かくて此風俗衰ふるに及び、之に代れるものを紅粉の流行となす、源氏物語常夏の巻に、「べ」といふもの、いとあからかにつけて、かみけづり、つろろひたまへる云々、榮華物語御裳着の巻に「はくろめ、くろらかにつけて、べにあかう、けさうせさせて、つゝけたたり」などあるは最初の文獻なるべし、江家次第元服調度の中に「東向厨子中有三層(中略)中層置同螺鈿唐匣、(蓋)上懸子中、置面脂、口脂

ハハ

宮各一口」と見ゆれば、頬又は口に紅をさしたるにて、男子も之を用いたること明かなり、されど主として婦人の用たりしは、榮華源氏の記事がいづれも婦人なることにて知られ、倭名抄に釋名を引きて「染使」赤、所「以著」頬也」とあるにて知らる、鎌倉時代以後には、専ら婦女の化粧品となりしがごとくなるが、江戸時代には俳優以外に男子の使用するものなかりき、なほ此時代には頬、唇の外、爪、目のふち等にも使用せり、爪紅は、武邊嘶閉書に、關ヶ原役の時、伊勢津城主富田信高の妻が、攻圍軍と奮戦せる狀を述べて「化粧して、鐵漿黒、爪臘脂さし云々」と見ゆれば、早く行はれしものならん、諸家奥女中袖鑑に「爪切たる跡のはたへをかくすために、爪べにをさすなり」とあるにて其意を知るべし、又安齊隨筆に據れば、江戸にては元文中より頬紅は衰へたりと見ゆ、(浮世繪日本書紀)文字に紅粉とあるがごとく、古くは粉末なりき、和名抄に「以」燕脂「和」粉、著「之」顔面「と」あり、蓋し紅藍花の汁を以て胡粉を染めたるなり、後世の如き液汁に加工して之を乾したるものは、いづれの時より起りしか詳かならず、されど明月記安貞三年三月十七日の條に「べにざら」とあるは、所謂紅の粉にはあらざるが如し、これを堅紅粉といふ、江戸時代には、山城の名産として知らるゝ、又寒中丑の日に丑紅と稱して之を求むるは、寒製

ハハ

を貴ぶが故なり(和名抄、運歩色葉集、女重寶記、浮世風呂、毛吹草、諸國名産往來、嬉遊笑覽、江戸名物狂詩選、東都歳事記) **ヘンクワン** 辨官 「べん」を見よ、 **ヘンロ** 遍路 八十八箇所大師(ハチジフハツカシヨダイシ)を見よ、 **ホウデウサネトキ** 北條實時 (浮世繪)世に稱名寺殿といふ、(浮世繪)實泰の子、代々北條氏の重臣、宗尊親王將軍として鎌倉に入るや、引付衆の一員たり、性學を好み清原教隆に就いて研讀す、文永六年所領金澤六浦莊に稱名寺を建て、その境内に文庫を設け古今の書籍を藏す、金澤文庫之なり(「カナサハアノコ」参照)大正四年十一月正五位を贈らる、(吾妻鏡、北條系圖、新編武藏風土記) **ホウデウツナジゲ** 北條綱成 (浮世繪)初め左衛門大夫といひ、後ち上總介と稱す、世に地黃八幡といふ、(浮世繪)福島正成の子、(浮世繪)綱成早く父を失ひ、幼にして北條氏綱に仕ふ、氏綱其才幹を愛して女婿となし、北條氏を授け、相模甘繩城に居らしむ、爾來氏綱氏康を助けて軍陣の間に往來すること三十有七年、其大戦に會するもの三十六回、鬻ふ所必ず克つ、常に八幡の二字を墨書して背標と爲す、人呼て地黃八幡といふ、天正十五年歿す、年七十三(野史)

ホウト

**ホウトクケウ** 報徳教 二宮尊徳の創めたる教を云ふ、「ニノミヤサントク」を見よ、 **ホウワウダウ** 鳳凰堂 平等院(ビヤウドウケン)を見よ、 **ホクサイハ** 北齋派 葛飾北齋が創めたる浮世繪の一派、其系統左の如し、「カツシカホクサイ」參看(浮世繪人傳) **北齋** 葛飾應爲阿榮、女 **一踏齋北馬** 二世北馬 **遊馬** **逸馬** **魚屋北溪** 春信 **柳川春信** 二世重信(初重山) **宗二** **辰齋** **北泉** **雷洲** **北壽** **北侍** **北雅** **北鷺** **北嵩** **北雲** **北黄** **北僊** **北洲** **ホクリンゼンニ** 北林禪尼 阿佛尼



ホソキ

を云ふ、「アアツ」を見よ、  
**ホソキヘイシウ** 細井平洲 名  
通稱甚三郎、名を徳民といふ、字は世馨、平洲また如來山人と號す、紀氏の出なるを以て紀平洲ともいへり、尾張國知多郡平洲村の農細井正長の次子、享保十三年六月廿八日生る、幼より學を好みしが、十六歳の時京都に遊學し、留ること一年に及びたれども、師と爲すべきものなきを以て再び郷里に歸り、廣く群籍を購ひ、獨力古人を師として研讀急らず、延享元年中西淡淵名古屋に來り、叢桂莊を結びて生徒に教授す、平洲一見して其人となりて服し、遂に其門に入る、幾もなく長崎に赴き、唐音を學ぶこと三年にして東歸し、帷を名古屋に下したりしが、淡淵の江戸に移るに及び、其後を追ひて、寶曆元年出府し、芝三島町に寓してまた生徒に教ふ、淡淵歿するの後、受業の子弟皆平洲に從ふ、是に於て平洲の名聲漸く著はる、時に秋山玉山、澁井太實、南宮太湊等學術を以て開ゆ、平洲相共に經術を切磋し、識見日に進む、明和元年米澤侯上杉重定之を藩邸に聘して世子治意の師と爲す、治意の家督を相続するに及び賓師の禮を以て平洲を遇し、又米澤に招きて教化を布く、治意の政蹟見るべきもの多き所以、平洲に負ふ所尠ならずと稱せらる、明和九年尾藩主徳川宗睦平洲を擢て、儒官となし祿四百石を賜ふ、享和元年六月廿九日

ホトム

ホトラ

ホフリ

ホソキ

歿す、年七十四、淺草天岳院に葬る、平洲風格清貴、威儀仰ぐべし、其人に接するや温恭禮あり、平居安靜いまだ嘗て疾言遽色せず、且其學、大義を主提して字句に拘々せず故に平洲の門學區域なし、人をして好む所に從うて講習せしむ、これを以て從遊の士、業成り道通じ、藩國の用を爲すもの尠ならず、帷を下して英才を育するもの亦勝て敷ふ可からざるなり、平洲雅より經略あり政事に長ず、諸侯伯の爲に獻策する所多しといへども、終身之を口にせず、往復の書其稿を留めず、故に其詳を知る能はずといふ、詩經古傳、詩經毛鄭異同考、詩經夷考、詩經大訓、詩經小訓、猷芹錄(別名を野芹といふ)嘔鳴館詩集、嘔鳴館遺稿、松島紀行、をしまの苦屋、紫海紀行、小言(事實文編、先哲叢談後篇、平洲先生碑銘、近世大儒列傳、上杉中興美談)  
**ホトム** 程村 紙の一種、西ノ内(ニシノウチ)を見よ、  
**ホフクワウタイシ** 法光大師 僧眞雅の勅諡號、「シンガ」を見よ、  
**ホフコウジ** 法興寺 中宮寺(チュウウグウジ)を見よ、  
**ホフトウエンミヤウコクシ** 法燈圓明國師 僧覺心の勅諡號、「カクシン」を見よ、  
**ホフアラウ** 法臘 臘(アラウ)を見よ

歿す、年七十四、淺草天岳院に葬る、平洲風格清貴、威儀仰ぐべし、其人に接するや温恭禮あり、平居安靜いまだ嘗て疾言遽色せず、且其學、大義を主提して字句に拘々せず故に平洲の門學區域なし、人をして好む所に從うて講習せしむ、これを以て從遊の士、業成り道通じ、藩國の用を爲すもの尠ならず、帷を下して英才を育するもの亦勝て敷ふ可からざるなり、平洲雅より經略あり政事に長ず、諸侯伯の爲に獻策する所多しといへども、終身之を口にせず、往復の書其稿を留めず、故に其詳を知る能はずといふ、詩經古傳、詩經毛鄭異同考、詩經夷考、詩經大訓、詩經小訓、猷芹錄(別名を野芹といふ)嘔鳴館詩集、嘔鳴館遺稿、松島紀行、をしまの苦屋、紫海紀行、小言(事實文編、先哲叢談後篇、平洲先生碑銘、近世大儒列傳、上杉中興美談)  
**ホフリ** 泉涌寺(センユウジ)を見よ  
**ホソイウエンジヤウコクシ** 本有圓成國師 僧慧玄の勅諡號、「エゲン」を見よ  
**ホンカクコクシ** 本覺國師 僧練の勅諡號、「シレン」を見よ  
**ホンカクタイシ** 本覺大師 僧益信の勅諡號、増補の「ヤクシン」を見よ  
**ホンクワウコクシ** 本光國師 僧崇傳の勅諡號、「スウデン」を見よ  
**ホンケカベリ** 本卦還 還曆賀(クワシレンノガ)を見よ  
**ホンザンハ** 本山派 修驗道の一派、聖護院に屬する修驗を云ふ、「シユケンダウ」「シヤウゴケン」參看  
**ホンニヨジツシヤウゼンジ** 本如實性禪師 僧宗隆の勅賜號、「ソウウリウ」を見よ  
**ホンメウニチ** 本命日 陰陽道に於ける禁忌日にして、其人の生年の干支に相當する日を云ふ、禁秘御抄に「御本命日には必ず御精進あるべし、他所の善事等又同じく懈怠あるべからず」とあり、その實例は後鳥羽院宸記建保二年四月六日庚子の條に「未一點出馬場一如例、依爲本命日、令精進」とありて、後鳥羽天皇は治承四

守、つゝ守、守桐等の別あり(名殘の藻府)  
**ミキデラ** 三井寺(御井寺) 法輪寺(ホフリンジ)を見よ  
**ミカマキ** 御薪 名 王朝時代に、文武百官が、毎年正月十五日朝廷に献上する薪をいふ、倭訓栞に「御薪木の義」と見ゆ、天武紀に「四年正月戊申(○三日)百寮諸人、初位以上進薪」五年正月甲寅、百寮初位以上進薪」とあるを初見とす、令の制度によれば、在京の文武百官(親王及び婦女は此限にあらず)毎年正月十五日、並に薪を獻す、長七尺、廿株を以て一擔と爲す、一位は十擔、三位以上は八擔、四位は六擔、五位は四擔、(勳位亦之に准ず)無位は一擔、諸王之に准ずれども、天位の皇親は此限にあらず、其帳内資人は各其本主に納め中宮及東宮舍人亦皆本職本坊に於て納むとあり、延喜の制に至りて、諸司并に五畿内の國司より供進することとなす、是日辨官及び式部、兵部、宮内三省の官人等、宮内省に就きて之を檢校し、主殿寮に貯納す、以て宮中使用する所の燃料に宛つ(令義解、江家次第、延喜式)  
**ミツクク** 二具足 佛前に供ふる法具の中、花瓶、香爐、銅燈の三器をいふ、擁州府志に「凡所供佛之花瓶、香爐、銅燈臺、倭俗是稱三具足、三物具足之謂也」と見たり、  
**ミツシンドコロ** 御厨子所 禁中にて

ホンメーマイ

マンパーマ

ミ井テミツ

年庚子の御生誕なるを以てなり、又藤原兼實は久安五年己巳の生誕なるを以て、其本命日に泰山府君祭を行ひしと、玉葉治承二年十一月十日己巳及び建久二年十一月廿四日己巳の條等に見えたり、又古く叡岳要記に、延曆寺を以て皇帝本命道場と云へるは、桓武天皇の御生誕は天平九年丁丑にして、叡山は平安京の丑寅の方位に中れるを以て、之を護持とせられたるに由るなり(禁秘抄、御鳥羽院宸記、玉葉、叡岳要記)  
**ホンメウノマツリ** 本命祭 朝廷にて祭らる、陰陽道の祭をいふ、毎年六度行はる、延喜式陰陽寮の條に、御本命祭、神座廿五前、名香廿五兩、紙七百五十張、筆一管、墨一裝、小刀一柄、布一端、雁廿五胸、酒醴各三斗、米三斗、筵七枚、食薦十三枚、坏二百口、盤五十口、折櫃八合、桶二口、杓五柄、中取二脚、松明三十把、炭五斗、缶二口、瓮二口、錢二貫文、淨衣六具、巾二條、中宮准此、とあり、後世には天皇の本命日に當り、御精進を行はるゝとあり、「ホンメウニチ」を見よ(延喜式、伊呂波字類抄、禁秘抄)  
**マイミ** 致齋 祭祀の時、神事に預る者、之に先ちて行ふ嚴重なる物忌をいふ、大祀には三日間とす、神祇令に「致齋、唯祭祀事得行、自餘悉斷、其致齋前後、兼爲散齋」と見ゆ、即ち祭事の外は悉く皆關與するを禁斷せらる、散齋も同じく祭祀の時

に行ふ物忌なれども、それよりも重し、「アライミ」參看  
**マツバヤシ** 松囀 名 中古年頭に、行はれし一種の群集舞蹈、又松拍子とも松奏とも書く、源朝中元の盆踊の如く、年頭に多人數集りて亂舞せしものにて、満濟准后日記には足利義滿の六歳の時赤松亭にて之を見し事見えれば、南北朝時代より漸く行はれ始めし事か、後藝人の業となり、室町時代にては唱門師の徒、年頭の祝儀として、權門勢家に祇候してこれを演ず、たと幕府にては唱門師には不快の先蹤ありとして、觀世大夫をしてこれを演ぜしむ、觀世大夫は松囀の後必ず猿樂を演ずるを例とせしかば、唱門師も亦これに倣へり、幕府にては、正月四日に諸初(の)式ありて、其の十四日に松囀あり、應仁文明の亂後、幕府漸く衰へ、年中行事も定例の如く行ふこと能はず、諸初と松囀と混同せらるゝに至り、江戸幕府の時となりては、遂に諸初を誤りて松囀と呼ぶ事となれり、今日年頭に行はるゝ松囀能といふもの亦此の誤謬を踏襲せるものに他ならず(日本舞踏史)  
**マトハジメ** 的始 弓場始(ユバハジメ)を見よ  
**マンガンジ** 満願寺 輪王寺(リンワウジ)を見よ  
**マモリノモン** 守紋 紋所の名、守札又は守袋にかたりたるもの、祇園守、立花

守、つゝ守、守桐等の別あり(名殘の藻府)  
**ミキデラ** 三井寺(御井寺) 法輪寺(ホフリンジ)を見よ  
**ミカマキ** 御薪 名 王朝時代に、文武百官が、毎年正月十五日朝廷に献上する薪をいふ、倭訓栞に「御薪木の義」と見ゆ、天武紀に「四年正月戊申(○三日)百寮諸人、初位以上進薪」五年正月甲寅、百寮初位以上進薪」とあるを初見とす、令の制度によれば、在京の文武百官(親王及び婦女は此限にあらず)毎年正月十五日、並に薪を獻す、長七尺、廿株を以て一擔と爲す、一位は十擔、三位以上は八擔、四位は六擔、五位は四擔、(勳位亦之に准ず)無位は一擔、諸王之に准ずれども、天位の皇親は此限にあらず、其帳内資人は各其本主に納め中宮及東宮舍人亦皆本職本坊に於て納むとあり、延喜の制に至りて、諸司并に五畿内の國司より供進することとなす、是日辨官及び式部、兵部、宮内三省の官人等、宮内省に就きて之を檢校し、主殿寮に貯納す、以て宮中使用する所の燃料に宛つ(令義解、江家次第、延喜式)  
**ミツクク** 二具足 佛前に供ふる法具の中、花瓶、香爐、銅燈の三器をいふ、擁州府志に「凡所供佛之花瓶、香爐、銅燈臺、倭俗是稱三具足、三物具足之謂也」と見たり、  
**ミツシンドコロ** 御厨子所 禁中にて



ミナモ

朝夕の供御を調進する所、後涼殿の西廂に在り、長官を別當といひ四位以上の殿上人を以て之に補し、又は内藏頭の兼帯とす、下に預あり、民部大輔の兼職なり、又、所兼、膳部などの職員あり(拾芥抄、西宮記、標注職原抄)

ミナモトノマサノブ 源雅信

法名覺實、家を鷹司又は一條といふ、世に一條左大臣と稱す、敦實親王の長子、宇多天皇の御孫、和歌賦翰を能くし音律に工なり、官左大臣に至り皇太子傅を兼ね、正暦四年七月薨す、年七十四、正一位を贈らる(大日本史)

ミナモトノミチチカ 源通親

土御門内大臣と稱す、姓は村上源氏、久我太政大臣雅實の曾孫にして、内大臣雅通の長子なり、中院家の祖となる、母は美福門院の女房、典藥助藤原行兼の女、子女数多あり、通具、通光、通方最も著はる、女子親子後嵯峨院乳母となる、幼より聰明、長ずるに及びて、政治の才能あり、兼ねて理財の道に長ず、治承三年頭中将たるの時、市人等法に背きて、物價騰貴し、人民大に苦む、通親延久保延の古例を尋ねて、沽價の濫蕩を匡正せんとす、月輪兼實、大にこれを贊し、「萬事舊法を糾して申行ふ賢と云ふべし」と贊したりき、又慧眼にして機を見るに敏なり、故に平清盛の勢ありし時にも、重く任用せられ、源頼朝天下の權を得るに及びても、同じく重用せらる、文治元年十二月議奏公卿十人を置くや、通親其の一人に加へらる、この時に當り、後白河法皇院政を行ひ、其の寵姫丹後局宮中において、權勢を振ひたり、通親又之に仕へて尤も信任せらる、同二年正月從二位に敘せられ、三年七月淳和獎學兩院別當となり、建久元年七月左衛門督檢非違使別當となる、二年六月丹後局の所生親子内親王宣陽門院宣下あるに及び、院の別當となり、深く丹後局と結ぶ、同三年三月後白河法皇崩御の後、長講堂領を宣陽門院に讓與したるを以て、この所領を管領して其家を富ましたり、是より先き文治五年兼實、其女任子を後鳥羽天皇の中宮となす、寵あり、通親、兼實外戚の權を振はんとすると見え、丹後局と謀りて之を防がんとす、其の妻範子も法勝寺執行能圓の妻にて、一女あり、在子と云ふ、通親養て子となし、天皇にすゝめ後宮に入れしむ、宰相局といふ、即ち承明門院是なり、建久六年八月中宮皇女春華門院を生む、爲に兼實大に失望す、十一月承明門院皇子爲仁親王を生む、通親外祖として之を養育す、翌七年十月坊門信清の女西方長仁親王を生む、これより中宮漸く寵薄らぎ、終に宮中を退くに至る、これ通親丹後局等の謀る所に因ると云ふ、同年十一月二十五日、通親更に諂りて、兼實の關白を罷め、近衛基通を關白氏長者と

ミナモ

朝天下の權を得るに及びても、同じく重用せらる、文治元年十二月議奏公卿十人を置くや、通親其の一人に加へらる、この時に當り、後白河法皇院政を行ひ、其の寵姫丹後局宮中において、權勢を振ひたり、通親又之に仕へて尤も信任せらる、同二年正月從二位に敘せられ、三年七月淳和獎學兩院別當となり、建久元年七月左衛門督檢非違使別當となる、二年六月丹後局の所生親子内親王宣陽門院宣下あるに及び、院の別當となり、深く丹後局と結ぶ、同三年三月後白河法皇崩御の後、長講堂領を宣陽門院に讓與したるを以て、この所領を管領して其家を富ましたり、是より先き文治五年兼實、其女任子を後鳥羽天皇の中宮となす、寵あり、通親、兼實外戚の權を振はんとすると見え、丹後局と謀りて之を防がんとす、其の妻範子も法勝寺執行能圓の妻にて、一女あり、在子と云ふ、通親養て子となし、天皇にすゝめ後宮に入れしむ、宰相局といふ、即ち承明門院是なり、建久六年八月中宮皇女春華門院を生む、爲に兼實大に失望す、十一月承明門院皇子爲仁親王を生む、通親外祖として之を養育す、翌七年十月坊門信清の女西方長仁親王を生む、これより中宮漸く寵薄らぎ、終に宮中を退くに至る、これ通親丹後局等の謀る所に因ると云ふ、同年十一月二十五日、通親更に諂りて、兼實の關白を罷め、近衛基通を關白氏長者と

ミナモ

なし、翌日兼實の弟慈圓の天台座主權法務護持僧を罷め、丹後局と密通の聞えある承仁親王を以て之に代らしむ、十二月兼實の弟兼房の太政大臣を罷む、兼實の子良經門を閉ぢて籠居するに至る、是に於て頼朝方たる兼實の一族悉く宮廷を去るに至りぬ、通親更に外戚の名を藉りて威權を專にせんとし、天皇にすゝめて位を讓らしめんとす、天皇時に長じて十九歳、精勵治を謀り給ひしが、讓位を頼朝に諮り給ふ、頼朝幼主の不可を論じて之を停め奉る、天皇重ねて大江公朝を遣して諭す所ありしより、頼朝終に詔を奉ずるに至る、依りて卜筮を以て皇太子を占ひしに、爲仁親王其選に當る、時に沙門の外孫天位に即くべからざる議ありしも、通親之を辨駁し、關白基通之を贊し、終に爲仁親王に決し、之を幕府に告ぐ、建久九年正月使者未だ歸らざるに皇太子となし、即日位を傳へ給ふ、之を土御門天皇となす、後鳥羽上皇院中において政を聽き給ふ、通親後院の別當となり、其の所を管領す、先に宣陽門院の長講堂領を管領し、今又後院の別當となりしを以て、其官攝政關白を凌ぎ、尤も權勢を振へり、基通攝政たるも員に備はるのみ、時人通親を稱して源博陸と云ふ、頼朝之を聞き憤りて、徐に宮中を刷新せんと謀り、且つ兼實に告ぐる所ありしも、不幸にして病に罹り、正治元年正月薨するに至る、通親また外戚の威を以

ミナモ

て右近衛大將を望みしが、この月を以て、權大納言右大將藤原頼實を右大臣となし、大將を辭せしめて自ら之に替りたり、是より先き頼朝の家人なる後藤基清、中原政經、小野義成等頼朝の妹夫藤原能保の下にありて、京都を守護せしが、能保薨じ、又關東方の兼實罷められ、尋て頼朝薨じて、通親獨り權を振ふを見て、密かに通親を殺さんと謀る、通親之を知り、法皇の宮にありて出でず、人を關東に遣して、三人を捕へて流罪に處し、能保の一族西園寺公經、藤原保家、隆保等を誅責す、六月内大臣となり、元の如く大將を兼ねて益々威を振ふ、この時に當りて、範季の女重子(範子の妹)亦宮中に入りて最も寵あり、皇子を生む、上皇大に之を愛し、天位に即けんとす、通親之を揣知して上皇にすゝめ、立て、皇太弟となす、即ち順德天皇是なり、通親東宮傅を兼ね權勢愈々加はり、内外に并ぶものなかりしが、建仁二年十月二十一日病なくして頓に薨す、時に五十四歳、通親和歌を六條季經に學び、最も之に長ず、嘗て建仁中土御門第内に柿本人麿像を安置し、影供歌會を再興す、後鳥羽天皇最も和歌を嗜みて、之に長じ給ひ、歌人輩出して歌學最盛時代を現出したるは、通親の誘導また與て力あり、薨するに及びて上下之を惜み、特に歌道に至りては、之れが爲めに陵遲すべしと、源家長をして嘆息せしむるに至る、又交筆

ミナモ

の才あり、高倉院殿島御幸記、高倉院昇殿記等あり、共に今存す、文事あるものは武備あり、通親政治和歌に秀でしのみならず、又武事を好みて行へり、後鳥羽天皇にすゝめて屢々狩獵を行ひ、弓馬の術を勵みたりき、天皇が勇武にして關東幕府を倒さんと謀り給ひしは、蓋し通親に胚胎せしものなるべし(玉葉、明月記、愚管抄、公卿補任、尊卑分脈、大日本史、大日本史料、史學雜誌(源通親傳))

ミナモトノヨシトモ 源義朝

爲義の長子、性驍武にして勇略あり、下野守に任ず、保元の亂起るや、父并に兄弟に背きて、獨禁中に赴く、後白河天皇義朝を召して謀を諮ふ、義朝奏して曰く、敵の不備に乗じて、勝を一舉に取る、夜戰に若くなし、敵軍の未だ集らざるに及んで、之を撃つ、功を爲し易しと、帝之に従ひ給ふ、敕して曰く、汝親を棄て、義に赴く、今授くるに大將の任を以てす、忠を輪し功を建つれば、他日汝に昇殿を許さむと、義朝曰く、士の戰場に赴くは素より餘命を期せず、若勅許を得ば、即ち今昇殿して素願を遂げんと、戎服のまま、進んで殿階を昇る、少納言信西之を沮む、帝聽かず、義朝感喜して出て、精騎四百餘を率ゐて大炊御門河原に陣す、夜に乗じて急撃し、敵を白河殿に追ひ込む、尋て火を放ちて之を燒く、白河殿遂に陥る、義朝闕に詣て、捷

ミナモトノヨリマサ 源頼政

ミナモ

を奏す、帝功を賞して左馬頭に任ず、帝、平清盛をして爲義及び其諸子を探せしむ、爲義潛かに義朝の所に來りて生を求む、帝義朝に命じて爲義を誅せしむ、義朝父の爲に屢々宥を請うも聽されず、遂に政家をして父を給いて之を殺し、尋て其弟五人を斬る、平治元年十二月、藤原信賴と相結びて、藤原信西、平清盛を除かんとして、兵を擧ぐ、(「ヘイザノラン」參看)戰敗るゝに及びて、東國に逃れて再擧を謀らむとし、從士を散じ、唯義平、朝長、頼朝及び源重成、平賀義信、鎌田政家等を率ゐて、近江國鏡驛に至る、敵不破關を守ると聞き、更に小關より小野に至る、途中雨雪に遇ひ艱苦を極む、頼朝遂に後れて至らず、美濃國青墓驛に於て、義平、朝長を各道に分遣し兵を募らしめ、自らは尾張國野間に向いて、平忠致に寄る、忠致義朝を殺さむとし、之を浴室に導て、壯士三人をして刺殺せしむ、義朝時に年三十八、忠致首を京師に送る、之を左獄の樽樹に梟す、築工五郎なるもの、嘗て義朝の恩顧を被り、深く其恩に感ずるに由りて、其首を請うて左獄の門側に葬る、後頼朝幕府を開くに及び、朝廷に奏して一伽藍を建立し、義朝の廟を其中に設く、後白河法皇、義朝政家の遺骨を求めて鎌倉に送らしめらるゝや、頼朝稻瀬川に出で、之を迎へ、勝長壽院に改葬す(大日本史)



ミナモ

**名** 法名眞運、世に源三位入道と云ふ、  
**源** 兵庫頭仲政の子、頼政天資穎敏、  
 武略あり、尤も射に精はしく、又和歌に巧  
 みなり、白河法皇擢んで、判官代となし、  
 保延中藏人に補し、從五位下に叙す、久壽  
 二年兵庫頭に任ず、保元の亂、後白河帝鳥  
 羽帝の遺勅を以て武將十人を召す、頼政部  
 下の兵を率ゐて召に應じ功あり、二條帝即  
 位の日、狂人ありて禁内に入る、頼政之を  
 捕ふ、功を以て院の昇殿を聽さる、平治の  
 亂に當りて、源義朝信頼に勸めて頼政を招  
 かしむ、頼政初めこれを許さず、然れども  
 其事の成らざるべきを慮り、心に危疑を懷  
 く、後白河帝潜かに平清盛の六波羅第に幸  
 するに及び、意を決して六波羅に赴き、義  
 朝を禦ぐ、頼政久しく禁衛に在りて昇殿を  
 聽されず、嘗て和歌を作り、意を寓して之  
 を宮人に示す、帝覽て之を憐み、仁安元年  
 正五位下に叙し昇殿を聽す、三年從四位下  
 に進む、高倉帝の時難あり、夜宮屋の上に  
 鳴く、帝以て不祥となす、侍臣頼政を推し  
 て之を射さしむ、頼政一發して之に中つ、  
 帝及侍臣賞せざるは莫し、嘉應承安の間右  
 京大夫に任じ、從四位上に進む、治承元年  
 延暦寺の僧徒日吉の神輿を奉じて禁闕を犯  
 す、是に於て諸將に命じて宮城の諸門を守  
 らしむ、神輿頼政の守る達智門を指す、頼  
 政馬より下り背を脱て拜伏し、從士渡邊唱  
 をして言はしめて曰く、守將頼政は山王を

崇信して子孫の福を祀る、今勅を奉じて此  
 に在り、神輿に向つて弓を彎かんとを懼る、  
 且率ある所の兵寡にして弱なり、自ら大衆  
 に向ふに足らざるを知る、願はくは之を諒  
 せよ、若聽かれずんば屍を與前に暴さんの  
 み、然れども平重盛精兵を擁し陽明門を守  
 る、衆徒之を避けて我寡弱を凌がば、恐らく  
 笑を京師に取らんと、是に於て僧徒轉じて  
 陽明門に向ふ、二年平清盛頼政の年老いて  
 尙ほ下位に淹滞せるを憫み、爲めに奏す、  
 是に於て從三位に叙せらる、時人之を異數  
 とす、三年剃髮して名を眞運と改む、世源  
 三位入道と稱す、子仲綱、駿馬の事により  
 平宗盛と隙あり、頼政も又清盛の暴勢を惡  
 み、平氏を滅さんと圖る、時に清盛兇暴日  
 に甚し、法皇を幽閉し延臣四十人の官爵を  
 奪ふ、天下怨讎す、以仁王は高倉帝の庶兄  
 にして素より英名あり、頼政謂へらく義主  
 とすべしと、夜竊かに王宮に詣りて説く、  
 王久しく幽居して志を得ざるにより、頼政  
 の言を聞き大に悦び之を許す、乃ち藏人源  
 行家を遣はして、令旨を諸國に頒ち、以て  
 清盛の罪を辱らす、行家嘗て熊野に居り新  
 宮の僧徒と交る、是に至りて兵を起さんと  
 を相約す、然るに事竟に泄れ、本宮別當堪  
 増之を平氏に告ぐ、清盛頼政の首謀たるを  
 知らず、因て頼政の子兼綱等を遣はして高  
 倉宮を圍ましむ、兼綱之を頼政に告ぐ、頼  
 政即ち王に勸めて園城寺に遁る、自ら仲綱

ミナモ

ミナモ

兼綱及び渡邊黨五十餘騎を率ゐて之に従  
 ふ、園城寺の僧徒をして、延暦興福二寺に  
 牒して援を請はしむ、二寺之に應ず、既に  
 して延暦寺約を變じ、奈良の大衆も亦至ら  
 ず、頼政議して曰く、寡を以て衆を撃つは  
 夜戰に如くなし、今夜先づ弱兵一二千をし  
 て如意峰に陣せしめ、歩卒をして火を法勝  
 寺三條河原に放たしめば、平氏必ず出て禦  
 がん、我兵乃ち敵を誘ふて岩坂櫻本に退き、  
 間に乘じて精銳四五百を遣はし、六波羅を  
 襲ひて火を風上に放ち、勢に乗じて奮撃せ  
 ば、勝利必せりと、僧徒皆其議を然りとす  
 ず、獨り眞海と云ふもの清盛に黨し、異議  
 時を移す、頼政乃ち僧徒千餘をして如意峰  
 に向はしめ、仲綱に七百餘騎を授けて山階  
 に抵らしむ、既にして天明けて策計成らず、  
 軍皆引て還る、頼政園城寺の頼む可からざ  
 るを慮りて、遂に王を奉じて奈良に走る、  
 仍ち軍を駐めて宇治平等院に憩ふ、清盛、  
 知盛、重衡等を遣はして之を追はしむ、頼  
 政宇治橋を撤して之を待つ、既にして足利  
 忠綱等三百騎流を亂して濟り、大軍踵ぎ至  
 る、頼政二子と連りに敵軍を射る、以仁王  
 間を得て南に走る、頼政も亦從ふ、適々流  
 矢頼政が膝に中る、兼綱も亦戰死す、頼政  
 乃ち王に告げて曰く、事既に此に至る、宜  
 く速かに奈良に赴き衆徒の力を藉りて以て  
 事を濟すべし、臣は此に永訣せんと、王鳴  
 咽して去る、頼政轡を廻りし敵を射て之を

ミブキ

ミヤカミヤセ

ミヤモムナフ

卻く、矢竭く、乃ち平等院の釣殿に入り、甲  
 を脱ぎ端坐して左右に謂つて曰く、身六朝  
 に仕へ、八十に垂んとし、官爵已に祖先に  
 驗て武略等倫に耻ぢず、今天下の爲めに  
 義を唱へ、生命を顧みずして名を留むるは、  
 武夫の願ふ所也、汝等能く捍禦せよ、我將  
 に從容として死に就かんと、言畢りて辭世  
 の和歌一埋れ木の花さくこともなかりしに  
 身のなるはてぞあはれなりける」と詠じ、双  
 に伏して死す、年七十七、五子、仲綱、頼  
 兼、廣綱、國政、兼綱あり、女二條院に仕  
 へて讃岐と稱す(大日本史)

は二條の神苑宛、千本の娑羅堂にも亦これ  
 を模し、江戸にては、寛政二年永代寺に於け  
 る京都大佛辨財天開帳の時、見世物として  
 興行せしより、附間等の酒席の間これを學  
 ぶものあるに至れり(三養雜記、嬉遊笑覽、  
 武江年表)

火災に罹り、講堂等は烏有に歸したれども、  
 書籍は幸にして其厄を免る、後藏書の一部  
 分は、神苑會の手に歸したりしが、明治四  
 十四年十一月同會より神宮司廳に寄贈し、  
 之を神宮文庫に藏す(神宮文庫圖書目録、  
 神宮綜覽、増補の林崎文庫(ハヤシザキア  
 ノ)參看、

**ミブキヤウゲン 壬生狂言**  
 京都の壬生寺に行はる、簡單なる一種の歌  
 劇(劇種)壬生寺は京都大宮四條の南にあ  
 りて、寶幢寺と號し、毎年三月大念佛を修  
 し、其の時寺邊の土民集りて狂言をなす、  
 其の様、白もなく、歌もなく笛太鼓の拍子に  
 連れ、面を被り黙して種々の科をなす、其の  
 題目には十王餓鬼、桶取、猿等あり、寺傳  
 によれば、正安年間圓覺上人、此の寺にあ  
 りて始めて融通念佛を修し、其の間土人俳  
 優の業をなして、衆人の睡を醒さしめしに  
 起るといふ、蓋し大念佛の餘興の次第に規  
 模を大にし、且つ形式の固定せしものなる  
 べし、然れども實際公記には既に壬生能の  
 名出で、貞徳文集には亦上記の演題見えた  
 れば、今日の如き形式は稍夙き時に完成を  
 告げたるものなるを知るべし、後京都にて

**ミヤカハハ 宮川派** 宮川長春の始め  
 たる浮世繪の一派、長春浮世繪を以て世に  
 著はれしかども、晩年罪を幕府に得たるを  
 以て、門人春水世を憚りて勝の字を加へ、勝  
 宮川と稱せしを、春水の門人春章の時、更  
 に宮の字を省きて新に勝川と稱す、勝川派  
 これなり、其の系統は左の如し、「ミヤカハ  
 チャウシュン」「カツカハハ」參看(浮世畫人  
 傳)

陸奥國より朝廷に進獻する馬をいふ、  
 「カウエキミウマゴラン」參看、

**ミヤコチブンゴノシヤウ 宮古路**  
 長春一春水(勝宮川と稱す) 勝川春章  
**ミヤサキフンゴ 宮崎文庫**  
 豊受大神宮の附屬文庫、外宮文庫ともいふ  
 (附屬) 伊勢國度會郡繼橋郷宮崎 (附屬) 皇  
 慶安元年外宮の權禰宜度會延佳、同宮掌大  
 内人與村弘正等が、資財を衆庶に募りて創  
 立する所に係り、神宮の子弟修學の所とな  
 す、朝廷其功を嘉みし、延佳を正五位下、弘  
 正を從五位下に叙せらる、萬治三年幕府も  
 また采地二十石を寄せて修繕費に宛つ、尋  
 で貴紳等より書籍を寄贈するもの尠なから  
 ず、藏書數萬卷に及べり、明治十一年の春

**ムソウダイシ 無相大師** 僧慧玄の  
 勅諡號、「エゲン」を見よ

棟札 同家屋の建築又は  
 修繕の際、記念として關係者の氏名、年月  
 日、其由来等を記して棟又は梁に釘付せる  
 札をいふ(附屬) 材料には木製、銅製、瓦製  
 の三種あり、又形式には、直接梁上に記せ  
 るものと、札に記せるものとあり、前者は  
 梁上銘とも稱すべきものにして、棟札とは  
 異なれども、同性質のものなれば、棟札と  
 して觀察するを妥當とす(附屬) 時代により  
 て異なり、鎌倉時代以前のものには、多く短  
 冊形にて、上下同様なるも、鎌倉時代の末  
 より室町時代にかけては、上部を三角形と  
 なす、なほ時代を経るに従つて上部の三角  
 形は漸次鋭くなり、下部廣く、恰も將棋の駒  
 の長き形をなす、近世に至りては同幅のも



ムナフ

の殆どなし、かつ天正頃より下部左方を一  
二寸より三四寸削り取る物あり、何故たる  
を知らず、以上は主として土佐存在の棟札  
に就きての研究なれども、以て他を類推す  
るを得べし、大ききは區々にて、巾三寸五  
分、長七尺七寸餘の長大なるもの、又巾五  
寸餘長三尺六寸餘の短少なるものあれど、  
通常は長さ四五尺、巾一尺前後のもの多し、  
建元三年歲次  
二月六日未  
善造立御殿一字 地頭長谷部宗信 神主則正 藤三郎  
小工中太郎

長寺の棟札のごときそれなり、然るに同時  
代の末期より次第に形式一定して、次の如  
く中央に建造の殿宇及び地頭神主を記し、  
年號月日を左右へ割書し、その下に大工小  
工の氏名を列記する事となり、後世の物何  
れもこの形式を踏襲せり

大工右近  
建元三年歲次  
二月六日未  
善造立御殿一字 地頭長谷部宗信 神主則正 藤三郎  
小工中太郎

（能登國鹿島郡中之島村伊夜比咩社内）  
然るに南北朝より足利時代に至りてその性  
質を變じ、その建立者及び事に與りし人々  
の無病息災を祈り、併せて國家の泰平、國  
主の延命、五穀の豊饒を祈る一種の符號の  
如くなれり、且その要旨たる文辭は、却つ  
て裏面に轉じ、表面には祈願の目的を記載  
するに至れり、是棟札が建築物を記念する  
性質より、一轉して祈禱札となれる證なり、  
従つてその記載方法も佛敎の教義に基づき  
て、梵字を記入することとなり、是より  
棟札には梵字が主要なるものとなり、必ず  
その上部に、佛寺にては本尊の種子、神社  
にありては、その本地佛を記入するを常と  
す、例へば八幡大菩薩の本地佛は阿彌陀な  
るが故、種子の「阿彌陀」を記し、天満宮の本地  
佛は十一面觀音なるが故に、その種子「十一面觀音」  
を記す、時には本尊もしくは本地佛の如何  
に係はらず、水天宮の種子「水天宮」を書せる事

ムナフ

ムネタムロキ

あり、蓋し水天宮に因みて火災を防がんと  
するなり、（考古學雜誌「棟札研究の價值」、  
棟札の沿革）

ムネタカシンワウ 宗尊親王

建長四年二月征夷大將軍藤原賴朝嗣  
後醍醐天皇第二子  
建長四年二月征夷大將軍藤原賴朝嗣  
後醍醐天皇第二子  
建長四年二月征夷大將軍藤原賴朝嗣  
後醍醐天皇第二子

ムロキウサウ 室鳩巢

新介、實名を直清と稱す、字は師禮、鳩巢  
又は滄浪と號し、其齋を靜儉といふ、神田  
駿河台に住せるが故に世々駿台先生と呼ば  
る、室鳩巢室玄機の子、玄機は備中の人、

ムロキ

後ち大坂に轉じ更に江口に遷る、萬  
治元年二月廿六日江戸に生る、幼より穎敏  
にして異質あり、學を好む、總角既に成人  
の如し、年十五甫めて加州藩に仕ふ、藩主  
前田綱紀其才を愛し、京都に遊學して、業  
を木下貞幹に受けしむ、これより學日に精  
しく文益々進む、貞幹毎に稱して曰く、師  
禮忠信篤敬、聖學に志あり、實に我益友な  
り、同門の後傑又多く席を譲るといふ、  
長ずるに及び慨然道を以て自ら任じ、功名  
富貴の爲に其心を動かさず、天和三年江戸  
に歸り、貞享三年加賀に遷る、爾來後進を  
誘掖して倦まず、州の人士其德に化し、學  
に向ふ者頗る多し、奇才國器、往々其門に  
出づ、正徳元年、五十四歳の時、新井白石  
の薦によりて始めて幕府に仕へ、儒員に列  
し、祿二百俵を賜ひ府下大塚に居る、同年邸  
を駿河台に賜ふ、是時に當り君美將軍徳川  
家宣の特遇を得て政權を掌握し、威權赫々、  
朝野憚畏す、鳩巢盛名の下、久しく居るべか  
らざる者を説き、時を見て勇退せんことを  
勸告したれども、白石遂に用ひざりき、幾も  
なく徳川吉宗の將軍職を襲ふや、特に擯ん  
て、侍講と爲し、屢々政事の得失を詢ふ、  
享保四年九月命を奉じて書を高倉屋敷に講  
じ、六年壬七月六諭衍義大義を撰進す、七年  
三月吉宗、特に鳩巢を内殿に召して尙書を  
講せしむ、之より九年の秋に至るまで、引  
見する者無數、又命を奉じて貞觀政要を講

じ、五倫五常名義等を撰進せり、其他論評  
する所渺なからざれども、退いて口に出さ  
ず、故に其將順の美、人多く之を知らずと  
いふ、獻可錄は蓋し封事の一部にして、鳩巢  
の識見を見るべし、十年二月西丸侍講に遷  
り、常條の外別に二百俵を賜ふ、十三年春  
病を以て職を解かんとを請ふ、優命ありて  
許されず、即ち職命を帯びて家居し、靜に老  
を養ふ、病間駿台雜話の著あり、吉宗之を徵  
す、因て之を獻す、十九年八月十二日歿す、  
年七十七、大塚に葬る、鳩巢固く程朱の學  
を奉じ、伊藤仁齋荻生祖菜が、異説を立て  
て程朱を排斥するを憂ひ、名教を維持する  
を以て己が任と爲す、又大石良雄等復讐の  
事あるや、其舉義にあらざるを論ずるもの  
あり、鳩巢爲に義人録を著して之を斥す、  
周易新疏、周易講義、四書講義、大  
學新疏、中庸新疏、西銘詳義、大極圖說、  
六諭衍義大憲、五常五倫名義、朝鮮客館詩  
文稿、士談、楠正成諸士教、駿台雜話、國  
喪正義、獻可錄、義人録、不亡抄、神儒問  
答、鳩巢小説、鳩巢文集（野史、近世大儒  
列傳）

メイオウ

メイオウ 明應 明應字は空谷、別號  
は若虛、勅して佛日常光國師の諡號を賜ふ  
明應姓は平氏、近江淺井郡の人なり、  
九歳にして郡の廣濟寺の志徹に投じ、  
なる、天資聰敏、經籍手に觸るれば即ち記  
す、徹其偉器たるを知り、携へて之を夢想國

メン

師に附し業を其上首無極に受けしむ、長じ  
て建仁寺の高山に就き後また無極の臨川寺  
に従ふ、十七歳の時具足戒を受く、既にし  
て無極天龍寺に轉ずるや、命じて侍局に歸  
せしむ、無極退き東陵禪師の來りて其席を  
繼ぐや登せて知賓を掌らしむ、又林放に東  
山に依り藏經を典司す、尋て峽碧、諡默、  
月中、春屋、清溪等、高德に従ひて知見を  
磨き、永和元年法を美濃天福寺に開く、四年  
國守土岐氏管内の天寧寺に招きしに崇光天  
皇其風範を聞き特に詔を下して大光明寺を  
管せしむ、至徳三年春屋老を以て相國寺を  
辭するや、將軍足利義滿明應に請うて其後  
席となす、嘉慶年間退いて鹿苑寺に歸る、明  
徳元年後小松天皇内殿に召見して法を問ひ  
遂に弟子の禮を執り給ふ、即ち佛日常光國  
師の號を賜ふ、應永の初年相國寺火あり明  
應再び之を董し二ヶ年にして諸堂悉く一新  
す、五年將軍足利義持の命により等持院に  
住し十一年天龍寺を董し、明年更に鹿苑寺  
に歸住す、十四年正月十六日宿壽八十法  
臘六十二（本朝高僧傳）

メン

免 江戸時代租率をいふ、而して  
其率の輕きを下免、高きを高免と稱す、又  
徵租の際、既往五年、十年、二十年等の租  
を平均して率と爲し、將來五年又は三年等  
を限りて課したる一定の租額を定免とい  
ひ、風水旱等の災に遇ひて損耗ある時、檢  
見を爲して租を減するを破免といふ、（地方



凡例録、縣治要略、古事類苑)

モウコノヒ 蒙古碑 燕澤碑(ツバメ)

モノ、ベ 物部 上古物部氏に屬したる部曲の民をいふ、「モノノベウザ」「アキヨク」伴造(トモノミヤツコ)の條を見よ

モンシヨウ 紋章 其の家の標識とせる徽章をいふ、紋、紋所、家紋とも稱す、衣服、調度、輿車、門、瓦等用途甚多し、藤原清和の子孫より、氏を賜はりて民間に下りし時、同時に紋章をも賜はりたりといへども、正確なる史實より研究すれば、大概藤原氏時代の末期より、使用せられたるが如し、大要抄によれば、西園寺實季卿が車の飾りに巴紋を用ゐ、又徳太寺實能卿は御簾の冒額を使用せる事あり、故にその始めは車の裝飾とせる紋章が、やがてはその家を表彰する徽號となりしなり、従つて家紋として用ゐられしは、鎌倉時代より起りしなるべし、又武家に於ては、源平兩氏の如き、其始め皆無紋の旗を用ゐたり、即ち源氏は白旗、平家は赤旗なり、然るに世俗往々源氏は「笹龍膽」を、平氏は「蝶」を用ゐたりと考ふるものあり、然れども正史の研究によれば然らず、保元平治物語、源平盛衰記、吾妻鏡等は明かに之を證明せり、たゞ村上源氏のみは笹龍膽を用う、故に公家の源氏間には使用せられしも、武家の清和源

氏中には使用せられざりしなり、平家においても然り、平頼盛流の平氏には蝶を用ゐるも、清盛流にはなし、又藤原氏が藤の紋を賜はりしと傳ふるも誤りにて、利仁流の藤原氏の人々は、藤の紋を使用せるも、直系なる近衛家、鷹司家に於ては使用せず、何れも牡丹の紋を用う、後世藤原氏の後と稱する武士即ち佐藤、近藤、尾藤等が、藤丸の紋を用ゐ居るは、藤原なる苗字に因みて藤の紋を附したるなり、故に紋章は朝廷より賜はりしものならずして、別途に發生せるものなり、而して源平交戦の時代には、一部の武士の間に紋章を有せし事あり、源平盛衰記によれば、熊谷直實が、鳩に寓生の紋を直垂に附し、武藏の兒玉黨は、軍配團扇の紋を附せる故、當時より家紋を用ゐたる家も存在せし事明かなり、次いで鎌倉時代に及びては、多くの武士は何れも紋章を有せしもの、如し、蒙古襲來繪巻によれば、島津氏は十字字、菊地氏は鷹の羽、大矢野氏は桐の紋を附したり、南北朝時代に至れば、使用すべし、隆盛となり、太平記には、戦争の記事に大將の名を記さず、旗の紋所のみを以て氏名に代へし例所多し、降つて室町時代に至り、紋章はほぼ完全なる發達を遂げたれば、一部の人名によりて集成研究せらるゝに至る、見聞諸家紋はその一なり、當時は非常に家紋を重要視し、大友家の如きは一族香葉の紋を用ゐ、この

紋を賜はりし者を「御同紋衆」と稱せり(豊後名跡考)又蒲生氏にては、これを「御紋之内」と稱して、一族若くは勳功者に許せり、その他播磨赤松氏にも同様の例あり、されば名を辱めざる事を「御紋を辱めず」とさへ言へる程なりき、安土桃山時代においても、同じ傾向を有し、織田信長は桐の紋を、足利氏より賜はりてこれを、豊臣秀吉に授けしがときは、其一例にして、名譽の象徴たり、故に秀吉の如きは、其所有せる物品調度等に盛にこれを使用すると共に、前田、淺野、山内等の諸將に其の使用を許せり、是に於て武士の間に桐の紋の濫用行はれしかば、天正十六年之を禁止せることあり、江戸時代に入りては、紋章の使用更に擴大し、種々な變化を生じたり、即ち原始的なる紋は複雑かつ優美なるものとなし、風流を競ふ爲めに崩し紋行はるゝに至り、甚だしきは娼婦と自己との紋を重ねて比翼紋を作り、釘抜き紋をくづして「釘抜き崩」とし、又備前岡山城主池田治政は、自家の蝶星の紋を崩して、單に蝶の斑のみを用ゐたれば、一見蝶とは見る能はざるものとなれり、故に當時俳人紀逸が「家倉の崩し初めや紋所」と吟じたるは、この間の消息を穿ちしものなり、且當時諸大名の行列の重大視せられし結果、其途上に於て、紋章を辨別し、其の何家なるかを、認定する必要起り、下座見といへるものを生じ、

下座見は即ち家紋を辨別する役目なれば、常に各大名の紋章を研究記憶せり、従つてその便を圖りて作れる遊戯に、下座見骨牌あり、又當時出版せる武鑑(二種あり、一は須原屋出版の年號武鑑、二は出雲寺出版の大成武鑑、共に毎年出版す)には必ずその紋所を附せり、明治維新後紋章の價値は甚しく衰へ、單に形式的なる裝飾の如くなれるも、なほ白襟黒紋付には缺くべからざるものとなり居れり、**形状** 紋章の形状は、其使用物の大小によつて異なるも、又一方時代に從つて變化を生ず、一紋章もその本家と分家、及び子孫との間には、幾分かの區別をなさざるべからず、或は輪を附し、劍を附し、右卷を左卷とする等は、これより生ぜるなり、例へば島津氏の十字紋の如きは、初めは漢字の十字なりしも、その後種々の變化を生じて、現在七十餘種を數ふるに至れり、又時代によりて異なる著しき點は、紋章の形状は、概してその初めは寫實的なるも、年代を経るに應じて、幾何學的均齊なる紋章となる事なり、例へば松紋は初めは松の形を、そのまゝ寫實的に描けるものなるが、後世には左右相同の幾何學的紋章となり、桐の紋を見るも、現代のものは何れもその花梗が直線に平行せるも、古き物は花梗が中央の花梗と多少の角度を成せり、甚しきに至りては、夏目氏の紋は籬架菊なるも、年を下るにつれて幾

何學的となり、遂に井筒に菊花の紋となれるものあり、**製作** 紋章をその製作の意義上より分類すれば、(一)信仰的紋章(二)尙武的紋章(三)祥瑞的紋章(四)歴史的紋章(五)指示的紋章(六)美術的紋章等となり、更にそれを細分すれば、  
(一)信仰的紋章  
【神】千木、勝男木、鳥居、額、玉垣、御手洗、瓶子、御幣、巴(八幡宮)、梅鉢紋(天満宮)、折敷に三文字(三島神社)、木瓜(祇園社)、葵(東照宮)、穀葉(諏訪神社)、龜甲(出雲大社)、鷹羽(阿蘇神社)、鳥、箔、稻  
【佛】輪寶、卍、雲版、獨鈷  
【禁厭】十文字  
【儒】易の八卦、天圓地方、井田  
【基督教】十字架、(アンドリュウ)十字架、花のクルス等  
(二)尙武的紋章  
劍拮梗、劍梅鉢、劍酢漿草、弦卷、弓と弦、箱、首札、立ッ波、  
(三)祥瑞的紋章  
菊(朝廷にて御使用)、菊水  
(四)歴史的紋章  
五本骨に日丸(佐竹氏が頼朝より賜はりしを記念とす)  
(五)指示的紋章  
井筒(井伊家)、共桁(酒井家)、藤(加藤、後藤など)この種のもの最も多し

(六)美術的紋章  
牡丹、杜若、竹に雀等  
紋章がその系統を知り、その器物の新古、係譜の正誤等を知る重要な價値を有することは、歴史の補助學として尊重すべき點なりとす、今二三の紋章の考證を掲げて一例を示さむ、(一)梅鉢紋と前田家の出自 梅鉢紋は、古來天満宮の神紋として使用せるが、一方菅原家の後裔に出でたる諸家が、同紋を使用せる事は當然なり、然るに菅原出自にあらざる家が、梅鉢紋を附する例あり、蓋し天満宮の信仰より起りしものならむ、加賀の前田は武鑑にも系譜にも、菅原氏出自として梅鉢の紋を用うれども、武野燭談に、或人前田利常にその出自を問ひしに、利常は林道春をして調査せしめたれば、必ず作成する所ありしなるべしと答へたりと記し、加賀には「將軍家光が、利常の子光高が菅原氏を冒すをきき、誰が植ふし種とはなくて賤が家のおのづからなる梅の花垣」と詠じて諷せる事掲げ、新井白石の藩翰譜には、三種の説を擧げその一に「前田は元藤原氏なるべし、左大臣藤原魚名の末葉、北陸道七國の押領使、越前の追捕使、齋藤權介爲頼が六波羅の奉行、齋藤伊豫房支基が孫、前田孫四郎利世が孫に非ずや」と疑へり、美濃の齋藤氏は、戦國時代の一雄藩なりしが、天満宮崇拝の盛なりし地方にして、現今も天満宮の社頗



モンシ

る多し、従つて當時美濃に居りし大名は、何れも菅家を崇敬し梅鉢紋を附せり、土岐盛衰記、新撰美濃志等にその實例を列擧す、その重なるものをあぐれば、尾藩の附家老たる竹腰氏は、近江源氏なるにもかゝらば、菅原氏と改め、又太郎丸の城に居りし深尾氏が、同じく近江源氏なるを菅原と改めたる、飯田の城主堀氏が、藤原氏なるにもかゝらば、同じく菅原と改めたる例は、何れもその例なり、美濃諸藩記によれば、前田氏は齋藤の一族にして、安八郡前田村に居住せし故を以て氏となし、その後尾州荒子の郷主となれりといふ、これ等によれば、前田家の出自は菅原家の後にあらず、美濃に居りし時、天満宮を信仰せる故、改氏し、かつ梅鉢紋を附したる事を知り得べし(史學雜誌「紋章學より見たる前田家の出自」)猶ウメバチモン(二)竹に雀(三)の紋、本紋は、もと公家勸修寺家より出でしもの、家紋として用ひしは鎌倉時代頃なるべし、その後同家出自の上杉氏が、武家として同紋を用ひたるのみならず、同氏は關東管領となるや、東國の人士より敬重せられ、その後憲實の時、持氏と隙を生じ、關東を去りて周防大内氏に寄寓し、紋章を大内氏に傳へし事は、鎌倉大草紙に見えたり、又憲實の子孫は憲政に至りて衰微し、遂に去りて越後に赴き、家名と家紋とを長尾景虎に譲れり、これより上杉謙信以後同

モンシ

紋を用ひたり、その後上杉定實の時、伊達藤五郎實元を養子として、同紋を傳へしが、故ありて約束は不履行となりしが、本紋は伊達家の家紋として使用せらるゝに至り、俗に「竹に雀は仙台さんの御紋」といふに至れり、又最上氏も、伊達上杉兩氏と婚を通ぜる故、兩氏何れよりか本紋を傳へたり、故に本紋はもと公家より出で、武家に榮え、専ら伊達家の獨占の如くなりしものなり、(考古學雜誌「竹に雀の紋」)(三)葵紋、徳川家が、葵紋を用ひたりし起原に就きて諸説あり、(詳しくは本文「アフヒノモン」參看)もと葵は平安朝頃より加茂の神事用ひられしより名高く、一種の靈草として信仰せらるゝに至れり、故にその神を氏神とせる諸氏は何れも本紋を附す、丹波の西田氏が用ひし事は見聞諸家紋にあり、蓋し加茂神領に住せし爲なるべし、又徳川四天王の一人本多氏が、フタバアヲヒを用ひしはその系圖を見れば「本多縫殿正忠、先祖山城州加茂社職也、依以立葵爲家紋」とあつて明かに信仰より生ぜり、徳川氏の用ひしは、フタバアヲヒを巴形に配列せるなり、これを前記二者の紋章と比較するに、形態上やゝ異なれり、前者は共に寫實的にして、徳川氏のものに幾何學的なり、故に徳川氏のものに二氏に遅れて現はれし事明かなり、徳川氏が果して新田氏より出でたりや否やにつきては不明なるも、三河に入りし

モンシ

後は、松平氏を繼げること明かなり、松平氏が加茂神社と關係ありしは、三河額田郡妙心寺本尊の寛正二年十一月の銘に「徳川和泉守加茂朝臣信光」とあり、又徳川氏が隆盛にならざりし當時、三河の十八松平氏の用ひたる紋章を見るに、何れも葵にして、後家康が將軍職につくに及び、彼等は懼りて改紋せること、寛政重修諸家譜にあり、これ等によりて徳川氏の紋は、松平氏より繼承せるものにして、又松平氏は加茂明神との關係より使用せるものなるを知り得べし(武藏野「葵紋考」)(五)十字紋、外人は往々鳥津氏の十字紋を以て、耶蘇教の十字架となせるも、これは甚しき誤なり、日本に天主教の渡來せるは、天文十八年なり、然るにそれより遙か以前、蒙古襲來繪卷に、鳥津氏の紋として十字を描けり、なほザビエル書翰鈔には、當時ザビエルがゴアの總督に送りし手紙中、日本に上陸して薩摩人に逢ひしに、皆十字架の紋を用ひたり、その由來をきけば、古來より鳥津氏の使用せるものなりとの記事あり、然るにゴルドン氏は、支那にネストリヤン派の耶蘇教(果教といふ)が唐頃輸入せられし故、當時日本の弘法大師は唐に學びし折、これを受け來りしものならんと説けり、されど支那においては、唐以前既に十字の信仰あり、晋書何曾傳中に見ゆ、なほ日本の歴史上土俗學上これを研究すれば、吾妻鏡に十字の

モンシ

餅あり、僧日蓮の獻物帳に十字と書して「ムシモチ」と假名を附せり、現在において、山口縣の某所にては餅を食する時、餅に十字をかき、琉球にては菓製の十字を慶除として挿入し、武藏國日野邊にては、白の下に十字形の菓を下に敷きて餅を掲げり、之等より研究すれば、日本の十字紋は、全く耶蘇教と没交渉にして、一種の禁厭的意味より作られたるものなり(六)巴紋、の起原に關しては、古來種々の説あり、天野信景の鹽尻、谷川士清の日本紀通證には、上古柄(武具の一種)に畫ける特殊の紋様より起れりとなす説、又小山田與清の松屋筆記に見ゆる、柄の形を畫けるが故に柄繪といへりとの兩説あり、沼田頼輔氏は、柄に畫るかく事は、延喜式の兵庫式にその記事あれど如何なる紋様を畫きしが不明にして、且つ正倉院所藏の柄には紋様なしとて、小山田氏の説を當れりとなせり、然るに獨人ヒルト氏は、支那及び日本の裝飾なる巴につきて研究し、日本の巴は、支那の古銅器に見えたる雷紋によりて發生せるもの、而して雷紋は、雲の象形文字と雷鳴とを表現せるものなりとて、支那より渡來せし事を述べたり、沼田氏は、これに對して果して巴が支那より傳來せしや否やにつきては甚だ不明なり、何となれば、支那との交通最も盛なりし奈良朝頃には巴紋殆んどなし、たゞ大和國榮山寺八角堂の天蓋に、朝鮮平安

モンシ

道江西郡肝城里古墳の天井石に、見ゆる紋様と同様の巴紋類似のものあり、然れどもその形式日本後世の巴とは甚しく異なりて、已狀をなす、故に直に大陸渡來となす事は、不可能なるべしと述べ、原田淑人氏は、外國にも巴紋の存在する事をば、例を擧げて記し、南部露西亞の石器時代土器紋様、或はシベリヤのシムシンスク發見のスキタイ族の鏡背、支那周代の銅器、支那唐代の透光鏡背紋様、又支那新疆のヤルホトより發見せる騎士の圖に、腰間の鞞に二ツ巴の附せる例、朝鮮高麗恭愍王墓石彫、西班牙バスク山中の土人の碑等を示せり、次いで大野雲外氏は、日本出土の埴輪土偶の柄を附せるもの、中に、三ツ巴を畫ける實例を示し、なほ古くは日本石器時代の文様にも、千鳥アイヌ北海道アイヌの紋様にも、類例ある事を記述せり、これ等を綜合すれば、巴紋は上古外國にも日本にも、獨自の發生を遂げたるものなるべく、その間必ずしも同一根源より、分派せるものにあらざるべし、次に巴をトモエと訓ずるにつきては、伊勢貞丈の安齋隨筆、小山田與清の松屋筆記に詳説せるも、巴はもと水の廻れる意を有せるものなれども、其篆字が柄繪に似たるより、遂にトモエと訓ずるに至りしなり、巴紋の古く見えしは、江次第大臣饗應の條に「舞臺懸互帽額下浮」とあれば、當時既に使用せられしを知る、平安朝時代に至れ

モンシ

ば次第に流行し、天喜元年に成れる宇治の鳳凰堂の太鼓には、明かに柄繪を附す、又この當地の寺院建築に使用せる琉瓦にも、寶相華蓮文に代へて巴紋を用う、その外衣服調度にも、この紋様を畫ける事、當時の繪卷物によれば明かなり、家紋として用ゐられしもの頃なるべく、尊卑分派に西園寺實季が柄繪を、車の紋となせるを始めとす、その後武家にも用ゐられ、足利時代に各種を生じ、見聞諸家紋によれば、曾我氏は雲に巴、赤松氏は二引兩に巴、宇都宮氏は右頭の三巴、結城、結肥、山下、沼田、小早川、新開六氏の三頭在巴、杉原氏の角巴、香川、長尾の三頭の九曜巴、山田道祖千代丸の山形九ツ盛巴、芝山氏三頭の重巴山下氏の角内巴、金山氏の一引兩に三頭二巴等あり、その後永祿四年上杉謙信が關東諸豪に幕紋を録上せしめたるに、二百五十三家中、巴紋を用うるもの四十三家あり、種類二十四に及ぶ、巴紋の流行と共に、他の材料を三頭巴に配置せる事起れり、藤巴、柏巴、丁字巴、三ツ葵等はその例なり、又巴に左巴と右巴との區別を附するは、本末嫡庶、陣別もしくは座位を分つに用ゐられしが如し、巴を家紋とする家は、公家にては西園寺家にて、その流を受けし小倉、橋本、梅岡、山本、大宮、堀川、樋口の諸家、武家にては赤松、宇都宮、小山、結城の四氏にて、赤松氏は村上源氏の出にして二引兩



モリク

に巴紋を用う、これより出てし有馬、別所、中島、有田、本郷、廣瀬、廣岡、葉山、永良の諸氏然り、宇都宮、小山、結城三氏は藤原氏より出て、結城は三頭巴、小山は二頭巴、宇都宮は三頭左巴を用う、これ等より出て、關東の諸豪(大河戸、下河邊、村岡、四保、羽坂、長沼、平方、寒河、綱戸、小磯、河原田、上條、小田、東上條、西上條、伊志良、茂木、穴戸、八田、田中、高野、中條等)は何れも巴紋を使用せり、江戸時代に於て大名としてこれを使用せるは、筑後久留米の有馬氏、上總市原の有馬氏、伊勢薦野の土方氏、和泉岸和田の岡部氏、備中松山及び上州安中の板倉氏、陸奥福島板倉氏等あり、又巴は家紋のみならず神紋としては、八幡社に使用せらる、次に巴紋の變化を見るに、時代に應じて生ずるもの、如し、古瓦及び繪巻物に見ゆる藤原時代の巴は、頭細く尾長く、殆んど曲線の如きものあり、時を経るにつれて頭は斜狀をなし、江戸時代に入りて今日の如き巴となれるものなり、なほ紋章の全體に關しては、本文の家紋(カモン)參看すべし(日本趣味十種「紋章の話」、考古學雜誌、人類學雜誌、史學雜誌)

モリクニシンワウ 守邦親王

久明親王の長子 延慶元年七月七日にして鎌倉の主帥となる、八月征夷大將軍と爲る、十月親王と爲り三品に敘せらる、後

モロハヤウキ

二品に進む、元弘三年薨髮し八月薨す、年三十二(大日本史)

モロハク 諸白

絶好の良酒をいふ、本朝食鑑に「近代呼酒之絶美者曰諸白、諸者庶也、白者以白米白麴而造之、故名」と見ゆ、庖厨備用倭名本草に「日本ノ名酒ニハ南都ノ諸白、此酒ムカシヨリ其ノ名天下ニアラハレ、今ニ至リテコレニ及アハナシ、加賀ノ菊酒モ名ヲ得タリ、シカレハ香味南都ノ諸白ニ及ハズ(中略)五六十年以前ヨリ泉州堺の大和ヤ諸白、太子ヤ諸白、備州ノ三原酒、尾道酒、近年大坂ノ鴻池諸白、此ノ酒名ヒロシ、世界諸國ノ酒ハ其ノ芳香美味性功ニ至ルマデ、日本ノ諸白ニ及アハナシ、故ニ諸白ノ酒ハ世界第一ノ佳酒也、云々、可賞」とあり、其一斑を知るべし

ヤウカクシヨ 洋學所

藩書取調所 (パンシヨトリシラベジヨ)を見よ、

ヤウキウ 楊弓

小弓の一種、遊技に用ゐる具、楊を以て製するを基となせども、江戸時代には多く蘇芳、華欄、柴檀等にて製したり、長さ二尺八寸を法とす、矢の長は九寸、的の大きき三寸餘、棚の高き三尺五寸、乃至三尺八九寸、射場は七間半なるが、普通なりき、和漢三才圖會に「壘典」席相去七間半、每以五矢決勝負、二百矢謂百手、百矢内五十矢以上中、的者爲朱書、百矢以上爲泥書、百五十以上金

ヤウキ

書、百手悉中者、爲皆矢、最希有也」と見ゆ、(壘典)陸戒記に「應永三十三年三月六日、庚子、晚未向中御門宰相亭、有揚弓興、入夜歸家」とあるを初見とす、思ふに室町時代に至りて起りしものなるべし、爾來専ら公卿縉紳の間に行はれしが、大館常興日記天文九年七月廿日の條に、宮中において楊弓ありし時、將軍足利義輝も人數に加はりしこと見えたれば、武家にも弄びしものなるべし、江戸時代には、縉紳間に依然其風を傳へしと共に、民間にも波及して廣く世上行はるゝに至る、芝の明神に其射場ありて、人々の集りし事、江戸繁昌記に見え、毎年五月九日の二十五日には其の天會を開き、その勝れたるを定めて江戸一と稱したること、東都歳事記に見えたれば、一時盛んなりしを知るべし、楊弓射禮蓬矢抄(天文年間著)に「凡切穴者、以中人懸十錢、朝廷之於辰宴者、以於洲賀」といひ「凡賭者、檀紙、相原、短尺、孔方兒等也、以一錢云餓鬼、以二錢爲地、以三錢名山、呼五錢號於洲賀、十錢云括、二十錢爲草冠、以百云牛、是方今之世説也」とあり、又江戸時代の著なる本朝世説略に「賭に一錢を紅白の紙に包し也、是を字と云、近年は素字とて、裸錢を用ゆ、美麗の業も世くだりていやしくなれり」といひ、幽遠隨筆にも「楊弓や(中略)只賭を争ひ、しかも一錢に餓鬼の名あつて、百錢に牛の異

名あり、殆博奕に近きの譏をのがれず」とあれば、物を賭することも、通じて行はれたるなり(楊弓射禮蓬矢抄、同追加、和漢三才圖會、續史愚抄、狗獨集、雍州府志)

ヤウシ 養子

我國は家族制度を以て基礎となすがゆゑに、古來尤も繼嗣を重んじたり、蓋し一家を繼承するものなからんには、祖先以來の繼統斷絶するのみならず、古代において最大要件たりし祭祀の事も、之を行ふべからざるが故に、近親の子を收養して其後となすの風は、遠く神代より起れり、書紀神代卷に「是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養」また其書に「日神與素盞鳴尊、隔天安河、而相對乃立誓約、曰、汝若不有奸賊之心者、汝所生子必男矣、如生男者、予以爲子而令治天原也(中略)其素盞鳴尊所生子之兒皆已男矣、故日神方知素盞鳴尊元有赤心、便取其六男、以爲日神之子、使治天原」と見ゆ、これ實に皇統の因て出る所にして、容易に譲すべきにあらざれども、天皇が皇弟素盞鳴尊の五男を、養ひて子となし給へるは、頗る微とすべきに似たり、思ふに血族の内年齢の相當せるものを、養ひて子と爲すとは、太古既に行はれしものなるべし、高橋氏氏文にも、また養子に關する事見えたり、而して其制度の定まれるは、律令や撰定の時にあり(王朝時代)令の

制度を按ずるに、相續すべき男子なき場合には、養子をなすを許す、女子は通例一家の戸主たるを得ざるものなれば、其有無は共に繼嗣に關するとなし、凡そ繼嗣の法、四位以下は唯嫡子を立つるも、三位以下は嫡子なく、若しありとも罪疾ある時は嫡孫を立て、嫡孫なくば庶子を、庶子なくば嫡孫の同母弟を、同母弟なくば庶孫を立つるを得べし、故にかゝる嫡子たるべきもの、全く缺けたる場合において、はじめて養子を許るざるなり、養子は必ず血族中より之を撰ばざる可からず、戸令に「凡無子者、聽養、四等以上親於昭穆合者」とあり、其義解に「謂昭者明也、爲父故曰明也、穆者敬也、子宜敬父也、凡取養子者、年須相適、何者、下條云、男年十五聽婚、既定夫婦、理當有子、然則十五者、則於世者、有爲子之道、年四十者則於廿五者、有爲父之端、具一隅、餘從可知也」と見えたれば、血族は四等親以上を限り、更に其年齢において尠くとも十五歳以上の差あらんとを要したるなり、四等親以上の血族は左の如し

兄弟、姪、孫、(以上二等親、)從兄弟、異父の從兄弟、同居する前の妻妾の子、(以上三等親、)再從兄弟、兄弟の孫、從父兄弟の子、外甥、曾孫、(以上四等親)但遺棄の小兒三歳以下のものは、異姓と雖、

收養して養父の姓に從はしむるの特例あり、而して法に違ひて養子するものは必ず制裁を受く、律の逸文によるに、男姓の男を養ひしものは徒一年に、これを與へしものは笞五十に、又雜戸にして良人を養ひて子孫となせるものは徒一年半に、家人、奴を養ひて子孫となせるものは徒一年に處せらる、(鎌倉時代)貞永式目を按ずるに「女人養子之事、右如法意者、雖不許之、右大將家御時以來、至子當世、無其子之女人等、讓與所領於養子事、不易之法不可勝計、加之都鄙之例、先縱惟多、評議之處尤足信用、歟」とありて、はじめて女人養子の制を定め、女子にして子なきものは、養子に財産を讓與するを許し、又同追加に「使聽遵行中、違法養子、無子者可聽事、右天下衆庶、知法者少、不知者多、爰無子之輩、不辨法令之違順、養便宜之兒子、或讓資財、或繼家業、而官司、後任法改正者、爲遺跡、可爲違犯、先達令釋、可謂叶時宜、然者於無子輩者、雖違法、可聽之、縱雖有實子、有罪疾者、又可聽之」とありて、家業を繼がしめんが爲には、異姓といへども之を收養するを許したるときは、養子制度の上における一大變革にして、異姓の養子これよりして漸く盛んに行はる、(室町時代)養子の制には此時代に入りて更に幾多の慣例を生じたり、蓋し武士は地方に割據して互に其勢力の扶植に力め

ヤウシ

ヤウシ

ヤウシ



ヤウシ

たれば、部下の士が他領の士民を養ひて所領を譲るを好まず、法制を設けて條件的に之を制限し、若しくは絶對的に禁止せるものあり、又或は實子を措きて他人を其養子となすを停め(塵芥集)或は養父の生前に願ひ出ざりしは、其死後に至りて、生前の契約を以て申出づるとも、戦役者の後を除くの外は、無効として一家を断絶せしめ、(大内家壁書)更に他人養子と雖も、一定の手續を経て、領主の證判を得たるものは、養子の死後に實子ありとも、改め立つるを許るさざりしが如きは、其一例なり、(甲州法度)且此時代には、政略結婚屢々行はれしが故にこれに關する契約書の現存するもの多し、即ち養子縁組の際には家女を離縁する場合における財産の處分法を定めらるが如きこれなり、されば吉川家法度には「養子之事、前方以て誓詞(聖申定)已來、無相違可分別、但題目在之者、理非固可落着候」といひて、養子契約の保障を設け、結城家法度には「たれ人成共男子をもたず、女子計もち候て人の子を所望、又わが親類成共取たて養子になし名代をつがするに、其女きにいらず候とのきさきり、別の女ををき、又名字名のり候はん事、一向□ひふんの儀たるべく候、女きにいらず候は、養子の名字、其跡をすめり候て、女をのきさきり、別の女をむかへ候はん儀は、一理すみたる儀にて候、可被心得候」とて、養子もまた故な

ヤウシ

くして家女を離縁せば、家督の相續を許さざるものもありき(江戸時代)幕府は元和元年の禁中并公家衆法度の中に、養子者連綿、但可被用男姓」と規定せり、蓋し令の制度に倣ひしが如くなれども、其目的とする所は、皇子の攝關家の養子たるを拒むにありしもの、如く、一般の公卿間には異姓の養子は屢々行はれたり、而して公卿の養子をなすは幕府の承認を求むるの習慣なりき、更に一般の武士に就きて之を見るに、幕府の制度によれば、長子の相續權を重んじ、次男以下は他家に養子となるにあらざれば、生父兄の厄介として所謂冷飯に甘んぜざるを得ざりしかば、養子縁組のとは幕府も之を奨励せり、而して他姓の養子は、同姓相應のものなき場合に限るを以て原則とし、同姓の中養子に相當するもの、疾病其他の事故あれば狀を具して願ひ出でしめたりしが、此場合にも最山緒の正しき者を撰ばしめ、筋目なき養子は跡式相續を許さず、又階級制度の結果として、身分の吟味尤も嚴密にして、苟も貴賤の懸隔せるは勿論、各自分限の差異あるものも之を避けしめたり、享保十八年四月幕府旗下の士に對して、陪臣浪人は、旗下に親類あるものにあらざれば養子となすを得ずと令し、十月更に出願者の親類たるを要することなし、妻の再從兄弟までは出願するを許したりしが、元文元年九月、旗下にして相續人なきものは、養子

ヤウシ

を旗下の士中より撰ばしめ、陪臣浪人の子は、姻戚に屬するものといへども之れを許さず、其理由として「御直參之次男三男等片付候爲に候云々」と説明せり、然るに其の翌日に至り、陪臣浪人の子も、出願者の再從兄弟までを限りて養子となすを許し、後更に父方の親類に限るとなしたり、かくて、寶曆八年十一月又目見以上の士の、親類を除くの外、目見已下より他人養子をなすを禁じ、其親類は又再從兄弟までを限り、然れども一度養子とされるものは、非常の悪事若くは疾病あるにあらざれば、妄りに離縁するを得ず、實子なきものは、養子を代ふると三回に及べるを「不念の仕方」なりとて、重ねて養子するを許さず、戸主の死亡後、屋敷を沒收せしともありき、而して養子せる後實子の生れんにも、これをして家督を相續せしめず、なほ實子ありて養子をなすは、其子の幼稚なるか病身なるか、將た養子の持參金を望むかに限り、「御奉公難成」との故を以て、一旦惣領除を願ひ出でて許可を受けたる後、適當の時期に、實子を養子の相續人となすを例とせり、死に臨みて養子を定むるものを末期養子、又は急養子といふ、幕府が絶對に許可せざりし所にして、之が爲に一家の断絶せる大名旗下頗る多し、然れども此制度は浪人の發生を促し、社會の平和を亂すの恐れあるが故に、慶安四年八月此禁を弛べ、父五十歳以

下なるにおいては、末期たりとも、場合によりて之を許すことなし、寶永七年四月、更に五十歳以上にても、審理の上許可するに至れり、此外當分養子假養子と稱するものあり、一般の士人が戦陣に臨み、又は公務を以て遠國に使用するに當り、男子を有せざるものは、旅中萬一の變に備へんが爲に、豫め養子を定むるをいふ(法制史の研究、藤陰雜稿)

ヤウメイガクハ 陽明學派

王陽明、陸象山の提唱せる格物致知の學を祖述せる儒學の一派をいふ、(陽明學派)五山文學の榮えし時、儒中の禪と稱せらる、陸王の學の消息は、既に桂悟において之を見るべく、尋て藤原惺窩も亦象山を併取するに意ありきと傳へらる、これ皆我國における陽明學の先驅を爲すものなり、然れどもはじめて之を唱道せるは、中江藤樹を以て嚆矢と爲す、寛永十七年藤樹三十三歳にして偶ま王龍溪語録を得て之を讀み、始めて姚江の學に接し、三十七歳の時陽明全書を購讀するに及び深く拘泥の非を悟り、釋然として曰く、聖人一貫の學、大虚を以て體と爲す、異端外道皆吾が範圍中にあり、何ぞ言語の相異なるを忌まんやと、是に於て默會する所あり、遂に王學に轉ず、其門人熊

ヤウシ ヤウメ

ヤカベ ヤスキ

澤菴山、師學を承けて亦之を唱ふ、陽明學これよりして漸く起る、而して其學徒に又二派あり、一を省察派とし、他を事功派と爲す、藤樹は戰國處士と、昌平儒家との交會に當りしを以て、實用の才に富みて學究の陋習なく、兩つながら之を兼ねたる事、陽明其人の如く、誠に姚江以後第一頭の人物たるに負かず、後世其流を汲むもの、皆孰れか其一に歸せざるを得ず、省察派に屬するものに三輪執齋、川田雄琴、中根東里、佐藤一齋、吉村秋陽、奥宮慥齋、池田草菴等あり、事功派に屬するものに蕃山及び大鹽中齋、山田方谷、春日潜菴等あり、横井小楠、佐久間象山、吉田松陰、西郷南洲等維新前後の名士亦事功派の色彩を有す、然れども陽明學派は師弟傳承の跡、他の諸學派の如くならず、斷續搖曳、偶々其人を出せるのみ、而も實際上の効果は遙に其上にあり、中江藤樹以下各人の條參看(近世儒學史)

院(レンゲワウキン)を見よ、  
**ヤヒコジンジャ** 彌彦神社 「イヤヒコノジンジャ」を見よ、  
**ヤマグチシヤウ** 山口城 周防吉敷郡山口○高峯城、鴻峯城、鴻城とも稱す、弘治三年大内義長の築く所なり、幾もなく毛利元就の領有に歸し、城代を置きて之を守らしめしが、關原戰後、毛利輝元の防長二國に封ぜらる、や、長門萩を以て其居城と定め山口城を毀つ、後ち文久二年毛利慶敬の時再び山口城を築きて治所を茲に移す(鴻城志、防長回天史)  
**ヤマグチノマツリ** 山口祭 神宮及び各神社にて造營の際、和山の神を山口にて祀る祭儀をいふ、神宮にては造營の際、之に先つこと三ヶ年前、御和山に坐す神をその山口にて祭る、神宮雜例集に「心御柱事、或云、大神宮廿年可被造替者、十七年孟冬祭山口並木本神等、初探正殿心柱」とあり、内宮外宮共に同じ、又住吉神社の山口祭は、墨江紀略に「住吉二十年一度造替、其時正禰宜等赴彼地三草山、而初取斧(俗曰鉞始)是謂山口祭也」と見え、香取神宮の山口祭は、香取神宮古文書所載弘安九年六月の廳宣に、「造宮始、以社家之陰陽博士、令祭山口一事、爲往古之社例上、大行事書札等明白也」と見ゆ、各社概ねこれと同じ、蓋し古は造宮の用材は宮城内にて伐採せるが故なり、

ヤヒコ ヤマダ

澤菴山、師學を承けて亦之を唱ふ、陽明學これよりして漸く起る、而して其學徒に又二派あり、一を省察派とし、他を事功派と爲す、藤樹は戰國處士と、昌平儒家との交會に當りしを以て、實用の才に富みて學究の陋習なく、兩つながら之を兼ねたる事、陽明其人の如く、誠に姚江以後第一頭の人物たるに負かず、後世其流を汲むもの、皆孰れか其一に歸せざるを得ず、省察派に屬するものに三輪執齋、川田雄琴、中根東里、佐藤一齋、吉村秋陽、奥宮慥齋、池田草菴等あり、事功派に屬するものに蕃山及び大鹽中齋、山田方谷、春日潜菴等あり、横井小楠、佐久間象山、吉田松陰、西郷南洲等維新前後の名士亦事功派の色彩を有す、然れども陽明學派は師弟傳承の跡、他の諸學派の如くならず、斷續搖曳、偶々其人を出せるのみ、而も實際上の効果は遙に其上にあり、中江藤樹以下各人の條參看(近世儒學史)



ヤマグチヤマト 山口本 増補の大内本

(オホウチボン)を見よ、

ヤマダミツノリ 山田光徳 直心影

流の創者、「ジキシンカゲリウ」を見よ、

ヤマト 耶馬臺(邪馬臺) 倭人の

の中心地にして、女酋卑彌呼の都せる國、  
魏志倭人傳によれば「南至邪馬臺國  
女王之所都、水行十日陸行一月、官伊支馬、  
次曰彌馬外、次曰彌馬支、次曰奴佳、可  
七萬餘戶」と記せり、即ち投馬國の南水行  
十日、陸行一月の地に存する倭人の國都に  
して、種々の大官の存せし所なり、然れど  
も其の地が何處なりやに就きて古來二説あり、  
一は畿内の大和説にして、二は即ち九州  
説なり、大和説を唱ふるものは、内藤湖  
南博士にして、九州説を唱ふるものは、白  
鳥庫吉博士等なり、而して九州説にも亦三  
説あり、一は大隅國贈那郡、二は肥後國菊  
地郡山門郷、三は筑後國山門郡を以て之に  
宛つ、何れもその國名、方向、里數、日程  
等を標準としてそれを解決せんとせるもの  
、如し、然るに大正十年頃に至り、考古學  
者間に、畿内及び九州の遺跡遺物の比較研  
究上より、大和説を提唱するもの出づ、高  
橋健自、富岡謙藏、梅原末治諸氏等これな  
り、今九州説の代表者白鳥博士の説と、大  
和説の主張者高橋梅原兩氏の説とを掲げて  
參考に供せん、白鳥博士曰く、魏志倭人傳  
の里數と方向とは誤れば、之を信ずる

は危険なり、假令、帶方郡より倭の都迄な  
一萬二千里といひ、その間未種、奴、不彌等  
の國に至る里數を見るに甚しく無理あり、  
又その方向に於ても、不彌國より南方へ指  
して進行する時は、遂には邪馬臺は臺灣邊  
となるべし、大和説の人々は南は、東なり  
と解せらる疑問とすべき點あり、即ち「女  
王國東渡海千餘里、復有國、皆倭種」とあ  
るは、大和説にては不可能にして、海を渡  
るとは、瀬戸内海の邊を指すものと解すべ  
きなり、次に耶馬臺が九州なることは、倭  
人傳の記事に見ゆる南北對立の狀況より推  
察して確實なり、即ち北部は女王國、南部  
は男王國にして、常に相和せず、蓋し九州  
地方は古來より南北分立の狀態あり、南は  
熊襲にして、狗奴國は之れに當るものなり、  
もし大和説とすれば紀伊或は毛野國となる  
べきも、古代その地方に於て、中央政府に  
反抗し得べき大勢力を有せる者あるを知ら  
ず、又女王國にては、卑彌呼の死後國中亂  
れて、遂に一少女を立て、鎮定せりとす  
事實は、大和朝廷の歴史に於ては、見えざ  
る點にして、大和説は不可なり、なほ國史  
の大勢より見ると、大和朝廷の起原は頗る  
古く、神代編纂時代に、大和に都せざるを  
見れば、こゝに大勢力の存在せるは明かなり、  
而して之と抵抗せる者を、九州の熊襲人、  
出雲の出雲渠師、東北の蝦夷となす、熊襲  
等が常に大和朝廷と抗争せる所以のもの

は、九州南部に於ては、かくの如き勢力の  
存在すべき地の利を有せしによる、故に九  
州北部が、大和朝廷の勢力下に置かれざる  
以前に、女王國の存在せし事は當然なりと  
いふべし、從うて大和邊より考古學上の古  
き遺物の出土するは、出雲方面より輸入せ  
られしものにして、決して怪しむに足らず、  
蘇那島叱智、天日槍の渡來等、孰れも古代  
交通線が山陰方面に存せるを示す、なほ耶  
馬臺は、その地點は適確ならざるも、肥後  
國なればその北部、筑後國なれば南部なる  
べし、山門郡の「ヤマト」は大和を眞似せる  
にあらず、山後にして八女郡の山前と對比  
せるものなるべしといへり、然るに高橋氏  
は「考古學上より見たる耶馬臺國」(考古學  
雜誌)に於いてこれを論じ、わが上代の墳  
墓中、前方後圓墳のものは、日本獨特の型  
式を以て、畿内殊に大和地方に發生し、其  
の後漸く發達して、應神仁德兩朝の頃に至  
りて盛を極む、かくて此墳制は、次第に九  
州及び關東にも傳播せるものにして、淵源  
する所は遠く金石併用時代にまで遡るを得  
べしとて、大和國高市郡イトクノ森の前方  
後圓墳より、副葬品として石器の伴出せる  
例をあげたる後、畿内文化の發達は長き歴  
史を有せるものなり、而もなほ墳輪の制作、  
石製模造品は、大和朝廷統治の中心地點に  
於て、外來文化と直接の交渉なしに現はれ  
しものと認むべき點あり、銅鐸の如きも、

畿内を中心として、地方に創製せられしな  
ど、畿内を中心とする文化の成立期が、支  
那前漢代を下らざるを示す、而してかくの  
ごとき畿内文化も亦、前方後圓の盛に行は  
れし時代に、支那文化の流傳せしことは、  
その内部に藏せる石棺によつても徴すべ  
く、組合式長持形石棺は、漢民族より受け  
し型式と認むべきものなれど、分布狀態を  
按ずるに、當時畿内地方に支那文化を受け  
入れし事は、到底九州中部の及ぶ所ならず、  
殊に古墳發見の支那鏡及び模造鏡に於て、  
漢魏時代に屬すべき優秀なる物が、盛に近  
畿地方より發見せるに反し、九州地方には  
甚だ稀薄なり、以て耶馬臺が大和なりと推  
斷するを得べしといへり、又富岡謙藏氏は  
「古鏡の研究」中に、梅原氏は「佐味田新山  
古墳の研究」中に、各所説を述べたりしが、  
梅原氏の説は、富岡氏の説を繼承大成せる  
ものなれば、今暫く梅原氏の説を擧ぐべし、  
氏曰く、九州北部における特殊の遺跡とし  
て、一種の壘棺を主とせる墓制あり、遺物  
としては銅劍銅鉞あり、その分布濃厚なる  
が、此事は蓋し支那に於て前漢より後漢の  
初期にかけて行はれ、銅鐸盛行の時代と併  
行せしものなり、且我古墳に就いて見ると、  
其の遺物は明かに支那の將來品たるのみな  
らず、伴出物にも、多數の支那古式鏡、  
其の他の舶載品ありて、當時支那文化の影  
響が、この地方に著しかりしことを示せり、

然るに漢末より三國時代に至りては、かゝ  
る九州北部の特殊の文化所産は跡を絶ち、  
墓制の如きも大體畿内地方のもの大差な  
く、副葬品に於ては殆んど一致せり、且魏  
晉時代の鏡鏡が、多數に近畿地方を中心と  
して發見せらるゝ事實は、日本文化が、漸次  
近畿地方を中心としたる文化に依て、統一  
せられし事を物語るものにあらざるはな  
し、故に耶馬臺は九州にあらず大和なりと  
いへり、なほ近時笠井新也、山田孝雄兩氏  
は文獻上より大和説を立てたるが、大同小  
異なるを以て省略に従ふ(詳しくは考古學  
雜誌の同氏論文を見よ)、又耶馬臺國の官名  
に就きては、内藤博士は、伊支馬を活目入彦  
(垂仁)、彌馬外、彌馬支を御間城入彦(崇  
神)に關聯させ、奴佳を中臣或は中跡直  
に比定せり、橋本増吉氏は之を反駁せるも、  
山田孝雄氏は大體贊成せり、要するに其の  
定説を得るは後の研究に俟たざる可からず  
といへども、九州にせよ近畿にせよ、そこ  
に有力なる女王あり、官人あり、人口七萬  
餘の多數ありて、當時ある文化の中心をな  
せる地なりし事は明かなり、増補の「ワジ  
ン」(ヒミコ)參看(東亞の光、史學雜誌、  
藝文、考古學雜誌、異稱日本傳、日本文化  
史、日本古代文化)

日本における石器時代民族の系統は、大別  
して二派に分る、一は東日本を中心とする  
アイヌ派、二は西日本を中心とする彌生式  
派なり、その區別は石器に於ても認め得れ  
ども、土器に於て著しき相違あり、彌生式土  
器のごときこれなり、明治十七年三月、有  
坂銀藏博士(當時帝國大學學生)が、本郷彌  
生町の貝塚に於て一個の異形土器を採集せ  
るが、その形式手法は、從來發見せられし  
繩文土器と頗る趣を異にせるより、少しく  
注意を促せしが、その後東京府下北豊島郡  
瀧野川町大字西ヶ原農事試験場内より、同  
種の遺物を出土せるより、漸く學者の研究  
を惹起し、人類學教室内の諸氏によつて、  
最初の出土地の名に因みて、これを彌生式  
土器と假稱するに至りしが、爾來慣用され  
たるなり、然るにその後その名稱について  
疑問を提出し、明治三十五年大野延太郎氏  
は、わが上代史に見ゆる土師部が、祭器と  
して造りしものと説き、埴瓮土器の名を主  
張し、ついで明治三十九年八木獎三郎氏は、  
中間土器と命名せり、同くマンロ氏も中間  
土器と稱せり、然れどもその後彌生式土器  
の稱號を呼ぶもの多く、遂に現在に至るま  
で舊稱を改めず使用するに至れり、日本  
本全國に相當の分布を見れども、就中最も  
多きは、中部地方、畿内地方、中國地方、  
九州北部、關東地方なりとす、即ちアイヌ  
式石器時代遺跡の分布淡き地方に濃きもの

ヤマト 彌生式土器

日本古代住民遺物の一、最初東京本郷區彌  
生町より發見せられしによつて名づく、抑



なり、然れども關東地方の如きは甚しく錯雑混交し、兩者を併出する遺跡亦少からず、大體に於てアイヌ式遺物の上部に、彌生式遺物を伴出することを認め得、たほ朝鮮、蒙滿地方にも彌生式系土器を出土し、北海道にも、彌生式土器を發見すれども、混雜を避けてこゝに述べず、畢竟南は九州より北は奥羽地方において分布し、就中その西南に半に繁榮せるを知る（詳しくは京都大學考古學報告三、附錄彌生式土器形式分類圖參照）彌生式土器を出土する遺跡は、アイヌ式遺跡と同様、貝塚包含地、散布地、堅穴等あり、貝塚として純然たる彌生式のみより成るものは甚だ少なし、アイヌ式と混出する場所は頗る多く、就中關東地方霞ヶ浦沿岸にその例多し、（例へば稻敷郡飯出貝塚の如き）純然たる彌生式のみを出せる二三を擧ぐれば、名古屋市熱田貝塚、姫路市千代田町貝塚、武藏國橋本郡南加瀬貝塚等著名のもの、外、三河國播磨郡地方より渥美郡方面にも相當散在す、その位置、形狀等はアイヌ式の貝塚と殆んど同じく、丘陵の斜面に積成され、附近の貝殻を採集して遺棄せしものなり、次に包含地と稱するは、單に地中埋没せる遺跡にして、その例甚だ多し、その狀態はアイヌ式のそれと同様なり、東京附近にては田端停車場附近、遠くは越前國坂井郡河和田、丹後國函石濱、河内國道明寺村國府、大和國磯城

郡唐古等はその好例なり、散布地は包含地が自然又は人為の爲めに、遺物の表土に露出する個所にて各所に存在す、堅穴もアイヌ式のそれと同様、一定の場所に群集して存するも、その分布狀態は現在にては九州の北部、關東地方、東北地方に著しく、その他の地方には例少なし、或は地方的差異に據るものなるべし、形狀は多く弧狀或は矩形に穿ちたる深さ二三尺程のものを普通とし、中は一二間より四五間に達す、中よりは土器及び石器、木炭等を出土し、明かに住居地と思はるゝものなり、又往々堅穴が長く濠様に幾條も穿たれたる個所あり、小田原町監獄分監裏の如きはその一例なり、こは住居地よりも防禦用の塹壕の如きものとも考へらる、以上の外該土器が古墳より出土する事あり、之は古墳の盛土の中に混出する場合と、古墳内部より出づる場合とあれど、彌生式土器の性質上當然の事といふべく、後説なほ詳述すべし彌生式土器に伴出する遺物は、質料より土製、石製、骨角製、金屬製に分つべく、使用狀態より日用品、利器、裝飾品等に分類すべし日用品（石器）石匱丁（楯形及び長方形）錘石（滿形を特長とす、漁撈具）石槌、砥石【土製】土器、形狀は多く壺形、文様は幾何學的直線文多し、朱を塗布するもの多し、底部に木葉を印する例數多あり、その外皿高坏、鉢形、管形等の形狀もあり、

把手を附するものなし、然れども土器に二種あり、即ち一は文様を附し、大形にて石器をも伴出するもの、二は文様なく、薄手にて且つ明かに轆轤の迹あり、前者が古く後者が新らしきは、伴出物より明かなれど、共に彌生式となすべきかは問題なり、彌生式發見の土器は、第一なれば狹義に解すれば彌生式土器は第一のもの、みにして、第二は墳墓と稱すべきなれども、現在に於ては廣義に兩者を彌生式土器の系統中に入れ、明かに古墳發見の品のみを墳墓と呼べるが如し、土器の用途に至つては、日用品説と祭器説とあり、然れども祭器説は、時代新らしき墳墓に對する見解にして、彌生式全體の説明とならず

利器 【石器】石鏃（打製と磨製とあり）、石鏃、石斧（打製磨製兩種あり、磨製には一方を穿てる抉入石斧、片刃（或は鑿刃、有角石斧等はその特徴とす）、石槍、石釵、磨製にて金屬製に類似す）

【金屬器】銅鏃（別項「ドウゾク」參看）、銅釵、銅鏃（別項「ドウケン」參看）、鐵鏃裝飾品、玉類、快槌石製品、腰飾（骨製）、耳飾（土製又は骨製）、貝輪、赤色顔料

以上の外用途不明の銅鏃（別項「ドウタタ」參看）あり、又稀少なれども、王莽時代の貨泉を伴出せる事實あり、その外字狀狀態を窺ふべき貨幣、人骨に對する裝置等あり、

彌生式土器使用民族に就きては、從來種々の説あり、初めて該土器の出土せし當時は、諸説紛々として一定せざりしが、その後同種の遺物續出するより、二三の假説提出するに至りぬ、須藤求馬氏の「有紋素焼土器」説、八木英三郎氏の「馬來形式遺物」説、大野延太郎氏の「祭器」説等あれど、就中大野八木二氏の説出色あるものとす、大野氏は、其製作が埴輪と一致し、文様が幾何學的にて祝部と同形式なる故、大和民族の使用せし事を述べ、且つ今なほ古社において、儀式用として該土器を使用せる事を以て、祭器なりと斷ぜり、八木氏は同じくその形狀文様が、馬來地方に行はるゝ土器と類似し、本邦の古史に現はるゝ「土蜘蛛」[佐閉岐]が、この使用者たる事を述べしも、その後武藏國加瀬貝塚を發掘せるより、石器時代古墳時代の中間遺物として、中間土器と命名し、最古、中期、後期の三様式の存在を提出せるも、人種論は依然たりき、尋て明治四十年に至りて、尾張熱田貝塚の發掘あり、然るにこの貝塚は、純然たる石器時代の貝塚にして、かつ彌生式を主とする遺跡たる事を認むるに及び、學界に動搖を與へしが、大正五年中山平次郎博士が、九州北部の彌生式遺跡研究によりて、それが金石併用時代たることを證せり、然るに大正六年前後、河内國國府の彌生式石器時代遺跡の研究起り、鳥居龍藏博士等の

研究によつて、原始日本人説の提唱あり、濱田耕作博士もそれに賛同し、學界に新氣運を起せり、一方喜田貞吉博士は、少しく前より彌生式土器を以て華人なりと斷じ、八木氏の説と類似せる假説を提出し、相當固執せしが、固有日本人説は遂に學界を風靡するに至り、柴田常惠博士もこれに賛するに至れり、その理由としては、該土器の形狀が後世古墳時代のものと、系統的聯絡を有すること、文様が同一性質を有する事、石器においても、石鏃と銅鏃と鐵鏃とが、發達の徑路を一にせる事等なりとす、その間細部に至つては往々差あり、濱田博士の如きは、該土器の系統をアイヌ式繩文土器の派生と見、鳥居、喜田兩博士の如きは、明かに兩者を區別を認めたるが如きその例なり、かくして固有日本人説は、大正七八年頃より殆んど學界の定説となり、鳥居博士は本邦古記に見ゆる國津神が、その使用民族に該當することを述べ、且これ等同形式の土器が、朝鮮及蒙古滿洲の大陸方面より出づるの故を以て、大陸より渡來せるものと假定するに至れり、又高橋健自氏は、八木、喜田兩氏の説を折衷し、土蜘蛛も、隼人も、國津神も同一住民にて、即ち彌生式土器使用者なりと述べ、日本内地において、遠く石器時代より金石併用時代を経て、古墳築造の時代に至る、主要日本民族なりとするに至れり、然るに大正七年頃より、長

谷部玄人、松本彦七郎博士等によつて、日本石器時代一元論提唱せられ、アイヌノイド説、汎アイヌ説等出で、アイヌ式も彌生式も、共に日本石器時代住民として、ほぼ同一の人類なりし事を説くに至れり、（詳しくは増補の「セツキジダイゲウミン」參看）以上種々の假説の提出あれども、大體において彌生式住民が、日本内地に石器時代の頃より住居せる事、及びそれが金屬時代を経て、古代大和民族と融合せる事は一致せり、

彌生式土器使用者の文化狀態は、石器時代に於ては、大體アイヌ式のそれと變りなく、織物を以て衣服を作り、玉類耳飾を裝飾し、食料としては専ら狩獵、漁獵によりしならんも、一面に牧畜、農業（九州又は奥羽の遺跡より米麥の遺物出づ）をも營みしものとも考へられ、住居は堅穴を作りて穴居せしものなるべし、然るに、外國より金屬器の輸入を見るに及び、急に青銅、鐵の器物の製作一時行はれしが、やがて、次第に文化の進展と共に、全く石器時代を出で、金屬器時代に入り、古墳築造期に及べるものゝ如し、こゝに考察すべきは、彼等が屍體に對して特殊の觀念を有せし事にて、河内國國府、その他より發掘せる多數の人骨は、何れも屈葬とし、土器は石を以て蔽ひ、且つ種々の宗教的設備をなせるものゝ如し、又九州の各地に於ては、大形の甕棺を二個吻合せしめて、中に屍體



ヤヒヒ

を埋葬する所謂彌棺なるものを有せり、これ等アイヌ式とは相異なる特殊の風習あり、又彌鐸に對する不可解なる習俗も、亦彼等の民族を語るものといふべし。彌生式土器使用の年代に關しては、八木氏は最古を二千五百年と推定したれども確證なし、且將來この使用者は、アイヌ式石器時代住民よりも、遅れて渡來せりとの説一般に信ぜられしが、最近に至り、その分布状態よりして、彌生式とアイヌ式とは、或時代並行して存在せる事を認め、殊に九州中國畿内等、その中心地方とも目せらるゝ地方は、アイヌ式よりも彌生式が優勢にて、或は彌生式が先住民たる場合もあり得べしと稱し、且陸中地方の堅穴より、彌生式の出土するより、奥羽地方にも、かなり古くより、移住せる事を認めらるゝに至れり、就中丹後國函石、筑前國松原の彌生式遺跡より、貨泉の發見せる事實に徴し、又銅鐸銅鐸の研究等よりして、西紀前一世紀頃なほ金石併用時代たる事を知り得、その上限は尠くとも、その以前なるべしと推定せらるゝ、故に彌生式土器使用時代は、遠くは石器時代より、金石併用時代を経て、古墳時代に連續するものといふべし、即ち日本に於ける石器時代、銅器時代、鐵器時代は彌生式民族によつて出現し、繼續せしめられたるものなり、(人類學雜誌、考古學雜誌、日本考古學、京都大學考古學報告、「有史以

ユキツ

前の日本」日本周囲の原始宗教、歴史地理、歴史と地理、史學雜誌) **ユキイツシントウ** 唯一神道 神道 (シンタウ) を見よ、 **ユヒシヤウセツ** 由比正雪 關原 河有度郡足洗村の農彌右衛門の子 關原家世々農にして紺屋を兼ね、正雪幼より家業を好まず、臨濟寺に投じたれども、又僧たるを嫌ひ、江戸に出て、手跡謠曲の指南を爲し、後遂に兵學を修めて一家の見を立て楠流と稱す、名聲漸く高く、大名旗下等の教を受くる者多し、偶々慶安四年四月將軍徳川家光薨じ、嗣子家綱幼弱なるを以て、井伊直孝、酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋之を輔佐せしが、世上其施設に反感を抱く者あり、加之元和假武を去ること遠からず、亂を思ふの徒未だ跡を絶たざりしかば、上下相疑ひ物情恟々たり、正雪より異圖を藏し、密かに小石川焔藏奉行河原十郎兵衛、浪人丸橋忠彌、金井半兵衛、吉田初右衛門等と共に、紀伊頼宣の名を藉りて兵を集む、忠彌は槍術に長じ且膽略あり、正雪の股肱として知らる、即ち正雪は久能山の襲うて之に據り、忠彌は江戸に留り、烈風の夜火を各所に放ち、混亂に乗じて城内に亂入せんとす、正雪即ち同年七月廿一日駿府に赴きしが、廿三日事露はる、幕府即夜忠彌十郎兵衛等を捕へ、更に命を駿府城代に傳へて正雪を捕へしむ、正雪自刃せり、

ユスル

八月十日忠彌等を品川に磔し、九月十八日また正雪の遺骸を駿河阿部河原に磔す、金井半兵衛は大坂に遁走し、八月十三日天王寺に自刃し、吉田初右衛門また攝州有馬温泉に匿れしが、捕吏の爲に殺さる、正雪忠彌等の父母妻子をはじめ、連累の縛に就く者前後數十人、皆刑せらる、然れども幕府は事件を擴大して、波瀾を生ずるを恐れしもの、如く、強て其餘黨を追及せざりき、以て當年の情勢を察すべし、(由比正雪駿府一件、新安書翰、慶長四年辛卯駿府留帳、慶安日記、元延實錄、寛明日記) **ユスルツギ** 泔坏 「カンハイ」を見よ **ユタラウ** 弓太郎 武家時代、弓場始の時、射手の棟梁たる者をいふ、齋藤親基日記、應仁元年正月十七日の條、御弓場始、ユタラウ小笠原美乃刑部大輔、奉行飯兵衛、飯和」と見えたり、四季草に「將軍家の御所にて、正月十七日御弓場始に大射を射させらる、是式の也、此時大前の射手として、總の射手の棟梁となる人を弓太郎と云也、此弓太郎の號は、將軍家より被仰付、管領の御教書を以て被申渡也、其文言は左の如し 明春正月十七日弓場始之事、爲弓太郎、可被參勤之由、被仰下也、仍執達如件 年號月日 管領 官判有之 右の如く弓太郎は甚重き事也、右之案文は、諸書常用抄に見えたり、近頃の人、弓太

ユツケ

郎の弓は、私ならぬ重き事なりといふ事を知らずして、私の賭的の場に出る輩に、猥りに弓太郎、弓次郎、矢太郎、矢次郎など、語る故、それは何者の事ぞと尋ければ、的場にて、總の弓の支配する者を兩人定め置て、弓太郎、弓次郎といひ、矢の支配する者を兩人定め置て、矢太郎、矢次郎といふといへり、扱はあきれはてたる事也、いかに物を知らぬとも、あまりにおろかなる事也、弓太郎といふ者を、的の場にて、弓の支配などするやうなる、輕々しき者を思ふこそ淺ましけれ、そのみならず、弓次郎、矢太郎、矢次郎などといふ名をこしらへ出しけるは、言語同斷なる事、あまりの事にて、是非をいふべき詞もなし」とあるにて之を知るべし、 **ユツケ** 湯漬 湯を掛けて食する飯をいふ、後には品数の少き食膳をいへり、禮容筆粹には「ゆつけ品々ありて故實むづかしきよしに候、先大様は食を湯にてあらひ、椀にもり出す、扱箸を取、中を少くつろげ、湯を七八分にかけて下に置喰ふべし、茶は香物よりくひ初る也、汁はすはすして射計なくふべし、再進をかへす、跡に湯を吞候時はしをそへす、かうの物をくわす、すいぶんはしのごれざるやうにすべし」とあり、最初より湯に漬す如く記したれど、風呂記には、「湯漬は三箸食て湯を請る也」と見え、三箸食して後に湯を入るとあり、其他

ユフ

室町時代の故實書には、くだくしく記したる所あれど、皆省略に従ふ、要するにかくの如きは、湯漬が儀式化したる爲に起れるものなるべし、本來は湯をかけて食するものなるべし、北山抄江家次第等にある見初とす、江戸時代には、これより一轉して料理の品数の少き簡單なる食膳をもいへり、貞丈雜記に「今世上に湯漬と云は、さい敷を少くするなり、本膳には汁を置かず、二の膳に汁をおいて出す、本膳二の膳共にさい敷は不定事也」と見えたり、 **ユハツノミツギ** 弓端調 上代人民に課したる貢物をいふ、古事記垂神天皇の祭に「爾天下太平、人民富榮、於是初令貢弓男弓端之調、女手末之調」とあるが如く、此時の制定に係る、弓を以て捕獲せる鳥獸の類を貢進せしむるを以てなり、後世の調の起原なり、古事記傳に「弓端の調と云は、弓を以て射獲する獸の肉、又其皮などを貢るを云へり、上代には常に獸肉を食し、又其皮を衣褥などにせしことも多かりし故に、其を主として如此は云るなり(註略)但男の調上代にも弓を以て獲る物のみには限らざりけども、女の手末と云に對へてかく云るは、言の文なり」といへり、「テウ」「タナスエノミツギ」參看、 **ユバデン** 弓場殿 武徳殿 (アトクデ) を見よ、 **ユフ** 由布 (木綿) 栲樹の皮にて製し

ユブ

たる白き布、白妙、自由布、白爾岐底などいふは、其色白きを以てなり、古くより木綿の字を宛てたれども、後のモメンにはあらざ、倭訓栞に「萬葉集、日本紀に木綿を訓ぜり、潔白清淨の義なり、もと栲樹の皮を割きて造れるよし古くいへり(中略)筑紫風土記に、長木綿は麻也短木綿は苧也と見ゆ、今の木綿にはあらず、神樂歌に、三島木綿といひ、木綿造る信濃原といへり、古へ多く伊豆信濃より出したるにや、令に東木綿安藝木綿と見えたり、東國の俗にしなといふ木は即栲なるべしといへり」と見えたり、 **ユブナ** 横穴 本邦上代古墳の一種、丘陵の一端に横に穴を穿ち、中に遺骸を安置するもの、古墳の横穴式石槨と同意義の構造なり、(古墳) 古墳の分布と一致すれども、遺跡の地形地質等が、横穴を作るに適合せる場合又は石室の石材を得る便多き地等は之を缺く、今日までに發見せられたる國名を列挙すれば、日向、肥前、肥後、豊前、豊後、伊豫、土佐、出雲、伯耆、因幡、河内、美濃、加賀、能登、越中、信濃、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、下野、上野、磐城、岩代、陸前、陸中、羽前、陸奥、隱岐、大和、山城、越前、大隅、薩摩、等なり、(古墳) その位置は數個若しくは數十個群集す、武藏國比企郡吉見村の百穴の如



きは、二百数十個群集せり、形状は地方によりて相違あり、かつ新舊によつて重複二線を認む、遺物より見て複雑なるもの舊く、簡單なるもの新らしき觀あり、複雑なるものには、羨門は數重に段狀をなして外方に擴り、或は溝を天井部側壁に有し、或は方形の淺き凹みを左右壁に相對して有し、羨門の横斷面は上下に長き長方形を普通とすれども、時には二等邊三角形をなすものあり、玄室も單室なる外に、數室が或は縦横に、又は上下に連合して種々なる型式を有す、天井部は穹窿狀に美事に掘り削られ、時には家屋を模せるため、四阿形その他を現はし、又家形石棺の如く家根形を有するものあり、これによつて當時の住宅の狀態を窺ふべく、又死後の生活を豫想せる、古人の心理狀態をも見るべし、かつ室の壁面には、往々柱様の彫刻を有せるもあり、或は方形、三角形、凝寶珠形の龜を有せり、室の底部は奥壁或は左右壁に作り附け石棺を安置するもの、之が退化して床狀を呈せるもの、この上に蓋を有せるもの、又中央に石棺狀の彫り残しをなし、底を彫りて棺狀をなすもの等あり、最も精巧なるものには、奥壁に接して作り附け石棺を有し、この頂部の天井は家根形を精密に現はし、耳を聳ける狀を示たるもあり、又羨道或は玄室内の壁に種々の彫刻及彩色をなせる例あり、なほ横穴中に別に石棺の安置されたる例は伊

豆に一個あり、陶棺の安置せる例も河内、大和に各々一個を存し、木棺の存在も河内高井田にこの例あり、なほ特殊のものには床上に貝殻を敷ける場合あり(武藏及び下總方面)簡單なる構造は羨門のみにて羨道なく、玄室内に床の設備なく、天井も單に多少の丸みを有するもののみなり、これはやがて後世鎌倉邊に行はれし「ヤグラ」と聯絡すべきものなるべし、なほ薩摩にも現存す、以上の多くは何れも羨門は石などを以て閉塞せしものにて、往々石扉を嵌入すべき設備をなせる例あり、**横穴發見の遺物**は、古墳發見のものとは大差なし、陶器、齋瓮(土器(墳瓮)、玉頸、金銀環、劍、鏡、甲冑、馬具、鈴、直刀、小刀子、鐵鏃、具輪等は主なるものなり、又稀に埴輪を副葬せる例あり、然れどもこの遺物は何れも古墳時代中期以後のもの多し、かつ形状簡單なるものよりは、原始時代末期或は有史時代のものを有す、かほ後世のものには横穴中に板碑或は五輪塔などを安置せる例あり(武藏鎌倉邊の例)然れども之はこゝにいふ横穴とは相違するものなり、**横穴**には、往々種々の彫刻及び彩色を有す、繪畫と文様と文字との三種あり、繪畫の例としては、肥後國球磨郡大村城ケ下の横穴羨門外部に人、矢、弓、矢、筒、刀子、盾、馬、牛、兎等を彫刻し、河内國中河内郡高井田の横穴には種々の人物を刻し、或は武器を

手にし、或は船に乗れる圖を描く、文様としては肥後國玉名郡石貫の横穴羨門外部に同心圓、三角形等を彩色を以て現はし、又内部の作りつけ石棺に同様の文様を施すものあり、文字は武藏國吉見百穴内の 個中、羨道の側壁に、六個の文字らしきものを刻し、河内國高井田には殺の古字を陰刻せる例あり、就中吉見の文字は、既に發見の當時より學者の間に論争あり、坪井正五郎氏は偶然の製作にて無意味となし、根岸武香氏は家族の印なりといひ、藤澤衛彦氏は朝鮮語を以て解せるが、共に定説にあらざるが如し、**横穴**に關する用途及び年代その他に就きては古來種々の説あり、古くは本居宣長が玉勝間に、冬期山腹の穴居住居なりといひ、黒川胤頼氏の穴居考にも同様に述べ、一部の學者には穴居説を信するものあり、明治二十年坪井正五郎理學博士一行が吉見の横穴を調査研究せる結果、學界の注目を惹きしが、その折白井光太郎博士は葬穴なりとし、坪井氏は穴居地にして後に葬穴に利用せるならんとの説をなして、互に論争せるが、後次第に各所より同種のもの、發見あり、何れも葬穴に使用せし事明瞭となりて、現今にては葬穴なる事定説となれり、然らばかゝる形式の墳墓は日本独自の發達なるや、或は他よりの移入なるやにつきては確定せず、然れども支那四川省の各地に於ては日本内地と同様の横穴存

在し、同じく葬穴として使用せる例あり、これにより日本のものが古代支那より輸入せられし事を推察するに難からず、且つ本邦横穴使用の時代が、その遺物より見れば、石製品、石製模造品、銅鏃等前期の遺物を出土せず、鏡も支那製のものを見ず、即ち中期より後期にかけて行はれし狀態を知るを以て、日本において墳丘が盛行せし時、大陸より移入せし漢民族の將來せる特殊の墳墓なる事を想像するを得、かつその構造複雑なるものが舊く、簡單なるものが新らしきは、輸入の當時は複雑なる型式なりしも、時を経るにつれ退化して簡單なるものと變化せし跡と見らるべし、故に横穴は、我原始時代の中期以後、外來文化移入の爲めに生ぜし墳墓の一型式にして、後世迄、この影響を與へしものなりといふを得べし、**横穴**以上丘陵の中腹に設けられたる通常の横穴に對して、往々地表下垂直に穴を穿ちて同様の設備をなせる、所謂地下式横穴あり、越前國、武藏國、日向國、大隅國等に存在し、玄室内に組合石棺を安置する例あり、又壁面に赤色を塗布せるあり、何れも特殊のものなれども併せ考ふべき墳墓の一型式なるべし、なほ増補の「コフン」ミサ、ギ「クワン」「クワク」及び附圖參照(高橋氏「古墳と古代文化」考古學雜誌「考古學辭彙」柴田氏「日本考古學」人類學雜誌小松眞一氏「横穴に就いて」、京都大學考

古學報告) **ヨシダカネトモ 吉田兼俱** **名**

もと兼敏、後兼俱と改む、**名**兼名の長子、**生**永享七年に生る、享徳二年正四位下に敘し、長祿二年從四位上、寛正二年正四位下、文正二年正四位上に歴敘し、尋て昇殿を聽され、侍從に任ぜらる、文明四年從三位、同九年正三位、同十二年從二位、同十三年直衣を聽され、明應二年神祇大副に任ず、次で彈正大弼に轉じ、永正八年二月十九日齡七十七を以て薨す、兼俱の遠祖兼延の時、神祇權大副に任じ、始て吉田社等の頭に補せられしより、歷代此職を世襲し來りしが、兼俱に至りて、更に天下の神祇道を總管し、且つ帝師とならんと企て、神道の傳統を遠祖右大臣清丸より得たりと稱し、神佛二教を混淆し、之に陰陽五行説を附會して、所謂宗源神道なるものを唱ふ、兼俱兼てより南禪寺の僧景隆等と善し、彼等と結托して、文明十四年閏七月二十四日には、北斗星その私第の庭に降りて、兼俱に對して三俱元辰君の名を與へ、更に兼俱を拜して帝師と爲すと揚言し、更に同十八年十二月には、皇大神宮の事に關し、宇治山田の闘争に干渉し、遂に延徳元年十一月に至りて、兼俱、去三月廿五日の夜皇大神宮の神木、吉田社の齋場所に降り給へりと揚言し、檢使を發遣し、齋慮に備へんとを密奏す、御土御門天皇遂に之を内裏に迎

へ入れて、親王朝臣と共に齋覽あり、勅書を下して之を吉田齋場の大元宮に安置し、一天安全四海泰平を祈らしめ給ふ、是より先文明十一年十月、兼俱吉田社の南に、齋場所を造りて、日本國中三千餘座の神祇を勸請し、又其後に神祇官に模して八神殿を營み、且つ別に大元宮を建て、此に皇大神宮を勸請し、以て其の宿志なる神祇道の總管職の權を得、及び朝野の崇敬を集めんとを謀る、此に於て全くその目的を達するを得たり、彼が皇大神宮を帝都の中に勸請せんことを企てしは、全く僧行教が宇佐八幡宮を石清水に勸請せし故智に倣ひしものにて、彼が密奏の文中にも行教の例を引用して、神木降臨の虚妄ならざるを證明し、又神體觀覽の先例に就いても、先の石清水八幡宮の御靈宮觀覽の事に准ぜらるべき旨、左大史雅久の勸文にも見えたり、當時朝臣の中にも、兼俱の詭謀を憤慨し、神道の滅亡只此事にありと絶叫するものありしも、遂に之を制止する能はず、尋て伊勢神主荒木田守朝以下連署して、其誣妄を辨じ、吉田齋場の破却を上奏せしむ、又其效なかりき、是より兩宮の禰宜に於ては、兼俱を目して伊勢の神敵と稱せりと云ふ、此後兼俱益々朝廷の信任を得て、遂に同月廿九日に至り、迎へられて天皇に拜謁し、神道を御傳授申上ぐ、尋て十二月には廿二社傳を講進し、翌年五月には諸社の談義を主上を



ヨシノヘ

始め關白以下の朝臣列座の前に於て講進せり、兼俱の帝師たる宿望、此に於て成就するを得たり、兼俱四子あり、長子兼致後を襲ひ、三子宣賢清原家を嗣いで儒名あり(御湯殿上日記、後法興院記、實隆公記、親具卿記、宣胤卿記、延徳引付、翰林胡蘆集、家傳、家譜)

ヨシノホウヘイ 由奉幣

大嘗會を行はんとする由を、神祇に告ぐる奉幣をいふ、初めは伊勢大神宮にのみ奉幣せしが、後には石清水、賀茂の兩社を加へてこれを三社の奉幣と稱す、「ダイジヤウエ」參看、

ラクシユ 落首

落首の起原を求むれば、我國上古の諷刺文學の一種にして、匿名にて人物又は時世を諷刺諷刺したる詩歌文章を云ふ、**起原**落首の起原を求むれば、我國上古に行はれたる童謡これなり、童謡の文字の、始めて書に見えたるは、皇極紀二年十月の條なれども、既に崇神紀十年の條に、大彥命の北陸に行かんとして、和珙坂の上に至りし時、少女の歌ひし童謡を載せられたれば、餘程古くより行はれたることを知るべし、是等は詞の上に於て、古今の別ありと雖も、其性質は毫も後世の落首に異ならず、且つ軍記中の落首の條に、京童部の口遊とか、京童部の曲なればなどあるは、全くこの童謡の語を和らげて書き下したるものなり、而して奈良朝以後に至りては、和歌が

ラクシユ

盛んになり、各種の體が分化發達するに至りしかば、滑稽諷刺を旨としたる落首體の狂歌も出來し、次第に進歩發達して、軍記中の落書となり、更に落首といふ名も現はれて、遂には落首體と云へる一體を形成して、徳川時代に及びたるなり、この落首の發表の方法に就いては數種あり、人の目に觸れ易き場處、又は其の諷せんとする事件の起りし場所に立札をなし、或は門柱立木等に書き付け、又は目的とする人の門前に落し捨つると等あり、時には誰云ふともなく、世間に言ひ觸らして人々に喧傳せしむるとあり、其の形式は大抵短歌體なれども、中には長歌の體を倣へるものあり、その最も有名なるは、建武年間記に見ゆる二條河原落書なり、この落書は百七十餘句の一大長篇にして、當時の政治、風俗、人情の裏面真相を暴露せる、最も貴重なる史料なり、又漢詩の長篇に倣へるものあり、本朝文粹に二首見えたり、又散文體の長篇あり、その著名なるは、盛衰記卷五に見ゆる山門の落書にして、當時延曆寺座主明雲、西光法師の譏奏の爲めに、流罪に處せられしを、衆徒怒りて之を途中に奪ひ取りし際に、匿名にて座主無罪を陳疏したるものなり、徳川時代に及びては、各種の文學非常に發達し、特に平民的文學の隆盛を極めしかば、落首體の狂歌の外に、或は諷刺に模し、狂句に倣ひ、又は阿呆陀羅經に作りて、

ラクシユ

時世人物を諷刺諷刺すると流行したり、又此等の落書の意味より轉訛して、別に諷刺の言にあらざるも、匿名の批評文を落書と云ひしとあり、即ちかの源通光の作なる歌仙落書、及び之に倣へる續歌仙落書、今川了俊の落書露顯など即ちこれなり(國學院雜誌「落首」)

リウクワウ 隆光

初名隆長、字を俊宣といふ、後ち名を隆光、字を榮春と改む、**國**慶安二年二月、大和國添下郡二條村に生る、十歳にして招提寺の朝意に従ひ、十二歳にして剃髮す、後また京都に上り、高野山に遊び、興福寺、法隆寺、醍醐寺等を往來し、宥專、盛源、有賀、卓玄等の高僧に従ふ、貞享二年大和長谷寺の塔頭知足院に主たり、隆光嘗て江戸護國寺の住持亮賢の門に入らせり、交情頗る密なり、是に於て貞享三年隆光を幕府に薦めて知足院に主たらしむ、隆光俗才ありて、巧に時の將軍徳川綱吉、其生母桂昌院の意を迎合し深く信任する所となり、其年十二月權僧正となりしが、元祿元年、知足院を神田橋外に移して、大伽藍を營み、四年六月更に僧正となる、八年幕府寺領千五百石を知足院に寄せて寺號を護國寺と改め、隆光を以て大僧正に任じ、且眞言新義派の僧録となし、同派僧徒の色衣免許の事を掌らしむ、かの綱吉の弊政として知られし生類憐愍の令の如きは、隆光が將軍母子に入説せ

る結果なりと稱せらる、寶永四年二月隆光退隱して駿河台の別墅に住し、養老料二百俵、祈禱料金百五十枚を賜ひ成滿院と稱す、僧侶にして幕府の歸依を受けしもの妙なからずといへども、隆光の如きは蓋し稀なり、寶永六年綱吉薨するに及び、六月江戸を去りて大和超昇寺に隱れ、享保九年六月六日寂す、年七十六、**國**聖無動經慈經鈔、理趣經解嘲、筑波山縁起、豊山傳通記、新義眞言宗史、徳川實紀、靈廟實錄、江戸名所圖會、三王外記、「ゴコクジ」「ゴザケン」トクガハツナヨシ」參看、

リウケエ 龍華會

灌佛會をいふ、華實年浪草に、「龍華樹ト云木ノ下ニテ、彌勒始メテ正覺ヲトナヘ給ヒ、此處ニ三度説法ノ會アリ、コレヲ龍華ノ三會ト云也、四月八日ハ釋迦降誕ノ日ナレドモ、釋迦ヲ浴シ奉リ、當來彌勒ニ遭ヒ奉ル結縁トスレバ、四月八日ヲ、スゲニ龍華會ト云也」と、見ゆ、吾妻鏡建長二年九月四日の條に「別當鶴岡別當法印(隆辨)上洛、園城寺興隆并執行龍華會」とあるを初見とす、「クワンアツエ」參看、

リウザウシタカノフ 龍造寺隆信

小字長法師、法名泰嚴宗龍、法雲院と號す、**國**周家の子、**國**年七歳の時僧となり、中納言房と稱し、又中將と稱し、圓月と名く、天文十六年還俗す、時に歳十八、大内義隆に屬す、天文十八年元服を加

リウゲーリウザ

リウサ

リウサ

隆信と名け、山城守と稱す、隆信放縱にして細節に拘はらず、老臣或は忒心あり、十橋榮益逆を謀り、志を大友宗麟に通ず、潜に彼の廳下を以て佐賀を襲はんとす、是を以て一族庶臣各異志を抱く、隆信避けて筑後に抵る、攝津の人蒲地鑑盛威を近邑に振ひ且武略あり、隆信の來るを聞き、款を通じ糧を輸す、隆信大に悦ぶ、天文二十二年大に兵を募りて國に歸る、時に小田政光佐賀城に居る、之を見て驚駭し運池に走る、隆信佐賀を復し、進んで運池を攻む、本吉頼景政光を救ふ、隆信遂へ戦ひて之を斬り、進んで高木鑑房を攻て之を平ぐ、二十三年少貳冬尙來攻む、隆信擊て之を敗る、隆信毛利氏に通ず、永祿元年江上武種異圖を懷き、少貳等の諸族之に黨す、小田鎮光之と連結し、運池を保ち、以て近邑を侵掠す、隆信兵を率ゐて運池を圍む、鎮光降る、乃ち女を以て之に妻はす、鎮光は政光の子也、二年隆信晴氣城を拔て少貳冬尙を滅す、克に乗じて千葉胤誠を攻む、胤誠走る、馬場鑑周等風を望みて降に入る、隆信の武威西海に出でず、是時城中一族他姓合せて十九人のみ、攻戦四ヶ月に及び衆寡敵せず、毎戦城兵利なし、尋て藝師筑に入り立花城を抜くと聞き、宗麟師を收めて去る、元龜二年隆信信生を小早川隆景の許に遣り、信を將軍義昭に通ず、義昭命じて九州を鎮めしむ、

天正元年隆信師を發し松浦を伐つ、獅子城を攻めて之を下し、三年鐘城を攻む、平野鎮永城を棄て去る、原田隆永は、其城に隆信を迎へて指揮を乞ふ、壹岐の人風を望みて又率ね服す、三月西肥悉く平ぐ、十一月隆信須古城を攻め、平井經信治拒戦力盡て自殺し城陥る、天正三年二月東肥を伐つ、三月諸城を下し、乃ち肥後に入り、遂に半州を平ぐ、同四年春須古城に遷る、同五年諫早を攻む、拔けずして罷む、信生土人を誘ひて麥を刈り、兵を以て城を圍む、大村純忠西郷と俱に降を乞ふ、十一月耳川の戦大友氏の兵多く死し國人叛く、故に隆信向ふ所盡く平ぐ、頃年隆信言行度無く淫酒に沈淪す、驕奢日に熾なり、信生憂ひて屢々諫争す、是を以て信生を柳川城に遷し、筑後に備へしむ、蒲地鎮連は筑後の豪族なり、未だ心服せず、隆信謀て女を以て之に妻し、一子を生むの後招きて之を厚し、伏を設けて之を殺す、是より國人危懼して心を離る者多く、往々薩に通ずる者あり、是より先鳥津義久と肥後を争ひ、戦闘月を累ねて決せず、是に於て地を割き成を行ふ、隆信武威稍々張るに及びて暴戾なり、信生憂懼款を秀吉に送るに及びて後患を除かんとす、此の年鳥津氏と平和破れ、肥後又亂る、臣屬稍々畔く、隆信伐て之を滅す、嚴酷を以て自ら喜ぶ、鳥津義弘肥後に入るに及びて、赤星隈部の徒多く叛て之に應ず、隆信怒りて赤



リウビ

星の質を確にし、子政家をして之を攻めしむ、政家嘗て有馬氏を娶る、晴信と通ず、是に於て薩人復た肥に入り、晴信を助く、隆信戦うて之を破る、天正十二年隆信政家をして、有馬を伐たしむ功なし、隆信怒つて曰く、親ら往て薩兵を蹂躪し、之を打滅し九州を奄有し、以て秀吉を誅たんと、仍ち命じて兵を整へしむ、信生之を聞き、馳到りて諫めて曰く、小敵を侮る勿れ、臣請ふ行て鎮せん、自ら師を出すと勿れと、諫争すると再三、聽かず、卒に發す、師數萬山野を震動す、有馬に到る、家久之を聞き悉く舟橋を截流し、死を決して之を突つ、隆信の軍薩兵寡なるを侮り、隊を分ちて之を圍む、家久遠兵を督し銃を發す、隆信が兵争ひ進む、薩人欺き誘ひて連射す、銃矢雨注諸部沮む、後隊益々逼る、隆信人を馳て前軍の状を問はしむ、軍使誤り聞き命じて兵を進めしむ、隆信怒り中軍を以て自ら横に撃つ、薩兵益々鋭く、伏左右に起る、中軍忽ち潰ゆ、隆信謂ふ、命運已に窮すと、凡に倚て動かさず、川上左京亮刀を把りて進み姓字を問ふ、隆信曰く、汝禮を知るや、左京曰く、如何是劔刃上と、隆信曰く紅爐上一點雪と、左京三禮して進み、遂に其首を斬る、時に年五十六、子家政續ぐ、而して其國終に鍋島氏に歸す(野史)

**リゲンダイシ 理源大師** 僧聖實の勅諡號、「シヤウハウ」を見よ、  
**リツブンハフ 率分法** 王朝時代に於ける國家財政上、歳入の缺損償填法の一なり、**起原** 當時の財政上缺損を來すべき原因に、缺損、未納の區別あり、缺損とは、已に國庫に入りし穀類、當時の財貨、之を正税又は官物と稱す、この缺損せし場合を云ひ、未納とは出舉、雜米、調、庸、收入等の未進に本く缺損を云ふ、而して之に舊年の缺損と、當年の缺損との區別ありて、其償填法も隨つて異なれり、今延暦交替式に見ゆる、此等の償填法を表示すれば左の如し、

リケンリーツツ  
 リツツ  
 缺損は、何れも當地專當の財務官吏の責任として、其の得分なる公廩又は職田を以て、之を補填せしめ、第二水旱不熟等に由る自然的缺損、若くは當任以前の缺損、即ち交替缺と稱するものは、何れも公廩の利稻を以て、之を補填するとなれり、抑も天平十七年公廩稻設定の目的は、其利稻を以て、第一に歳入の缺損未納を補填し、第二に諸公使の食料たるべき國儲を割き、第三に以上の二者を辨じたる殘額を以て國司の俸給に充つる定めなりしも、事實は之に反して、國司は専ら公廩の利稻を以て己が得分となし、財政の缺損補填は措いて顧みざるもの多かりしかば、此に取締の必要を生じ、正税、雜稻、田租、租春米、調庸等の各種財源の缺損に對し、それら一定の率を立て、補填するの法を生ずるに至れり、率分法の設定即ち是なり、延暦の際には、當年の缺損は、主として當任國郡司の責任負擔となし、舊年の缺損は、公廩の利稻を以て、國の階級に應じ、率をたて、補充するとなせしが、天長九年に至り、國の階級によらず、毎年公廩利稻の十分の一を以て定額となし、舊年の缺損未納の補填に充つると爲す、之を格率分と稱して、後世に至る迄、長く此法を採用したり、然れども延喜並びに天長の際にも、單に舊年の缺損補填總額を規定せるに止り、各種財源の缺損に對する徵率の數を定めざりしが、

年當		年舊	
動物	徵專當人帳簿と實物と相違せる場合……徵專當人檢糧の時缺ある場合……以公廩利稻補填	大國三萬東	延一萬八千東
正税	不動物	上國二萬東	曆一萬二千東
出舉雜物……	以公廩利稻補填	中國一萬東	九千六千東
雜米(年料春米)……	徵國郡司調庸……	下國五千東	制三千東
缺損償填法	(公廩利稻を以て補填す)		

以上償填法の精神を察するに、第一國郡司等の地方財務官吏の過失若くは怠慢に本

リツツ

リム

リンセーリンキ

此後次第に其細目を規定するの必要を生じて貞觀頃には左の如く、正税、雜稻、田租等の率分法を設定するに至れり、正税率分法の舊年缺損額は、毎年公廩利稻の十分の一を以て補充す、雜稻率分法、雜稻收入の未納は弘仁頃國司差法によりて、補填せしを、承和に至り、之を二分して、國司郡司共に負擔せしが、其後公廩率分法を採用し、正税率分の半額、即ち公廩利稻の十分の一を以て補充するとなれり、延喜交替式にも此制を採用せり、田租、租春米、率分法、田租及び租春米の未納は、延喜の頃に至る迄、或は率分により或は未納數によりて、後司相承けて徵填し、其方法一定せざりしが、延喜十九年七月十三日、正税の未納徵填率に準じ、率分法を採用せり、以上は即ち格率分に屬するが、此他に調庸の率分法あり、調庸の舊年缺損額は、承和十三年に、毎年相承けて、其未進額の十分の一宛、國司より徵發するとなせしが、此頃已に地方の稅政紊亂を極め、未進缺損額非常に多き爲に、其十分の一を以てするも、當年の調庸應輸額に超ゆるの有様となりしかば、更に寛平五年に至り、改めて當年の調庸應輸額の十分の一を徵收すと爲したり、今其格率分の實例を見るに、三代實錄貞觀十六年九月二十日の條に、「先是紀伊國司申、檢案内、去年所納正税率分二千六百三十五束六把、式雜稻率分納正税率半

者、仍所納一千三百七十七束八把」とあり、延喜主稅式によれば、紀伊國の公廩出舉本額は十七萬五千束にして、其利額は即ち五萬二千五百束なり、此十分の一、即ち格率分總額は五千二百五十束となる、而るに貞觀十六年の正税率分は二千六百三十五束六把とあるを以て、まさに格率分の半、即ち公廩利稻の十分の一に當り、雜稻率分一千三百七十七束八把は、格率分の四分の一、即ち公廩利稻の十分の一に當る、格率分法を表示すれば左の如し、  
 正税率分 公廩利稻二十分の一 (格率分) (公廩利稻の十分の一)  
 雜稻率分 同 四十分の一 (率分) (稻の十分の一)  
 田租率分 同 四十分の一 (率分) (稻の十分の一)  
 (率分所「リツツ」參看) (續日本紀、續日本後紀、三代實錄、延喜交替式、貞觀交替式、延喜交替式、延喜式、政事要略、三代格、江家次第、江家次第抄)

**リム 釐務** 王朝時代、官吏が事務を執るをいふ、釐は治むの義、即ち執務といふに同じ、制に違ひ法を犯す者は、釐務に預るを得ず、之を釐務を停むといふ、獄令に「凡犯罪應除免官當者不得釐事及朝會」と規定せり、文中の除免官當は、當時有位者に課する刑なり、本文に見ゆ、又三代格天長三年十月七日の官符によれば、「被太政官去弘仁十三年八月二十八日符、備、得省解、備、去天應二年二月五日左大臣宣、諸司官人、兼帶國司、解國司任之

後、百廿日以内不進解由者、不レ得預釐務、又未レ得解由一人、任諸司官、有レ宜許釐務者、釐務之後、百廿日以内不進解由、宜申送之者、自爾以來未レ得解由之輩、申官解文註云、應レ停釐務」とありて、諸司の官人の國司を兼帶するもの、國司を罷むるの後、百廿日以内解由を進せざる者、及び未だ解由を得ずして諸司の官に任じ、百廿日以内解由を進せざる者等にも、また釐務を停めたり、然るに幾もなく單に上述の場合のみならず、苟も制に觸れ法を犯す者は、悉く其の釐務を停むる事となり、一の刑名となるに至る、官當(クワンタウ)、免所居官(メンシヨキヨクワン)、免官(メンクワン)、除名(ヂヨメイ)解由(ゲユ)の各條參看(法成寺攝政記、百練抄)

**リンセンシバン 臨川寺版** 室町時代の初期に於て、僧疎石及び其徒妙葩等が開版せし書籍を云ふ、臨川寺は疎石の開基なるを以てなり、疎石、妙葩は五山の僧徒なるに、之を五山版と區別したるは、其名稱の起源頗る古くして、人口に膾炙せるが上に、其開版の書籍も亦頗る夥多なるを以てなり(日本古刻書史)

**リンキウジ 林丘寺** 山城國愛宕郡修學寺村、禪宗、尼寺にて、比丘尼御所の一、後水尾天皇の皇女光子内親王が創建する所なり、内親王はじめ緋宮と稱す、夙に禪宗を信じ給ふ、後水尾天皇の



リヤウ

リヤウ

リヤウ

崩後、剃髮して林丘寺昭山元瑞といふ、延寶八年其邸宅を捨て、寺となし正觀音の木像を安置す、寺領三百石を有したり、又晋羽御所とも稱す(雍州府志、雲上明覽大全)

**リヤウガヘヤ 兩替屋** 兩替貨幣の兩替賣買及び爲替、預金、貸出等を業とする商人をいふ、今日今日の銀行業者と類似の事務に當りしかば、江戸時代に於ては金融機關として經濟界に重要な地位を占めたり、**兩替屋**室町時代に於て既に早く兩替の業を營むものありしが如くなれども詳かならず、かくて江戸時代に及び、慶長年間に、大坂の天王寺屋五兵衛金銀の賣買兩替をなし又爲替手形の振出をも行ひ、大に商業上に便益を興へたりと云ふ、その後數年ならずして小橋屋淨徳、鍵屋六兵衛の二人出で、五兵衛と結託して益々手形の流通を開きしより、兩替商を業とするもの漸く多く、寛文の初年、時の町奉行石丸石見守定次銳意市政に力を用ふるに及び、兩替商中より最も資産あり徳望あるもの十人を選びて、所謂十人兩替を定め、特に帶刀を許可し、町入費を免除し、之を行司として其下に許多の本兩替商を統轄せしめ、以つて金融の圓滑を計れり、蓋し金相場所の創立せられたるも此時なるが如し、大坂に繼いで京、江戸その他各地に於ても、兩替商を業とする者次第に多く遂に盛なる發達をなして明治維新に及びぬ、**兩替商**には三種あり、即ち

(一)十人兩替 (二)本兩替 (三)錢兩替、是れなり、(一)十人兩替は天王寺屋五兵衛、平野屋五兵衛、鴻池屋善右衛門、米屋平右衛門、近江屋槍之助、炭屋安兵衛、加島屋作五郎、鴻池屋庄兵衛、米屋長兵衛、松屋伊兵衛の十人にして、その中にも格の上下あり、新設の兩替屋に對し許否の特權をも有したり、而してこの十人兩替は、元祿四年幕府の御爲替御用を命ぜらるゝに及んで御爲替十人組とも稱するに至りぬ、(二)本兩替は一般の金銀兩替屋なり、大坂にては高麗橋組、久太郎町組、北濱組、梶木町組等の二十二組に分れ、本兩替屋を新に開店せんとするものは、先づ届書を十人兩替の役所に差出し、株金を納め、許可を得たる上、一定の組内に編入せらるゝ定めなりき、(三)錢兩替は、錢の交換兩替にして十人兩替の管轄外にあり、大坂にては南組、北組、天満組の所謂三郷に區分せられ、別に取締ありき、この錢兩替屋は傍ら他の商品販賣をなし、集りたる錢を以つて錢の兩換をなせり、されど後には私に本兩替を營むものも生じたり、**兩替法**金銀兩替はすべて金銀相場及び錢相場に準據して之を行ふ、大坂に於ける金銀賣買の相場立は、十人兩替屋中、毎月々番行事を定め、北濱三丁目の會所に之を行ふ、即ち毎朝四時今の十時より賣買を開始し正午に至りて止む、而して相場は小判を本位とし、小判一兩に付銀何如

と稱したり、されど事實に於ては、小判の流通高少かりしを以て、通例月番兩替屋の賣買方手に打歩を拂ひて二朱金二分金等にて取引したりと云ふ、江戸京都等の金銀相場立も、大坂に倣ひて之を行ふに至れり、次に錢兩替は錢兩替屋に於いて其相場を立て、金一兩に付錢何貫文と稱したり、この相場に準據して兩替を行へり、而して兩替の外、爲替、貸出、預金等の事を扱へるは、錢兩替屋を除ける金銀兩替屋に限れり、是等は何れも手形融通にして現金取引にあらず、悉しくは爲替(カヘセ)の條を参照すべし、尤も爲替の出合全くなき時は現金送附をなす事なり、江戸大坂間には手板組と稱する飛脚業ありて、現金輸送をなせり、故に兩替屋は常に爲替の出合に注意し、市場に行きて爲替を買ふ事あり、爲替を賣買する市場は二番と稱し、本場は金銀賣買に限りて取引し、爲替は午後賣買を行ひしと云ふ、**所得**兩替屋は金銀賣買の中間にありて歩合を受く、例へば金一兩に付銀七十二匁の價を有する時は、之を七十匁に引換へて二匁を歩合として所得とするが如し、又兩替屋に預る金は無利足なるに、この金を流用して諸藩侯及び商人の資金に貸與し、以て其利を所得とす、その他兩替屋は、大抵藏屋敷に出入せしを以て、扶持を受くるもの多く、中には一人數藩の藏元掛屋等を兼ねしかば、其所得は莫大にして自然豪奢

リヤウレンゲ

ロツカークク

ロクサイワウシ

の生活を爲すものあるに至れり、増補の爲替(カヘセ)参看(兩替商沿革史、商事情報、問目並報告書案、大坂昔時の信用制度、芸窓雜載、大阪府誌、大阪市史)

**リヤウゲノクワン 令外官**

大寶令職員令外の官をいふ、即ち大寶以前の官にして、大寶令に除かれたるものと、大寶令後に新に置れたる官とを總稱す、令外官の書に見えたるは、續日本紀養老元年二月の條に、「制曰、除<sub>二</sub>造宮省<sub>一</sub>之外、令外諸司判官、例無<sub>二</sub>大少<sub>一</sub>、官品宜<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>令員判官<sub>一</sub>一人之例」とあるが始なり、官職秘鈔には、令外官として内大臣、中納言、參議、監物、主典、中宮職、内匠寮、文章博士、問者生、女醫博士、彈正大弼、伊勢齋宮寮、加茂齋院司、修理職、勘解由使、鑄錢司、修理宮城司、造寺使、防鴨河使、施藥院司、檢非違使、藏人所、按察使、秋田城、中國介、下國掾、左右近衛府、鎮守將軍、征夷大將軍等を擧げたり(官職難儀、官職秘鈔、續日本紀)

**レウシ 寮試**

貢舉(コウコ)を見よ、**連句** 連歌(レンガ)を見よ、

**レンゲワウシヤウ 蓮華往生**

江戸時代に日蓮宗の僧侶等が、民衆を貽き大なる蓮華臺を作り、其内に入れて往生を遂げしめるをいふ、出定笑語の附録に「寛政ノ始メニ、又カノ不受不施ノ輩、上總國ニ於テ黨ヲ集メ、蓮華往生ト云フコトヲシテ愚人ヲ歸依サセタコトガアル、其爲方ハ、一ツノ

大キナル蓮華臺ヲ作り、歸ベキ便モナイヤウナ愚人ヲ語合、ソノ蓮臺ノ上ニ載セ、僧ドモ大勢トリ巻テ、カノダマアダヲ露シク讀立ルト、ソノ蓮ノ花ビラガ苔ムヤウニ拵ヘテ、其上デ、カノ中ニ入テ居ル人ノ尻ノ當ル處ニ穴ガアケテアル、其穴カラ、槍ノヤウナ物デ、突通シテ之ヲ殺シ、能ク死終テカラ、花ビラヲ折イテ見ルト、往生シテ居ル體ニ仕掛タモノデ、扱ソノ往生ヲ見テ、法華經ノ奇徳ト思ヒ、人ノ信ジテ歸依スル者ノ益ルヤウニトテノ事デ有タガ、或者ソノ仕狀ヲ疑テ、ソノ往生人ニ成ソコトヲ願ヒ、密ニ鏡ヲ懐中シテ蓮華ノ中ニ入り、ソノ鏡ヲ尻ニ當テ居タル所ガ、下カラ突ダレドモ通ラズ、夫ヲ見届テ、訴人ニ出デ、是ヨリ其惡僧ドモガ捕ラレテ御仕置仰セ付ラレタ」とあるによりて、一斑を知るべし、(出定笑語)

**ロツカクダウ 六角堂**

頂法寺(チャウホフジ)を見よ、**ロクゲ** 六具 軍陣に携帯すべき必要な六種類の兵器をいふ、其種類に就きては異説多し、(一)今川大草紙には、指懸、鞭、簾、母衣、小旗、扇とし、(二)本朝軍器考には、甲、冑、頬當、小手、腰楯、腰當とし、(三)單騎要略には、大將の六具は、甲冑、直垂、太刀、白旄、策、團扇、單騎の六具は、甲冑、太刀、鎗、差物、鞭、扇、歩卒の六具、具足、首鏝、陣刀、脇指、籠手、

脚當、鎧の六具は、頬當、鉢巻、腰懸、佩盾、脇當、小手、身堅の六具は、鉢巻、忍緒、上帶、高紐、繰下緒、腰當緒を擧げた

**ロクサイニチ 六齋日**

毎月齋み慎むべき定めある六ケ日をいふ、即ち八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、三十日なり、令の制度にては、此日公私共に殺生を禁じたり、梵網經に「於六齋日年三長齋月、作殺生劫盜、破齋犯戒者、犯輕垢罪」と見え、聖徳太子傳曆には「此日梵王帝尺降見國政、故禁殺生、是仁之基也」とも見えたり、

**ロクデウノミダウ 六條御堂**

萬壽寺(マンジュジ)を見よ、

**ロクハラセイバイハフ 六波羅成敗法**

六波羅探題(ロクハラタンダイ)を見よ、

**ワウシンニ 王辰爾**

本姓は王、後姓を賜はりて船史と云ふ、午定君の二男なり、其先百濟人辰孫王、(一名智宗王)應神の朝、王仁と共に來朝して皇太子の師となり、其子太阿郎王(仁徳帝の近侍)玄陽君、午定君を経て辰爾に至る、**欽明**天皇の十四年七月、樟勾宮に行幸の際、大臣蘇我稻目勅を奉じて、王辰爾を遣して、船の賦を數へ録せしむ、即ち王辰爾を以て船の長となし、姓を賜うて船史と爲す、敏



ワウセ

遠天皇の元年五月、諸史を集めて、百濟の使者の齋らせる上表文を讀ましめらるゝに、三日を経て解き得るものなし、然るに辰爾之を讀み奉りしかば、天皇之を賞し給ひ、殿中に近侍せしむ、又高麗の上表文に、鳥の羽に記せるありて、讀むに術なきを、辰爾之を蒸して、帛に其字を復寫して讀みたりと云ふ(日本紀、續日本紀)

ワウセイフツコ 王政復古

徳川氏が長州再征の師を起すや、薩土越前宇和島をはじめ、有力なる諸藩は凡て之を不可となしたれども、幕府顧みず、遂に大兵を發して長防の境に臨みたりしが、兵勢振はず、藝州方面は、井伊榊原兩氏の先鋒まづ破れ、石州口方面は、濱田城陥り、九州口方面は長兵の逆襲を蒙る有様にて、主客其地位を轉倒し、幕府は寧ろ防戦の地位に立ちたれば、進んで之を征するに難く、さりとて退きて兵を解く能はず、いたくその行動に困みし折から、慶應二年六月將軍徳川家茂は、大坂の城中に薨じたり、是に於て徳川慶喜は、衆の推す所となりて、宗家を繼承したれども、また策の施すべきものなきがゆゑに、朝廷に奏上し、將軍の薨去を名として、休戦の令を布き、同時に勝安房守(義邦)を藝州に派遣して、長州の使臣と會見せしめ、休戦に關しての黙諾を得たり、幾もなくして、慶喜將軍となる、會々同年十二月孝明天皇崩じ給ひしに付、慶喜は更

ワウセ

に奏請し、天皇の崩御を理由として、出征の軍を收む、かく長州再征の軍は、事實に於て幕府の失敗に舉りしを以て、徳川氏の威勢全く地に墜ち、僅に殘體を保てるに過ぎざるに至れり、時に薩長の二藩は、攻守同盟を結び、連合の勢力を利用して、討幕の師を擧げんとし、密に藝藩を誘ふ、藝藩之に應ず、是に於て薩長藝三藩の連合成立し、機に乗じて兵を上國に出さんとす、よつて薩長の二藩士は、密に相議し、岩倉具視、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之によつて、討幕の密勅を賜はらんとを請ひ、遂に宸斷を経て、慶應三年十月十四日密勅は二藩に降り、是より先山内豊信は薩長藝三藩の連合を探知せると共に、幕府のものは政權を保有すべからざるを察したれば、十月三日書を幕府に呈して、政權を朝廷に奉還すべきを勸告せり、慶喜之を納れ、恰も密勅が二藩に下れると同日に、政權奉還の上表は朝廷に上る、翌日勅許あり、幕府茲に亡ぶ、然れども朝廷の規模はいまだ定らざりき、即ち諸大名に上京を命じ、廣く公論を取り、衆議を盡して、將來の國是を定めんとす、これ實に關白二條齊敬、及び賀陽宮朝彦親王(後に久通宮)等の計畫する所に依り、かの薩長二藩と聲息を通じたりし中山忠能、岩倉具視等の一派の干與せざる所なりき、而して中山、岩倉諸卿は心に討幕を期するがゆゑに、二條關白等

ワウセ

の爲す所を喜ばず、密に薩長二藩士を引見して、頗りに其計畫を進めたり、されど幕府既に政權を奉還し、諸大名にして慶喜の境遇に同情するものも、また尠からざるがゆゑに、暫く鋒鏑を收めて、時の來るを俟ちたりしが、薩藩士西郷隆盛、大久保利通は、維新の改革に於て、徳川氏の勢力を破壊するとの必要を認識し、諸大名の召集を以て不可と爲せるより、寧ろ討幕の精神を以て、一舉に大改革を行ふべしとて、岩倉具視等に説く所あり、具視等之に賛同せるを以て、更に藝州土州越前尾州の四藩を語らひ、五藩連合の勢力によりて、事を擧げんとす、議定るや、中山忠能は之を密奏して聖斷を得たり、是に於て十二月八日、具視はその本邸に五藩の重臣を召して、島津茂久(忠義)山内豊信、淺野茂勳、長勳、松平慶永、尾張慶勝に、九日参内すべき旨の御沙汰書を授け、且宮闕守衛に關する部署書を頒つ、此夜宮中に於ては、關白二條齊敬、賀陽宮朝彦親王以下、議奏、傳奏、國事掛并に在京の諸大名等集會して、長州處分等を議定し、長藩主毛利敬親父子、并三條實美等脱走の七卿の罪を許して、其官位を復し、入京を免するの事あり、岩倉具視また勅勅を免せらる(具視は文久二年に勅勅を蒙りしを以て、いまだ朝議に列するを得ず、幽蟄の身を以て、密に復古の大計に従へる也)九日の曉に及び、事畢りて衆皆退出せ

ワウセ

り、時に中山忠能、正親町三條實愛、長谷信篤、尾張慶勝、松平慶永、淺野茂勳も、その席に列りしかども、大舉の策あるを以てなほ残り留りて具視等の参内を待つ、會々具視は豊后赦免、即時復飾参内の勅命に接すると共に、衣冠を正して入朝し、中御門經之また参内す、是に於て具視は忠能實愛經之と共に御前に伏し、前日宸斷を仰ぎたる王政復古の大業は、今日を以て斷行する旨を奏上す、幾何もなくして、有栖川宮熾仁親王、山階宮晃親王、仁和寺宮純仁親王、(後また嘉彰親王といふ、即ち小松宮彰仁親王なり)、大原重徳、萬里小路博房、山内豊信、島津茂久、召に應じて参朝す、明治天皇御學問所に出御あり、諸臣を引見し、勅諭を賜ひ、王政復古の大號令を煥發せらる、即ち攝政、關白、幕府及び内覽、勅問御人數、國事掛、議奏、傳奏、守護職、所司代を廢し、假に總裁議定参與の三職を置く、よりに有栖川宮を總裁に仁和寺宮、山階宮及び忠能、實愛、經之、慶勝、慶永、茂勳、豊信、茂久を議定に、重徳、博房、信篤、具視、橋本、實梁を参與とし、なほ五藩をして、その藩士の参與たるべきもの各三人を選舉せしむ、(十二日に至り、尾藩士丹羽淳太郎、田中國之輔、越前藩士中根雪江、酒井十之丞、毛受鹿之助、土藩士後藤象二郎、神由左多衛、福岡孝悌、薩藩士岩下方平、西郷隆盛、大久保利通、藝藩士

ワカン

辻將曹、櫻井與四郎、久保田平司等、参與となり、程經て尾藩士荒尾甚作また参與となる、)此日更に攝政二條齊敬、賀陽宮以下公卿二十六人を罰す、並に皆佐幕派の人なり、朝廷全く交迭して勢力は總裁議定参與に歸したりしが、其實權を掌握したるは、岩倉具視と大久保利通となりき、越えて十四日王政復古の事を列藩に布告せり、されど之が爲に、いたく徳川氏君臣の不平を醸し、遂に鳥羽伏見の戦を激成し、轉じて戊辰の大亂を生ず、明治元年の冬亂全く平ぎて、四海王化に服すると共に、其前後に於て大にまた職制を改革し、尋で版籍奉還、廢藩置縣の舉あり、復古の大業はじめて成る(トバフシミノタ、カヒ、ハンセキホウクワン)「ハイハンナケン」(参看(孝明天皇紀、岩倉公實紀、大久保利通日記、丁卯日記、戊辰日記、明治史要、續徳川實紀、廣島藩事蹟要録、防長回天史、嵯峨實愛手記、三世記事略、土佐藩諸家記録抄、島津久光公實紀)

ワキタ

ワカンレンク 和漢連句 連句の一種、和歌の上句又は下句に、五言の詩句とを連ねたるものをいふ、之を反對に詩句を前にして、之に和歌の句を連ねたるものを漢和連句と稱す、要するに句が歌なること詩なることによりて、其名を異にするものと知るべし、「忍ふ夜は雨も中々便にて」とあるに、「沙濕履無聲」と連ねしは和漢連句、(月又雅遊興」とあるに「まくらに近し夜は秋風」と連ねしは漢和連句の一例なり、枕草子に、頭中將藤原齊信が「省花時錦帳下(白氏文集に出づ)と書きて、末は如何に」と責めたるに、清少納言が「たとくしきまんなにて書きたらんも見苦し」とて、其奥に「草のいほりを誰が尋ねん」と記したること見えたるは、其淵原を爲すものなるべし、然れども連句としての様式の備はりしは鎌倉時代にして、室町時代には特に盛に行はれたり、江戸時代に至りて全く衰ふ、「レンク」(参看(一話一言、連歌辨義、康富記)

ワキタ

ワキダイシヤウ 脇大将 武家に於て、常に主將を助けて軍務を攝する者をいふ、武家名目抄に「脇大将といへるは、一門にもあれ、家人にもあれ、威權ある人の首將に並びて軍務を攝するものをいへり、其所職大かたは副將に似たれど、副將は臨時に定むるが如く、常に其人からによりて、よべる稱呼なれば、わづかの差別なきにあらず」といへり、天正事録に「明智(光秀)ハ正立寺ノ城へ逃入ル(中略)又脇大将ニ成テ取持タル齋藤内藏介生捕、則京都ヲ車ニ乗テ引、明智日向が頭ト一所ニ、栗田口ニ礫ニ被ニ懸置一也」と見ゆ、戦國時代に行はれしものなり、

ワキタ

ワキタテ 脇楯 鎧の名所、鎧の胴の右脇即ち引合の所のあきを塞ぐ具をいふ、



ワキテワジン

ワキテラ 脇寺

海龍王寺(カイリユウワウジ)を見よ、

ワジン 倭人

支那の古書に、當時の日本住民を指せる稱をいふ、抑「倭」の名稱は古く山海經に「南倭北儂屬燕」とあるを初見とす、尋て漢書地理志に「樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲次來獻」と見え、後漢書東夷列傳には、詳細なる倭人の記事あり、光武帝紀中元二年の條には「倭奴國奉貢朝賀、使人自稱曰大夫、光武賜以印綬」とあり、かつこの金印なるもの、天明二年志賀島より發見せられたり(委奴國王印キドコクワウノイン參看)然れども後漢書の記事は、魏志を祖述せるものなれば、魏志倭人傳を以て典據とするを至當とす、而して同書に見えたる倭人、女王卑彌呼、耶馬臺等に關しては、古來より異説多けれども、大別して大和説と九州説と爲すを得べし(一)大和説 日本書紀には卑彌呼を神功皇后に、耶馬臺を大和に擬せり、大和説の淵源する所遠しといふべし、かくて江戸時代に至り、松下見林の異稱日本傳、また同説を唱へしが、明治時代に及びては、内藤湖南博士(藝文「卑彌呼考」)、三宅米吉博士、笠井新也氏、山田孝雄氏等之を主張すと共に(考古學雜誌)考古學の發達は、更に遺跡遺物の研究を促し、考古學の見地よりして、耶馬臺即ち大和なりとの説を建つるもの富

ワジン

岡謙藏、高橋建自、梅原末治の諸氏あり、(二)九州説 本居宣長は馭戎慨言の中に、卑彌呼が女王と稱したるは、筑紫の土豪の僭稱なりとし、鶴峰茂申は魏國僭僭考に、この説を敷衍し、女王國は魏國にして今の大隅國なりといふに至れり、明治時代に至り、菅政友の漢籍倭人考、那珂通世博士の日本上古年代考、吉田東伍博士の日韓古史斷、久米邦武博士の日本古代史等は何れも九州説を主張し、白鳥庫吉博士の卑彌呼考出づるに及び(東亞の光橋本増吉氏(史學雜誌)喜田貞吉博士(歴史地理)等之に和するもの尠なからず、一時九州説學界を風靡するの勢ありしが、考古學的研究の發達は畿内説の勃興を促し、兩説對立の狀を呈せしむるに至れり、倭人の占居せる位置及び範圍は、魏志によるに三十國あり、其の大部分は女王卑彌呼の管轄に屬し、一國は男王に屬す、その地名左の如し、  
狗邪韓國(加羅) 對馬國 一支國(壹岐)  
末盧國(松浦) 伊都國(怡土) 奴國(灘、那珂) 耶馬臺國  
不彌國(宇瀨) 投馬國  
斯馬國 已百支國 伊邪國  
郡支國 彌奴國 好古都國  
不呼國 姐奴國 對蘇國  
蘇奴國 呼邑國 華奴蘇奴國  
鬼國 爲吾國 鬼奴國  
邪馬國 躬臣國 巴利國  
支惟國 烏奴國 奴國

ワジン

狗奴國  
これに關しては學者間の異説多く、いまだ定説を見ず【時代及民族】卑彌呼が魏に使者を派遣せる景初二年は、皇紀八九八年即ち神功皇后攝政の三十八年に當りたれども上代紀年の訂正を要すべきものに鑑み、假りに六百年を短縮して推算せば、卑彌呼の治世は崇神垂仁兩朝の頃なるべし、然るに考古學者等は畿内文化の意外に古くして、金石併用時代迄も遡り得べしとなし、從つて倭人が畿内に存在せしとすれば、それよりもなほ古き時代ならざるべからずと主張せり、又倭人が果して大和民族なるや否やに就ても諸説あり、畿内説は當然大和民族と同系なりと稱すべきも、九州説は然らず、且つ倭人の風俗習慣、何れも大和民族の古代のそれと異なるものあるを論じ、喜田博士は南方系のものにして、隼人に關係深きものなりといひ、又西村眞次氏はこれを「インドアジア」に比定し、たゞ女王のみを以て大和民族なりとなし、(國民日本史)中山太郎氏は土俗學的考察より、現代及び過去の日本人の土俗が倭人傳のそれと大差なき事をのべて近畿説を主張せり【倭人の文化】その政治組織を見るに、幾多の小國に分裂せりとはいへ、概ね耶馬臺國の女王の管轄に屬せるは明かなり、且つ女王は魏國へ向つて使者を派し、貢物を献上し、又魏王より贈遣ありしをおもふに、女王の勢力は強大にして、相當の統治權を有したるものゝ如

ワジン

し、次にその風俗を見るに、男子は皆黥面文身し、海に入りて魚蛤を捕ふと見えたり、黥面のことは猪甘部、鳥養部、飼部、久米部等の間に行はれたれども、日本民族共通の習慣にあらず、故に鳥居龍藏博士は、これを哀牢夷の文身と比較して、同様なるべしと説き、有史以前の日本、喜田貞吉博士は、彼等が朱丹を塗附する風あるを見て、これを日本書紀神代卷の火關降命の物語と對比し、且埴輪土偶に朱を塗れるもの存するに徴して、當時朝廷の近習に隼人の多かりしを説けり、次に服飾を考ふるに、男子は無帽結髮、女子は垂髮或は結髮し、衣服は男子は袈裟掛式、女子は貫頭衣式衣物を着せしが如く、この例は埴輪に徴するを得べし(埴輪の「ハニワ」參看) 産業に於いては、禾稻、紵麻を植ゑて農耕に従事したれども、牛馬虎豹鶴の如き動物は存在せざりき、但牛は明徴なきも、馬は貝塚(尾張熱田町)より其の骨の出土せるより、日本の古代にも馬の存在を認むるものなきにあらず、然れども恐らく當時、倭人の占居せる地方には存せざりしものなるべし、次に武器に關しては、矛、楯、弓を使用し、箭は竹、鐵、骨にて製作せられたり、又日常の生活狀態は、何れも冬夏菜食をなし、徒跣にして屋室を有し、父母兄弟皆別居せり、食事は籩豆の如き容器に入れて手にて食す、葬儀に關しては、棺に死體を入れ土を盛つて塚をつくり、十餘日哀をなし、肉

ワジン

を食はず、他人はこゝに於て歌舞飲酒す、これは一種の宗教的儀式なるが如し、葬後は皆水中に入りて穢をなす、これ等は一般日本人間にも見る風俗なり、宗教狀態は頗る幼稚なるものにして、彼等の内には一種特有の巫覡存し、常に身を正しくして婦人に近づかず、之を持衰と稱せり、疾病暴害等加はる時は、これ持衰の不謹慎なりとて迫害をなす、平常は之に對して絕對に信奉せり、卑彌呼が首長たり得たるも、この巫道(鬼道)に通じたるが故なり、吉凶を占ふには骨を灼いて卜す、これ等の事實も太古日本民族に存せし狀態なり、その他大人に對する賤者の態度は頗る崇敬の念を表はし、婚姻は一夫多妻制なり、從つてこの刑法も輕く、犯罪者も尠なし、經濟上より見れば、當時一定の租税を徵收し、國々には市ありて有無を交換し(物々交換)、大倭をして之を監せしめり、大倭につきては種々説あり、普通は魏國が大倭をして之を監せしめたりと解くも、喜田博士は女王が大倭をして監せしめたりと解く、以上を通じて見るに倭人の文化は、頗る原始的なる狀態にして、隣國支那と比すれば甚しき相違あり、然れども他面には統一ある國を組織し、支那文化を吸收し、社會の設備も相當に進歩せるなり、故に又その風俗習慣等が、紀記等に現はれし日本民族上古のそれと一致せざる點も存すれども、やがてこの倭人の文化は、

ワタドワダヨ

大和民族に對して精神上物質上の好影響を與へたる事は、否定すべからず、なほ埴輪の耶馬臺(ヤマト)卑彌呼(ヒメコ)參看(東亞の光、史學雜誌、藝文、異稱日本傳、日本文化史、日本古代文化等)  
ワタドノ 渡殿 殿舎と殿舎との間を連絡して往來に便にせる廻廊をいふ、「ワタドノ」の略稱なり、公家武家神社等の建築には多く用ゐらる、廻廊の格子に透垣を設けたるを透渡殿と稱す(和訓栞、類聚名物考、武家名目抄)源氏物語に「しん殿のひんかしおもて、はらひあけさせて、かりそめの御しつらひしたり(中略)ひとくわた殿より出たる、いづみへのぞきみてさけむ」など見えたり、  
ワタヨシモリ 和田義盛 名源小太郎 三浦義宗の子 義盛相模國三浦郡和田に住す、因りて氏となす、源頼朝石橋山に兵を擧ぐるや、叔父義澄等と之に赴く、途に頼朝敗奔すると聞き軍を回へず、畠山重忠路に在り、義盛徑ちに重忠の陣を過ぎり終に小坪に戦ふ、重忠の部將本田親恒、榛澤成清と議して和し、衣笠城に遷り入る、一日を隔て、重忠、江戸葛西の族と來り攻む、三浦黨拒ぎ戦ひて利あらず、義明八十餘歳を以て壯烈なる最後を遂ぐ、義盛兄義澄等と夜に乗じて安房に走り、海上に頼朝に遇ふ、義盛頼朝に謂て曰く、鄙語に云ふ食を願はんものは器を先にすと、往



歳上總守藤原忠清東國侍奉行を領す、諸士日夜其門に伺候し、威權甚だ重し、義盛常に欲羨す、異日君大功を成さば、願くは此の職に補せられんと、頼朝笑つて諾す、東國漸く平らぐに及び功を論じ賞を行ふに當り、舊約の如く義盛を擯て侍所の別當とす、是より征討の軍議に預り知らざるはなし、後源義經及び源範頼に従ふ、軍事に參畫す、壇浦の戦に義經に隸し、部下の兵を率ゐて陣を離れ、親ら弓矢を執りて遙かに海上の船を射る、一矢不知盛の船舷に着く、箭幹甚偉なり、知盛見て大に駭く、義盛大に其能に誇り、扇を揚げて海上を麾く、知盛仁井親清に命じて之を射さしむ、矢義盛が兜を汰して後騎を傷く、軍中却て其敵に射らるゝを笑ふ、義盛之を恥ぢ、輕舸に乗じて進み射る、殺傷する所多し、文治五年頼朝に従ひて藤原泰衡を攻めて熱借山の軍を破る、泰衡の庶兄西木戸國衡退き走る、義盛追ひ射て其左胸に中つ、國衡創を被りて走ら、畠山重忠の部下其首を得て之を獻す、頼朝甚悦ぶ、義盛進んで曰く臣射て之を殺すと、重忠服せず、頼朝命じて國衡が鎧を取り之を檢せしむ、鏃孔甚大也、他人の及ぶ所に非ず、重忠敢て争はず、建久元年頼朝京師に朝し、奏して幼臣十人を官す、義盛右衛門尉に任ぜらる、數年にして又食邑増加せらる、結城朝光、梶原景時の爲めに讒せらるゝや、義盛等勳舊の將六十六人連名書を作りて其誣枉を辨ず、景時の罪狀

を上り、頼家に啓せんとを請ふ、廣元之を和解せんと欲し、過めて通ぜず、義盛其遲滯を詰り聲色俱に厲し、廣元依りて書を上る、景時之に由りて遂に誅せらる、承元二年義盛上總國司に任ぜられんとを請ふ、實朝政子に稟す、政子之を抑留す、蓋し北條義時の所爲なり、依りて實朝猶豫して決せず、義盛再び廣元に就て請ふ、詞甚だ激甚、實朝我思ふ所あり、姑く之を俟てと、義盛喜びて謂らく必ず望む所を得んと、而して三年終に其望を得ず、依りて怏々として樂まず、實朝嘗て戎事に老練なる者を選びて顧問に備へんと欲し、特に北面に候せしむ、義盛其選に當る、建保元年、泉親衛北條氏を滅さんと謀る、義盛の子義直義重姪胤長之に黨す、事覺はれて執へらる、義盛時に上總伊北館にあり、變を開き馳せ歸りて、直に幕府に上謁し、自ら己の家の功勞を敘して二子の罪を贖ふ、實朝之を釋す、義盛大に悦びて出づ、明日又宗族九十八人を率ゐ幕府に詣り、南庭に列し廣元に就きて切に胤長を赦さんとを請ふ、實朝其首謀たるを以て聽かず、北條義時金窪行親等に命じて胤長を縛して法吏に屬せしむ、三浦の黨盡く之を觀る、義盛深く之を愧ぢ、門を杜ぢて出でず、胤長遂に陸奥に謫せらる、其弟在柄に在り幕府に近くして出入に便なり、近臣多く之を得んと欲す、故事第宅を没すれば皆な其同族に賜ふ、故に義盛も五條局に就て之を請ふ、實朝之を聽るす、大に悦び人を

して其家を守らしむ、幾もなく北條義時に賜ふ、義時、行親をして義盛の守者を逐ふ、義盛聞て怒る、是に由りて義時を怨むと日に深く、潜に北條氏を滅さんとを圖る、一族三浦義村、親族土屋義清、横山時兼、古郡保忠等皆之に黨す、時に流言嗾々として、内外疑懼す、實朝人を遣はして之を宥む、義盛仍て恩遇を感じて異圖を止む、既に謀兵の根本に擬せらる、蓋し義時之を激するなり、義盛愈々義時を怨み兵を擧げんとす、實朝橋公氏を其第に使用して更に之を諭さしむ、義盛公氏に謂て曰く、吾家は故將軍の恩遇優渥を受く、豈に叛を謀らん哉と、時に保忠義秀等内に在りて器仗を檢閲す、公氏粗々之を察し、還りて狀を告ぐ、是に於て幕府令を下して將士を召集し、再び義盛を諭し、兵を罷めしむ、義盛報じて曰く、衆議既に決す、臣が力の能く制する所に非ざると、後ち數日兵を擧げ、義時廣元の家を攻む、既に謀兵の四方を圍む、義時、實朝を奉じて出でて之を避け、子泰時をして拒がしむ、義盛の兵殊死して戦ふ、昏より曉に至りて勝敗決せず、泰時衆を勵まして力戦す、義盛兵疲れ矢盡きて軍を前濱に退く、府兵勝に乗じて追撃し、其糧道を絶つ、義盛飢困す、會々横山時兼兵を率ゐ來り援ふ、義盛の兵又振ふ、撃ちて府兵を走らし復幕府を攻めんと欲す、泰時時房等分れて諸路を扼す、義盛進むと能はず、會々

義直戦死す、義盛哀悼して曰く、吾事已みなん、戦勝つも何をか爲さんと、神思昏迷し、江戸能範の從兵の爲めに殺さる、年六十七、軍遂に潰敗し、一族殆戦死す、時に建保元年五月四日なり（吾妻鏡、明月記、大日本史）

**ワニ** **壬仁** **古事記和通吉師に作る**  
漢の高帝の後にして、其祖狗の時百濟に移住す、壬仁の孫を阿浪古首と云ひ、書首、文忌寸、武生宿禰、古志連、栗柄首、櫻野首等皆壬仁より出づ、應神天皇の世、百濟の使者阿直岐能く經典を讀む、太子菟道稚郎子之を師とす、天皇阿直岐に問うて曰く、汝國の博士にして、汝に賢れるものありや、對へて云ふ、壬仁なるものあり、帝即ち荒田別巫別を遣して之を徵す、壬仁來朝して論語十卷千字文一卷を獻す、皇太子之を師として典籍を學び給ふ、壬仁能く和語に通ず、仁德天皇即位の際、和歌を作りて之を賀す、歌に曰く、「なにはつにさくやこのはなふゆこもりいまをはるへとさくやこのはな」世に陸奥采女の安積山の歌と并稱して和歌の父母となす、履中の朝齋藏の傍、更に内藏を建て、官物を分收せらるゝや、阿知使主と壬仁とをして、其出納を記さしめらる、其後なる西文首は、阿知使主の後なる東文直と共に、各其部民を率ゐて、文事を世襲し、我國の文獻發達の上に大に力を效したり、古事記に、王

仁來朝の時、論語十卷、千字文一卷を獻すと記せるに就て、學者間に議論あり、鳥田重禮氏は、論語は經文のみにては十卷あるべからず、且古は之を計るに、幾篇と稱して幾卷と云はず、記に十卷とあれば、鄭玄の註本なるべしといへり、千字文に就いては、周興嗣の次韻本は、此時未傳はるべからず、其前の千字文ならんと云ひ、又古事記傳には、實は後に傳來なるを、後に世間に行はれし故に、之を應神の朝に壬仁が渡來せし由に語り傳へしなるべしと云ひ、萩野博士は、古事記の年代に重きを置かざらんには、之を周興嗣の本とせんも、妨なかるべしと云はれたり（古事記、日本紀、大日本史、大日本通史）

**ワニゲ** **鰐口** **神社佛閣の入口**  
に懸けておく法具の一、參詣者が之を鳴らして祈念する用に供す、神社啓蒙に、神代に彦火々出見尊が巨鰐に乗り給ひし故、後世それに因みて神社に懸けたりと述べ、和漢三才圖會に、「裂口形似鰐首故名之乎」と記す、蓋し後者の説正しかるべし、桂林漫錄に、京都壬生寺の鰐口を記す、その銘に「地藏院奉鑄金鼓壹口、正嘉元丁巳五月廿九日鑄物師大工大和權守土師宗貞」とあり、これによれば、鰐口は正しくは金鼓と稱すべきなり、然れども令義解には、「証者稱すべきなり、又興福寺觀禪堂の鐘銘に「金鼓也」とあり、又興福寺觀禪堂の鐘銘に「金鼓仁風」と書せる故、往時金屬製の

樂器を、一般に金鼓と稱せしものなるべし、金鼓は又金口とも書けり、土佐國妙光寺鰐口の銘文に「放口寺社頭公口康正二年子八月廿七日」と刻せり、枕草子に「花など折らせて待ひ來て、細やかなるものなどぐして、ごんくうつこそおかしけれ」とあり、和泉式部集、拾遺和歌集何れも「ごんく」の記事あり、果して鰐口と同様なりや否やは疑問なり、なほ土佐國細勝寺の鰐口には「奉施入丹波國水上郡柏原莊平井村極樂寺鈺也」とあり、故に鈺も鰐口の別名なりしならん鈺は「器也送死人」とある故、支那に鰐口と同様なる葬具用の金屬器ありしや、或は鈺字の誤りなりや不明なり、**鰐口**材料より分ければ銅製と鐵製とあり、關西地方には鑄鐵の物多く、關東地方には青銅を普通とす、形狀は平面圓形にて、側面上部に耳を附し、下部に間隙穿入す、周圍に帶狀の稜面あり、これに接して銘を刻す、大き直徑二三寸より二尺以上に及ぶ、倭訓栞には、上野國宮城之社に徑六尺の鰐口あることを載せ、雲錦隨筆には、讚岐國象頭山萬燈堂の緣側に、徑四尺餘厚み二尺の鰐口を記す、兩者果して實在すれば最大なるものなるべし、厚さは時代によりて相異あり、數寸より一尺を越ゆるあり、何れもその徑に應ず、銘は奉納の社寺名、檀那、別當の名、及び奉納の時日を記す、下總戶崎郡淺間社の鰐口に「下總國戶崎郡富士淺間大井鰐口檀那臣



















## 國史大年表凡例

- 一本表は、もと國史大辭典の參考として編纂したるものなるが、更に増補訂正を加へて之を刊行することゝ爲したり。
- 一本表は紀元元年より現今に至る二千五百八十五年間における史的事實を、簡明に知らしむるを目的とせり。
- 一本表には、紀元、年號、干支、月の大小、天皇皇族の御動作、歷史上必要なる公家武家の進退、重要なる史實及び支那、朝鮮、西洋の年紀等を記載したり。
- 一月の大小は、歴史考究上に、最も必要なれば、大の月、閏の月、及び正月朔の干支を記載せり。明治六年以後は、大小閏月一定せるを以て之を略したり。
- 一天皇及び皇族の事項は、皇室欄を置き、踐祚、即位、行幸、讓位、崩御、御所及び皇后、皇子の御動作等を記し、先皇ある時には、野を劃して皇太后、女院等を併せ記したり。
- 一公家の事項は、公家欄を置き、大臣以上、及び著名なる人の任免、薨卒を記載し、明治十八年内閣制定後は、政府欄を置き、總理大臣以下要職を帶したる人の任免、薨卒のみを記したり。
- 一武家の事項は、武家欄を置き、將軍及び幕府の要職、其他著名なる人の任免、薨卒を記



載したり。

一幕府は、従來源頼朝征夷大將軍となりし建久三年を以て始めと爲せど、當時の慣例、幕府又は幕下と稱するは、近衛大將にして、近衛大將たるものは、政所侍所藏人等を置き、家司を任補したり。源頼朝も之に倣ひ、建久元年十一月大納言大將となりしを以て、明年正月政所問注所侍所を置き、別當寄人以下を任命し、命令の如きも、前右大將政所より下知し、鎌倉幕府初めて成立せり。因りて今は建久元年を幕府の始めとし、武家欄の首と爲したり。

一重要事項は、雜欄を置き、皇室、公家、武家等の諸欄に屬せざる史的事實を記載したり。一雜欄には、月の異りたる毎に◎符、同月にて二項以上の事實ある時には、○符を用ひて之を區別したり。

一支那、朝鮮の年紀は、専ら歐亞紀元合表を基とし、傍ら諸書を參考して記載したり。一推古天皇以前の年紀は、古史に違算ありて、支那、朝鮮の年紀と符合せざることは、既に學者間の定説なり。然れども其年代一定せざるを以て、姑く舊説に従うて對照せり。

一本表には、便宜上文字を省略したるものあり。即ち左の如し。

攝政	關	關白	太	太政大臣	左	左大臣
右大臣	内	内大臣	政執	政所執事	問執	問注所執事
北六	北六波羅	南六	南六波羅	老	老中	老中格
藤原	藤原	總理	內閣總理大臣			

一本表は、務めて正確を期したれども、編纂者の淺學なる、或は誤謬あらん事を恐る。儻し諸賢の示教を賜はらば幸甚なり。

一本表編纂に就いては、山田安榮、公田連太郎、伊藤千可良三君の助力を得、更に今次の増訂に就きては、澤田章、宮良當壯二君の助力を得たり。謹で謝意を表す。

大正十四年九月

編纂者識す



歴代索引

履中	仁德	應神	仲哀	成務	景行	垂仁	崇神	開化	孝元	孝靈	孝昭	孝安	孝昭	懿德	安寧	綏靖	神武
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
舒明	推古	崇峻	用明	敏達	欽明	宣化	安閑	繼體	武烈	仁賢	顯宗	清寧	雄略	安和	允恭	反正	皇極
一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六
淳和	嵯峨	平城	桓武	光仁	稱徳	淳仁	孝謙	聖武	元正	元明	文武	持統	天武	弘文	天智	齊明	孝徳
三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四
白河	後三條	後冷泉	後朱雀	後一條	三條	一條	華山	圓融	冷泉	村上	朱雀	醍醐	宇多	光孝	陽成	清和	文徳
五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四
後宇多	龜山	後深草	後嵯峨	後堀河	仲恭	順徳	土御門	後鳥羽	安徳	高倉	六條	二條	後白河	近衛	崇徳	鳥羽	堀河
七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二
後奈良	御柏原	後土御門	後花園	稱光	後小松	後圓融	後光嚴	崇光	光明	光嚴	後龜山	長慶	後村上	後醍醐	花園	後二條	伏見
九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇
大正	明治	孝明	孝孝	仁孝	光格	後桃園	後櫻町	桃園	櫻町	中御門	東山	靈元	後西	後光明	明正	後水尾	後陽成
一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇

日本年號假名索引

和仁	萬曆	曆治	久長	係承	承祚	延觀	(永)	政永	貞元	元和	(安)
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
德和	(應)	享寶	文徳	元慶	應久	長喜	(延)	祿正	享徳		
一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四
永嘉	正應	曆安	永元	治和	平保	(康)	仁永	安長	保		
二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六
嘉禎	承祚	(嘉)	慶元	(嘉)	吉嘉	(嘉)	應嘉	嘉	保嘉		
三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八
和保	祿徳	(享)	壽安	(久)	祿嘉	(嘉)	曆嘉	嘉	保嘉		
四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇
長雲	(慶)	應觀	政延	保文	永正	元喜	治徳	仁弘	和弘	平寛	(寛)
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二
仁久	永慶	(元)	元乾	徳武	治長	保曆	永仁	久建	(建)	應安	
七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四
國(興)	化治	和安	長仁	(弘)	治文	祿和	徳中	弘徳	亨徳	應	
八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六
徳保	長慶	平中	和安	應元	嘉治	曆正	(正)	徳至	(至)	護景	(神)
九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八
徳保	長慶	平中	和安	應元	嘉治	曆正	(正)	徳至	(至)	護景	(神)
一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇



